

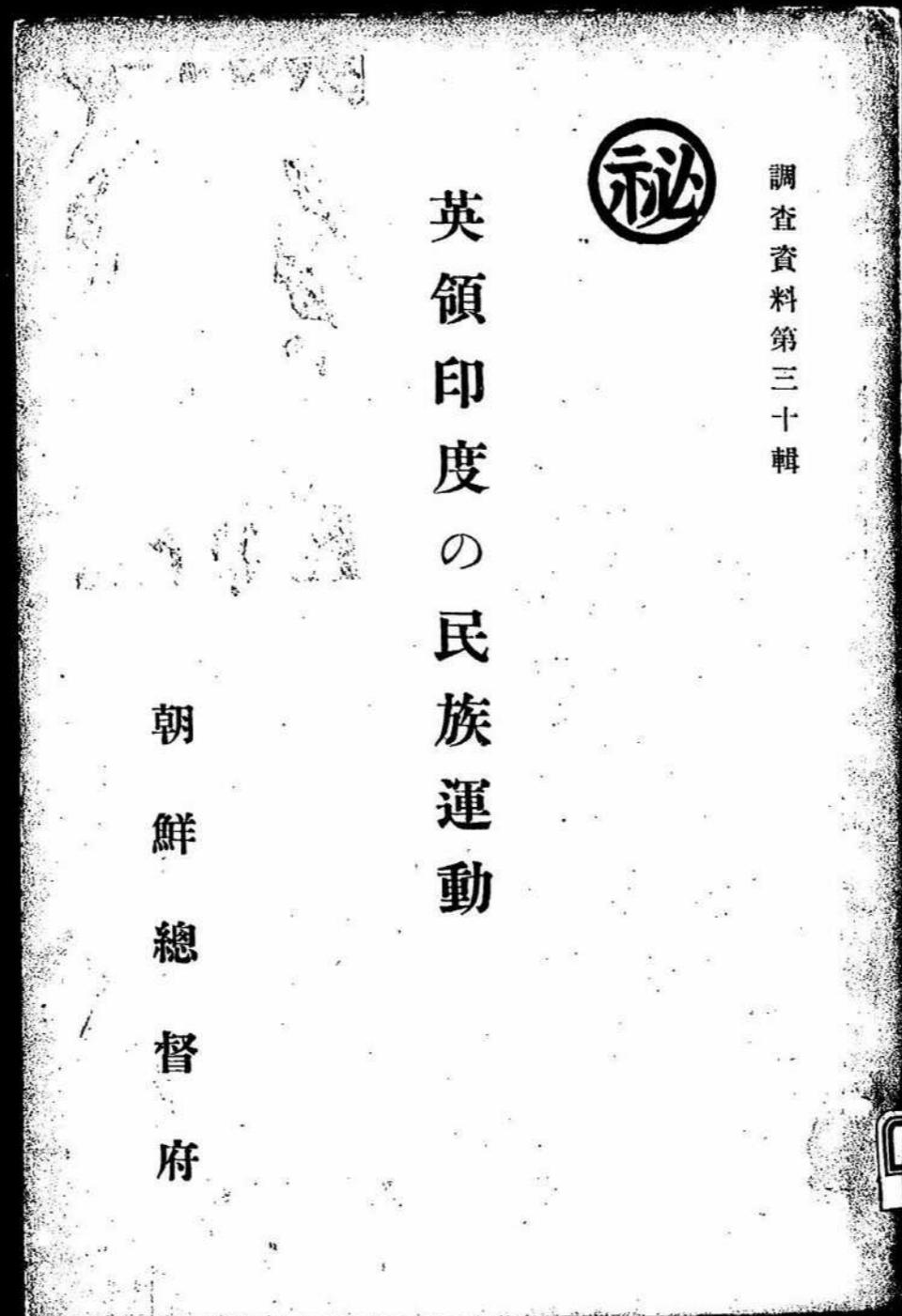
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

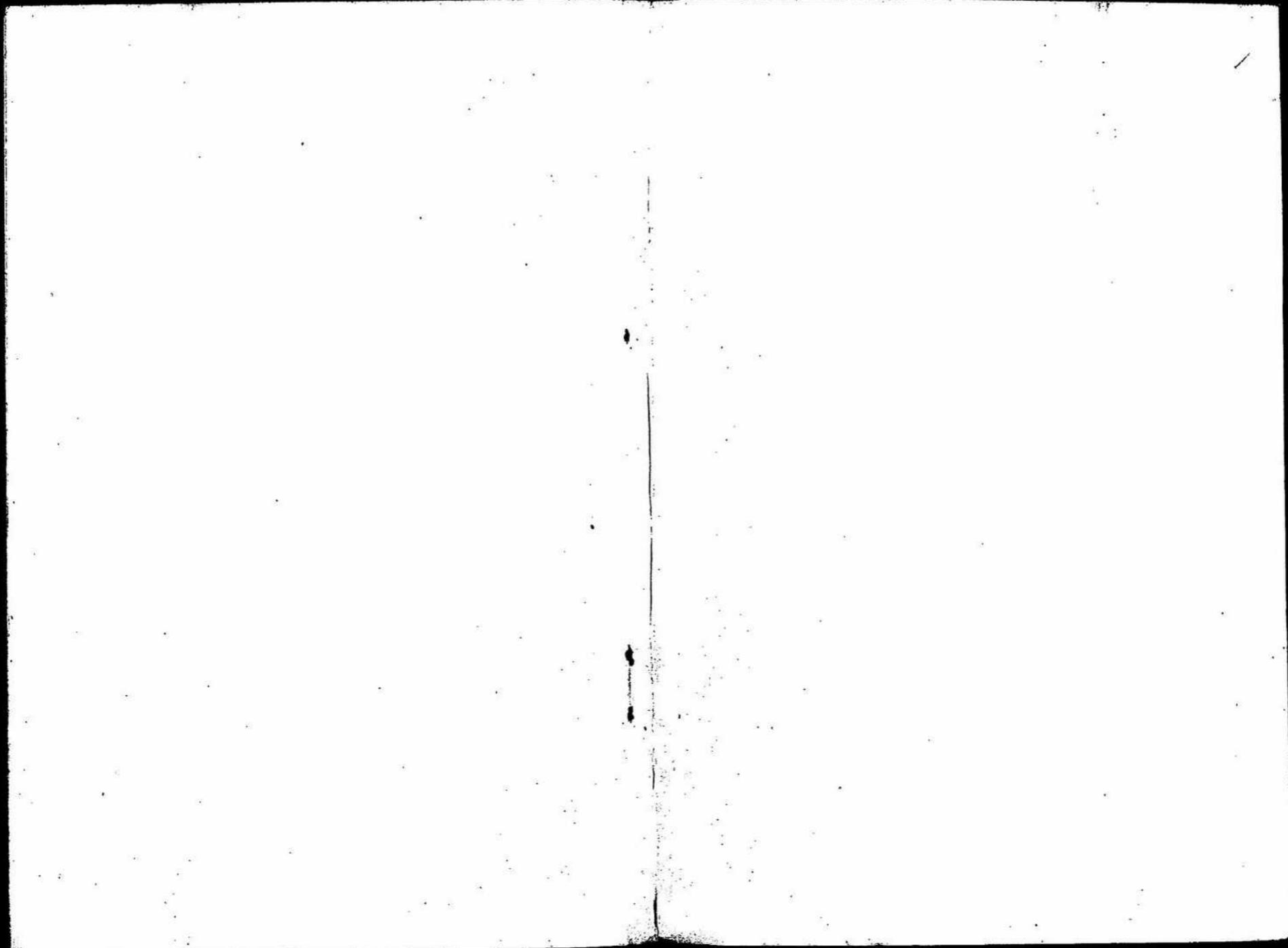


調査資料第三十輯

英領印度の民族運動

朝鮮總督府





305
11

調査資料第三十輯

英領印度の民族運動

朝鮮總督府

内閣文庫
七ハラノセ号
和
書

本書は英領印度に於ける民族運動の概略を記述したるものなるも、隨時入手したる資料に依りたる爲、年代に依り或は簡略に過ぎ或は詳細に過ぎ、又英國側の觀察と印度側の觀察とを混淆し、體裁雑多を免れざれども、略印度の自治運動乃至獨立運動の輪廓を認め得べきが故に、参考の爲印刷に附することとせり。

昭和五年三月

朝鮮總督官房文書課

英領印度の民族運動

目次

第一章 印度の概観

印度は古い國である

英國の統治

農業國

農業國

農村の事情

教育

土藩國

土藩國

第二章 民族運動の起る前

英國統治前の印度政界

日 次

現在の統治理想の形成	一五
西洋教育が政治運動の淵源	一九
新教育歓迎さる	一〇
叛亂の原因	一一
叛亂の失敗と回教徒	一四
新しき印度統治方針の宣明	一五
始めて印度人を統治に參與せしむ	一五
新問題に向つて進む	一六
新教育を受けたる階級の思想	一七
印度語の新聞紙	一八
ギークトリア女皇印度皇帝となり勅諭を下す	一九
イルバート法案論争とリボン卿	二〇
民族運動の濫觴	二一

第三章 初期の政治運動

一八八五年頃の一般の状況	四三
第一回印度国民議會	四三
第二回印度国民議會	四七
回教徒参加せず	五〇
國民會議運動の其の後	五三
國民議會に對する政府の態度	五六
革命運動の徵候	五六
バル・ガンガダール・チラック	五六
デリーの即位祝賀式	五六
カーラン卿の教育改善	五六
行政區割變更問題	五六
カーラン卿の統治	五六

第四章 印度の不安

一九〇五年の國民議會	一九
行政區劃變更問題益惡化す	一九
ヴィヴエカナンダ氏の教訓	二三
ベンゴールの不安増大す	二六
一九〇六年の國民議會	二九
國民議會の分派	三一
革命運動の萌芽	三九
回教同盟の設立	三九
モーレイ・ミントー兩卿の改革	一〇三
ゴクヘル	一〇三
藩王の勢威	一〇九
モーレイ卿の印度事務大臣とミントー卿の印度總督	一一二

第五章 大戰初期の印度

一九一〇年の國民議會	一二三
英國皇帝の印度訪問	一二四
首都をデリーに移す	一四五
官吏制度調査委員會	一五八
回教同盟の其の後	一五八
革命的犯罪の續出	一五三
戰前の政界	一三三
大戰勃發當時の形勢	一三五
ゴクヘルの死	一三八
一九一五年の國民議會及回教同盟	一三九
ベザント夫人	一三三
印度は平穏	一三三

ハーディング卿任を去る	一四
メッカのシャリフと印度	一四
ベンゴールに於ける革命犯罪	一三
自治運動	一三
一九一六年十月の改革案覺書	一三
一九一六年年頭に於ける政治諸集會	一三
一九一六年國民議會	一三
一九一六年回教徒同盟大會	一三
此等の會議の一般的傾向	一三
第六章 印度統治の改革	一九
一九一七年頃の一般の狀況	一九
工業調査會の成立	一九
契約移民の廢止	一五

一九一七年二月の立法會議に於ける總督の聲明	一四
綿絲布輸入税の引上げ	一七
出版法論争	一七
ペザント夫人に對する保安處分	一七
英帝國戰時會議に印度代表者の列席	一七
印度事務大臣印度政策を聲明す	一七
一九一七年九月の立法會議	一七
アラード暴動	一七
印度事務大臣印度を訪ふ	一七
デリーの戰時會議	一七
ガーンヂ	一七
モンタギュー・チャルムスフォード改革案報告書の公表	一七
改革案報告書に對する批評	一七
新統治法施行さる	一七
目 次	二〇
七	二〇

新議會開院式	八
--------	---

第七章 ローラツト法と非協同運動

暴動調査委員會調査報告の公表	二五
當時の一般的な状況	二九
民族主義者の活動	三〇
帝國立法會議開かる	三一
カルカッタの暴動	三四
稳健派の會議	三七
一九一八年年末の政治的諸集会	三九
十二月集会の結果	三一
暴動法案の起源	三五
暴動調査委員會の調査の結果	三六
暴動調査委員會の提案	三七

暴動法制定されんとす	二四七
一般の反対運動	二四八
立法會議に於けるローラツト法案	二五〇
ベンゴール立法會議に於ける論争	二五三
印度政府の讓歩	二五四
ガンヂの干涉	二五五
常國立法會議に於ける最後の論争	二五六
騒擾起る	二五六
デリーの騒擾	二五六
アーメダバード、ボンベイ及びカルカッタの情勢	二五七
バンジャープの暴動	二五八
騒擾の範囲及性質	二五九
英人の味方	二五九
稳健派の態度	二五九

國民議會の非協同運動	一七
回教徒の反英運動	二六四
アカリ運動	二八
第八章 印度統治法改正運動	一九三
國民議會の内紛——自治黨出現	一九三
ガンヂの出獄	二六
立法會議に於ける自治黨	二九九
印度教と回教との衝突	三〇五
暴風雨は過ぎた	三〇八
印度官吏制度調査委員會報告	三一〇
マチマン報告	三一五
印度統治法改正調査委員會の成立	三一九
印度に於ける反響	三二

サイモン委員會の第一回渡印	三六
印度諸團體の統治法改正意見	三九
ネールの憲法草案	三九
印度總督の態度	三九
サイモン委員會第二回の渡印	三九
外國布焼却運動	四〇
回教徒一致せず	四一
印度獨立聯盟の創設	三四
藩王國問題	三四
統治法改正に關する各州委員會の報告書成る	三四
統治法改正に關する中央委員會の報告書成る	三四
印度總督の聲明	三四
聲明の反響	三四
國民議會派獨立を主張す	三四

目次



印度の民族運動

印度は古、國であ

近代的意義に加わる民族としての印度は未完成である。印度にも近代的なものも遺山あるが、これは總べて外來のもので、最近輸入されたものである。印度に固有なものは、總べて殆ど極めて古いものばかりだ。

印度の歴史は亞細亞の高原地帯から太陽を求めて日が昇るに遅まる。種々民族とその融合に因つて、統一した印度民族が生れ其の社會其の宗教を形づくつた。エジプト、ミノア、ヒッチテ、バビロニアの文明は印度文明よりも古いが、これ等は今日では死せる過去の存在で、唯考古學的興味を惹くに過ぎない。印度の最初の征服者たるアリアン人種は、印度文明の基礎を築いたが、それはローマ、アテネの文明よりも遙に古く、又歐羅巴は尙全く未開の時であつた。印度文明は支那

第一章 印度の概観

附錄

- 一、一九一五年印度統治法の概略……………二七五
二、一九一九年印度統治法……………二八一
三、印度中央委員會報告綱要……………二九六

附圖

の文明と同じく今日尚生きてゐる。所謂印度教は印度民衆の三分の二を支配してゐる宗教的社會的制度であつて、姓階の制度靈魂不滅の信仰等印度に特有のものだ。佛教、ジャイナ教及びシーカ教はいずれも印度教の分派である。その内で佛教は印度教の内部での一大精神的革新運動であつて、阿育王が使徒的情熱を以て之を保護したので、一時國教の地位を獲得したけれども、阿育王の死と共に同帝國も滅亡し間もなく、佛教は印度教に還元されて丁ひ、一部がヒマラヤ山を越えて支那日本に渡つて行つたのである。幾多の王國又は王朝が混亂の裡に起つては倒れたが、二千年以上の久しきに亘り、印度教は一個の永續せる勢力であつて、印度歴史上幾多の浮沈興敗を通じて之を指導して來たのであるが、遂に中央アジアより回教徒が侵入し来るに及び競争の相手が出來た。然し印度人の大多數は、矢張り印度教を信じ回教に改宗しなかつた。印度には回教印度と印度教印度とが對立して居り、特に回教徒の統治に服しても、又百五十年以上も英國の統治に服しても、印度教の優勢は常に失はれなかつた。現在の回教徒は六千八百七十萬で、總人口の五分の一を占めてゐる。

英人が初めて印度に入った時、印度民衆は既に三千年の古き信仰と傳説とを持つてゐたのであるが、英國の統治は之とは別な世界を、西洋風の法律、教育及び事務で、印度に創造したのである。未だに此の新舊二印度は完全に融合されない。(此の項ヴァレンチン・チロルロに據る)

英 国 の 統 治

印度は南北約二千哩、東西一千八百哩の距離があり面積百八十萬平方哩を有し、露西亞を除いた全歐羅巴に匹敵する。人口約三億二千萬(其の約四分の一は土藩國)で世界總人口の五分の一に達する。其の種屬、宗教、言語等は極めて複雜で、全歐諸國のそれよりも錯綜してゐる。例へば印度には二百二十二種の言語があり、それには各無數の方言があるので、其の複雜なること驚くべきものがある。此の龐大な印度を統治するに、英人官吏は三千たらずであり、背後の實力としても英兵七萬あるのみだ。軍隊以外の在印英人は僅に十一萬六千、印度人の三千人に對して一人足らずの割合である。此の少數の英人を以て、印度をして百五十年の永きに亘り和平裡に文化及產業の進展を圖らしめたが故に、英人は英國の統治を以て、世界無比と誇稱してゐるのである。

ところが、英國労働黨代議士グラハム・ボールの近著に依れば、英國が印度を持つて居るのは主として英國自身の利益から出發して居るのであつて、明白に帝國主義的のものである。ボールドウイン内閣の内相であつたサア・ウイリヤム・ジョンソンヒックスも「我々は印度人の利益の爲に印度を征服したのではない。先日キリスト教宣教師の會議があつた時、我々は印度人のレヴァルを引上げる爲、印度を征服したと言つた者がゐつたそつたが、それは嘘だ。我々は英國で製造する貨物の捌け口

として、印度を征服したのである。我々は劍に依つて印度を征服し、又劍に依つて之を保有してゐる。私は、英國は印度人の爲に印度を保有してゐる、と云ふ程僥倖者でない。我々は、一般に英國品の、殊にランカシャの貨物の適當な捌け口として、印度を保有してゐる。』と云ひ、又同内閣の印度大臣たるシバーンヘッド卿も『印度の市場を失ふことは、ランカシャの繁榮に對する致命傷である。英國の大工業地は何れも印度貿易に關係を持つてゐる。印度はそれ等の生産品に對するはけ口である……我が大英帝國の構成に於いて、印度は最も重要な部分である』と言つたそうである。

農業 國

印度は農業國だから村の數が非常に多く、英領印度だけでも四十九萬八千餘の村があつて、都市は僅に二十九に過ぎない。農民は概ね泥でつくつた小屋に住み、狹少の土地を耕し、時々巡禮に出掛けたり、宗教の儀式に耽つたりして一生を暮すのである。農民の氣に掛けてゐるのは天候の豫想、金賃や地主の機嫌の具合、村の有力者乃至隣人との訴訟又は區長などの誅求等である。モンタギュー・チエルムスフォード報告書に『印度の焼くが如き太陽、心までも腐らすが如き霖雨が、印度人の心的狀態に大影響を及ぼした』と云つてゐるは眞にさうである。そして此の如き農民の生活狀態が一變する時期が果して來るかどうか、甚だ疑問だ。無智で瞞され易く、勤勉儉約ではあるが、又惡疫が屢流行

するし、子供は深山出来るし、生活はなか／＼困難だ。元來農民と地主とで全人口の九割に當つて居り、印度歲入の大部分を負担してゐる。則ち印度の最大の天然資産は土地であり、又土地の外には無い。陸軍が常に其の兵士の募集をするのも、傳統的に勇敢な農民階級からである。土地に住み土地に依つて生活する民衆の勢力が、政治團體の内部で、近來輕視せらるゝに至つたが、以前はさうでなかつた。從つて當時は農民の権利と所有とを確立し、其の地主と政府に對する關係を調和し、又其の利益を保護し紛争を止めしめんが爲に、幾多の有爲なる英國官吏が苦心慘憺したものである。此等英國官吏の奮勵努力は、其の地方人民に依つて永く感謝せらるゝところである。若し斯くの如き官吏の努力なかりせば、恐らくは英國統治は、斯くまで成功を見なかつたらうと思ふ。今日尙地方官吏の最も頭を悩ますのは、田舎の民衆に就いてである。

農村事情

印度は目下經濟革命の真唯中にある。都市と農村との對照は明に之を證してゐる。農村に於ける生産、分配、消費は、都會のそれと全く異つた性質のものだ。農村社會の構造は昔も今も變りがないが、都會は甚しい變遷の下に在つて、その經濟思想の如きも、農村とは全く異つてゐる。數年前迄は農村は殆ど自足自給で、それ自體一個の經濟單位を構成してゐた。村の百姓は其の村の住人の必要な食糧

を耕作し、鍛冶屋は農具や犁をつくり、焼物師や百姓の必要な壺や甕をつくり、織物屋は布を織り、油屋は油をつくつて百姓に與へた。それも現金で賣るのではなく、昔から慣習で定まつてゐる分量の穀物を受取つたのである。殆ど總べての經濟行爲に貨幣を必要としなかつた。農村では、貨幣は價値の蓄積であつて、交換の具ではなかつた。彼等が貨幣を澤山貰つたときは、貨幣の儘で貯藏するか、又は金銀の裝身具をつくつたのである。

百姓は資本を持たない。全くの其の日暮しである。金貸は百姓に種子を貸して、非常に高い利子をとるが、百姓は惜し氣もなくその利子を拂つた。重い負擔で困つてゐても、少しも其の地位を改善しようとはしない。村の百姓や職人には生活の向上とか、もつと樂な暮しがしたいと云ふやうな慾望はなかつたのだ。競争もなく改善の刺激もなく舊習傳統の變化もない。工業はすつかり固定してゐて、徒弟は師匠の模倣をするだけ、新しい道具や新しい製造法などを、てんて考へたこともなかつた。斯くの如く農村社會は、それ自體で完成して居り、それで満足してゐたのであつた。

然し今や村落の生活も、非常に變化した。都會から、種々の物資を送つて來るやうになつた。外國産の木棉、石油、珪那鐵器、砂糖などが入つて來ると、從前の織物屋、油屋、真輸屋や砂糖黍耕作者などが失業する。尙外國産の貨物に馴れた消費者の、嗜好をも變化せしめ、村で出來る物では満足し

なくなるから、愈々村の者は困つて來るのである。

斯くの如く數百年の長きに亘り、傳統舊慣に泥んでゐた村落は、突如として世界市場と競爭しなければならぬことになつた。是に於いて新經濟思想が村の住民にも萌し初め、外國貨物の侵入の爲に轉職を餘儀なくされた者は勿論、中には自ら進んで舊來の職を捨てる者も出づるに至つた。勿論多數の者は古來の信念の下に、所謂西洋の誘惑又は惡徳を憎惡しつゝ沈黙して靜に暮してゐるが、少數の者は新生活を求めて都會に走つた。知識のある者は法律家となり官公吏となり、知識に乏しい連中は鐵道や商店に傭はれた。中流階級も亦村落を棄てゝ國中を歩いて、生活費を稼がうとしてゐる。農場労働者も亦祖先の職業に満足せず、何處かへ行つて金儲をしやうと考へるに至つた。統計によれば年々土地を持たない者が著しく増加してゆく。殊に人口の多い地方に其の現象が甚しいのだから、最も憂ふべき傾向である。それで農業労働者も多忙の時だけしか傭つて貰はれず、閑の時には都會に出て臨時の仕事にありつかなければならない。都會の商業が繁昌するにつれ、益々都會の誘惑が強くなる。殊に饑饉の年が一層甚しい。或る地方では、農業労働者の當時又は一時の缺乏の爲、農業が危険に瀕したところもある。

農産物の減少の爲に食糧品の値が上る。益々農村から都會に逃れる者が多くなるが、都會はそれでも

比較的容易に中流階級並に労働者に職業を與へることが出來た。斯の如く農村は荒廢に任せてマラリヤの跳梁するのみとなつた。

もひとつ農村の重要な經濟的變化は、貨幣經濟の行はるゝに至つたことである。これは種々な原因から來てゐる。鐵道が開けて新奇な貨物が入つて來、従つて新しき慾望を刺激され、又地方行商人が珍らしい外國貨物を賣りに來る。此等は皆現金賣りであるから、秋になつて穀物で返へすと云ふ譯には行かぬ。そこで貨幣の需要が起る。又都會に出稼に行つた連中が歸るとき貨幣を持つて來ると云ふこともある。尤も租稅の徵集を現金ですることになつたのが、其の中でも最も有力な原因である。

斯くの如き變化のあつたに拘はらず、今日尙印度では土地に投資することは、頗る利益の多い事業となつてゐる。大地主は小作人から小作料を取ることばかり考へて居て、農事の改良とか水利工事などと云ふやうなことは全然念頭に置いてゐない。此等の地主は一年の大半を外國で暮らすか、又は贊澤な都會生活をして居るのである。(此項は主としてラダカマル・ムケルジーに據る)

教育

印度は昔はなか／＼教育が盛であつた。有名な學者のマクス・ミュラーは、英國の占領前には、ベンゴールに印度人の學校が八萬あつた、と書いて居る。即ち人口四百に就いて一校の割になつてゐた

譯である。それが段々に失はれたのは、英國人が昔からあつた村の制度を廢止した結果である。印度の名士サア・シバ・スマニー・アイヤーは、其の著印度の憲法問題の中で、印度政府は一九一〇年頃ですらも、ゴクヘルの提出した義務教育法案に反対したと言つてゐる。然し今日では、義務教育は英領印度の七州に於いて行はれてゐる。印度の學校生徒の數は、一九二六年に男子九百三十七萬七千七十三人、女子百十一萬七千二百四十三人となつてゐる。然しサア・ウォルター・ローレンスも云つたやうに、單に統計に表はれた數字だけを見て、印度婦人は無教育だと一概に斷定してはならない。印度では學校に行かずして家庭で、読み書きを習つてゐる娘達も決して少くないのである。

印度には十五の大學生がある(一九二四年)。印度人は大學教育を以て官吏になる手段と看做してゐる。ところが今日では需要供給の原則に依つて、多數の大學卒業生が就職難に苦しんでゐる。大學卒業生で、鐵道の改札係を志願した者が、數百人もあつたとのことだ。

概して言へば、印度の教育は財源の缺乏に苦しんでゐる。然しそれにも拘らず一九一九年の改革で、教育が州議會の權限に移管されてから、頗る顯著な發達を遂げた。殊にパンジャブでは改革實施以來、中學校の入學志願者は二倍に、大學の入學志願者は三倍に、小學校の入學志願者は十倍に増加した。

印度民衆の内、簡単な印刷物を読み手紙を書き得る者が、どの位在るか。一九二三年頃の統計に依れ

は、英領印度では總人口二億四千七百萬中、男子は千人に付百三十人、女子は十四人の割合になつてゐる。土藩國では更に低下して、男子は千人に付七十九人、女子は八人の割合になつてゐる。土藩國の中でもクーチン、ツラバンコール、パロダ、マイゾールの如く、義務教育制を施行してゐるところでは、其の文字ある者の數も多い。英領印度の内ではビルマが最も文字ある人に富む。佛教の寺小屋が普及してゐるからだ。千人に二百二十二人の割合となつてゐる。ベンガールの七十七人、マドラスの七十五人、ポンベイの七十四人等が、之に次いで多い方である。宗教別に言へば、バーサー教最も多く千人に七百十一人の割合で、ジャイナ教、佛教之に次ぎ、シーカ教基督教其の下位に在つて、印度教と回教とが最も少い。そんな具合であるから、印度議會の下院議員の選舉権を有する者は、二億四千七百萬人の中で、僅に百十二萬二千七百八十人に過ぎない。(此の項主としてグラハム・ホールに據る)

土 蕃 國

印度の面積は百八十萬平方哩もあるが、その全部が英領と云ふのではない。其の約四割(ビルマを除けば約五割)はインデアン・ステート(土藩國)である。此等の國はラジャ又はマハラジャに支配せられ、其の數は六七百に達し其の面積も大小一樣でない。

土藩國は、大體に於いて三種に分かれて居る。内政に關して完全な主權を有するもの、内政に關し

て完全な主權を有するけれども間接には印度政府の支配下に立つもの、及事實上英國よりの補助金に依つて存在を保つものに是れである。斯くての如く土藩國は、いろいろに分かれてゐるのであつて、大國と小國とは取扱上にも非常な相違があるが、實際は印度政府は、此等の諸王國に對して多大の勢力を持つてゐる。

南印度に在る二三のものを除くの外、此等の諸王國はいづれも純然たる專制政治である。マハラジやラージヤは國家の收入を以て、自分の收入と考へてゐる。大國は内政に關する限り、全然印度政府から獨立し、如何なる法律をつくるも自由であり、行政、裁判、警察、軍隊等、皆獨立したものを持つてゐる。大國では、カシミア(面積八萬四千二百餘平方哩、人口三百二萬九千)や、ハイデラバード(面積八萬二千六百餘平方哩、人口一千百二十八萬四千五百)などが、其の尤なるものである。小さい方では、面積數エーカーに過ぎないものもある。重要な藩王には His Highness の敬稱を與へられてゐる。王國には英國の駐在官が居り、其の國の、事實上の支配者たる勢力を持つてゐる。駐在官は文字通り『玉座のうしろに在る勢力』である。然し印度政府は、表面上何等の監督権が無いから、印度立法議會又は州議會では、土藩國に關しては質問又は討議することは許されない。但し印度總督は英國皇帝の名代として此等の藩王に臨むのである。

一九一九年の改革以來、藩王の間に藩王會議が出來た。單なる協議機關で、毎年一回デリーで印度總督司會の下に開かれ、諸王國間の共通の問題を協議する。但しハイデラバード、マイゾール、インドール等の王國は之に加はつてゐない。(此の項グラハム・ボールに據る)

第二章 民族運動の起る前

英國統治前の印度政界

英國が印度を獲得する以前の、印度の政治的状態はどうであつたか、を知ることは今日の印度を知る爲に必要である。

中央アジアから回教徒が大侵略をして出來たモーガル帝國は、ラヂプタナ州の外は、悉く其の固有の政治的組織を掃蕩しヒンズーの國民性の外觀を悉く壊滅に歸せしめた。其の後二世紀過ぎてモーガル帝國も段々と衰微し、シーケ族ジャッ族アフガン族マラサス族が互に其の領域を争つたのであるが、マラサス族が勢を得て其の領土を統一せんとする兆候の見えたる時、英吉利の干涉が初めて起つて、茲に局面一變した。歴史を案するに右のマラサス族の政府はヒンズー全般の國民性を代表するやうな何物をも示しては居らぬ。其の後當時の權威者たるサア・タマス・マンロは『マラサス族政府は印度に存在したる最も害悪を逞うしたるものゝ一つであつて、彼等の仕事たるや主として破壊であつた』彼等は國家を改善し、それに依つて歲入を得んと企てたのでなくて、隣國に稅金を割付けて誅求擣取せんが爲に奪略的侵入をやつたのであつた』と云つてゐる。

モーガル帝國は最早敵の攻撃に對抗する實力を缺いたが故に、各地方は續々として東印度商會の手に歸した。而して各地方何れも其の政府には何等確立した組織的のものを見出されなかつたのであつた。到る處に強者は壓制に由つて支配した、又支配せんと試みた。到る處に民衆の生命と財産とは其の支配者の勝手氣儘となつた。到る處に軍隊即ち掠奪者の群は横行闊歩して豺狼の慾を逞うし、彼等の一度び過ぐる處は悉く荒蕪の地に歸した。サア・アルフレッド・リアルがその著「亞細亞研究」中に於いて『英吉利が勢力を得たる以前の印度に於ける狀態を正しく認識したる者は甚だ少いであらう。實に印度が數世紀間に亘つて經驗した如き廣汎な無政府狀態が、歴史に於て現はれたことは、未だ曾て無い。誠に彼等の爲す處は弱肉強食の醜き争であり、地稅權の掠奪又は併呑以上に何等の目的を持たぬ、全くの鬭争に過ぎなかつたのであつた』と述べてゐる通りである。

英國政府が印度に於て爲したる功績を、兎角内輸に見積りたがる人士に對しては、須らく斯る悲惨なる狀態は、英國政府が之を根絶せしめたるものなることを、明瞭に記憶せしめなければならぬ。東印度商會は先づ會社の商業に對し、而して後に其の領土に對して平和と保證とを獲んことに努力した。而して斷えず確乎たる境界を求めて疆内の安定を計らんとしたるに、其の境界は常に變動し領土は絶えず擴大するのみで、遂にバンジャープの東南の全部に其の勢力を伸張するに至つた。斯る急激

なる擴張は、前世紀の初期南部印度に於て活動したる佛蘭西宣教師アベ・シュボアの説くが如く、一般に英人の統治が歓迎せられたるに非れば不可能であらう。アベ・シュボア曰く、『現在の支配者たる英人が、民衆の今までの不幸を輕減してやり度いとの努力に於て表せる、正義と深慮。民衆の物質的安樂を増進せんとする熱望。就中民衆の習慣及宗教に對する尊敬、而して最後に權勢、階級、宗教の如何に關係なく無差別平等に與ふる處の保護。是等が相集まつて英人の勢力を築き上げたのであつて、彼等が劍戟の間に得たるものとは言ひ得ないのである』。

現在の統治理想の形成

されど今や他方面的考察が注意深き人に依つて試みられてゐる。その最も注意に値するものはサア・タマス・マンローに由りて發せられたる叫びであらう。此の人は一七八〇年若冠十九歳の時、士官候補生として印度に來り、一八二七年マドラス知事として死ぬる迄印度に居つた人である。彼は『如何にすれば我が民衆の品性と其の物質的狀態とを向上し得べきか、如何にすれば尙ほ一層よき組織に依りて不必要的心身の悲惨を根絶し得べきか、如何にすれば健康と知能とを増進し、義務の觀念と社會の一員たるの自覺を刺戟し、全社會の能率と全社會に對する忠誠心とを向上することが出来るか、若し英政府の強勢を以つてすれば如何なる反亂たりとも之れを鎮壓することが出来る、又如何な

る外國の侵入をも拒むことが出来る、而して其の法律と制度とは國內の壓迫に對して、土藩國にては思ひ及ばざる程の安全保障を與ふるに足る。かゝることは印度人の成せる國家に於ては未だ曾て知られる處である。されど右に掲げたる是等の利益は、誠に高價に購はれたるものと言はなければならぬ、即ち獨立を犠牲とし、國民的品性を犠牲とし、而して國民をして尊敬に値する總てのものを犠牲として購はれたるものである。英政府の治下に居る諸州の住民は、何等の不安なく商人として或は農夫として、彼等の職業に從事して其の勤勞の果實を享受することが出来る、されど彼等は誰一人として、彼等の國家の政府に於ける文武官に任官して、其の任務を果すことを期待することが出来ない。國民が其の品性を形作るは公的生活を營み又は公的生活に選舉せらるべき資格ある人々が居るが故である。かゝる人々の存在せざるが如き處には、社會の如何なる階級に於ても、何等力といふものがあり得ない。印度人は軍人としては大尉程度以上に昇進することは出來ない、而もその大尉の旗手に對する關係は、旗手の司令長官に對する關係のやうに懸隔があるのである。又文官としては下級の裁判官又は稅務官より外に昇進の途がなくして、只管收賄事をとして、其の貧弱なる俸給を埋め合はさんと勉むる次第である。斯かる人間の間に、如何にして品性の向上が期待し得られやうぞ』と。又曰く『印度に於て吾々英吉利人が、長期に亘つて爲した大なる過誤は、民衆の狀態を改善する

ことに餘りに性急であつた事である。しかも之を成就すべき手段方法に就て殆ど知識もなく、而して唯意思さへ善であれば他には何ものも必要でないかの如くに思つて、性急に改善をやつた事であつた。あらゆる事象を永久的に確定不動のものたらしめやうといふ希望に、絶えず促され、萬事を性急に、且結果に於いて悪い抽選主義を以て解決しやうとし、あまりに恒久性を望むがまゝに、遂に之れが救濟矯正の策をも失ふが如き組織の政府は危険なる制度と云ふべきである。吾が政府の大なる惡徳は頻りに改革を行ふことである。而かも其の改革たるや民衆に關する知識の極貧弱なる者に依り爲されるのであるから、吾々英人としては熟慮の結果斷行した事でも、彼等民衆に取つては只單に氣まぐれの沙汰としか思はれないのである』と。

マンロ氏の説は將來といふ重要條件を看過した。されど彼は才能非凡なる官吏と見做され、彼の思想は或る程度まで其の時代の他の著名なる人々と一致して居る。此等の寛大自由の主義が遂に議會政治家の認むる所となり、彼の重要な法律即ち一八三三年の印度統治法一即ち東印度商會の領土に對して英國皇帝の主權を確認して是等の領土は英國皇帝の委託に依り保有せらるゝものと宣言する處の法律一を成立せしめたのである。此の法律は實に英國の印度統治の主義を確立せしめたものである。如何なる人も其の門閥の故を以て、信奉する處の宗教の故を以て、或は皮膚の色を以て、東印度

商會に勤務する資格が無いと云ふことは絶対に無いと断言されたのである。尙又此の法律は東印度商會が如何なる營業にも從事することを禁止し、以て此の會社が金儲けをする政府の會社であると云ふ聯想を破つた。而して此の法律によりベンガール州オフート・ウイリヤムの知事を印度總督と改稱された。參事會の通常會員は四人で其の内三名は東印度商會の重役、今一名の法律會員が勤任されることが多かつたが、法律會員は立法の目的にて會議が召集されたる時に於てのみ參加して投票するの權能があるだけであった。最初の法律會員はマコーレイ卿であつた。斯くの如くして大英國は其の印度帝國が自由主義と機會均等主義に立脚すること、及曾ては單なる一商事會社たりし東印度商會が今や一步を進めて大保護國政府の爲に特命代表者たることを聲明した、即ち商會の重役等は一八三四年十二月十日附の公文書を以て此の寛容なる政策の爲に努力することを發表した。印度人と雖も今後は其の地位に應じ職務を立派にやりとげる限り、自由に且廣き範圍にて責任ある地位に就くことが出来るやうになつた。適材適所といふことが今後の標語となつた。而して印度人をして適材たらしめ各自成功の機会に均霑せしむる爲めに、教育の發達を圖り彼等に科學、知識及道徳的修養を授くる等、彼等の改善を目的とし種々なる手段が講ぜられた。而して是と同時に總督は、『政府が最もよく民衆の福利の増進を圖らむとせば、須らく民衆の官吏たらむとする希望に刺戟を與ふるにあらずして、犯罪を防遏

し、財産を確保し、產業を保護して勞銀の取得を容易ならしめ、各人の權利の行使に對する妨害を除き、各人をして其の能力を遺憾なく發揮せしむるべきであること』を忘れなかつたのであつた。

西洋教育が政治運動の淵源

印度に於ける民主的政治の理想は、主として其の起源を當時の總督ウキリヤム・ベンチンク卿の決斷に負ふものである。卿は一八三五年三月七日附の公文書にて『英國政府の大目的は、印度人の間に歐洲の文學と科學とを普及發達せしむるに存しなければならぬ』と宣言した。蓋し此時に至るまで西洋教育の開拓者は主として基督教宣教師であつたのであるが、今や此の種の教育は國家政策の一部分と宣言せられた次第であつた。屢述せる如く此の宣言はマコウレイ卿の影響を多分に蒙つたので、之に依りて國家の公金を以て補助せらるゝ教育は英國流であるべきか、將又東洋流であるべきか、即ち政府は西洋の言語、哲學及科學を獎勵すべきか又は東洋の言語、哲學、科學を獎勵すべきかと云ふ問題が解決せられたのであつた。其の解決は主義に於ては正しい、何となれば印度の知的開發を西洋流行ふのは明かに英國政府の義務であるからである。されどこれが實行に當りて政府は一つの誤謬を行つた。それは後の經驗に由りて感知せられたのであるが、即ち文學を遙に科學以上に獎勵したといふことであつた。又此の事はヒンズー傳統の正統承繼者であり、且回教徒よりも高き階級を占め、彼

等固有の典籍と哲學とに固執する波羅門教徒の保守的社會を怒らせ、烈しき偏見を持つに至らしめた、然しながら國家の援助を受けて印度に於ては初めて、教育が固き基礎の上に設けられたのであつた。十年ばかり前の印度國勢調査報告書に『數世紀間印度は不安定の狀態にあつた。而して民衆は無智の底に沈んで居た、世襲的階級制度の下にあつては、知的職業は一二の階級に屬する者の専有であつた。而してスドラと稱する最も卑賤なる階級に屬する者に知識を與ふる事は法律の禁する處であつた』と云つてゐる。されど今や新制度が開かれ、英語及土語に因る教育は萬人の爲に開かれたのである。然し既に學問ある階級の極少數の人々以外英語教育の普及するまでには餘程の年月を要したのであつた。東印度商會の重役等は一八五四年の記憶すべき公文書に於いて、一般教育の組織的發達が國家の義務の一であることを承認し、且印度内に歐洲の學問の普及せむことを切望することを力説した、其の後間もなく大學がカルカツタに設立せられ、全勢力を文學と埋論的教育とに傾けた。但し到る所交通不便の爲新教育の急激なる發展を見ることはできなかつたのは言ふまでもない。

新教育歓迎さる

英國の統治は回教徒が政權を失ひたる後、直に之に續いて始まつたものであつて、中央亞細亞より侵入して來た回教徒が、其の被征服者たる印度の前支配者より引継ぎたる專制政治を、英國も亦回教

徒より繼承したのであつた。太古以來印度には、專制政治以外に別の政治組織があるとは知られなかつたところである。回教徒は自分の帝國が除々に崩解しつゝある間に於いて、或は東印度商會の軍籍に列し或は英國政府の官吏として印度教徒よりも高き位置を占め、其の人数も遙かに印度教徒を凌駕して居つた位で英國統治の創立に助力したのである。されど彼等の上流に屬するものは多くは遺傳的に冒險家であり、傳統的に軍人であつて、彼等の民族の歴史と文學とに離ることを欲せずして全く新教育を顧みず、西洋人の治下にあつては、西洋流の教育が、やがて官吏になるにも權勢を得るにも無くてならぬものだ、とは理解する事が出来なかつたのであつた。然るに數世紀前印度に植民した波斯人の子孫にして、當時ポンペイに商業上有力なる地歩を占めたる所謂バルシス人、商業階級の印度人及傳統的に政府の官吏たるを好む波羅門の子弟等は、直に此の好機を利用し西洋學問を學ぶことを忘れなかつたのである、特にベンガール州の首都及ポンペイ、マドラスの如き間港場に於て然りとする。武士階級の印度教徒則ちラジュプーツ、サカーズは最初は英國教育には超然たる態度をして居た、彼等の野心は軍事であり、領土であつたのである、彼等は主に上部印度の内地に居住した。

叛亂の原因

東印度商會時代は一八五七—八年の所謂ミュチニー叛亂を以て終る。ロバーツ卿は此の叛亂は軍隊

の反抗であつて、若しもヒンダスターの土著兵の主たる出身地方に大なる不満が無かつたならば、而して又有力なる人々が英吉利人に對して怨を懷いて居なかつたならば、蓋し此の叛亂は勃發することはなかつたであらうと指摘して居る。卿の言ふところに據れば、不満は重に英人の行へる改革に對し、西洋教育に對して波羅門階級の懷ける反感に基くものである。蓋し是等の改革なり教育なりは彼等の勢力を減殺したからであつた。卿は尙英人の改革は支配者たる王族達に不安と不満足とを與へたこと、近頃英國が更にオウドとジャンシイとを併合したこと、及彼の名のみなるデリー王が薨すれば其の稱號を停止し宮廷は其の都より移さるべきことを豫告したが如きこと等も亦叛亂の原因に數ふべきであると言つてゐる。

此等のいろいろの理由から愈神經過敏となつた印度教徒並に回教徒は彼等の宗教が其の絶對的な特權を失ひ、遂には必ず顛覆せらるであらうと云ふ疑を抱いた。デリー及ラツタノウより發した宣言書には彼等の宗教が危機に瀕して居るといふことを群集に訴へて居るのである。

叛亂の範囲はアグラ及オウドの聯合州と中央印度の大部分とに限られ、其の他には戦闘らしいものは一つも無かつた。ベンゴール本州にも何等葛藤は無かつた。アグラ州には英兵は極少數居つたのみであつたが、其の内から一部分はデリーの包圍に引き出され、一部分は四五ヶ月の間救援を得る望も

無く包圍されて居たのであつた。アグラ市ではデリーの陥落の後まで、アグラの知事が六百五十三名の兵隊と六門の砲とを以て、四萬二千の反兵に對抗して居つたのであつた。英國にとつて幸なことは、此の州は印度教徒の眼には最も國家的であり、最も神聖なる場所であると思はれてゐるのみならず、回教帝國の中心地であつたのであるが、叛亂が人種的宗教的感情に依つて激成せしめられた形跡あるに拘らず、叛徒の間に大愛國的、或は大宗教的聯絡が無かつたが爲めに重大なる事件によつて發展しなかつた。當時の僻遠な部落の狀況を書いた記事の一節に、『町も村も近くの王族の味方をするのが普通である。むしろ一般的に云へばいづれにも味方をしないと云つた方が正しいかも知れぬ。彼等民衆は如何なる種類の政府でも、之を逃れることが出來れば、それを喜んで居るが彼等自身の間に直に鬭争を始め出すのである。何か野心のある人間か或は少しでも勢力のある人間は、自分の一族を糾合して其の附近の弱い村の奪取を行ふのである』。

其の頃併合せられたオウドは我が印度兵の主要なる募集地であり、又其の土地の地主達は現今は善良なる我が味方であるが、同州では收稅官達が一時非常に英人に對して、憤怒と不満とを感じて居つた。それは最近總督府が其の土地の稅金を決定するに當り、彼等を貪慾なる仲介機關なりとして、其の權利又は稱號を奪ふ方針を探ることになつてゐたからである。それが爲め印度兵が叛亂を行つた

時、彼等の大部分が叛兵に味方をした事は自然の理である。オウド全州には英兵は一千人も無かつた、其の僅なる英兵は忠實なる幾何かの印度兵に助けられて、非常なる手柄を現はした。オウドに於ける叛亂は、アグラに於けるものに比すれば餘程民族的であつたと云へるけれども、戦闘員は断々平として戦線に立つて頑強に敵に對抗するよりは、寧ろ特權の獲得とか或は奪掠の好機を逃さぬ様に、全力を盡すことに心を奪はれて居たのが一般であつた。

叛亂の失敗と回教徒

此の叛亂中の出來事を觀察した忠實にして才能ある一印度人の言を引用するの機會は後にあるであらうと思ふが、今述べんとするのは當時アグラ州の青年文官たりし、故アルフレッド・リアルを驚愕せしめたる事に就いてである。それは回教徒が英人に對して含む強烈なる憎惡の爲であつた。そしてリアルは叛亂の全部をば彼等回教徒に歸して居る。これは誠に不用意なる意見の發表であると思ふ、併しながら其の後永年を経過して、彼が發表した意見には大に重みが加つた、即ち叛亂の後に英人は回教徒こそ其の眞の敵であると思推した。夫れ故叛亂失敗の爲め印度教徒よりも回教徒が一層大なる災難を蒙つたのであつた。回教徒は傳統的に印度教徒よりも優勢であると云ふ威信は、これが爲に全く地を拂つたのであつた、而して彼等は支配者たる英人の信任をも一時失つた。從來文武官の高き位

置は大多數回教徒が占めて居たのであつたが、此の時より以後特權は喪失したわけであつた。』と

新らしき印度統治方針の宣言

叛亂が鎮定すると英國政府は、東印度商會の手から印度の統治権を收め、一八五八年十一月一日ヴイクトリヤ女皇は勅語を發して印度統治の大方針を宣明したのである。此の勅語こそ教育ある印度人が彼等の自由に關する大憲章と稱するものである。それには

印度の諸王の権利、尊嚴及名譽は英吉利女皇のそれと同様に保有さるべき、英吉利女皇の臣民は各其の教育、能力に應じて其の人種信仰を論せず均しく公職に就くことを得べく、印度の平和的産業を奨励し及、公共事業を促進すべく、又政府は印度に於ける陛下の凡ての臣民の利益の爲めに印度の行政を行ふべしと言ひ、尙『爾等の繁榮は朕の力なり、爾等の満足は朕の保障なり、而して爾等の感謝するとき朕は初めて大に満足に思ふのである。』と仰せられた。

始めて印度人を統治に參與せしむ

其の後三年を経て重要な革新の第一歩を進め、立法府に印度人を加ふるに至つたのである。即ち一八六一年のカウンシルアクトに依り總督府に行政會議を設け、五人の議員を以て組織せしめ其の三人は少くとも十年間印度政府に勤務したる者なることを必要とし、尙軍司令官も此の會議の特別議員

たらしめた。法律規則制定の爲には總督の任命に依り六名より少からず、十二名より多からざる議員を置くことが出来る。但し其の内半數以上は官吏以外の者より任命すべしとの制限があつた。ポンベイ及マドラスの兩州にも亦行政會議があり、此等の州知事も同様に、立法の爲に議員若干を任命することが出来る。但し其の半數以上は官吏以外の者でなくてはならぬ。

又印度總督は必要ありと認めたるときは本國政府の認可を経て、行政會議の設けなきベンガール、西北州及パンジャブの三州知事に對して立法の爲に少數の議員を任命する権限を與ふることが出来た、但し議員の三分の一以上は官吏以外の者でなくてはならぬことになつてゐた。

斯くて右爲なる印度人は、是より後政府の立法に與かる事になつたのである、其の會議は極めて制限的のものであつたけれども、自由政策の曙光を示したものと言はねばならぬ。

此の時には全印度の約三分の二は直接英國統治の下に隸屬し、三分の一は何れも英國皇帝に對して

忠誠服従を誓つた世襲の元首の支配するところである、當時英國の直接統治の下にあつたのは七州で、

皇帝の任命する知事(Governor)又は英國皇帝の認可を経て總督の任命する知事(Lieutenant Governor)

を置き、七人の議員を參與せしめて知事が統治に當つてゐたのである。其の大なる四州は其の面積に

於いて英本國を凌ぐ、二州は其の人口に於いて英本國を凌ぐ。

新問題に向つて進む

すべての階級の民衆は今や平和の道程を進むこととなり、各般の組織に落ち付しが出來た。此の叛亂の最初に出鼻は拙かつたけれど、英人の優越を其の機會に證明したので、平和と秩序とは速に全國に確立せられ、通信交通の機關は日に月に改善せられた。英國の資本は盛んに注入せられ、鐵道は開かれ商業は開發せられた。大小の各種の學校は新設せられ擴張せられ、遂に頑迷なる回教徒も大勢に抗し難く、英人の學校に入學して其の教育を受くるに至つた。曾てサア・タマス・マンロが豫言したるものとは主要なる點に於て、非常に異れる國となつた。英吉利との利害關係は益々密接となつた。

『捕拿者の前に立てる見知らぬ美人の如く』ではなくて、印度開發の爲め英國の資本の活躍振りはマンロ氏の夢想だもせなかつた處であった。即ち陸には鐵道、海には船舶、四通八達し、全く近世的繁榮を出現した。實際マンロの此の點に就ての豫測は全く當らず、彼は印度との商業取引が大に發展するや否やは甚だ疑はしい點ありとして、東印度商會の獨占を辯護した程であつた。

『如何なる國民と雖自國にて、より安價に且品質もより善く供給することの出来るものを、外國より購入することはない筈である、印度に於ては其の人々の使用する各般の物品は、歐洲に於けるよりも廉價にして品質もよい、彼等の生活状態は我が英國の家屋食卓等各般の道具類を彼等に使用すること

は何等の役に立たぬ』とマンロは言つてゐる。而して彼は澤山の歐洲人が印度に於て生活を營む事が出来るといふ見込に就ては、何も考へなかつたので『印度人の商業的傾向より察すれば、歐洲の商人は長くは印度の内地に留まる事が不可能であらう、そして早晚沿岸方面に驅逐されるであらうと考へざるを得ない』と言つて居る。

此の當時は印度の藩王等に取つては安樂なる月日であつた。彼等の優越せる力は一般に認容せられて、反対する者は殆んど稀だし、假令あつたとて物の數にもならなかつた。藩王等は以前の如くには恐怖を感じることも無く、非常に満足をして居た。彼等の満足は英領諸州に影響を與へた。是等の英領諸州は若干の英人官吏が、多數の印度人の屬官の補助に依り政務を取つて居り、而して此等の官吏は大部分極めて熱心に元氣よく其任務を盡した。有名なる知事の所謂『善政は善良なる消化の如し、其の仕事が十分でさへあれば、それに就てかれこれと聞くことはないものだ』と云ふ事を、一般に頭に置いて民衆を愛しつゝ仕事に勵んだ。されば唯力強き同情ある保護より外には希望する事なき、柔順にして單純なる印度の民衆に取りては、善政は常に幸福中の最なるものに相違ない。

新教育を受けたる階級の思想

印度内地の農村地方では萬事單純に廣版に都合よく施政は進行したが、大開港地に於ては、英人官

吏の大多數は印度人と接觸することが稀であつて、英國教育を受けた中流階級、即ち知識的職業階級の人士の間には、思想が新方面に向つて動き初め、新問題が朦朧と擗頭しつゝあつた。印度教の思想即ち生命は人間生活の長き鍊の一環に過ぎぬ誠につまらぬものだ、而して階級の差別及家族制度の習慣に固執するとか、或は世界は四つの時代の針路を辿り益々墮落に向つて進みつゝあるのだとする思想は、非常なる速度を以て是等知識ある印度人の頭から消えて行つた。彼等は物質的な快樂と利益との世界に誘惑されて行つたのであつた。西洋教育、英國史、英國文學及ミルトン・バークマ・コーレイの著書は、彼等に自由、國民性及び自治行政の觀念を鼓吹しつゝあつた。又英吉利を訪れた印度人は、印度で見られない色々の事象に多大の感銘を受けて歸つて来る、是等の思想の芽生えもあり、又一方英吉利民主主義に漸次接觸し行くことが頻繁になつたので、印度在住の英人が社會的及政治的に印度人を隔離してやつて居るのは、印度人を侮蔑するものであり正義に反するものであると云ふ觀念を生じつゝあつた。即ち事態は革新を要するに至つたのである。英人の専有せる權勢と高き地位とを教育ある印度人に解放しなければならなくなつた。一八五九年當時青年文官であつたサア・アルフレッド・リアルが、僻遠の山間地方からの書簡に書いた。

『余は常に我が印度帝國の將來に就いて考へて居る。而して學校及教會を設けて此の巨大なる國民を文化の恩澤に浴せしめ、基督教化される事が可能であると考へやうと力めて居る。尙又彼等を文化に導き自由の利益と、歐洲科學の功用とを教へた後に、如何にして彼等を常に吾等英人の下に從屬させて、政府の高官は總て吾等が獨占して居る事が、彼等の爲であると云ふ事を納得させることが出來やうか』と、

此の種の問題が其の解決を要求する時機が段々と近づきつゝあつた。一八七〇年の法律第三十三號に『我が領土内の安全を保障することは印度人民に對する吾々の第一義務の一である』と云ふ原則を確立し、無契約文官には印度人を一層廣く採用して、試験の結果文官に昇進させると規定した。されどかかる規定は稀にして單に昇進の野心を煽るに過ぎなかつた。教育は印度人の材能を擴大するのみならず、尙又其の慾望をも發達せしめた。之を要するに、印度人をして一層元氣を振ひ起されるやうな希望が前途にすこしも見えなかつた。印度人の不満は露骨には表現されなかつたが、其の形勢は漸次遺憾なく知れ渡り誠に不吉なる兆候が見えて居た。

印度語の新聞紙

ミュチニーの叛亂は、英人が容易に印度人を統御して行くことが出来るといふことを明にした。併

し同時に苦記憶を兩方の人達に残した。其の後幾年間は恐怖の爲めに是等の苦記憶の發表は閉塞されて居たけれども、時の経過するにつれて、印度人の新聞紙の一部には現状に對して惡意ある敵愾心を表示するやうになつた。

英吉利政府に對する民衆の反感を挑發せん爲め、印度新聞紙特にカルカッタに於ける新聞の論調は當時一般の注意を喚起したものであつた。一八七三年當時ベンゴール州の知事であつて、其の後長年の間自由黨の議員であつたサア・ジョウジ・キャムベルが、新聞紙を取締るべき特種の法律が必要であるとの意見を陳述したことがあつた。一八七八年に印度新聞紙の取締を改善する目的を以つて一法令がリットン卿の立法會議を通過した。

次に掲ぐるのは此法律案を建議したる政府法律委員の演説の抜萃であつて、今や將に惹起せんとしつゝありし弊害を明瞭に説明して居るものである。

『印度人の新聞紙で其の存在が只暴動主義を宣傳し、政府と英人官吏とを侮蔑し、而して爲政者たる英人と印度の人民との間に、反感を起さしめるこれを目的とするものゝ如く思はるものが深山にある。此種の論調は最近に始まつたものではないが、近來特に此兩三年間に著しく増加した。過ぐる一年間に事態は益々悪化した。新聞記者は刑罰を受くることがないと知つて、愈々大膽になつて來

た、彼等の主なる話題は、英政府の不正と壓制とか、政府が印度人民に對する考慮を全然缺いて居るとか、或は印度に於ける英人一官吏も然らざる者も一の不遜と傲慢とかである。是等の記者の言ふ處に由れば、如何に恐ろしき罪惡も亦如何に賤しき惡徳も、支配者なる英人が常習的に犯さぬ處のものは未だない』と。

尙ほ進んで彼は實例を擧げて且つ曰く『余が只今述べたるところは、英政府と英人とが絶えず印度人民の侮蔑と憎悪とを蒙つて居る實例であつて、是是非常に澤山の中から其の二三を述べたのである。近來は其の手段が尙一層進んで來た。彼等は所謂英人の弱點と臆病、印度に於ける英人の現在の位置を保持することの無能力を、或は公然と、或は秘密に攻撃することに依つて民衆の煽動を圖り、以て印度に於ける英國の統治を顛覆せんと試みるに至つた』

此法案は遂に成立して一八七八年の法律第九號となつた。併し此の法律は英本國に於て當時在野黨たりしグラッドストンの攻撃するところとなり、同氏の入閣の後リボン卿の總督たりし時一八八二年廢棄せられた。蓋しリボン卿は印度に於ける狀態が、最早や此法律存在の正當なる理由なしと考慮したのであつた。併しながら此法律の存在を必要としたる惡弊が又直ちに復活した。此の印度語新聞紙法の廢棄に續いてイルバート法案の論争が始まつた、さりながら斯かる不愉快なる挿話を記述する前

に、印度政治史上重要な出来事——これは其の影響する處廣く且重要であると同時に愉快なものである——に就いて數年を溯つて記述する必要がある。

ヴキクトリア女皇印度皇帝となり勅諭を下す

當時皇太子たりし英國皇帝エドワード陛下の印度御訪問に依りて、印度は始めて英國の皇族と親近した次第であるが、ヴキクトリア女皇陛下が一八五八年に創めた印度の統治を直接英國政府の手に移すことを嘉納し、一八七七年一月一日デリーに於て印度皇帝に即位の旨宣言せられ、茲に始めて強き永久の連鎖が印度と英國との間に作られたのであつた。此の時發せられた勅諭は一八五八年に於けると同様に温き反響を起したのである。

『天帝の庇護に依り、英吉利王國の女皇、印度の女帝たる朕は、茲に朕が總督をして現在デリーに集合せる朕が文武の百官と各王族、首長並に人民の總てに對し、朕の好意を傳へしめ印度帝國の臣民に對して朕が常に深遠なる念慮と熱烈なる愛情とを懷くものなることを確言せんとす。曩に朕が親愛なる皇太子の印度に遊ぶや、印度人民が致せる誠意ある歓迎は朕の衷心より満足する所にして、朕は茲に朕が皇室と皇位とに對する印度人民の忠誠と愛着の實證を觀て深き感動を受けたり。現下の状勢は朕と朕の臣民とを一層深厚なる愛情に依りて結合するに至るべく、朕の統治の下にありては貴きも賤し

きも、自由平等正義の大原則の適用を保證せられ、人民の幸福を増進し繁榮を倍加し安寧を維持することは、朕が帝國の永久治らざる目的なることを感知するならむ。是れ朕の確く信するところなり』と。藩王首長の奉客は其の後決して何等の變りもなき感情を吐露した、そは總督の演説後マハラージヤ・シンデヤ殿下に依りて述べられた。

『希くは神よ、陛下を護り給へ、印度の王族等は眞管神が陛下に幸を垂れ給はんことを、併せて陛下の主權と權勢の永久に確立せん事を祈り奉る』と。

饗宴場に於ける總督の演説は大なる意義を含蓄して居つた。

『何はさて措ても、此の英吉利の印度帝國が意味するものが一つある。それは人民が相互に平和裡に生活し、刑法に觸れない限りは各自の好むまゝに自由に富裕になり得べく、又他人の信仰を妨害しない限り各自は自ら信仰する宗教を自由に奉じる事が出来て、隣人は之に對して迫害を加ふることは出來ない。と云ふことである。これは一見甚だ簡單明白な制度で極めて容易に應用が出来るやうに思はれるけれども、印度の如く其の傳統の煩雑多なる、其の居住する人種の甚だ複雜なる從つて住民の人格を築き上げた宗教の種類に於ても殆んど際限なきやうな帝國に於ては實にシーザーに依るも、シャーレマンに依るも將た又アスクルに依るも未だ解決せられざる行政上の諸問題を包括して居ることが知らるゝであらう、印度帝國の不和を維持するといふ事は極めて單純なる事の如くに見ゆるけれども、併て其の不和を維持すると云ふ事になれば、平和を維持するが如き開戦を罷止する處の法律を作らなければならぬ、斯る法律を作るとなると、包括的で同時に理解し易いやうな系統に組み立てなければならぬ、斯る系統の法律を施行するとなると、それは管理すべき裁判官が無くてはならぬ、又裁判官の命令を實行すべき警察官、それから裁判官、警察官、人民其の他の之に關係

ある一切のものを保護すべき軍隊がなくてはならない。さてそれから、此の巧妙に出來上つた行政組織を此の大陸に實施するとなると、結局其の仕事はかう云ふことに過ぎないであらう、即ち印度帝國人民全般の全體としての社會生活と品性とを變化して行く止むを得ず變化して行く、それも度々しく激進ではいかぬ、徐々に、柔しく、同情を以てではあるが、尙修正して行くと云ふことに歸するであらう……。併しながら陛下の勅諒にはそれ以上のものが含蓄されて居る、即ち今後は英吉利國主權の名譽に掛けても即ち換算すれば英帝國の力を以て此の印度帝國の永久の維持と防衛とに盡さなければならぬ事になつた……。私自身としては、英帝國が其の義務を自覺し且又其の権利を信じて爲したる帝國權力の表示は、甚だ強き印象を與へた次第であるが、これは女皇陛下が此の印度帝國に就て實施せられつゝある仕事が如何なる艱難に遭遇しようとも、決して此の印度を抛棄せらるゝことはない、又女皇陛下が其の御子孫の爲に保有せらるゝ此の大世襲財産を、如何なる敵にも譲らるゝことは絶対になしといふ意義深く且十分なる御暗示があつたと拜察し且確信するのである』と。

イルバート法案論争とリボン卿

これより印度政治史に於て餘り面白からぬ頁に歸らねばならぬ。イルバード法案論争の問題は、元來ベンゴール州に奉職せる印度教徒の一文官より、ベンゴール州廳に發送したる書簡から惹起せられたものであつた。彼は印度人文官の變則の地位に就いて訴へたのであつた。當時印度人の文官は刑事訴訟法の規定に基きカルカッタ以外の印度に居住する英人に對して行はるべき裁判に參與することを得なかつたのである。當事者に英人が居れば其の事件は英人より成る司法官が裁判すると云ふ制限があつた。

右の書簡にはベンガール政廳の意見を附して印度政廳に送られ、印度政廳では是れに對する意見を公にした。其は多分次の如くであつたであらう。即ち『單に人種の差別に基く如き資格の制限は、直に法典より除去することにし、以て印度居住の英人に對する裁判権の問題を解決したい。』是の提案は在留の官吏ならざる英人より猛烈なる反対に遭遇した。彼等は該案が自分等の自由を危くするものと考へた。一箇年以上も是等の案は宿題として取り扱はれ、遂に其の大部分は撤回せられた。『是等の論難に由りて惹起せられたる、人種間の反目よりも悲しむべきものは蓋し外にあるまい』とは誠に至當の言である。該問題が英人と印度人との間に於て恐るべき人種的反感を刺戟し、遂に教育ある多くの印度人をして、あらゆる關係の改造が成就せられない限りは、彼等は永久に絶望的な卑屈な位置を占めなければならぬと云ふ印象を與へたことは、由々しき大災難と謂はねばならぬ。當時總督であつたリボン卿は、此論争には印度人の味方であつた。卿は尙進んで一八六〇年代に組織せられた、市會並に地方納稅委員會の權限と機能とを擴大することに依りて、地方自治を伸張促進する爲大に努力し印度人の向上心を満足させた。卿の目的たるや實にかかる方法に依りて一般の政治教育を進歩させんとするにあつたのである。

卿は一八八四年の終に印度を去つた。其の時に印度有識社會より表示した歓呼と喝采とは、これま

での如何なる總督も受けたことの無い程であつた。而して其の後絶えず彼等の爲の大なる闘士として又恩人として尊敬されて居た。

民族運動の濫觴

最後に尙一つの運動に付いて叙述しなければならぬ。之は當時に於ては注意を喚起する程では無かつたけれども、後に至りて西洋風の學問をした階級の希望を定むるに少なからぬ影響を及ぼしたるものであつた。

『印度は神史、藝術及美の國たるに止らず、宗教に於いても世界の中央禮拜所である』と言はれて居り、全國到る處に夥しき宗教的禮拜の爲の建物がある。サア・アルフレッド・リアルが言へる如くに、印度は三箇の大なる歴史的宗教を有して居る。而して今や第四の宗教を生ずるに至つた。即ち西洋主義説が印度の人心をして宗教より離れしめんとして居た時に、スマミ・ダヤナンドと云ふ印度の行者が、わが印度は外國人の來る以前は國士は榮え、民は幸福であつた、我々印度人たるもの須く邪神を捨てゝわが黃金時代とも云ふべき古代アーリヤン人の信仰に歸れ、と説教を始めた。彼はアーリヤ・スマジと稱する一派を門いたのであつた、彼は曾て偉大にして獨立した昔時の印度の光榮を説き、今や腐敗せる宗教と外國人の侵入とに因りてわが印度は墮落してしまつたのだ、と云ふ觀念を印度人に

與へた、接神學者たる米人オルコット大佐、露西亞人ブラヴァツキー夫人其の他の門人等、彼を後援するものあり一八七八年アーリヤ・サマジの接神學會と稱するものを設立したが、其の後間もなくダニナルの門人達があまり教派心が強いと云ふ理由で、接神學會の人達は門人達より分離するに至つた。併しブラヴァツキー夫人は前世に於て自らが印度教徒であつたと固く信じ、其の周圍の人々と共に専印度教の信仰の如何に偉大なるか、古のアーリヤン時代の卓絶せるに比べて、今日の印度が如何に墮落せるか等を力説して止まなかつた。

昔印度に統一し獨立せる印度帝國があつたといふ思想は紀元前第三世紀に於て一度、又紀元後第四紀に於て一度、印度の大部分が印度人の皇帝に依つて支配されたといふ事實に基づくのである。此の兩時代共に偉大なる支配者が出現したが、是等の帝國に關する史績は極めて乏しい。彼等は共に強大であり且繁榮したものであつけれども永續きはしなかつた、彼等は單に崩解時代に於ける花火線香的の間隙に過ぎなかつたのである。

當時歐洲に於てマックス・ミュラー教授の著「リッダ・ヴェダ」即ち「法律の知識」が出版せられて、梵語學の新境地開拓せられ、華麗なる印度アーリヤン文學、高遠なる印度哲學、熱烈なる古代信仰等說かるゝ處が多かつた。

英國風の新教育を受けた印度人が、或る特種の事情の爲英國の統治に對して我慢が出來ぬ程反感を持つに至つたり、又は印度の青年達が其の學校で、英人の其の國に對する熱愛や、自由を得んが爲の奮闘の歴史を學び居たりする時、一方では印度人や歐洲人の内に、印度にも亦赫々たる過去があり、すぐれた宗教を持つて居ることを盛に讃嘆する者があつたのである。さればこれを聞いた者は段々と回教徒が中央亞細亞から侵入して來た以前の數世紀間の印度には、不名譽なる内亂が續いて居つたと云ふことや、印度人中の大政治家たるゴックヘル氏の承認するが如く、其の後の印度は英國の統治に依つて、初めて混亂と壓制とから救はれたと云ふことを忘却して了ひ、唯光榮の過去のみの如く考へるやうになつたのは敢て驚くに當らぬ事である。

オルコット大佐の云ふ所に依れば、一八八〇年代の初に於てすら此等の新思想は、英國風の教育を受けた感激性ある聽衆中に多大の感動を喚起することが出来た。一八八一年十月に大佐がアムリツアに於て爲した印度の過去、現在及將來と題する演説に就いて彼の日誌に

『印度人に愛國心が無いと想像する人々は、須らく余が古代印度の偉大及び近世印度の衰退に就いて演述したとき、聽衆に與へた結果を見るがよろしい。喜の囁きや悲の溜息が交もく起つた。或る瞬間に彼等は喝采をやり歎呼の聲を擧げて居た。また次の瞬間にには満座闇として聲なく、熱淚を流

しつゝあるものもあつた』と書いてゐる。

此の種の感情の背後には人種的怨恨があつた。それは既に新聞紙を通じて現はれたが、イルバート法案の論争に依りて更に濃厚となつた。リボン卿に次いでダフアリン卿が總督と成った時、英國風の教育を受け英國風の政治理想を抱いて居る印度人間に、何事か事件が持ち上がる勢であつたことは容易に看取された。併し是等の人々は其の數極めて少なく、貴族社會、地方の武士階級及び回教徒方面よりは冷眼視され、且つ民衆より孤立して居た。彼等は平和を好む人間であつて、彼等の野心は平和的であつた。其の野心の途上には民主的理想に反せる社會組織が立つて居り、嚴格なる階級制度に依りて固められて居たのである。

『吾々は三重の壓制に支配されて來た。即ち政治的壓制、宗教的壓制及び社會的壓制、換言すれば階級制度の壓制是である、是れに依りて壓し潰されたならば、如何なる人間も敢て自ら立ち自分を擁護する事は出來ない、宗教改革者すらも現在確立せる秩序を紛亂することを避ける爲に、彼等はその教議すらも杜けた。今や吾人は外國政府の下に生活することは雖も、吾々は思想と行動の自由を享受する。斯くの如きことは我が印度王の下に在りては決して得られなかつた處である。さりながら吾々は此宗教的並に社會的壓制を離れむが爲十分の能力を現はした事は未だ無い。と印度のバンダルカル教授が演説したことがある。

一層廣き政治的自由に到るの途は、必ずしも進み行くに困難とは云へぬ。さりながら宗教的及び社會的解放に到るの途は、遙に険しく且人を惹きつける力に乏しい。この道に向つて断々乎として足を踏み入れた印度人は未だ曾て一人も無いのである。(主としてロヴェットの印度民族運動史に據る)

第三章 初期の政治運動

一八八五年頃の一般の状況

近世の印度の政治運動は一八八五年に初まる。恰度此時はラボン卿の後を承けてダフアリク卿が印度總督になつたばかりであつた。されば茲で一般の形勢を概説して置かう。

印度が如何にして統治されて居るかは前章に於て述べたところである。地方に於ける民衆の統制はラボン卿に依つて創められた。市會とか村會とかと云ふ形式で行はれたが、それ以上の上級のものに至りては何も無かつた、即ち帝國行政會議又は州行政會議には印度人の議員は一人もない。又立法會議には少數の印度人が議員として居るけれど、政府が選任するのであつた。極めて少數の印度人、それも大概印度教徒であるが、高等法院の判事であつた。印度事務大臣に服從の契約書を差出して、文官に採用された印度人の數は話にならぬ程である。文官に採用される途は英本國で、採用試験に他と競争して合格するだけの努力を惜まぬ者に、開かれて居るのではあるが、此の機會を利用する者は極めて少ない。況して採用される者に至りては益々少ないのである。印度人で醫官の上級の位置を占めてゐる者は殆んど無く、又法廷の方面でも頭株は皆歐洲人であつた。加之、諸學校大學の中心勢力は

英語であつた。唯ベンゴール洲では一八八二—三年の教育會議の勧告に依り、將に變更を見んとする處であつた。

英吉利人の排他的であつたのは、此の時が一番ひどかつた。唯從屬的の仕事のみは主に印度人を行はしめた。勿論當時は英國風の教育を受けた者が遙に少數であつたことを忘れてはならぬ。ダフアリン卿が總督就任以來學校は二倍に増加し、高等教育は三倍を増し、新聞雜誌の發刊は數倍に達し、英語にて書かれた書籍の刊行は二倍の増加を示した。英國風の教育を受けた者は今日も左様であるが、當時は主として平和を好む階級の印度教徒であつた。印度教徒の内の好戦種族即ちシーカ族、グルカ族、ラジアット族、バタンス族は此の新教育を受くることが無かつた。ブランマン族は、成る程印度軍隊にも誠に立派なる兵隊を出し、其の上に彼等は少なからず英國風の教育を受けたが、此の英國教育を受けたブランマンは概して軍人の家族の者では無かつた、且又進歩主義の印度人の家柄を調べると、地方の豪族中からは殆ど出て居らぬ。兵士は殆ど皆傳統的に僧侶、月給取又は商業を職業とする者の中から採用され居た。斯くの如き次第であるが故に、ヴキクトリア女皇の一八五八年の勅語には自由進取の御言葉を用ひられたけれども、印度が極めて保守的にして其の人種は非常に錯綜し、從來其の内の最強者が之を支配すると云ふ有様であり、且印度人は只文學を修めさへすれば他は顧みるに

及ばず、直に高き位置をかち得ると云ふ有様なるに鑑み、印度政府が斯の如き人々に最高の位置を與へることを躊躇する理由は容易に了解が出来るであらう。英國が印度統治に手を染むる前、幾世紀間の印度の歴史は、中央亞細亞より来る度々の征服の歴史であつた。即ち山岳高原地帯から侵入して來た者が、產業に勉めて武事を修めざる平原地帯の住民に同化されて其の特色を失つてしまへば、又他の侵入者が現はれて同様の運命に陥つたのである。ブラッシャイの戰争の時代から英人は、絶えず軍隊を有せる州より又は應募兵より反抗を受けた。而して夫の勅語煥發前十二年間にシーカ族に對し、又英人自身の訓練維持する印度兵に對し激戦を交へたのであつた。而して其の結果は常に最強者たる英人が勝つたのであつた。

英國風の教育を受けた印度人の一派は、右の反英行為には參加しなかつたので、此の一派が他日此の國に於て一勢力——全然新らしき種類の勢力であるが——となるであらうといふことは朦朧と認められて居つた。が夫れは遠きノゾム將來の事であるとして一般から思はれた。印度人の間には英國自身の政治運動の傾向に就て竝に印度問題に關して、英國の民主主義者の一派が段々と興味を起して來ることに就いて當らざる豫想さへする者もあつた。然しながら誰とて日本の非常なる進歩と戰勝と、そして又此事が印度人の向上心に大なる刺激となることを豫知した者も無つた。

リボン卿が印度を去る時、印度の民衆が起した熱烈なるデモンストレーションに就いて一人の觀察者が、其の意義の極めて重大なるを指摘したことがあつた。サア・オーケランド・コルビンは熱辯を振つて其の國人に警告した。『吾人は宜しく現代が吾人に齎らしつゝある時代精神を求めなければならぬ。鐵道の急激なる發達が印度人の間に思想の交換を容易ならしめ、機關車の轟々たる音響は、幾多の宣教師の説教を以つてするも、動かすことを得ざりし障壁を破壊しつゝあるのである。而して今や印度の人心は熱心に、自分自身の爲に爲ざるべからざることを、爲さんとしつゝあることを認識しなければならない』と。さりながら今日でも印度の進歩黨に屬する野心満々たる輩と雖も、中央亞細亞より襲來せんとする危険に對して、若し英國の庇護が無かつたとすれば、印度が必ず其の被害を蒙らなければならぬものであることを認識しないわけには行かぬ。されば一八八五年アフガン國境に關して印度が露西亞と紛争を起したことが、印度各階級をして英國統治の下に居ることの如何に安全であるかを、心から知らしむるやうになつた。當時印度西北州の知事であつたアルフレッド・リールは、『今回の危険は印度人の英國に對する忠誠を濃厚ならしめた、若し英人が一敗地に墮れるならば、由々しき政治革命が起るであらうと、印度人相互は非常なる驚怖に襲はれて居た。要するに英人は平和と鞏固なる政府を代表して居るのであつて、若し英人以外のものであつたならば計り知るべからざる混亂を來すであらう。』と言つてゐる。

第一回 印度國民議會

一八八五年三月新思想派に屬する印度人等が、現狀救済手段として彼等自らの勧説に依り、英領印度各地より代表者を召集して會議を開催することに決した。此決議は主としてアラン・オクダビア・ヒュームに依りて鼓吹せられたものらしい。門人等はヒュームを『會議の父』と呼んでゐた。ヒュームは有名なる自由黨員ジョセフ・ヒュームの息子であつて、一八四九年より一八八二年まで文官契約奉仕の一員であつた。ミユチニー叛亂の時功績を認められ勳章を賜つたこともある。後印度政府の官吏生活を止めて引退シムラに居を定め、全力を傾注して英國急進主義の思想を、教育ある印度人の間に宣傳するに勉めてゐたのである。此の時より後の日附であつたがヒュームの書簡が發表されて、一時非常なる注目を惹いたことがある。それに依ると彼は右の宣傳を正當なりとして居る、曰く英國統治の下に於ける平和は、經濟問題を解決することが出來なかつたではないか。農民は飢餓と失望とに荒廢してしまつたではないか。政府は民衆と接觸しないで超然として居つたではないか。印度人の代表に依りて行政が段々と變體されるまでは、民衆にとつて何處に安全があつたか。と政府を攻撃し『泰西の思想と教育とに結果する騒擾は、自今益々增加するであらうから、是れを放出させる爲

に、公然たる憲法上の出口をつくることが極めて重要である』と考へてゐた。

此の新運動の趣意書に依ると、會議の直接目的は(一)國家の進歩の爲最も眞面目に活動する人士が各自互に面識すること(二)將來採るべき政治運動を論議し且決議することこれである。尙ほ趣意書には『間接に此の會議は印度人國會の胚種を成すもので、若し適當に之を導くならば數年後には、印度は代表制度の如何なる形式にも未だ全然不適當なりと云ふ斷言に對して、無言の解答を與ふることになるであらう』と述べて居る。是の如き指導に従ひて第一回會議は一八八五年十二月二十八日二十九日及三十日の三日間、ポンペイに於て開催された。會議に列する者七十二名、主として辯護士、學校教員又は新聞記者であつて諸方面の都市又は町より集合した。中には非常なる努力の結果參加したる者もあつた。二三名の政府の官吏たる印度人も好意の傍観者として參加した。右の内回教徒は僅にポンペイ市の辯護士たる二名だけであつた。

會議ではカルカツタ政府の常任法律顧問であつたボネルジーが會長に選舉せられた。彼は本會の目的の一として宣言して曰く『友情ある直接の交際に因りて、我が愛國者間に人種的、宗教的或は地方的の偏見を絶滅し、而して我等が敬愛するリボン卿の思ひ出多き治世に、其の根源を發せる國民的融合の感情を遺憾なく發達せしめ且之を固定せしめんが爲である』英吉利は秩序と鐵道と『就中最も大

切なる泰西教育といふ無上の恩恵』を印度人に與へた。さりながら『民衆が教育及び物質的繁榮に於て進むこと大なれば、之に從つて、彼等の政治に對する見識は愈高く、彼等の政治的躍進に對する熱望は益切實とならざるを得ない』、歐洲に於て専ら行はれる政治理想に依つて統治せられるのを切望すること、英國の統治に對して全く忠誠であることとは決して兩立しないものではないと。即ち印度人の希望して止まぬのは、政府の基礎は一層擴大せねばならぬこと、及び人民として政府に對して自然的合法的の分擔に與からねばならぬ、と云ふことであつた。

最初の決議案に對する最初の發言者たりしマドラス市のサブラマニア・アイヤールは曰く、『數世紀の間外國よりの侵略と奪掠との犠牲となり、内亂と全般的混亂との犠牲となつて居つた印度は、遂に神慮に依りて、大英國の版圖となつた。之が爲印度國民の運命に大變化を及ぼしたこと、及び計り難き程の恩恵が印度國民に與へられたることは、國民の等しく認むるところである。此の事に就いては茲に陳述するの要はない。英國の印度統治は之を以前の如何なる統治に比するも、其の結果と方向とに於いて優れてゐる。余は英國の印度統治の功績を縷々述べることをしないで、唯一つの重要な事實を擧げて概括したい。即ち印度人民の歴史に於て茲に初めて、印度人の間に國民的統一と國民的存在の意識とを見ることが出來たのである』と。

多くの決議案が通過したがその中に市會、村會の如き組織體より選出せられた議員を、最高立法會議及び州立法會議に参加せしむることを要求する決議案があつた。斯の如く擴張して是等の會議に、行政萬般に就いて執行機關を彈劾すべき發言權を有せしめよと云ふのであつた。

右の新立法會議が多數を以て通過した決議事項に對して、執行機關が拒否權行使した場合に、立法會議會が多數を以て英國下院の常置委員會に正式の抗議を提出した時には、同委員會は之れを受領し調査すべき憲法上の權限を與へられざる可らずと云ふ勸告案もあつた。

又印度文官奉仕の許可には、印度と英國とに於て同時に試験をするがよいと云ふ決議案もあつた。又社會改良問題に就いても論議する者もあつたやうだが、此の問題では唯二回丈け演説があつたに過ぎず、其の主なる目標は何れも政治的であつた。

第二回印度國民議會

其の次の會議は一八八六年十二月二十七日から三十日までの四日間カルカッタで開催せられた。此の會議は前回の會議に比較すると其の性質が一變した。各代表は皆自己の意思に基き來會したのである。一八八五年の會議には代表等は他から強要せられ、又は歎願せられて參加したのであつた。

會議に參列した者は總數四百四十名で何れも皆公會で選舉せられ又は既存の協會、組合等より選出

せられた者であつた。其の内二百三十名はベンガール州から來た。舊式の上流階級の代表者は一人もなく、商人階級の者は一人に過ぎなかつた。此事に就いて此の會議議事錄の緒論を執筆した人は斯う辯明してゐる。是等の階級の人々はもとより無智にして唯自己の事のみを念とし、政治組織の變更など毫も念頭に無い。蓋し政府は盜賊を防ぎさへすればよく、又現在の民事法制の下でも富を得べき機會に乏しくなかつたからである。農業階級は『十分に代表を出して居なかつた』其の故は彼等農民の大多數は、時世が亂れて居ると知つて居ても、特種の實例から綜合概括することを知らないし、又何處が悪いのかを明瞭に了解をしない。彼等の苦しい運命を開拓して其の苦痛を輕減する爲に、彼等の爲し得べきこと又は爲さざることに關して、明瞭なる或は決定せる觀念を有しなかつたが故であつた。是等の代表者中回教徒は三十三名に過ぎなかつた。斯く少數であつた理由は『回教徒の間には高等教育機關が缺けて居る』こと、及びカルカッタ在住の有力なる回教徒三人が右の會議に反對して『政府信任の政策』を可とする者であると、公然宣言したことによるのであつた。右に述べた通り代表の大多數はベンガール州より來り、バンデーヤップは七名、中央諸州は八名であつた。

バルン族のダダバイ・ナオロジが議長に選ばれた。彼は英國國會議員としての最初の印度人である。

決議案は前年のと殆ど同一であつた、其の内には若し一旦緩急のあつた場合に、政府を援助すること

の出来るやうに、印度人の義勇兵組織の認可を請願することと云ふのがあつた。又印度民衆の大部分が益々貧窮に陥ることに關する決議案もあつた。

議長は英國統治の幸福を説き、此の會議は英國統治の鞏固なる礎石たるべきものであると說いた。

即ち

『吾人は言はんと欲する處を販賣なく言ひ且断言しやうではないか、即ち吾人は大黒柱たる英吉利に對して忠誠であることを、吾人は英國の印度統治が吾人に齎したる利益を了解することを、英國の吾人に與へたる教育は、吾人を暗黒より光明に導き出したることを、帝王は人民の爲の帝王であつて、人民は帝王の爲の人民では無いと云ふ新らしき教訓を了解することを。此の教訓こそ吾人が亞細亞的專制政治の暗黒裡から、自由なる英吉利文化の光明に依りて學び得たるものなることを』と。

回教徒參加せず

回教徒が此の議會促進運動に殆ど參加して居ないのは、主にサア・サイキド・アーマツドの威化によるのであつた。話はすこし横道に逸れるが此の偉人に就いて聊かお話して置きたい。

サア・サイキド・アーマツドは一八一七年デリー市に生れた。其の祖先はモーガル諸帝の宮廷に仕へ非常な名家であつた。一八三七年印度に於ける英吉利國官吏として書記の椅子を得た。其の後二十年

を経て副判事となつた。例のミュチニー叛亂の時ビジノールに於て、彼は英國の爲忠誠を盡した。叛亂當時の彼の功績に就いて知事は『余が用ゆる如何なる言語も、彼が表示した忠誠に値するものは全くない』と云つた程であつた。

一八五八年サイキド・アーマツドは自國語で、叛亂の原因に就て書いた。それは其の後久しき後英語に翻譯せられ公にせられた。印度に於ける英國統治に関する彼の禮讃は決して大ざつぱでない。彼の印度統治に対する批評は今日と雖英人の深き考慮に値するものがある。彼が此の叛亂は主として最高立法會議に印度人が一人も加へて無かつたことに歸するのである、と言つたのは注意すべきところである。

彼の言に依れば、印度人を立法會議に加へざる爲に生ずる弊害は一して止らず。政府は其の作れる法律規則の適不適を知るを得ず、これ其の一である、かかる問題に關する民衆の聲を聞くことを得ず、これ其の二である。民衆が愚案なりと感じたるものに對して、之れに抗議し、或は其の希望する處のものを發表するの手段を有せず、是れ其の三である。然しながら最大の弊害は民衆が政府の見解及び意思を誤解することである。民衆はあらゆる法令を誤解して居る。蓋し民衆は如何なる法律が通過し採用されるゝも、何等關與する處なく、從つて其の法令の精神を判断するの手段を有しないのである。余

は政府の見解が民衆に誤解せられ、而して其の誤解が遂に民衆を驅つて叛亂に向はしめたのであると言ひたい。若し印度人をして立法部に在らしめば、民衆はかかる過失に陥ることが無かつたであらう……。若し夫れ治者と被治者との間に何等の聯絡なく、又官人と民衆とが共に相接して居住することなきに至りては、回教徒が其の統治に服従せしめた國家の、古來からの慣習に悖るものである。政府と其の官吏が採れる方針が、從來右の如きであつたから、民衆に關する正當なる知識は到底望むべ得ることが出来ぬ』と。尙ほ彼は進んで曰く『印度に於ける英國統治の初年に於ては、民衆は誠心誠意之れを歓迎した。然るに今や政府は此の好感を捨てゝ顧みない。而して民衆は侮蔑を以て待遇せらるゝを不満とする者比々皆然りである。微々たる屬官の眼には、印度人の一紳士が彼に劣れること、猶彼が公爵に劣れるが如く、映つるのである。かゝる屬官等は印度人は何れも紳士たる能はずとの見解を有して居る……。されど士人に對する親切と友情とを以て有名な、幾多の英人官吏もあることはある。かゝる人々は忽ち土人に由りて敬愛せられ、回教徒の所謂『日月の如し』とはかかる友情ある親切なる人々に對しての言葉である。而して彼等を老練なる官吏の典型として尊敬する。』

ミュチニー叛亂後サイキド・アーマッドは政府と回教徒との間に和を講じ、回教徒の教育組織の改善に大に努力した。蓋し彼は從來のありふれた回教徒教育法は當を得て居らない、且時代後れである。

との憲念を持つて居たのである。彼の言に曰く『根を培へ、然らば樹は自ら繁茂せん』と。而して彼は根を培ふ爲に全力を傾けた。五十二歳の時、其の子息をケンブリッヂ大學に入學させる爲と、又上部印度に回教徒の英國東洋大學を設立するに就いて、如何なる方法が必要なるかを研究する爲に英國に赴いた。彼は遂に大學の創立を完成した。有名なるアリガールの大學生は彼の永久の記念碑である。此の大學生では回教徒に對してのみ宗教教育を與へるけれども、如何なる宗派の者をも入學させる。此の偉大なる建設者はイスラムの教義を屢々高調した程回教に對して熱心であつたけれども、其の全態度を觀察するに、非常に寛大であり且自由であつた。彼は民衆を教化することが英吉利に對して忠誠を意味すると信じ、印度に於ける英國風の教育の擴張と發展とを喜んだ。彼の精神は一八八四年アリガール大學委員會がリボン卿に呈した演説中に表はれて居る。曰く、

『印度の回教徒が過去を回顧して彼等の状態を絶望的に思ひ、悲痛の涙にくれた時代は幸にも過ぎ去つた。彼等は今や將來に希望をつないのである。英吉利女皇兼印度女帝陛下の統治に對し、忠誠を致さんとの念に満てる回教徒等は、心から陛下の統治する廣大な帝國に居住する幾多の種族中でも、一段とすぐれてゐることを認めて貴びたいと熱望して止まない。本大學を設立したのは是等の向上と熱望との實現を援助せんが爲である。而して我が教育制度より流れ出づる結果の中に、印度在住の英人

社会と我が回教徒との間に友情ある社交と、情誼の交換が最も重要なことで、之が促進は吾人の熱望して止まさる處である』と。

右の如くサア・サイキド・アーマツドは、自由主義に對する共鳴甚だ強烈なるものがあつたにも拘らず、國會開設運動には關係するを欲しなかつたのみならず、同一の態度を執ることを回教徒等に勧説した。彼には政敵や誹謗者があつたけれども、彼の勢力は絶大であつて其の勢力が回教徒の大部分の態度を決定したのであつた。前年彼と同宗教信仰者の一人が、彼の國會開設運動に對する反対の態度は、次の三原因に因つて決定されたものなりとした。

- (一) 會議開催前廣く配布した多くの印刷物の論調が強暴なりしこと
- (二) 會議發起人等が過度の阿諛を使用したこと
- (三) 主催者等が少數派の爲に何等の考慮を拂はずして選舉主義及び公開競争主義を採用しようと主張したこと

國民會議運動の其の後

却説一八八八年十二月ダフアリン卿の後を承けてランスダウン卿が總督の印綬を帶びた。カルカッタに於ける送別宴の席上で、ダフアリン卿は此の國會運動者に言及して「顯微鏡的少數」と言つた。

さりながら彼は極めて敏捷なる政治家であつたから、勿論此運動に就いては十分に印象を持つて居る。それで彼は密に本國の大臣に『立法會議に印度人を加へ自由の空氣を容れることは、青年印度の量も進歩せる階級の合理的の指導者等の熱望して止まぬ總てである』と云ひ送つた。

彼にはもつと大なる野心があつた。當時公職に印度人をより一般的により高い位置に使用せよとの強き要求があつた。而して此點に就いては教育ある階級は、畏縮して手も足も出ないと一般に信せられてゐた。ダフアリン卿は既に此問題の調査委員會を任命して置いたのであつた。けれども其の委員會の報告は彼の解任出發後に提出せられたので進歩派を喜ばすことは出来なかつた。

一八八八年の會議に參列した代表は千二百四十八名であつた。ダフアリン卿が曩に國會運動者を「顯微鏡的少數」と云つて貶したに對し、反證を擧ぐる爲指導者達が大なる努力を拂つたので、斯かる多數の出席を見たのである。此の會議には六人の歐洲人も參加した。議長はジョージ・ユールと云ふカルカッタの著名なる商人である。彼は英人の民間階級が印度で公民權を剝奪されて居るのは、恰も印度人が自分の國の政府に發言權を有せざると同様であると言つて不平を鳴らした。又大勢の議員が英人官吏の民衆に臨む態度が不必要に非友情的であると不平を述べた。決議案は既に述べた通り通過した。其の内に武器法に基く差別の撤廢、印度人の陸軍大學建設及び印度の産業狀態の研究等注目すべ

き決議案があつた。

一八九〇年カルカッタで開催した第六回會議には參列代表數七百二名、其の内百五十六名は回教徒であつた。歡迎委員長の挨拶に

『吾人が求めて代表せんとするところの無教育階級は、多くの州に於て教育ある階級が深甚の注意を拂つてゐる社會問題並に政治問題に對し、未だ深き興味を有することができない。されど歴史は教へる、如何なる國に在りても如何なる時代に於ても、頭腦無き者を指導するのは頭腦ある者の當然の責務である。故に吾人はひとつは自己自身の爲め、ひとつは無智であつて自己のことを十分に考慮すること能はざる者の爲めに考慮せねばならぬ。』と言つた。

或る辯士はグラッドストーンの言を引用して、民衆の代表制度を罵る者は狂者であると思はれるであらうと言つた。又他の二人の辯士は印度教徒と回教徒の間には共通せる政治的信仰の存在するものであることを論證した。此の會議の報告書の緒論に於て、印度教徒と回教徒との間に存する所謂反感に關して次の如くに述べて居る。『吾々は英國の國民が二派に分れ、一方があらゆる點で他方に對し猛烈な敵意を有すると云ふやうなことがあるかどうかを大に知りたいのである。』と。此緒論の結末の文句の論調は英國統治に對して恐ろしく反感的であつて、斯くの如き事は從來の公の會議では未だ曾

つて見られざる處であつた。二三の代表者が英國で受けたる歓待に對し感謝の決議があつた。此の國民議會後社會問題會議が引き續いて催された。

印度の社會問題會議は一八八七年に始められたが、其の後一時中絶してゐたのである。一八九五年の社會問題會議の時國民議會の議長よりの次のメツセイジが讀まれた。『吾々の國民議會の討議より社會問題を除外したる理由は、若しかゝる問題を論議するならば出々しき意見の相違を來たし、結局會議の分裂を來すであらう、此の如き分裂を防ぐ事が吾人の第一の重要な仕事である』と。之に反して熱心なる社會改良家ジャスチス・ラネードは之と異なる見解を持つて居た。一九〇〇年サタラにて開かれたボンベイ社會問題會議に其の開會の辭として彼は述べた。

『社會問題考察の目的を以て地方的又は國家的に、此種の會合を催すことは何等の益なしとの意見を有する人士がある。又他方にはかかる會合は利益はあるけれども、政治的の會合と其の場所及び時を同じうしてはならぬ。何故と云ふに政治的會合と時又は場所を同じうすれば、勞働者の注意を惹くことなく實際的效果を收める事が出來ないからである、との意見を持つする者もある。右兩方面の反対論者に對して聊か述べるのも無用の業ではあるまい。第一の批難は余を以て見れば政治的及び社會的方面に於ける吾人の義務を、正當に理解し認識せざるが爲に起るところの觀念の混亂より發生するのである……。

余の解する處では、吾人の活動を或は社會的或は政治的と云ふように、截然たる差別を設ける事は根本的に過つて居るのである……。政治とは單に贈與物又は恩恵を請願したり建議したりする事ではない、贈與物とか恩恵とかは吾人の向上と吾人の奮闘とに依りて勝ち得たるものにあらざれば、何等の價值もないものである。『汝の額の汗に依りて生活すべし』とは人類に向つて發せられた呪咀ではなくて、人類の存在と發展とに對する眞の條件である。政治、社會、宗教、商業、工業の方面に於いても、又文學、科學、藝術に於いても、戰時又は平時に於いても、人類は個人として或は團體として各自の努力に依つて、其の前途に横はれる困難を征服し其の力を發展せしむべきである。假りに一時壓服されたとするも、物質的道德的知識的の全力を振つて再び立ち上がらなければならぬ。而して是等の力を構成する要素の或る部分のみを發展せしめ、他の部分を無視することは出來ない、恰も太陽の熱から光を分離し薔薇の花から美と香氣とを分離することの出來ないのと同様である。人若しその政治的權利の極めて乏しきことを知らば、其處には良好なる社會制度は存しないと知るべく、又その社會的制度にして道理と正義とを基調とするものに非すんば、政治的の權利と特典を行使するに適せざるものなることを知るべきである。』

されど社會改良の障害物の一半は宗教上のものであつた。印度の社會改良家は彼等の活動を種々のものなることを知るべきである。

會議及び幾多の決議以上に進むることは蓋し甚だ稀である。此の社會改良運動はラネード死去の爲め非常なる打撃を蒙つた。實に氏は真正なる意味に於ての勇氣と人格の人であつた。

國民議會に対する政府の態度

一八九〇年の國民議會に關して發生した一問題が、總督秘書官より次の答辯を引き出すに至つた。

即ち

『印度政府は國民議會運動は、歐洲で言はず進歩的なる自由黨とも稱すべきものなることを認め、且之と並立して存在する保守的大團體と區別すべきものなることを認める。彼等兩黨の行動が嚴に憲法の範圍内に止まるならば、政府は兩黨に對して全く中立の態度を保持せむとするものである』と。

一八九二年に新會議法が通過した。其の各條項はダフアリン卿が出發前大體の起草をして置いたものにかかる。該法は立法會議の権限を擴大し、地方の會議に對して其の團體の議員を選任する権限を附與した、但し其の選任には政府の認可を必要とした。尙此の新法は各會議の議事は多數決に依ることとして、論争及び質問の權利を制限した。そして一八五八年以來の、民間の名望家を立法に參加せしむると云ふ原則を、廣く適用することになつたのである。然しながら一八九二年の會議は不満足なる結果に終り、各代表はダフアリン卿の任命した公職取調委員會の報告書に基いて、制定せられた新

法令に對して甚だしき失望を表明した。恰も此の頃主として英人の急進派が組織してゐた倫敦の國會開設委員が、大に國會開設宣傳を行はんが爲め『印度』と題する雑誌を發行した。

余は既に國會開設運動の初期に於ける歴史を稍詳細に述べて來た。而して又其の領袖の主張する處を記述した。故にこれから一八九二年から一八九七年に至る期間を考查して見やう。

此の時代に於ける毎年の會議事録は、其の本質に於ては余が既に述べたものと差異がない。英國風の教育を受くる印度人の增加するに從ひて、國會開設主張者の數が大都市に於て倍加せるのみならず、町村に於ても大に増加した。勿論其の大多數は國會運動を最初に唱導した階級の人々である。又英國政府並に英國官吏に對する印度新聞紙の論調は緩和しなかつた、英本國に於ては其の時期は保守黨が全盛を誇つて居た時であつたら、印度政治家等は彼等の主要なる主張を本氣になつて促進して見やうとはしなかつた。併し其の代表を英本國に派遣して印度の貧困なること、行政の獨專的であり、利己的であること、及び民衆を代表する政府がなくてはならぬこと等を英國の輿論に訴へるの手段を探つた。併しながら印度の凡ての黨派が皆斯の如き見解を有して居たと想像するのは誤りである。多數の者は現狀の下に於いて繁榮して居り、英人官吏とは友情温かであつて、鞏固にして効果ある英國の支配は印度の繁榮上缺く可らざるものであることを十分に承知して居つたのである。尤も多

數の人は西洋の政治理想を印度の特種狀態に結び付けて考へることは出來たけれども、自分達の不評判なる意見は何も云はないで自分丈に藏つて置いたのかも知れぬ。

回教徒は此の運動には超然として居た。が印度教徒は一八九四年から現狀に我慢が出來ぬとて盛なる示威運動をやりだした。

革命運動の徵候

一八九三年ポンペイ市に於て印度教徒と回教徒との間に騒亂が勃發した。其の結果此の兩教徒の間隙を擴大するを欲する人達はガンバチと稱する象頭の神の祭禮を舉行し、印度教徒の興奮を招いた。此の祭禮では、ガンバチの神像を「メラス」則ち劍術や體操で訓練せられた青年團が護衛してデッカンの首府ブーナの街路で歌を歌つたり宣傳ビラを撒布したりする相談が纏まつて居た、是等の事は回教徒及び英政府ならびに一般外國人の憎悪心を挑發するにきまつて居た。

又有名なるマラタの印度教の英雄シヴァアジの墳墓を修理しやうと云ふ運動が始つた。シヴァアジは二世紀以上も前に當時の支配者たる回教徒に對して反抗を試み多少の成効をかち得たのであつた。シヴァアジは回教徒及び印度教徒の兩軍會議中に回教徒の大將アザール汗を殺したのである。此英雄の爲めに祭典が執行せられ、彼の勳功に就いて熱情家達は詩に詠じて之を追憶したのであつた。

『シヴァジの物語を讀めばとて、獨立をかち得るものでなし、彼の如く又「バチ」の如く、己を捨てゝ奮闘するに躊躇せざる事こそ要めなれ、知れ、我が國人よ、今や、劍と楯とを取つて立つべき時ぞ、萬難を排して、數知れぬ敵の首を切り落さん、聞け、國を擧げての戦に我等は戰場に屍を曝さん、吾等が宗教を亡ぼさんとする敵を屠りて其の鮮血を以て土を赤く染めん哉、汝等が女々しくも物語を聞く間に吾等は只死なんのみ』

シヴァジはマラタ王國を建設したがやがて、チトバヴァン・プラーマンス王朝が之に取つて代つた。此の王朝はベイシュワの尊號を冠しブーナに都して支配した。最後のベイシュワは英人と争つて遂に其の王朝は顛覆したが、チトバヴァン族は英國統治の下に繁榮し、此の種族は法律に於ても、教育に於ても、亦官吏の服務に於ても秀で、居た。併しベイシュワの榮光の失墜したるを悔恨して止まぬ者もあつた。ラネード氏の著書『マラタ帝國の勃興』は彼等の祖先が昔牛耳を執りし時代のマラタ國の歴史を記憶に呼び起した『マラタ史の源泉』と題する書中に、チトバヴァン・ベイシュワの下に於けるデツカーン族の状態は、英國統治下の現状よりは遙に優れて居つたと云ふ事が斷言されて居た。

バル・ガンガダール・チラツク

一八八〇年にバル・ガンガダール・チラツクと稱する、チトバヴァン族の一波羅門教徒で數年前にボ

ンペイ大學を優等で前に卒業した男が、二種の新聞紙を發刊した。其の一は「ケナリ」即ち「獅子」と稱する新聞であつて、マラチでは英字週間新聞の「マラタ」を附録として居た。是はなか／＼よく賣れて發行部數も甚だ大なるものになつた。其の後チラツクは教育事業に關係して名を知られ國民議會の議員となり、デツカーン當選委員會の書記となつた。彼は政府の政策に對する慘憺なる批評家として著名であつて、印度人の早婚の捨て置き難き弊害を緩和せんが爲めに提出せられた結婚承認年齢法案には猛烈に反対したのである。彼の政治に對する態度、印度經典に精通せる知識、新聞記者としての才能、困窮せる貧しき同胞に援助を惜しまぬ義氣等が原因となつて一層素晴らしい盛名を彼は得たのである。

一八九六年は降雨少く穀物實らず遂に飢餓となり、惡疫はポンペイよりブーナに傳播したが、此の飢餓と惡疫とは非常なる艱難を惹起した。そして災難に際しては、何處も同じ慣習の通り、民衆は其の支配者を非難する傾があつた。惡疫の傳播を防ぐ爲めポンペイ政府の採用した手段は、有效なるものなりしも民衆の習慣に悖り、其家庭生活に干渉するものであつた。罹病者と健康者との隔離、檢病の爲の戸別訪問殊にブーナでは一時罹病者の搜索に英國兵を使用したことなどは、民衆の感情を非常に興奮せしめた。當時チラツクは檢疫委員たるランドと或る程度まで共同動作を取つて居たが、遂に

一八九七年五月四日激越なる口調を以て防疫勤務に就いて居る英兵を攻撃する論説を發表して、民衆を壓迫する故意の命令を發した責任は、單に下級官吏の負ふべきものにあらずして、政府全體の責に歸すべきであると論じた。彼はランドを暴君と呼び政府は民衆壓迫の機械であると断言し、此の壓制的命令は最高政府の出したものであるから、最高政府に向つて此壓制を止めて呉れと請願する事は無益だ、と述べた。翌月十五日に彼は彼の新聞に二箇の意見を發表した、其の一はシヴァジの叫びと題する詩であつてシヴァジが永き眠より醒めて曾て彼の君臨して居た王國の現状を罵倒するところを詠じたのであつた。シヴァジは惡者をばして世界の重き負擔を輕減し、「スマラチャ」（自己自身の王國）を建設して其の國を救つたのである。外人は盛に我が國の富を奪ひ、富と健康とは我國から逃げ去り、飢餓と悪疫とは國內に充満した。波羅門は投獄せられ、牛は日々殺戮された。此の如き際に白人は無意義の口實を言張つて正義の制裁を負はされるのに反し、わが印度の婦人たちは列車から引きづり下ろされると云ふ状況であつた。シヴァジは印度に於いて英人が單に商人たるに止つてゐた頃は十分なる保護を與へたので英人は、その人民を幸福にして以て其の感謝の念を表示したのである。

第二の記事はシヴァジがアフザール汗を殺害したことについて、二人の教授が爲したる演説の内容であつた。兩教授は共にシヴァジは道德律を超越した者であると論じた。一人の云ふのに『ヒンズー人たるもの、マラタたるものは悉く此のシヴァジ祭を喜ばなければならぬ、吾々は皆獨立を取戻さん爲に努めて居るのである。今一人は『佛蘭西大革命に參加した人々は、人殺しを行つたとは思つてゐない。そして唯彼等の進む路上の刺を取り除いた丈けだと謂つて居る。之と同様の議論が「マーハラシトラ」に應用が出來ぬ理由が何處にあるか』と。終にチラック自身の議論が現はれて居る。彼は偉人は尋常の道徳では律せられるものでないと云つた後に『シヴァジがアフザール汗を殺害したのは罪悪を犯したのであるか。此の疑問の解決は「マアバラット」（印度古代の英雄詩）中に見出すことが出来る、即ち「ギタ」（神の詩）中にあるシリマツト・クリスナの忠告は吾等に何を教へて居るか、吾等は吾等の師と雖も又一族中の者と雖も殺害すべき時には殺害すべし、自己の行為の果實を自己の手中に收めんとする慾念に驅られたるのをなれば、其の行為は何等咎むべき筋合のものではない。シリ・シヴァジは自己の冒袋の空虚を満さん爲に何事もやつたことはない。彼は他人の幸福を願ふ博愛の目的を以て、アフザール汗を殺害したのである。若し盜賊が吾等の家を襲ひ而して吾等に追ひ出すべき丈の力がなかつたとせば、吾等は躊躇なく彼等を我が家に閉ぢ込めて、生きながら彼等を焼き殺すべきである。神は印度王國の護護證書を外人に授與せられたことは未だないのである。』『井中の蛙の如く汝の觀察を限局すること勿れ、刑法を超越せよ、而して「バクワット・ギタ」（神の歌）の

高遠なる雰囲気を味ひ、然る後初めて偉人の行動を沈思せよ』と。

右の論説が現はれたる後一週間、恰度ヴィクトリア女皇即位六十年祝賀の當日、ランドと今一人の英人官吏がブーナでチトバザン族波羅門の兄弟に依つて暗殺せられた。此の兄弟は直に捕へられ裁判の上死刑に處せられたのであるが、兄の方は自白して『悪疫防暦の爲に官憲の採つた行動は民衆にとつて非常の迷惑であり、殊に軍隊の行動に依りて民衆は大なる壓制を感じた。それ故、之に對し報復を行ひ、其の責任者を殺すことを決心したのである』と言つた。彼は此の自白を後に取り消したが、裁判官は其の自白は眞實のものと信じて居たやうだ。チャベカール族は是れより前、體育及び軍事教練の爲『印度教に對する妨害撤廢協會』と云ふやうな名前の會を組織して居たが、此の協會の會員が大に憤慨して、ランド及び英人官吏の殺害犯人の兄弟を官憲に密告した者を殺し、死刑に處せられたこともあつた。

チラックは六月十五日の『ケサリ』紙に掲載した論説が、政府に對する反感を挑發したと云ふ理由で罪を得、十八箇月の懲役に處せられた。但し後六箇月の減刑處分を受け在監一年にして出獄した。此の間、彼は國會運動政治家の列より姿を没したが、其の新聞紙『ケサリ』は依然として發行を繼續した。彼が放免となるや其の新聞紙の購読範囲は非常に廣汎となり、其の財政方面も亦成功したので

他にも之が摸倣を生ずるに至り、『ケサリ』紙の論調は他州の同業者の大に倣ふ處となつた。

國會に於ける批難は警察改善調査委員會の任命と、カーブン卿によつて創案せられ實行せられた歲入制度の改革の兩問題に集中した。又他面に於いて惡疫の流行は、國會運動の領袖等を表面に立てて、無智の國人の政府に對する偏見的敵意を去らしめ、以て其の救濟の手段を講すべき最好の機會を提供したにも拘はらず、彼等領袖連は之れを利用することをやらなかつた。惡疫流行の間に印度人經營の多數の新聞紙の論調は、漸次法律を基礎とする英國風の統治の形式に對して反感を持つに至つた。此等の新聞の讀者は毎日英國政府の組織と政策とに對する、單調なきまり文句の罵倒を讀まされたのである。印度の資源は涸渇しつゝある。印度は外人に由つて奪掠せられ壓制されつゝある。と云ふやうな言葉は、斷えず繰り返へされる彼等の常套的題目であつて、警戒を要する時には英國統治の幸福と云ふ形式的文句と入れ代はるだけであつた。然しながら不幸なる一事件が惹起して、形勢は非常に重大となるに至つた。それは一八九四年に印度政府は本國政府に強いられて、ランカシヤイア産綿布に對する輸入税を五分から三分五厘に引き下ぐると共に、印度國內にて生産する綿布類に對しては三分五厘の消費税を課することにした。されば農民は連年の不作に次ぐに惡疫の流行を以てし、疲弊を極めたるに高き地税を負擔して消滅に傾して居り、國は擧げて外國資本の搾取に任すると云ふや

うな口説は、頻りに高調さるゝに至つた。此の問題に就いては後に詳しく述べやうと思ふ。

デリーの即位祝賀式

ヴヰクトリア女皇の崩御は深き感動を印度一般に與へた。これは印度女帝に御即位の際の一般に對する勅語は、印度人をして自分達の皇帝として見上ぐる様にさせたからであつて、一九〇三年エドワード王御即位の祝賀式がデリーに舉行された頃は印度は政治的に安定して居るやうに見受けられた。即位式は實に堂々たるものであつた。そして式上に於いて總督カーラン卿の試みた演説は、すこしも困難と試練とが目撃の間に迫つてゐると云ふやうな氣配は見えなかつた。其の演説に曰く『各王族殿下並に民衆諸君、若し吾人が眼を暫時將來に向つて放つならば、印度の前途はまことに洋々たるものである。人口問題にしても、或は教育、労働、食糧等の問題にしても、政治家の力を以てして解決の出來ないやうな問題は印度に見當らないのである。多くの問題は現に吾等の眼前に於いて解決せられつゝあるのである、若し英國と印度との聯合軍が吾が印度國境を守り、境内の靜謐を保障することを得、藩王等と其の人民、英人と印度人、支配者と被支配者が相互に融合一致して居り、而して且國內の氣候が順調であるならば、其の時には何者も其の進歩發達を妨ぐる事は出來ないのである。従つて將來の印度は豊富なる資源が減滅したり、民衆の希望が空虚であつたり、又理由のある

不満の存するやうな印度ではない。實業は益發展し、個人の才能は十分發揮せられ、民衆の福祉は愈増進せられるところの印度である。余は我が英國の良心と目的とを信じ、印度の殆ど無限の能力を信ずるものである。然しながら如何なる場合に於いても此國の前述の如き將來は英國の比類なき至高權に由るに非ざれば實現の方法がないのである。又英國の支配權の下に於いてするに非ざれば此國の繁榮を維持することは出來ないのである』と。

されど事實は此の祝賀式が、四十年間の比較的平穏な波瀾のない時代の終末を劃したものであつた。誠に此時代は政府の爲すこと成功せざるなしと云ふ有様で、政府に向つて反抗する者もなく、教育は振興し、商業は盛大に向ひ、地租制度は改良せられ、社會のあらゆる方面ともに進歩著しきものがあつた。だが生半可な西洋風の教育を受けた輩の中には、外面こそ穏に見えたけれど皮一重下は満々たる不平を抱いてゐたので、英國風の教育を受けた青年が年々增加して行くが、印度の特種の經濟狀態は此等の青年に地位を與ふる能はず、此等の青年は生活難に脅されたのである。往昔からの思想習慣は捨てられ、政治的集會は大に社會の興味を喚起して、市或は姓階の會合の比ではなくくなつた。一般に變化を期待して居り、現状に我慢が出来ぬ、從前の時代の方が今日よりも遙によかつたと云ふ説が追々擴まつて行つた。或る地方にては公々然民衆に向つて此の事が説法された、而して到る處に於

て英國の實力、英國統治にけちを付ける爲に、飢餓、悪疫、貧窮、失業其の他南亞戦争中の英軍の不利なる出来事などが利用せられた。ポンベイ市に於ては特種の事情に因りて、既に此の種の思想が特別に敏銳に傳播して、其の結果殺人事件が持ち上がるに至つた。若しかる潜在的不満に何事か加つて之を爆發せしむるならば、ブーナ事件のやうな事件は續々として發生を見たであらう。併しながら藩王豪族等の支配階級並に軍人階級の者及一般民衆は平靜で少しも變つたところは無かつた。外面は全く平穏無事であつた。其の中をカーボン卿は持前の断乎たる決心と熱誠とを以て、印度人教育の大問題を解決せんとしたのであつた。

カーボン卿の教育改善

是より先リボン卿並にダフアリン卿が任命した印度教育取調委員会及び公職取調委員會の報告を基として制定せる規則の施行は、幾分か中等教育に取つては打撃であつた。特にベンガール州では民間の者に監督を過度に委任した結果、中等教育の標準が大に低下した。又カルカッタ大學組合は其の州の英國風の新教育を監督し、且官吏たらむが爲に雲集して來る受験者に課する試験の標準を定むる事務を管掌してゐるものであるが、中等教育の監督は殆んど地方委員會に委せきりであつた。是等地方委員會の委員等は、登用試験にさへ及第すればそれで事足りりと云ふ様な、極めて小さな考の人間が

大部分で、道徳的感化とか人格の養成などは比較的輕視し、極度に學校の經費を切りつめ、教師の俸給を低下して、出來る丈け安價の教育を供給して居た。故に政府は『教師に薰陶の能力を缺き又は道徳的情操を維持すること能はざるが如き學校に、金錢を消費するは洵に無用の業である』といふ見解を、もすこし力説する必要があつたのである。が斯かる狀態を變更する爲の眞面目なる企畫は毫も行はれず、重大なる弊害は全印度の諸學校を通じて明かに増加しつゝあつたのである。茲に於てカーボン卿は、徹底的に教育改革を斷行することを主張した。そして民衆が之に力を合せて努力せんことを熱心に訴へ、一般社會の根柢が今や危機に臨んで居ることを力説して、其の事業に全力を傾注した。教育は實に總ての職業的、實業的事業の必然的豫備であるが故に、國家的一大問題であることは明瞭なることである。『そは職業問題を解決する鍵であり、國民的進歩と繁榮との條件である、而して社會の各階級をして一層高きものに達せしむべき唯一の階段である』、こは實に社會的政治的 requirement であつて當に知的 requirement に止まらないのである。

されど國會開設運動の指導者達は、カーボン卿の内心の意圖は英國風の教育を受けた階級が動搖常なく、其の數に於て年々增加しつゝあるを阻止せんとするにありと疑つて、猛烈に總督に反對し、以て眞實の形勢を判断すること能はざる多數の人々に、自分等の反總督的思想を十分に印象せしむる

ことが出来た。かゝる反対をも排してカーラン卿は、非常に重大な影響のある大學法を通過させたのであるが、卿は突然印度を去つたからして彼の事業は突然の結末を告げ、今日に至るまでベンガール州に於ける中等教育の根本的改善は其の儘になつた。然しながら總督の努力は有識階級の焦躁と怨悲とを買つた。是等の感情は段々と廣く深くなつて遂に行政區割變更騒動となつた。

行政區割變更問題

ベンガール、ビハル及びオリッサのもとの州の區域は廣大であるが故に、其の監理の周到を期することは不可能と云ふ程であつて、實に心細い程にも忽諾に附せられて居た。

然るに印度政府の首腦者は、現時は一七八五年頃のワレン・ヘスチングスの時代とは大に變化してゐると云ふ事實に注意することが遅かつた。ワレン・ヘスチングスは色々の事件の多かつた自己の施政を回顧してかう書いてゐる。此の地方の住民は其の性質は柔順で其の慾望が少ない。又此の地方は生活の資源が豊富である。天然產物より直接に、又は製造工業に依り、或は在來の慣行に依りても亦新組織に依りても莫大の富を産することが出来る。されば行政官の職務としては注意と保護と寛恕とあれば十分である。此の外には行政官の盡すべき義務は殆ど残らぬと言つてゐる。ベンガールからは未だ一兵卒も印度軍隊に送つて居らぬ。又一八五七年の叛亂にもベンガール人は加はらなかつたので

ある。されど繁榮が加はり人口が増加し、英國風の教育が普及するにつれて、行政は段々と複雜になり且新教育を受けた知識階級の人柄も段々と變化して行つた七千八百萬の人口、その中には東洋に於て最大の最も歐化したる都市即ちカルカッタを含むでゐるのであるが、一州の行政としては餘り煩はしあがむ。仍つてカーラン卿は慎重なる審議の結果、此のベンガール州とアッサムとを西ベンガール州、ピアル・エンド・アリツサ州、東ベンガール・エンド・アッサム州の三に分割することに決定した。

行政的に云へば是れは最上の措置であつた。此の案に依ると東部ベンガールの富饒な人口稠密の、水の多い地方を開發し發展せしむる十分の望があつた。けれども此の案は本來のベンガール州を二個に分割するのであって、其の結果東部ベンガールに於ては回教徒が絶對多數を占むることになる。それ故に印度教徒の法律、教育及び政治の活動の中心地たるカルカッタに於ける國會運動の指導等は、此の案に強く反対して、斯の如きは國の政府がベンガールの國民性を侮蔑しこれを消滅せんと欲するものだと絶叫した。そして此の分割が愈実施せられた時、彼等は全印度より其の共鳴者の熱心なる援助を求め、學校生徒の後援に依りて歐洲商品のボイコットを宣言し、且大規模にして廣汎なる騒亂を計畫した。彼等民衆は一種の新感情に動かされた、それは日本人の成功が印度人の政治思想に根強く影響を與へたのであつた。然しながら此の計畫は中々に短時日では發展しなかつた。そして一九〇五

年の冬英國皇太子殿下及び妃殿下の印度訪問中、此の計畫は中止せられ殿下的印度訪問は無事に終つたのであつた。ベナレスにて開催せられた一九〇五年の會議前カーブン卿は既に印度を去り、英本国にありては統一黨の政府は倒れ、廢帝的大多數の自由黨の内閣と代つた。而してミント卿が印度總督に任せられジョン・モーレイ氏が印度事務大臣に就任した。

カーブン卿の統治

さてカーブン卿の總督政治が結末を告ぐるに至つた事情は、其の後の施政に影響を及ぼすことが甚だ深かつた。實際カーブン卿程に効いた總督は未だ曾て無い。行政上あらゆる方面に残した彼の威化は、力強く且有益なものであつた。彼が西北國境の保障として定めた取極めは、極めて安定なる立場に印度を置いたものであつた。彼は勤勉と献身との實例を残した。それは彼の印度に對する告別辭中に述ぶるところに表はれてゐる。

然しながら今にして考ふれば、彼の勇敢にして自信ある性質が、ベンガール州の分割反対と、印度に擡頭しつゝありし新精神との合併したる力を、正當に評價することを妨げたのである。カーブン卿が印度を離れた後に、之に續いて起つたところの統治の弛緩、彼の多くの復讐心強き政敵の爲したる非難攻撃、政府の政策を悉く故意に誤解して民衆に傳へ以て英國を非議せんと機會を覗つてゐる人の

熱心、及び彼等が其の手中に收めたいづれにも解釋出来るやうな材料等は、今迄に表面に現はれる機會が無かつたが、若し表面に現出するならば恐るべき潛勢力を蓄へてゐるのであつた。然し事件が悉く解決をしたとき、カーブン卿については後世の人々は、モーレイ卿と共に次の如くに言ふであらう。

『精神力に於て優れたる彼の如く、印度の繁榮を只之れ念とする其の熱情的献身なる彼の如きカーブン以上の總督、否な彼と同様の總督でも英吉利は再び印度に送ることは決して出來無い』と。

(主としてロヴェットの印度民族運動史に據る)

第四章 印度の不安

一九〇五年の國民議會

第二十一回國民議會は一九〇五年十二月ベナレスにて開催された。之に參加した代表は七百五十六名。其の内七百八名は印度教徒、十七名は回教徒、十四名はシーカ族であつた。會議議事録の緒論中に現はるゝ論調は著しく攻撃的であつた。『今や印度は全く惑亂され甚しく不満を感じ意氣沮喪して居る。政治的にも亦其の他の方面からも夥多の不幸災難の犠牲となつた』とこんな風に謂つて居る。彼等の言に依れば『ベンゴール州の行政區割變更問題は、同州の知識階級の勢力を壊滅せしめん爲に企圖せられたものであつて、國民を極度に憤怒せしめた』。然しながら日本の勃興は大なる精神的印像を惹起して、ベンゴール一州の爲のみならず印度全體の爲に、政治的再生と解放との新時代出現を感ぜしめた。母國に對する奉仕の念は、『日本に於けるが如き大熱情となり大勇猛心』となるであらうと、こんな風にも言つてゐる。

故ゴクヘール即ちチトバヴァン族の印度教徒中の碩學が本會議の議長に選ばれた。彼はベンゴール州行政區割變更の反対者の指導者達の宣言した歐洲品不買同盟を正當なりとし、官僚の權勢を獨占す

る時代も稠密に近づきつゝありと揚言した。彼は立法會議其の他の總べての會議の議員の半數は選舉に依るべきこと、此等の會議の權限を擴張すべきこと及び印度事務大臣直屬の會議に三人の印度人委員を任命することを要求した。彼は右三箇條の要求は或は容れられる時期が來たのであらうと考へた。何となれば印度人の欲望を理解せるジョン・モーレイ氏は現に印度事務大臣の椅子に在るので、「吾々の心臓が未だ曾て希望したことなく且鼓動したこともないほど、今は吾が心は強く高く希望し又鼓動するではないか」と。

英國植民地に於ける印度人の待遇が、あまり酷であるとの不平が猛然と起つて來た。此の不平は今初めての事ではない。いつも絶えない不平ではあるが、此の頃は非常に喧しくなつた。それと同時にカーブン卿の總督時代の教育政策に對しても非常なる不平が起つて來た。ベンゴール州の行政區劃變更に反対する青少年等に向つて、「元氣と勇敢」を振ふるのは此の時であるといつたやうな煽動をする者もあつた。かかる青少年は「民衆運動の柱石」と推稱されて居た。何か事があると必らず日本の勃興が引合に出された。

行政區劃變更問題益悪化す

東部ベンゴールの新設州では一九〇六年には事態が益々悪化した。單純なる悲憤慷慨丈けでは民衆

の同情を十分に喚起する効驗が無いので、行政區劃變更に反対する指導者等は國民的英雄を探して、遂にボンベイからシヴァージの祭祀を輸入し來つて民衆の宗教心に訴へ、カリと稱する力と破壊の女神の保護の下に、自分等の努力の目的を遂げようと試みた。今一つの工夫は歐洲からの借りものであつた。數年前パンキム・チャンドラと稱するベンゴール人の書いた小説に、印度教に凝り固まつて山中に遁世的生活をしてゐた行者たちの一隊が、一七七二年の大飢饉の後に山から降つてベンゴールの平原に入寇して來た。處が飢えた農民等は皆之に加つて政府に反抗し、英國官吏の説求する重稅から一時逃れることが出来たといふ話が書いてある。其の小説には歌が載せてあつて、行政區劃の變更に反対する人達は、此の歌を一種の革命歌として採用したのである。此の歌は後に「パンデ・マタラム」即ち「やよ、我が母國よ」として有名になつたものである、其の歌の感じは次の數行で略察することが出来るであらう。

『遁世行者の頭は歌ふ「我等に母無し、父無し、兄弟もなければ妻も、子も無し、竈も無ければ家庭もなし。我等は母國の外に何ものをも認めざるなり。
我が母國よ、吾れは歌ふ、汝は我が頭なり、又我が心なり。
汝は我が命にして又我が靈なり、我が信仰なり又我が藝術なり、

われ汝の御足の前に我が頭を低げん。』

小説を読んで其の前後の關係から推すと、此の遁世行者が訴へて居るのは母國に對してではなくて、寧ろ女神カリの國をして居るものと見える。

右のパンデ・マタラム及び其の他殺伐にして激越な詩が、不平滿々たる教師の許で教育を受けて居るベンゴールの諸學校の青少年達に依つて熱心に歌はれた。誠にカルカッタの指導者等が努力を致したのは、かゝる興みし易き兵隊を作らんが爲めであつた。此の時分は印度には種々の企業が盛であつて、印度製品も中々澤山に生産されて居たのであるから、外國製品に對する不買同盟は行政區劃變更問題に對する報復の方法としては最善で且つ最も効果のある武器であつた。それゆゑ學生、生徒を使嗾し勧誘し、若し必要ならば強制してでも、此の不買同盟を實行するやうに手筈が定められた。

此の騒動は全部印度教徒のやることであつて、東部ベンゴール住民の大多數を占めてゐる回教徒は、此の騒動に對して強き反対を試みたのである。それは此の新行政區劃に依りて彼等は既に實質的にも外面向的にも利益を受けて居たからだ。然し是等の回教徒は何等堂々たる新聞を持つて居らない。且彼等の希望を大声叱呼すべき能辯家を持たなかつた。その指導者は極めて稀であつて、その新聞紙も亦微々として振はなかつた。而して其の上に印度教徒側では民衆の感情に訴へて騒動を起す方針

で、敏感なる學生生徒に對して大に圖るところがあつたのに拘はらず、回教徒の側では斯かる準備は更らに無かつたのであつた。

ヴィヴェカナンダ氏の教訓

一九〇二年ベンゴールの熱誠家スマミ・ヴィヴェカナンダ氏が死んだ。彼が生前教へ込んだ民族主義と宗教とは、多くの知識階級に深き感銘を残した。彼はベンゴールに於いては學生間の崇拜の的となり、その教室内の壁上に規範的題目として、彼の言葉が記さるゝもの間もないであらうと思はれるばかりであつた。彼の本名はノレンドロ・ナト・ダッタで、彼はカルカッタ大學を卒業すると直に隱遁生活に入り苦行者となつた。彼は印度教宣教師としてシカゴ宗教大會に出席したこともあり、歸來後印度各地に説教して歩き其の追従等も多數あつた。彼の説教が如何なものかはマドラスで彼が爲した『我等の爲すべき仕事』と題する演説を見れば、最も能くこれを知ることが出来やう。

『印度に對して溝険の愛を持ち、古人に對して熱烈なる忠誠と畏敬の念を持つことに於ては私は敢へて人後に落ちぬけれども、世界から吾々は多くのものを學ばなければならぬと云ふ事を思はないでは居られないである。吾々は大なる教を學ぶが爲めには、何時もあらゆる人の足下に座る覺悟がなくてはならぬ。何んとなれば諸君、如何なる人と雖も吾々に大なる教訓を與へることが出来るからであ

る……、之と同時に吾々が又世界に對して、大教訓を與へなければならぬと云ふことを忘れてはならない、吾々は印度以外に世界がなくてはやつて行けぬ。行けると思つたのは吾々の愚であつた。而して斯の愚の爲に、吾々は約一千年間程の奴隸生活と云ふ罰を受けた。吾々が他國民と事物を比較する爲に出かけなかつた事及び吾々の四周に取り巻ける仕事を注意しなかつた事は、印度精神の此の墮落の大原因であつたのである。印度人たる者は印度の外に出てはならぬと云ふ様なことは、まことに馬鹿げた子供じみた觀念である。彼等の頭を叩いて以つて目を醒させなくてはならぬ。諸君が外に出て世界の各國民の間を馳騁すれば、する程それは諸君の爲であり、國家の爲である。若し諸君が數百年前に此の事をやつて居たとすれば、今日印度を支配することを欲する外國の足許に諸君は居らないであつたらう。生存の最も著しき明白な効果は膨脹である。諸君が若し生存せんと欲するならば須らく諸君は膨脹しなければならない。諸君が膨脹を止めた其の瞬間に死は諸君に迫つて来て危険は眼前に襲ひ来て居るのである。私は亞米利加ヘも歐洲ヘも行つた。それに關して諸君は親切にもいろいろ諷刺したが、然し私は行かなければならなかつたから行つたのであつた。何故ならばそは國民生活の復活の曙光即ち膨脹であるからだ……。印度人は各時代を通じて其の國の四圍を取り巻ける壁の内に常に閉ぢ込まれて居たと想像する人が諸君の内にあれば、斯かる人は全く誤つて居るのである。彼

等は我が印度人の歴史を正しく研究しなかつた者である……。私は想像を逞しうする人間である。而して私の理想は印度民族に依る全世界の征服である、世界にはこれまで偉大なる征服民族があつた。吾々も亦大なる征服者である。吾々の世界征服の歴史は宗教界心靈界の征服者として印度の大皇帝たる阿育王に依りてつくられたものである、世界は再び印度に依つて征服されなければならぬ……外人をして此の土地に來り其の軍勢を以つて横濱せしめよ、何の怖るゝ所があらうか。立て、印度よ、而して汝の靈性を以つて世界を征服せよ、然り我が先哲の言へる如く愛が憎惡を征服しなければならぬ、憎惡は憎惡を征服することは出來ぬ。物質主義とそれより起る總ての悲惨事は、決して物質主義に依りて征服されぬ。軍隊を以て軍隊を征服するには軍隊の數を倍加することと人を動物扱ひすることより外に策は無い。泰西の征服は心靈を以て爲されねばならぬ。彼等泰西人も亦自分等の欲する處のものは、已れを國民としての存在を價値づくる處の靈性であるといふことを徐々に發見しつゝある』と斯かる演説に依つて鼓吹せられた思想は、折も折印度人の國民的膨脹を阻止する爲に、總べての行政の方策が企圖せられたものだと、解釋すれば出来るやうな時であつたし、且又多數の出版物が一様に、英人は狡猾な壓制者であつて、印度人をば益々窮地に陥れやうとして居るのであると論じて居た時であつたから、大に努力と切實さを加へたのであつた。

ベンガールの不安増大す

ベンガールでは印度教徒の政治家達は不買同盟を主張したが、回教徒の方は之に賛成しなかつたので、兩者の關係は漸次疎隔して行つた。其の結果印度教徒の企てた歐洲商品の排斥又は破壊の強制は、遂に兩者間に争鬭と騒擾を將來し印度教徒等の擾亂は益濃厚となつて來た。新設東部州の最初の副知事サア・パンフキールド・フラーは斯かる形勢を喰ひ止めんと努力したけれども、彼が重要にして缺くべからざる方策なりと考へた或る事柄に關して、最高政府がこれを援助しなかつたので、遂に彼は辭職するに至つた。彼の辭職は一般に、政府が有効なる防止策を採用することを躊躇して居るといふ印象を深からしめた。當時印度軍隊は新兵をベンガール州より募集して居なかつたので、村落の人々の中には傭兵出身で英國の眞勢力を熟知せる眞面目なものは無かつたし、又カルカツ市外の村民で英兵を見た者は殆ど無かつた。又東部州の僻遠の地で行政の十分に行届かぬ地方の村民等は、煽動者が無法な事をしても政府が忍耐してゐるのを見て乗り氣になつて、愈英國の統治も終りに近づいたと云ふ風に信じたのである。不買同盟を實行し且その裏切者を嚴重に監視すれば、結局地方に騒擾の起るのを免れなかつた。そして此の騒擾には學校生徒並に教師が多く關與して居たのである。

一九〇六年の國民議會

一九〇六年の國民議會は再び不買同盟を正當なりとし、新行政區割の撤廢を要求した。又此の會議中に或る新要求が問題となり、之が貫徹の爲には現在よりも遙に大なる範圍程度に於いて政府の事務に關與することを希望する一派と、英國の印度統治の終末が近づいたと想像し始めた過激分子とを、一時結合させたいといふ運動が起り、又實際に成功したのであつた。倣て其の新要求といふのは英領自治殖民地に行はれて居る政府の組織を、印度にまで延長すべしといふのである。而して其の前提として印度文官試験を英本國に於けるものと同時に施行すること、及び立法會議の權限を大に伸張擴大することの如き改革は直に斷行しなければならぬと云ふのであつた。議長ダダイ・ナオロヂの挨拶中に、回教徒に向つて此の運動に參加協力せんことを訴へて曰く、「一度自治政府が建設されたならば、繁榮は直に來りて我が全印度の各人に満つるであらう、然しそれまでは繁榮の來ること望みなし」と。斯かる理由で彼は印度人全部が彼等の解放に向つて、協力一致の行動をとるは絶対の必要であると思考した。

彼の言に曰く「遊説運動は英國の政治、社會及び產業の總ての歴史の生命であり精神である。英吉利の生命は運動これのみ、……運動は道徳的力の文明的平和的武器であつて、動物的暴力に優る事萬々である。若し吾等が眞にジョンブルから正義を得んと欲するならば、全印度の到るところに運動、勿論平和的な運動を起すがい。而して吾等の眞面目なることを十分に英人に徹底せしめなけ

ればならぬ。ベンガール人は既に此の理を悟つて運動を始めて居ることは我輩の愉快に堪へぬところである……運動とは告知の意義である、印度人に向つて彼等の権利が何であるか、何故に又如何にして其の権利を獲得すべきかを告知せよ』と。

然しナオロヂ氏は一の重要な事實を看過した。同種属のみより成る英國人の運動は、人種上の差別感情、民族的の嫉妬、憎悪等より發した忿怒ではないのである。然るに印度に於ける運動は、一般に之を意味する方法に依りて實行せられて居るのであつた。

さりながら未だ亢奮と人種的反感とに、眼のくらむで居なかつた國會開設運動の指導者達は、此の會議の前に既に、彼等があまりやり過ぎたといふ事を見て取つたのは事實である。それから又ベンガールに於ける民心激昂の背後や、騒動の搖籃たらんとする傾向ある各學校の背後、並に各方面に憎悪と反感とを傳播しつゝある新聞紙及び其の他の印刷物の背後には、必ずや煽動を受けて理性を失つた徒輩が段々血腥い叛亂を組織する目的で、重大事を計畫し準備して居ることを、少くとも指導者の中の誰かが感知して居たのは恐らく疑なきところである。だが此の事はなかなか政府には知れなかつた。蓋し此の運動は、英國內の此の運動に好意を寄せる者からも絶えず誤解されて居たのである。と云ふのは此の運動は好戦的即ち武士の階級に屬する人士に依つて行はれて居るので、此の運動が流血の

惨事を惹き起すとは想像した者は殆ど無かつたからである。況や此の運動が無限に連續する恐ろしき罪惡を齎らすものと考へた者は全く無かつたのみならず、又子供は必ず親の職業に就く慣例になつて居る印度に於て、書記や辯護士や學校教師の子弟が種族的の感情と漠然たる理想の下に、彼等の階級に對する野心を棄てて剣と短銃とを取つて立つであらうとは殆ど想像し得なかつたのである。是等の青少年にして修學時間の内外を問はず確固たる訓練と周到なる監督とを受けて居たならば、彼等は不誠實たる革命家の權謀術數の犠牲となることをまぬがれ得たるは間違ないと云つたらうが、その反対の結果となつたのは惜しいことであつた。

如何なる理想を説いて、是等の犠牲者に訴へ暴動に導いて行つたかといふと、此等青年革命家の告白に依れば、彼等は印度や他國民の勃興の歴史、印度人が歐洲人より受くる虐待に關する新聞の報道、『ストランド』の様な雑誌にある諸國の秘密結社の話並に現在他國民の享くる幸福な生活の話などから鼓舞され煽動されたものである。是等の青年も後には其の報道の眞偽を疑ひ出したが、遂に不買同盟が絶好の機會を提供した爲革命に參加したのであつた。

一九〇六年の國民議會で穩健派と稱せられた道理のわかつた代表等は、暴動を中止せしめんと欲し

たけれども、尙ほ急進派として常に無鐵砲に突進せんと欲して居た仲間と分離しやうとはしなかつた。

一九〇七年三月總督ミント卿は、自由主義に基ける行政改革案を印度事務大臣に提出したことを、公にした。恰も此の時に重大な騒亂がバンチャブ州に起つた。此の州ではアーリヤ・サマデスト宗の者が多數を占め都市にはベンガール人の移住者も多かつた。愈暴動が起るとシーカ及びヤツトの聯隊に、それぞれ買収の手を廻はしてみたが不成功に終り、二人のアーリヤ・サマデストの領袖は追放の刑を受けた之に反して東西「ベンガル」兩州では事態は漸次陥落に向つた。元來此の州は一般に平和的であつたが、漸次革命黨員は其の數を増し急進派の急進主義を廣めやうとして居た。社會の尊敬を受くる地位高き家柄の青年等の組織する何々會何々協會と稱するものが、何れも短銃及び爆弾の使用方法を研究して居り、印刷物は恐ろしく散布せられて、印度人の輿論を極度に興奮させると言つた状況であつた。其の最も著しい例は「ユーランタル」(新時代)新聞で、一九〇六年より一九〇七年七月即ち其の主筆が投獄されるまで、裁判官の判決中に言つた言葉を借りるならば、始終『英人に對する燃ゆるが如き憎惡心』を煽つたのである。結局此の新聞紙は一九〇八年まで遂に禁止されなかつたので、此の新聞並に比の種のものに依りて醸された弊害は誠に計り知り難きものがあつた。

國民議會の分派

一九〇七年十二月國民議會はスラトに於て開催せられた。中央州のナダブールはベンガルとボンベイ

イとの中間にあつて、最初此所が會議の場所と定められあつたが、急進派の暴力團の爲に此の地の歡迎委員も解散せしめられ、會議の決定も變更されたのである。急進派は暴力を以て議長の手から「ベン」を奪ひ穩健派を場外に追ひ、石や泥を浴せると云ふ程であつた。今度のスラトの會議に於ても亦、急進派は暴力に訴へて反對派を壓服せんとしたので、會議は混亂に陥り何等得るところなくして終結を告げた。當時の穩健派の領袖はゴクヘルとスレンドラ・ナス・パネルダーとで、急進派の領袖はチラック及びアラビンド・ゴースであった。ボンベイは穩健派、ベンガールは急進派を代表して居た。急進派は空論的でなければ暴力的、議論的でなければ實際的の何れかであつた。而して急進派は當時ベンガール及びボンベイに於て形成されつゝあつた革命結社を以て、自分等と全く同一のものと解じてゐて、前の議長時代にも既に幾度も暴動を實行したのであつた。

革命運動の萌芽

一九〇八年五月三日ビハルのムザファルブルで、ベンガール人が爆弾を投げた事件があつた。彼は英國の裁判官を殺さうと欲して、過つて二人の英國婦人を殺した。此の事件の後、數十名の青年がカルカッタ市郊外のマニクトラー公園で逮捕せられ、その中三十六名は檢舉せられ十九名は裁判の結果有罪者となつた。事件はそれ以上進行しなかつたが、此の檢舉の結果煽動に乗じ易い客氣の青年を利

用して、印度の自由を確保せんとする陰謀のあつたことが曝露した。此の青年等は二年も前から社會公衆の間に極めて激越なる宣傳をやつて居り、武器と彈薬を蒐集し爆弾の研究をして居つたのであつた。此の事件の裁判官は無職東なる新聞紙の論調が、如何に彼等青年を誤らしめたかを指摘してゐる。『證人の大半が被告に對して同情して居ることは疑を容れぬ、彼等の動機は別として彼等の目的のみに就て見れば、彼等が人より同情されるのは當然と言へやう。獨立に對する彼等の熱望は唯さへ随分強いものであるのに黄色新聞のみならず、自重してゐると自稱する新聞からも四時絶え間なく、政府の政策に對して不斷の罵詈を浴びせかけるので、どの位その熱を高めたことかわからぬ程だ』と。

「マニクトラー」の陰謀事件に加擔したのは、概ね十分なる教育を受けた者のみで、其の指導者たるパリンドラは英國生れであつた。パリンドラの考では、外國の統治の下に在りては印度の男子は去勢され、印度の宗教及び神秘は其の活力を消耗しつゝある。それ故に外人放逐の爲め渾身の努力を拂ひ敢て躊躇逡巡することなきは、正に各自の義務にして其の目的を達しさへすれば、其の手段は如何なるものでも神聖化されるのである。それで其の目的は結局は革命思想の間断なき宣傳を行ひ、印度軍隊を味方に引入れ、又は英國統治に對する民衆の信任を顛覆する等、確固不拔の努力を廣く各方面に致すことに依りて、成就し得るであらう。而して此の苦闘は或は甚だ長期に亘るかも知れぬけれども、これを計畫し實行するだけの價値は十分にあるのである。

「ベンゴール革命運動の最初の指導者及び建設者は前記のやうなものであつたが、彼等指導に追従す

る者の多數は普通の人間で、其の中には學生生徒も交つて居た。是等の學生生徒等例の不買同盟の際にやつた監視の關係から、參加するやうになつたのであつた。陰謀者に關する新聞紙の煽動的記事は、ベンゴール青年及びカルカッタの一部の人士に對して、素晴らしい印象と感激とを與へた。以來續々として兇暴殘忍なる罪惡が發生したが、世間ではこれを等閑に附し、却つてその犯人に賞讃の辭を呈するといふ風であつたから、犯人どもは我等ベンゴール人の陰謀は實行力を持つてゐるのみならず、我等は國家の爲に即ち主義の爲に、身命を抛つことが出来ると豪語した。かゝる誤てる英雄主義の弊害は烈しかつた。一例を擧げると、陰謀者の一人にカオイ・ラル・ダットと云ふシャンデルナゴルのチユウブレーラ大學卒業生があつたが、彼は同志の一人が敵に款を通じたので之を殺害した。後捕へられて死刑に處せられたが、彼の死體は其の一派の者に引き取られて極めて盛大なる葬式が行はれ、非常なる感動を人心に與へたのであつた。其の後間もなくベンゴールの一青年が倒れて、警部補を殺害したと自首して來た。其の目的とする處は彼のカナイの如き光榮ある葬式がやつて貰ひたがつたからであつた。

ベンゴール州でマニクトラー陰謀が露顯して斯んなに騒いでゐるとき、又ポンベイではチラツクが

ケサリ紙上にムザファルブルの暗殺は、要するに政府の壓迫とスワラジ（自治政府）の拒否とに基づくのであると云ふ意見を發表した。此の論説の用語及び其の精神は、英政府に憎悪と侮蔑とを與へ且英國皇帝陛下の臣民の各階級間に、敵意と不和との種を蒔くものであるとして罪に問はれた。彼は裁判の結果六ヶ月の禁錮を言渡された。彼の崇拜者は數日間に亘りボンベイに於て暴動を教唆し、又ナグプールで別の國民議會を開催しようと企てたが、これも中央州政府より禁止の命に接した。そこで彼等は孤立せる英人を襲撃したり、又は彼等の示威運動に職工達が參加しなかつたと云ふ廉で、繁榮せる印度人の工場の窓を破壊したりして其の餘憤を漏らしたりした。

國民議會に於ける英國委員の機關紙「インディア」は、一九〇七年の國民議會の分裂に就いて『印度青年等が、チラック氏と連命を共にして英人の約するところを信用しないならば、英人は又何をか云はんやだ。二年前モーレイ卿が任に就くや、解決の曙光は既に現はれて居つたのだ。當時急進派の存在したのは事實だが、其の數に於て其の勢力に於てまことに微々たるものであつた。でも彼等の武装を解くには讓歩妥協の政策が必要であつたけれども、それは故意に無視された』と言つて居るが、此の言葉は其の真相を表はしたものとは云へぬ。モーレイ卿の政策は讓歩妥協の政策であつたのは間違ない。諸般の改革が一時計畫されて居たのであつたが、行政區劃變更問題及之に附隨する諸問題に對する、印度政

府及英國政府の態度は非常な挑發あるにも拘らず、驚くべき耐忍を示して居つた。若し此の運動の根柢が深く兇暴であることが、最高當局者の漸次に不完全ながら看破するところとならなければ、其の防壓及び救済手段も一層遅れたに違ひない。何となれば煽動者及び其の雷同者は何れも平和的な階級に属する者であつた、のみならずベンゴールを十分に理解して居つた人ですら、日本の露國に對する戰勝、新國民主義と深く滲潤せる人種的憎悪及び是等の要素が、批判的能力を缺き愛他的精神の豊富なる青年等に及ぼす影響等の感化力の強さを見抜き得なかつたのである。かかる潮流は益々増大せんとしつゝある經濟的壓迫之内に就ては後に述べる積りであるがによりて更に勢を増し、彼等青年等は廣く播き散らされた極めてつまらぬ不正實なる中傷罵詈に誤まられて、遂に暴動を起すに至つたのであつた。印度革命陰謀調査委員會の報告書には、一九〇七年から今日まで政治犯罪、殺人罪、爆弾騒動強盜罪がベンゴールに於いて盛りしこと、及び革命の秘密結社が常に無數の兵士を加入させて居つたことが示されて居る。かかる害毒を逞しうする事件が往々他州へも傳染し、又他の種々の原因から益々其の力を増大したのであるが、ベンゴールに於ては最も大なる實を結んだのであつた。

回教同盟の設立

回教徒間に英國風の教育を擴めた印度の教育家サア・サイキッド・アトマッドは、一八九八年に死ん

だが、その直前希士戦争の結果に刺戟せられて汎回教主義が猛烈と擡頭したが、彼は此の機運に反抗し一論文を「アリガール・イスチューイット・ギャゼット」に寄せた。曰くサルタン・アブデル・ハミッドが教祖モハメッドの教俗兩方面の繼承者であると云ふは謹稱である。假令英國の印度統治者が、土耳其に對して非友情的政策を採るの已むなき場合ありとしても、吾々は英國政府に對して忠誠を盡すべきである。彼の後彼のやうな偉大なる^{ワーカー}首領を印度回教の中に見ることは出來なかつたのは、惜しみても餘りあることである。時代の變遷と共に新らしい問題が陸續として起つた。回教徒は一九〇六年の改革案に就いても、贊否何れの側に與すべきかに迷つて居たのであつた。同年十月一日回教徒の重だらる者はアガーハンを先に立て、總督に恭しく書を奉り、英國政府に依つて彼等に與られた平和、安全並に人身の自由及び信仰の自由を感謝し、同時に英國統治の最も主要なる特質は、あらゆる種族及び宗教に屬する人々の意思及び希望に對して尊敬を拂はることであると力説し、今かく我等が代表として懇願するの目的は、將に考慮せられむとする代表制の修正に際して六千二百萬の回教徒は、公平なる分配しかも人間の數と其の政治的重要な程度とに比例せる分配を、要求してゐることを表日せむが爲である。歐洲型の代表制度は印度人には新らしい、故に餘程慎重にやらないと國民の利益に對して危険である、と說き個人に選舉権を附與するに不賛成の意を漏らし、又官吏の職務

を或る一階級で獨占して居るのを不満とし、最高裁判所に回教徒の判事が一人も居らないことを指摘した、尙回教徒の大學生の必要を論じ、地方自治の基礎として村會及び市會の必要な所以を主張した、之に對して總督は『英國の思想を先づ第一に尊重しなくてはならぬけれども、それも實行不可能な政治上の制度の採用を、強いるやうなことになつてはならぬ……諸君の位置を單に數の多寡に依つて定むることなく、回教徒の政治的の重要な程度及び其の英帝國に對して盡せる功績を、考慮して定めらるべきであるといふ、諸君の要求は正當であるとおもふ』と言つてゐる。

斯くの如くして社會の少數代表に對する讓歩が始つた。それより回教同盟は其の存在を確認され漸次擴大して來た。回教徒の會議が二回催された。一つは東ベンゴール州内の法律及び秩序の維持を念として、大に努力を爲せるナワップ・サリムウラ汗の招請に依り一九〇六年ダッカに於て、今一つは一九〇七年サア・アダメー・ビールボイを議長としてカラチに於て催されたのである。此の會議にて新立法會議に於ては回教徒の中から適當數の代表をして議席を占めしむると、回教徒も政府の官職に地位を占むべきこと、及び回教徒に對して忠誠なること等の決議が通過した。一九〇八年三月アガーハンの主催でアリガールにて開會せられた。アミールアリの盡力に依りて倫敦に支部が設けられた。同盟發起人等の主義精神は、デッカン支部の會議にアガーハンの贈つた書簡に現はれて居る。曰く印度

内には幾多の善美的なもの望しきものがあるが、又其の反面に段々と不規律に流れ權力を蔑視し、徒に變化を好んで其の變化の結果が如何になるかは考慮をしないで、猛進したり或は虚偽なる又は實行不可能なる國家成立の形式に關する思想を築き上げやうとするのがないでもない。印度回教徒の如く國家を愛する者は誰とて徒に袖手して、印度が取返へしのつかぬ災難に陥らんとするのを、傍観し得られやうぞ。繁榮と満足とは、自然の法則の作用に依る發展と進化との過程を辿りてのみ達せらるゝものである。是等の過程は強固にして公明、確立不動の政府——多數者に對すると同様に少數者に對しても、正義と機會均等を保障し得るが如き政府の存在を必要とす。故に愛國者たるものゝ義務は英國の統治を鞏固することにある、何となれば印度は英國統治の下に在りて始めて今日の驚異すべき進歩を見たのではない。

回教徒等の陳述は恰も其の機を得て居た。一九〇八年十一月二日ヴィクトリア女王の勅語下賜の十五週年紀念日に、エドワード七世より印度の王族並に臣民に對して第二の勅語を賜つた。其の中に種々相違せる數多の社會の集合體たる印度、三億の民衆より成れる大團體たる印度が、英國の指導と統制の下に絶えざる進歩を確實に續けて來たこと、總て人間の統治に必然に伴ふが如き困難に對しては、英國官民が努力と勇氣と忍耐とを以て之に當り、慎重なる考慮と確乎たる決斷とを以て之を處置し來

つたことを公言せられた。此の勅語は無政府主義を壓へて漸次人種の差別を撤廃し、公職に參與するの機會を與へんとするのが目的であつた、又勅語の中に『代議制度の原則を漸次慎重に擴大』するの時期の來れることを言はれて居る。實に此の勅語は、英國の統治に依りて養成助長せられた思想を代表する主要階級の要求を容れて、政治的満足を與へるといふ大改革を暗示して居るのである。

モーレイ・ミントー兩卿の改革

此の改革は翌月十七日モーレイ卿に依つて發表された。此の改革案は二年間熟慮されたるものであつて、輿論の趨勢を察しあらゆる關係方面を考慮し、努力の上に努力を重ねて作成されたるもので、其の規模廣泛に亘り且其の精神は寛容であつた。立法會議は非常に擴大せられ、州の會議に於いては官吏以外の議員が多數を占むることになつた。從來は官吏以外の議員の選出方法としては、特定の公共團體に於ける多數有權者の推薦に基いて、政府が指名するのであつた。然るに此の改革案には社會の種々なる階級を正當に代表させると言ふ目的を以て、政府の指名に依るものと共に、一般の選舉に依るものを認むることになつてゐる。而して斯かる立法會議は財政問題に關しては部を分つことを許され、又總て公共一般の問題を論議し且行政政府に對して推薦又は決議を提出するの權能を附與せられたのである。斯かる決議等は政府の適當と思ふやうに處理すれば差支ないのであるが、讓歩は最も

重要な手段で、實質的には政治上多大の影響を與ふるものである。加之最高行政會議及び第二次の行政會議には印度人の議員を加ふることになつた。尤もモーレイ卿は既に印度事務大臣直屬の會議に、印度教徒及び回教徒各一人宛の印度人を任命して居つたのである。

モーレイ卿の改革案は僅かの修正を経て兩院を通過した。其の案の説明に當りモーンイ卿は、此の改革案は議會に對して責任を負ふ行政政府の制度を印度に開始するものではない、と云ふことを説明するのに大に骨を折つた。卿の意見に依れば、斯の如き制度は印度の現狀に鑑み甚だ不適當なりと云ふにあつた。此の理由の爲に、改革案に於ては州の立法會議に於ける官吏以外の議員を多數とすることを認めながら、最高の印度立法會議に於ては官吏たる議員を多數として置いたのである。卿は此の矛盾を説明して斯う言つてゐる。

『印度立法會議に於いては官吏たる議員を多數とすることを必要とする。此のことは或は論理的矛盾の最も甚だしさものゝやうに見えるかも知れない。然しそれは一面のみを見るからである。此の改革案に於いて、若し余が初から印度に議會制度を建設しやうと企圖して居つたとすれば、若し又此の改革案が直接間接に印度に於ける議會制度の建設に導くものであると言ひ得るとすれば、余は自分としては夫れには何等の關係をもち度くはない。余の信ずる處が甚だ重大なる事項で無いとは余は思はぬ。』

何故なれば近頃東洋の諸國に於いて一種の議會制度を建設しやうと云ふ計畫—此の計畫はまことに興味あるもので、それに對しては吾々は皆成功を祈るものである。一が熱心に研究されてゐるけれども、余の約束を履行したからと言つて、その計畫がそんなに早く成就するなどはあり得べきではないからである。兎に角印度に於ける議會制度の運用の弊病に關與することは、少しも余の希望するところではない。假令余の在官の年月又は肉體的の生命が實際よりも二十倍延長されたとしても、恐らく余の在官又は生存中印度に於ける議會制度を企圖することは全くあり得ないことであらう。』

しかし印度の政治家達は、此の改革を以て議會政府に向つての大躍進であると、見做して喜んだのである。モーレイ卿は前の如く説いたけれども、其の実行せる政策では、現に州の立法會議に於ける官吏以外の議員を多數とし、又は聊かながらも代表制度の原則を採用して居るからだ。之に對してカーラン卿は、一九〇九年二月二十三日上院の會議で斯う批評して居る。

『最後の手段として實施した是等の改革が、投票權もなく又發言權すらも殆ど有せざりし大多數の印度人民に對して、果して如何なる影響を及ぼすべきかに余の疑問とするところである。是等の人々に對しては代表政府及び選舉制度は何等の價値なきものである。彼等に對して善良なる政府として響くものは、貪慾なる金貸及び地主、代官其の他すべての人間の姿をして人民の肉を食ふところの餓から、

此の不幸なる彼等を保護する政府である。余はかかる人民は新制度の下では、舊制度の下よりも却つて樂に生活して行けぬのであるまいかを疑ふ。兎に角、余は新制の下に於いて立法會議は擴大されても、尙人民に適當なる場所であるとは思はぬ。印度政府が益議會的となるに従つて——これは避けがたき結果であらうけれども——そは貧しき人々には愈不利益となり恩恵を少なからしむるものであると深く信じて疑はぬものである』と。

此の改革に就いて國民議會派が催した祝賀會は盛大なものであつた。但し急進派は之に加はらなかつた。ベンゴールの總代が總督に奉つた祝賀文中に『今回吾々に思想の自由、言論の自由、高等教育、及び地方自治を與へられたのは、實に英國政府が高尚なる傳統を以て尊とき一步を進めたものと感せざるを得ぬ』と云ふやうな文句もあつた。穩健派の領袖たるゴクヘールの見解は一九〇六年十二月以來變化を來したが、今度の事に就いては『寛大にして公平なる』改革と推稱し感謝の念を以て受くべきものだと論じ、政府を單に非難攻撃するをやめて、今後は政府と協力一致をしなければならない。不斷の敵對行為は綺麗に捨てなければならぬ。印度教徒、回教徒及びバーリス族は概して空想的人種である、就中印度教徒が最も甚だしいと言つた。

ゴクヘールは言ふ。『空想は吾々の熱望を形づくる上に於て、大切なことは余も之を認める。されど

實際上の事件には、吾々は實際的人間であるを要する。尙其の上に忘れてはならぬことは、第一に人世は清拭した石板の上に文字を書くが如きものではない。石板上には既に文字が書かれてあつて、この字を拾つて之に他の文字を附加して完全なる文章とし、適當の意義を現はすやうにしなければならない、と言ふことであり、第二に諸君が欲求するものと、之に依つて諸君が實際に得るもの、又はたとへ之を得たにせよ事實上諸君に保持し得る丈けの資格がつくものとは、常に同一ではないといふとである。されど回教徒は其の數多き故を以て、代表も亦他より優勢ならんことを要求した。而してミント卿の發案し、其の後一九〇九年二月二十三日英國上院に於てモーレイ卿が是認したところに依つて、此の回教徒の要求を容るゝやうに取り極められた。

右の事及其の他の理由の爲に、英國議會の意思を實行する爲印度にて起草せられた諸規則は、進歩せる印度教徒を幾分満足させる事が出來なかつた。然し全體としては穩健な進歩派は満足を表はして居つた。而して保守派に屬する者も諸規則に於いて、彼等の利害が十分に考慮されてるので新制度を喜んで居つた。

然しベンゴールの新行政區劃は、穩健派領袖すら尚攻撃する處であつた。無政府主義的の犯罪が屢

々行はれる爲に、此の改革も何等の効果を表はなかつた。警察力は充實せられ對應策が採用せられて居つたけれども、巧妙なる宣傳と有毒なる新聞紙とに依りて、長期間且廣汎に亘りて此の邦の青年間に蒔かれた種子は、今尙夥多の實を結びつゝあつたのである。一九〇九年七月八日フーナに於てゴクヘルは、再び二つの理由を擧げて英國の統治に對する二心なき同意を勧説した。曰く

『形勢の困難なのを考へて見ると、英國が印度に於て爲したところは中々にうきやつたと思ふのが一つ。英國の統治に代はるべきものは印度に今までになかつたし且今後長期間有るべくも思はれないのが一つ。印度たるものには二方面に向つて進む事が出来る、即ち第一は人種上の理由で個人的印度人と個人的英人との間に存する差別の撤廃に向つて進むことと、第二は人文の發達を遂げて英帝國內の他の屬領地にて行はれつゝある政府の形式に向つて進むことである。但し後者は理想であつて印度人は自らそれに對する丈けの資格を作り上げなくてはならぬ。畢竟全問題は人格と才能とに歸著するものであるから、印度人は總て主要なる難問題は、自分自身に横はるものであるといふことを本當に理解しなくてはならぬ』と。

更に同年十月九日ゴクヘルはポンベイに於て ^{スチュアート・ワード} 學生聯盟に於いて講演し、學生が政治の實際運動に參加することを大に非難し、急進派が取れる策戦及び其の目的に關して論難した。

『政治の實際運動に學生が參加することは、公的生活の嚴肅さと責任性とを低下し、且其の眞正の効果を害する傾きがある。加之學生自身に不健全なる刺戟を與へ黨派的根性を著しく喚起させるものであつて、これが爲に往々にして學業の發達を妨げ且知的道德的發達を阻害することがある……此の問題に就いて吾人は今や斷乎として、吾々の責務を果すべき必要に迫まられたと思ふのである。如何なる人も知る如く、過ぐる數年間に新政治思想が我が國に起り、各地の青年の思想に、多少とも必ず有力なる魅惑を與へたものであつた。此の思想の説くところの一部、即ち國家を愛する心が吾々の生活の主要なる主義であらねばならぬこと、國家の爲には吾々は喜んで身命を犠牲にしなければならぬこと、國民は如何なる處ででも國民自身の奮闘努力に倚頼せねばならぬこと——是等は如何なる人にも承認せられない筈はない……此の疑ひもなく大切な仕事と並行して、不健全なる政治的の教義としか見做されて居らぬ多くのものを、國家に與へたのである、其の政治的教義は先づ第一着手として、此の國の舊來の公的生活を其の根柢から破壊することに、力を向けたのであつたが、一旦やり出したからには、此の目的の範圍内に局限する事が出來ず、時の經過と共に一般の問題にひろげらるゝやつになつた。此等の教義の主要なる誤謬は、總ての歴史的考察を無視すること、及び吾が政治的の諸難問題は此の國に外國政府が存在することに基くのだとする事である。此の國の舊來の公的生活は、英國の統治を率

直に承認し且忠誠に之に従ふことに、其の基礎を置いて居たのであつたが、これは英國の統治に非ざれば、斯士に安寧秩序を確保し、以て印度の如き多種異様の要素から成れる國家を漸次融合統一せしめ徐々に發達せしめ、而して各方面に着々確實なる進歩を遂げることは出来ない、といふ事實を認識するところに基づくのである。然るに新らしき説は、英國の統治は子供たましであつて信用することは出来ない、英國の統治の下にありては眞實の進歩は全く望まれない、努力しても效果なしと教へるのである……此の如き政治の説が人心に影響を與ふる原因の大部分は、吾々印度人が一般に政治的判断力を缺くことに歸しなければならぬ。公の政治的の事件に自ら進んで注意を拂ひ、又は公の事件に就いて政治的に観察して見やうとするものは印度人中に甚だ稀である。事に當つて出來合ひの意見が出るばかりである。元來出來合ひの意見は出來合の洋服の様に便利ではあるが、注意を拂ふ價値がない……。思ふに我が國の政治家は、皆此の新らしい説が與ふる弊害を熟知して居るに拘らず、然も今までに學生に向つて嚴然其の向ふべき方途を明示し、其の歸趨を誤らざるやう訓誡を加へる等政治家として義務を履行した者がないのである。余は余の信する處を遠慮なく話すことが、吾々の義務であると感じるから憚はなく言ふのである。既に述べた通り、新らしき説では其の宣傳の一部分として他人に倚頼するな、自己を信頼せよと云ふてゐるが、自己の信頼は如何なる人にも喜んで受け入れられないでは居られぬもので

あつて敢へて非難する必要はない。只其の宣傳が放ゆる政府に対する態度に關しては、抗議し警告しなければならぬものがある……我印度の如き國に於て若し獨立を青年に語るとすれば、彼等青年の胸中に関めく觀念は唯如何にして外國の羈絆を脱すべきか、又何時之れを脱すべきか唯是れのみである。是れ以外の他のものは彼等青年に取つては比較的輕微に見えるに違ひない。けれども吾々は英國統治は外國統治としては避け難き弱點があつたにも拘らず、全體として印度國民の進歩に大なる貢獻を爲したことの認識しなければならぬ。英國統治の繼續は安寧と秩序との繼續を意味する、安寧秩序は英國の統治のみが、我が國に於て維持する事が出来るところのものである。而して此の安寧秩序あるが爲に吾々は最上の利益——其の内には將に生成の途中に在る吾が國民性の展開をも包含せしめ得る——を享受することが出来るのである……吾々の支配者等は吾々に對して、彼等と平等の待遇を與へると誓つて居る。此の平等の待遇と云ふ意味は二方面に求むべきである。即ち印度人の各個人は英人の各個人と平等であるといふこと、及び英帝國の印度以外の部分に於て英人が行ふところの統治の形式に關して平等である、と云ふことは是である。英人と總ての點に於て全然平等に達すると云ふことは、若しそれが成就するとしても暇のかゝる骨折り仕事に相違ない。併し唯一事明瞭であるのは右に述べた全然平等に進むべき道を辿つて行くことが、吾々の権利でもあり且義務でもあつて、これより以外のもの

に就いては考へ及ぼすことならぬと云ふことである。吾々が求むるところの英人ととの二重の平等の内、第一のものは假令達することは困難であらうとも、第二のものゝ如くには困難ではない。何故なれば人格に於て才能に於て、個々の英人に比肩すべき印度人は現在多數之を見ることが出来るからだ。だが英帝國の他の部分に行はるゝところの自治政府の民主的形式は、是れを組織するには國民全體としての人格、才能の平均の力に依らなければならぬ。元來自治政府の大廈高樓は、其の全重力を國民の平均の力の上に置かなければならぬのに、現今我が國民の平均の力は英人の平均の力より遙に下位にあることを、遺憾乍がら承認しなければならないからである。故に吾々の前途に横はる最も重要な仕事は此の平均を高るに努力することである。我が熱烈なる愛國者に取つて爲すべき仕事は山の如しである。實に吾々が眼を轉すれば東西南北何れの方面にも、吾々の眼底に映するものは唯ひとつ——爲さざるべからざる仕事は山の如しと云ふことであつて——吾人の耳朶を打つものも亦唯一——誠心誠意働いて居る者は眞に少ないと云ふことである。下層階級の向上改善、普通教育の普及、事業共同の勵奨、農民の經濟状態の改善、女子高等教育、實業及び工業教育の普及、實業に關する國力の増進、異れる社會團體間の相互理解の増進——是等のものこそ吾々の前途に横はるところの重大なる仕事であつて、其の一つでも之が爲に獻身的に働く甚だ多數の指導者を要する次第である』と。

然しながら不幸にも革命的教育と革命的犯罪とは澎湃として漲り來つてゐて、ゴクヘールの熱烈なる忠言も之を阻止せしむるに由なかつた。一般民衆は未だ其の浸潤を受けずに平氣であつたが、高等の教育を受けた多くの青年達は、怖るべき犯罪は往々にして處罰を免められ、又人種的憎惡は廣く傳播したので、自然の結果として重要な影響を受くるやうになつた。此等の大勢に抗する爲ゴクヘールは「印度の從僕」社と云ふ一種の結社を作つた。其の目的は『印度奉仕』の爲の國民指導者の養成並に立憲的手段に訴へて印度人民の眞の利益を増進することを努むるにあつた。此の結社に屬する社員は印度と英國との關係聯絡を承認し、尙印度を英帝國內の自治領制度に導いて行き、又其の國人に對し一層向上した生活を與ふることを目的とし、而して此の目的を達成する爲に多年の忍耐努力を續け、人格に於ても才能に於ても現在よりも優れた國民を作り上げねばならないことを、認識する義務があるるのである。

藩 王 の 勢 感

當時の形勢は極めて面白くなかつたので、總督は慣例を破つて印度藩王達と直接通信を行ひ、且下印度各地に瀰漫せる「不安」に就いて、其の危險に對し共同動作をやる目的で意見の開陳を求めた。それら意見は何れも同感の意を表し總督に對し色々と建議をしたが、其の多數は一樣に印度新聞紙の發

行許可を停止する必要を強く主張してゐた。藩王と人民、政府と人民との間の溝渠を廣めたのは全く是等の新聞紙の責に歸すべきであると云ふのである。革命運動者等は既に是等印度藩王達にまで、威迫的バムフレットを送つてゐるのであつた。茲に於て長らく必要であるにも拘はらず長らく打ち捨てゝあつた印度新聞紙法令が、遂に一九一〇年二月新設帝國立法會議を通過し復活を見るやうになつた。此の法令に山ると新聞紙には検閲を課しない、又保證金の沒收を以て事實上刑の執行は代はらしめやうとするものである、而して幾分かは執行官の裁断に譲つたところもあり罰金の命令に對しては高等法院に上告することを認めてゐる。

印度藩王の忠誠なる態度は、英國皇帝の印度訪問の際残された印象に依つて、非常に強められて居つた。而して此の事は英國政府に取つては大なる援助であつた。モーレイ卿はこれより先き國會に於て是等印度の有力なる王族は、印度に於ける常備軍として其の重要な事について陳述したことがあつた。然どもモーレイ卿は、曾てミントー卿の政府が印度藩王及び地方豪族とを以て諮問機關を組織しやうと云ふ案を出したとき、之を承認しなかつた。勿論印度藩王が英領印度内の事件に關與すべからざるは理由のあることである。けれども、是等英領内の事件は概ね彼等王族の領地に於ても亦、彼等の地位に重大なる影響を及ぼすものであつたから、諮問機關の構成分子としても無意味ではなかつたであらう。

モーレイ卿の印度事務大臣とミントー卿の印度總督

印度王族等の確固たる忠誠を表示せること、總督の名譽隆々たること、制度の革新せられたること、國民議會に屬する黨派が其の態度を變更したこと、長く必要に迫られてゐた新聞紙法令の實施せられたこと、カルカッタ及びダッカ兩地に於ける革命的陰謀者の有名なる二集團を解散し公判に附したこと等が相集つて原因となつて、ミントー卿が總督としての最後の年は比較的平穏であつた。其の後間もなくモーレイ卿も亦印度事務大臣の職を退いた。蓋し右の兩卿は共に危機を乗り越して來たもので、其の採れる政策は一時眞面目なる政治的輿論を十分に満足させることが出來た。而して若し歐洲大戰無かりせば、隨分長き間十分なる效果を表はしたであらうと思はれる、然し政府當局等は革命運動の取締に没頭して居た爲に、世の不景氣と薄給の不良教員の煽動とに依つて醸された宣傳が、ヘンゴールの諸學校に蔓延して其の害毒を傳播せることを知らなかつた。此の不良教員は青年子弟に向つて、『暴動は愛國の證據である而してその刑罰は殉難者の王冠である』と教へて居つたのである。斯くも廣汎に害毒が傳播したとは最初は政府當路者も信用しなかつたので、陰謀は根柢深くまで進んで行つたのである。

モーレイ卿程印度に就いて痛心し、又周到なる注意を拂つた印度事務大臣は未だ曾てない。卿は演説

と文章とに巧妙であつて、それが爲一般英國民に印度問題に就いての興味を與へることが多大であつた。卿の演説文章及び回想録などより察すれば、印度當路者から提出して来る意見と卿自身の好尚、並に卿の多くの政治的支持者の意見とは往々にして相容れるものがあつて、卿が甚だ當惑した事は再々あつたらしい。夫の叛亂後の靜穏時代からカーブン總督の最後の年に至るまで、英國が印度を統治するに就いては、「現場に在る人を信せよ」と云ふ主義を採ることは概論的に言へるのである。カーブン卿が最初の任期の終りに歸英したときの公開演説中に、右の主義の重要な所以を力説した、其の時までカーブン卿は、英國政府が其の主義を重せず印度總督たる卿の意見を重視しないと云ふやうな不平を云ふべき原因はなかつたけれども、カーブン卿の辭職の理由及び其の態度、並にベンガール行政區劃變更問題に引續いて起つた騒擾は、此の主義の權威を甚だしく傷けた。モーレイ卿の文章によると、是等の騒擾は主として現場に居る人々の監督其の宜しきを得ざるに歸すべきだ。而して總督があまり自己の活動する雰圍気に、強く動かされ過ぎると思つて居たのは明かである。然しながら事實は現場の人たる總督も事務大臣も、共に新奇にして且複雜なる問題に直面して居つたのである。日露戰爭が印度の政治理想に及ぼした影響、西洋風の教育の幾年かの效果一時的なる收穫、及び段々と民主的色彩濃厚なる英本國との頻繁なる接觸等が、就職難の増加、監督不行届なる學校、有害なる人種問題の宣傳等と結

合して、ベンガールに於ては未曾の騒擾となり、遂に是れが全印度に波及したのである。ベンガールの不良學校と薄給學校教員とは、實に官民兩者の誤算の結果であつた。其の誤算は一八八〇年代の初めに設られた教育委員會の推薦を、其の儘採用したのに基づくのである。斯くも速かに革命運動が發展して行つたのは、之れを指導する者が絶えず耐忍果敢の精神を以て、此の運動に參畫してゐたからである。當時印度内の英國官吏は日夜警塹内に居たと同じで、常に攻撃の衝に當らなければならなかつた。彼等は最上の努力を以て之に當り、自擊したところを詳細報告した。唯あまり近いところであつたから、事態を明瞭に觀察し得なかつたことは疑ひない。がしかし印度に於ける英人官吏は自ら忠誠をつくしてゐる。英國政府を印度人が無視し又は攻撃せんとするのに雷同し、又は屈服することは絶對に爲すべき處ではないと共に、其の掃蕩撲滅の爲彼等の努力を要するに到りたる印度人の諸の計略に對しても、何等責に任すべきものではなかつた。之と同時に他面に於ては彼等は其の直面せる難局に際しては、當面の問題以外に何等の考慮を拂ふ必要なく、唯眼前の問題の解決を圖ればよかつたのであつた。

一九一〇年の國民議會

ミントー卿は勇敢なる武士的紳士で、英國人がらも印度人からも崇敬せられたが、卿の後繼者たるハーディング卿は多事なる五箇年半の間其の任に在つた。ハーディング卿の着任後間もなく一九一〇年十二

月の國民議會が開かれた。議長はサア、ウキリヤム、ウェグーバンである。此の議會では或る衛生上の防遏令の撤廢を要求し、又英領植民地に於ける印度人虐待に對して强硬なる抗議を提出したが、別段の事なく平穏裡に閉會した。此の會議には新思想に屬する著名的の三人の回教徒で後にいづれも立派な人物になつた人々が參列し、又總督に對して歡迎の辭が初めて會議に述べられ、其の中には純政治犯人は寛大に取扱はれたいとの要求の言葉もあつた。空想的急進派の人々も國民議會に參加するやうにと要請され、又ベンゴール州の行政區劃變更はベンゴール人に依つて大に論難せられた。議長は宗教を基礎として特別の、又は各社會の代表を認むべきや否やと云ふ鬱々たる問題、並に其の當然の歸結として生じ来る少數なる教徒に對して代表數を如何に定むべきやと云ふ問題を一緒に考究し、延いては回教及び印度兩教徒間に接近を圖らむ爲に、兩教徒間の協議會を開くべき旨の提議をし幸に可決せられたが、此の協議會は代表も選出されたに拘らず一回も開會されずに消滅して了つた。それは或る著名的の印度教徒の政治家が印度立法會議に於いて、種々の評議會及び地方會議に於ける回教徒の特別代表の撤廢を要求したが故であつた。此の案はゴクヘル並に印度政府の印度人官吏の反對を受け、政府側では『回教徒には特別代表を許可すべし』と既に明瞭完全なる言實を與へてしまつたと言つた。

英國皇帝の印度訪問

一九一一年にはベンゴール州に幾分の騒擾を見たが、爾餘の諸州はいづれも皆平穏無事に過ぎ、民衆は一般に一日千秋の思を以て兩陛下の印度御訪問の日を待つて居た。御訪問は大成功であつた。印度皇帝及び皇后として仁慈なる同情深き御人格をあらゆる階級の人々に親しましめ、過ぐる四年間波瀾重疊たりし地方の人々の心にも、再び忠勇の精神を蘇みかへらしたのであつた。印度の民衆が兩陛下に對して表した熱誠の状況を目撃したならば、誰れとても英國の印度に於ける事蹟は燐々たるものありと信じたのである。

首都をデリーに移す

ベンゴール行政區劃變更問題は、國民議會の感情を満足させるやうな方法で修正された。然しそが爲回教徒、特に區劃變更實施後六年を経過せる東部ベンゴール及びアッサム州の回教徒を惱ましたことは多大であつた。而して尙一層重大なことは、英國政府は一旦聲明した決定を斷行する力があると云ふ信用を著しく害した點である。首都はカルカツタよりデリーに移された。印度政府より英國の印度事務大臣に宛てた此の變更の認可申請書中に、將來あらゆる地方問題に就いて完全なる自治権を有する行政團體が發達した場合に、印度政府はかかる地方自治團體の監督權を保有し、若し地方自治團體が政治を誤る場合には之に干渉する権限を有すべきも、通常は帝國關係の政務のみに印度政府の權

限を制限するやうに至るまでは、漸次地方分権並に自治権の擴張を行ふべき政策を採用するを可とする旨の、記述があつたのである。

右の文書が發表された時、進歩的印度人達は、此の文句は明に英領植民地式の自治政府を暗示するものであると解釋したのであるが、一九一二年六月二十四日印度事務大臣クリュー卿は英國議會に於いて断乎として之を否認したのである。曰く

『英國屬領地に許されて居る自治が、印度にも近づいて居るかに考へて居る印度人があるが、予輩を以て見ると印度には將來さう云ふことがあるとは思はれぬ。事實上國會の拘束から離れた自治制を吾々と異なる人種——假令其の人種が吾が人種の最善の人士の仕事が出来るやうな優秀な人種であつたにしても——に與へるといふ試験は實行してみることの出來ぬ試験である。あの文書が政府の政策の希望或は終局の目的であるかの意味で解釋すると云ふ考を消滅させることは、余が印度事務大臣としての義務である。

これと同時に又印度の住民をして、其の國の經營に一層多く參加するやうに其の希望を出来るだけいろいろの方法で獎勵することは國民の義務であると同時に、當分は政府の義務である。と、予輩は信じてゐる。云々

クリュー卿は六月二十九日再び議會で演説してゐる。曰く『余の知る限りでは歴史に於いても、或は世界の現状に於いても、英帝國內に於いて印度が完全なる自治を享くるといふ夢のやうな理想が、實現される基礎となるやうなものは何物も見當らない。非常に遠き將來には或は實現するかも知れないと云ふことすら今は推想すべき何等の根據もないるのである。何時の時代に印度が濱州の如く、ニュージーランドの如く、印度帝國として英國官吏一人もなく又形體的結束に代るべき宗教又は民族の統一もなくして、存立し得ると考へられようか：斯くの如きは恰も理想郷アトランチス島の如く想像を逞うする文人が描き出したる空想の世界としか思はない。……思ふに斯くの如き考を有する者は、働くこと少くして其の效果を望むこと多き輩だけであらう。印度の有識者は宜しくかかる夢幻を打ち捨てゝ奮起し、西洋人と益々親密に相提携すべきである。彼等は西洋人に對して教ゆるもの澤山持つて居ると共に、又西洋人から學ぶべき事も澤山あるのである。彼等は西洋人との提携に依りて始めて、彼等の愛する國家、又吾等が其の支配者となることを深く誇りとして居る國家を、精神的にも物質的にも進歩發展させることが出来るのである』。

クリュー卿の忠告ありたりに拘らず、國民議會の領袖等は前記文書の意義について彼等自身の解釋を固執し、彼等終局の目的として植民地式の自治確立を掲げ、不斷の努力に依り其の促進を期した

のである。

官吏制度調査委員會

一九一二年には、印度人を多數高等官に採用することが可能かどうかを調査する目的で、勅命委員會が成立し、官吏制度の構成並に其の實情に關して調査報告することになった。此の委員會の報告書は一九一七年になつて發行された。大戰の爲に其の發行の遲れたのである。委員會の調査に對する印度人の期待が非常に大きかつたから、此の委員會の提案は實際は甚だ寛大であつたけれども、印度人からは極度に不適切なりとして批難された。

回教同盟の其の後

回教徒同盟の精神と目的とは、かれこれする内に徐々變化を齎らした。伊士戰爭、波斯の事變、就中バルカン戰爭に依つて、土耳其に對する深甚の同情を喚起し、英國政府の消極的態度を甚しく憤慨した。印度の回教徒特にスニス派の土耳其に對する同情は、クリミヤ戰爭の昔より著しきものであつて、最近に公刊されたダルハウジー卿の書簡に依りても明かである。此の同情は時と共に益々高まり交通機關の發達に從つて愈々濃厚になつた。特に汎回教徒主義宣傳の爲に甚だ高潮に達したのである。元來汎回教主義といふのは、初め宗教上並に政治上の革新を唱導して土耳其及び埃及に於てシマイク・

ジヤマル・アド・デン・エル・アフガニと稱するアフガン人が說いたものであつたが、其の後サルタン・アブタルハミドや土耳其青年黨員等の說く所に依つて、漸次其の主義が變化して遂に回教徒は、忠實にオットマン・カーリフアツト（回教主）を尊信すべしと說くやうになつて來た。

多くの回教徒の政黨家は英露協定を嫌ひ、バルカン戰爭中の英國の不活潑なる行動を、昔の土耳其の華々しかつた時代と對照して憤慨した。日本が亞細亞の強國として尊敬を排はれて居るのに、回教徒の僅に殘存せる勢力たるモロッコ、波斯及び土耳其は何れも屈從又は滅亡の深淵に沈淪しつゝあるのを彼等は眼前に見た。而して彼等自身の國家に眼を轉するとき、彼等は其處にモーレイ卿の改革やベンゴールの行政區劃變更問題が、國民議會の運動に依つて終局の勝利を占めたことを看取したのである。かかる印象が彼等の頭の中で働いて居るところに、國民議會派の新聞紙は盛に土耳其の不運に對して同情を表明することを怠らなかつたのである。是等の事件が相集つて非常なる結果を生んだ。

一九〇八年全印度回教徒會議のとき、議長サイイド・アリ・イマン（後のサア）が回教徒同盟と國民議會とは根本的に相違することを言明したことがある。

『自治制度の理想を實際に行ひ得ざるが爲に、我等は堪へ得ざるまでに腹立たしく思ひ、又堪へ得ざる爲に理想論は足許を去つて、急進論が擡頭しつゝあるのである。國民議會は宜しく實際政治に於い

ては英國統治に忠誠なるは、即ち印度に對して忠誠なる所以である。又現存の行政の改革は、唯英國統治を支持することのみで可能なのであることを、宣言しなければならない……。印度國民議會の指導者達が、上述の如き實行可能な政策を吾等に與へないならば、吾が全印度回教徒同盟は爲すべき神聖なる義務を有する。其の義務たるやモーレイ卿の所謂月を得んとして叫ぶところの團體に加盟するが如き、政治的誤謬より吾々の代表する社會一般を救ひ出すことである』と。

一九一〇年一月回教徒同盟はアガーハンが首領となり、改革後の新制度中に示された——回教徒に對する考慮に對し感謝の意を表したのであつたが、當時其の同盟に顯者なる變化の起るのは避け難き状勢に迫つて居た。一九一二年八月回教徒中の多くの重なる人々は、アリガールに設立する回教徒大の設立許可の條件に就いて、政府と意見の一致を見ることが出来なかつた。其の年印度回教徒は醫事赤十字隊（赤十字隊の如きもの）を土耳其に派遣した。一九一三年一月回教徒同盟の會議に於いて同盟の組織に對し、新しき憲法を提議することを決定した。其の目的とする處は——『英國主權に對し忠誠の念を印度人中に増進すること、回教徒の權利を擁護すること、及び以上二目的を遂行する妨となることなくして印度に適應する自治制度を達成すること』これである。此の提議は一九一三年三月二十二日ルクノウに於ける會合で可決せられた。其の時若しサア・エドワード・グレイが英國外相として尙ほ在官して

居たならば、亞細亞に於ける回教徒は恐らく露西亞に併合されて居たであらうと論議せられたのである。理想として印度に適切なる自治制度を採用することは激論の末多數にて決せられた。然しながら其の會合に出席した有力なる回教徒等は此の提案を以て、回教徒の既定の政策から逸脱するの甚しきもので、印度に於ける少數派としての利益を破壊するものだとした。一方大多數の者は此の提案の目的とするところは未だ十分でない、もつと之を高めて國民議會の主張するものと同一にすることを希望した。アーガー汗は此の會合には出なかつたが、其の後此の決議案に關して同盟の倫敦支部に辯明を送つた。彼は言ふ、若し印度の自治制度が自己の改善、社會の改良、教育の普及や各種團體間の完全なる融和を目的として、數十年間努力して來たところの理想を意味するならば——彼はさう考へて居た——其の理想は深き思慮の下に贊意を表すべきである。然るに若しそれが開花期が終つたに過ぎないのに、直に林檎に飛び付くやうな性急な衝動であるならば、斯かる理想を形成した日こそ眞に其の國の歴史に取つて禍の日であるだらう。云々

此後間もなく彼は同盟の首領を辭した。同盟の理想的の變更は一九一三年十二月の會議で確定し同月開會の國民議會で歡迎されたのであつた。彼等の所謂『印度に適切なるの自治制度』とは回教徒が、數よりも寧ろ政治的資格に重きを置いて、代表を比例選出し得る権利がある如き自治制度を意味

して居るらしく思はれる。恰も此の頃から印度教徒と回教徒の間に於ける代表分配の割合を決定しやうとする企が起るやうになつた。

革命的犯罪の續出

一九一二年東部ベンゴールに於て叛逆の爲の軍需品、武器其の他文書類が發見せられ、西部ベンゴールにては爆弾騒動が計劃されたが、十二月にはハーデン卿が新首都に公式に入城せんとした際爆弾が投げられ、彼は重傷を蒙り隨行員一名即死した。犯人は逮捕せられなかつたが、從來屢行はれた暗殺の犯人をして居る印度革命黨員の一人であることは疑ふ餘地がない。

ベンゴールに於ける革命黨の努力は一九一三年になつて愈々しくなつた。其の状勢は大戰勃發に至るまで續いたのである。そして遂に恐怖時代を現出し、主として犯罪事件の證人として法廷に出でんとする者を妨げたのであつた。

戰前 の 政 界

他の諸州は平穏に過ぎ、新立法會議の仕事も圓満に進捗した。總督の評判は非常によかつた。例の爆弾事件に於ける其の沈着にして果敢なる態度や、南アに於ける印度人の不平に對する同情ある處置なぞが人氣を非常によくしたのであつた。右の次第で歐洲大戰が勃發したけれども、印度は一般に平穏で

あつた、印度教徒並に回教徒中の進歩せる政治家等——これは主として辯護士や記者であるが、各其の政治に對する主張が漸次接近し來つて、漠然ながら他の英領植民地と同じやうな代議制度を要望するやうになつた。或る人々にとつては此は單に名前のみの信仰であつたが、他の人々にとつては真正の目的であつた。だが大體としては最近の改革には何れも満足の意を表して居つた。然し少數の革命黨員が外國から煽動せられ、時々最も質の悪い隠密な活動を行つて、其の存在を示したのも事實である。是等の政争から全くかけ離れて居る大多數の民衆は、保守的にして政治にはわれ不關焉の有様であつた。その人々は領主、地主、武士、農民及び普通的商人等である。歐洲人たる商人其の他の民間の人々は政治の變移に注意を拂はないではないが、以上のものとも別に存在して居つたのであつた。民族主義の團體は力は弱いが、高い教育を受けた者の最も系統的に組織せられた團體で、謂はず此の國の知識階級のみである。彼等は印度語新聞紙を支配し、聯邦自治の思想を廣めた。斯くの如くやつて居る間に、彼等の見解と政策とは漸次人種的の感情や英國の能力に對する信用が薄くなつたことや、又印度も外國の羈絆を脱したならば、日本の如く成功するといふ信念が出來たこと等に依つて、非常に變化を來したのである。印度と日本とは其の事情に著しき差違のあることは、殆ど彼等の看過したところだ。斯くの如く温和派の盛ゆると共に、急進派は一般の信用なく其の領袖は一時姿をくらましたの

で、其の熱心なる賛成者は革命の方に吸収されてしまつた。(主としてロヴェットの印度民族運動史に據る)

第五章 大戦初期の印度

大戦勃發當時の形勢

一九一四年八月世界大戦の勃發した當時、ハーディング卿の印度總督たること既に三年九ヶ月に及び、其の人望は非常なものであつた。國內極めて靜謐、唯ベンゴールに於て革命犯罪の頻發が、唯一の面白からぬ事象であつた。立法會議の仕事は順調に運んで居り、印度の藩王等並に商業、武士、地主等の各階級は英國政府に對し忠誠であり且満足を表して居た。アフガニスタン及び國境の種族との關係は良好であつた。されば印度は不意に如何なる事變が襲來しても、之れに對抗する丈けの準備は出來上つて居た。而して又實際よく事變に處したのである。世界大戦の弊頭に於ける事態、殊に英國が大戦に參加しなければならなかつた原因に就いては、印度の人々は好意を以て理解をして呉れて、保守的のも進歩的のも各階級を通じて共に印度軍隊を戰線に派遣することを喜んだ。此の時に際して印度藩王等は英國に對し深厚なる忠誠心を露はして全印度の民衆に立派な模範を示し、政治家達は印度は軍費の分擔に與るべきであるとの、帝國會議に於ける動議に對して皆賛成を惜まなかつた。加之彼等は實に總督の國內問題の論争は大戦に際して中止すべしと諭告に喜んで應じたのであつた。

回教徒の位置はやがて極めて困難となつて來た。宗教が通常の印度回教徒に對してはどんなものであるか、彼等生來の熱狂の深さは何うであるか、又彼等の土耳其のサルタンに對する尊敬の念はどんなであるかを知らないならば、彼等回教徒が此の場合當面した難局がよく理解できない。而も土耳其最強の勢力は現に確實に活躍しつゝあつたのである。是等の點を考へる回教徒等が英國主權に對して抱いてゐる一般的忠誠を吾々は心から感銘しなくてはならぬ。汎回教主義がかかる事情の下で沈黙を守り、到る處で事件をかもすことを避けたなどといふことは到底豫想の出來なかつたことであつた。されど概論すれば、印度回教徒は英國政府に對して其の盡すべきところを十分に盡したのであつた。

土耳其が戰争に參加すると同時に發表された宣言に依つて、彼等の進むべき道は圓滑になつた。其の宣言はアラビヤの聖地及びメソボタミヤの神殿は、印度の巡禮者が迫害されない限りは英國並に其聯合國から攻擊を受けることはなしと云ふのであつた。之れと同時に印度藩王中の首席たるスンニ派の回教徒も亦宣言を公表したので、一般を安靜に導く上に著しき効果があつた。

戰争の初期に於ては一時、新聞紙は印度文官任用問題に對する不斷の攻撃を緩うするが如き徵候もあつたけれども、それもやがて漸減して再び論難攻撃をはじめた。處が二三の穩健派は熱心に、空論的急進派とも協調しやうと努めたのであるが、結局かゝる際に於ける革命運動の實在と其の危險とを

識認し慨嘆し失望するより外はなかつた。然しながら本問題たる戰争に就いては國民議會の思想は、十分に健全であつて感激の爲利己的の爲に働いてゐた。有識階級の印度人等は十分に英國の敵は即ち印度の敵なりと看破する丈けの明があつた。

然しながら革命的活動は、鎮壓の手段が講じてあるにも拘はらず、相變らず繼續して居り明瞭に其の證據が上つた。デリー、ラホール其の他に於て陰謀が曝露され、印度軍隊の忠誠の精神を覆さんと努力したことも明となつた。カルカッタ銃砲製造會社の書記がモーザル短銃及び彈薬を澤山に窃盜せること、米國及び加奈太からシーケ族の移民が澤山に歸來せること、右の陰謀者中の最も危險人物とベンゴールの陰謀者との聯絡、一九一五年二月に辛じて防ぐことの出來た血腥き暴動の危險、是等は凡て暴動委員會の最近の發表にかかる報告書中に明記されてゐる。又同報告書は獨逸が印度に於て叛亂を挑發せんとした努力に就いても述べてある。右の次第であつたから政府は治安を維持する爲、特別取締法を發布しなければならなかつた。パンジャブの副知事たりしサア・ミカヘル・オドキアは驚くべき精力を以て最も巧妙に最も困難なる形勢に處した。されば此の州の行政は如何なる重大事が起らうとも、更に心配は要らない。右の事情と一般臣民の忠誠の心と、それから刑事検査部の不撓不屈の努力とに依つて、印度に於ては如何なる處でも、革命黨は偶發的の殺人又は強盜以上の事は何も出來

ないのであつた。カルカッタ及びベンガールに於て彼等は幾多の暴行を働いたけれども、彼等の陰謀の目的たる官憲の機能を癱瘓させたり、廣汎に亘つて殺戮を恣にして恐怖時代を實現したりして、終局に全般的の叛亂に導かうとするが如きは全然失敗に歸した。

取締法に就いてモンタギュー・チャーチルムズフォード報告書にかう書いてある。『避け難き極端なる手段であつた。それは國家の公安と防備とを確保せんが爲、廣般なる立法権を總督に附與したものであつた。尙騒擾の起つた地域に於ては、特別事件を迅速に裁判する爲特別裁判所を構成する権限も與へてあつた。それは戰争の爲英本國に於て公布せられた同様の法令に比すべきものである。此の議案は印度人議員に取つては可なり苦るしい試練であつた。彼等は忠良なる國民として、其の根本主義は承認したが、特種の條文に對しては遠慮なく反対し又多くの修正を動議したのであつたが、政府は案の骨子を抜いては法の効果を減することを恐れ、斷然官吏側議員の多數を以つて可決したのである。此の法令は直にパンチャップに實施せられ、其の後必要な地方へは何處へでも施行せられた。』

ゴクヘールの死

一九一五年の初にゴクヘールが長逝した。彼の死は疑もなく印度政界には非常なる損失であつた。彼は理想を實際の事情に順應せしむる能力があり、民衆に媚びるところなく常識上必要とするところ

を説教するだけの膽力があつた。彼は其の死の當日まで廣般なる勢力を有して居たが、彼の死後を嗣ぐ者は無く、彼の位置はなからず満たされないであらう。

一九一五年の國民議會及び回教同盟

一九一五年は困難な年であつた。されど印度一般に關しては同年の初め頃は、法律行はれ秩序よく維持され平穏であつた。國民議會及び回教徒同盟は十二月ポンペイに大會を開いた。國民議會の大會の議長シナ(後のシナ卿)は、印度は英帝國の他の自治殖民地に少しも譲るところなし、英帝國の危急に際して、印度が英帝國の他の殖民地と均しく帝國の爲に盡したことは、大に誇りとする所であると云ひ、又印度の藩王と人民とは、過去百五十年間英國統治の下に於いて與へられたる平和と文化の恩澤とに對して、大英國に深厚なる感謝の意を有してゐると述べた。シナは又未來に對する合理的の理想が必要である。而して其の理想は青年の野心を満足せしめ、又無政府主義を阻止し得るものたるを要するばかりでなく、英國の賛成を得らるるものでなくてはならぬ。此の理想は則ち純粹の單純なる民主主義の確立である。『人民に由る人民の政府』である。英國の統治は、印度が過去の長き時代の間に經驗したもの内で、最善の統治であつた。だが善政は必ずしも自治政府の代用物にはならない。印度に於ける英官吏は分別出来る年頃になれば、直に正當の所有者に其の監督を譲渡す義務附で、印度の施政の信託を

受けて居ると思はなくてはならぬ。現状の下に於いては印度は自治に不適當である。英國より分離して然かも自身に抵抗の實力が無ければ、忽ち國家間の鬭争中に巻き込まれてしまふであらう。然しながら英人の指導保護の下に、印度が實に國內の事を自ら處理し得るのみならず、内部の平和を確保し外敵を防衛し得るに至るまで進歩すれば、印度に對し完全なる自治を許すことは、英國の最も愉快とする所であり且義務でもある。所謂完全なる自治とは何を意味するか、そは此處で論する必要はない。印度人の愛國心と、英國人と印度人が一帝國の人民として互に親善融合すると云ふ理想とは、何等抵觸するものでない。此の理想の實現には忍耐が缺くべからざる要素である、印度人は宜しく、今後國家の公職に益多數の印度人を採用するやうに、又政府の進歩的なる印度化を實現するやうに、絶えず政府に迫つてゆかなければならぬ。印度人は全印度が徐々に進歩し堅實に發展して、遂に真正の自由な國家組織が建設せらるゝに至るまで、努力を止めてはならぬと論じ次の言葉を以て演説を結んだ。

『余は滿堂の如何なる諸君にも劣らずに、或はより以上に、自助の教訓を信仰する者である、それ故に余は一年に僅かに三日間ばかり、斯くの如き辯論の御馳走に預りたりとて満足する者にあらず。吾々は不斷の仕事のプログラムを有しなければならぬ——仕事とは政治と稱して公の會合を催すことではない。低き者を向上せしめ弱き者を強くすることである。吾々の日常生活に於ける害悪、例へば無

智、貧困、疾病を除去せんとすることである。自治能力の養成を願ふのは單に吾々の如き印度人だけではない、額に汗して田園に働く人々である。……諸君の欲するところのもの即ち人民の政府、人民の爲の政府、而して人民に依る政府を獲得せんが爲には、諸君は日夜孜々して貽効努力せねばならぬ』。

國民議會ではアンニー・ベザント夫人の提案した自治法案を調査する爲委員會が設けられた。又今回之に於いて規定に二三の修正を加へ、チラック及び其の一派が再び國民議會に復歸するに便ならしめた。チラックは一九一四年監獄から釋放されて英政府に對する敵意を抛棄し、又革命黨員に依りて行はれる兎暴なる行爲を排斥否認するに至つたのである。

回教徒同盟の首領の演説は、英國主權の庇護の下に於ける印度の事情に適切なる自治制の必要を力説したもので、其の結語は左の如くである。

『吾が回教教主の政府が、英政府と戰端を交へて居ることは吾々にとりては眞に遺憾の次第である。我が回教徒が英國兵と相助け相携へて戰争をして居るものならば、吾々は皆如何程に愉快に思ふことであらう。現戰役に於いて回教の諸國が採用した政策に就いて人々が何と思ふとも、英國政府と我が回教政府との間の戰争は、吾等印度の回教徒の絕對に希望せざるところである。斯かる戰争が起つたのはまことに我が回教徒に落ちかゝつた最大の不幸である。余は茲に細述することを欲しない。然しながら

ら我が回教徒の大多数の者は勿論多くの英人も亦、今回の事件を以て英國の過去の外交政策の誤りであり英國外交の失敗であるとして居る。それは兎に角として平和克復の曉には——神よ願くは早く和平を吾々に齎らしめ給へ——回教徒の諸國が將來其の威儀を危殆に陥らしめざるやうに處遇されることを、吾々回教徒は熱望して止まないのである』。

回教徒同盟もベザント夫人の自治法案を調査することに決した。而して其の翌年になつて此の夫人は印度政治運動の指導に素晴らしい活躍をやつたのである。今彼女の素性について一言しやう。

ベザント夫人

ベザント夫人の経歴は、一九九〇年までの分が自叙傳として出版されて居る。若くして英人牧師の妻となつたが、鋭い極端な無神論者でバムフレットを作つたり演説をしたりしてゐた。彼女は多年の間故チャーチ・プラッドラフと協力活動して居るうちに、段々と社會主義に傾いて行つた。是れが原因で露西亞のブラヴァツキー夫人より接神學を學ぶやうになり、遂に之に改宗して了つたのである。其の露國夫人とは暫らく同居して居つたが、此の露國夫人が死んでから接神學會の爲働く目的で一八九三年印度へ渡つた。國民議會の父と推稱されて居るフュームは印度に於ける接神學の開拓者の一人であつた。而してベザント夫人の経歴は彼女を驅つて、印度宗教並に政治の復興論者に共鳴さ

せ、彼女の雄辯、精力、及び才能は彼女をして有力なる門下とならせたが、最初は教育事業に没頭して居つた。中央ヒンズカレッヂが一八九八年ペナレス市の矮屋で數人の生徒を集めて開校されたのは、彼女の盡力に負ふ所が多かつた。ペナレスのマハラチャを説いて此の惡戦苦闘の學校に、廣大な土地と宏壯な建物とを寄贈せしめたのも彼女であつた。一難去つて又一難来れるも屈せず努力を續けて、遂に其のカレッヂをば新大學中の核心となるまで築き上げたのは、彼女の努力と才能との賜ものである。されど此の終局の成功を見ざる内に、ベザント夫人は或る妙な論争に巻込まれ非常に世間の耳目を聳動させたことがあり、遂にカレッヂの學長を辭したけれども接神學會の會長の椅子は離れなかつた。以來夫人は實際政治に參加し二種の新聞紙を創刊したり、國民議會並に回教徒同盟に向つて自治聯盟の發起を懇意したりなぞした。自治聯盟は最初は兩團體の多くの委員間に賛成を得られなかつた。

印 度 は 平 穏

一九一四年八月大戰勃發してから一九一五年十二月までの間は萬事平穏に行つた。革命的努力は何れも未然に防止せられ、一般政治運動も高いところを目標として居り、各種の團體間の關係も圓満であつた。氣候は順調で豐作であつた。武士階級に屬する印度兵は戰線に於て立派に活動して居た。歐洲では戰役の將來は極めて暗澹として居り、亞細亞ではメンボタミア遠征軍が最初は非常なる

成功を收めたけれども、遂に退却の止むなきに至つたのみならず、カト・エル・アマラで優勢なる土耳其に包囲され慘敗したりしてゐたが、此等の情勢も印度に於ては何等見るべき結果を發生しなかつたのは、注意に値すべきことであつた。

ハーデンジ卿任を去る

一九一六年の初めハーデンジ卿は、多事にして困難の多かつた總督の職を退き英國に向けて去つた。卿は去るに臨み印度の民族主義者に告別の辭を與へて、自治制度の發展は政治家の機略を以て急激に達成し得べきものにあらずして、社會各階級を融合向上せしむる確實にして根氣よき進歩の過程に依り始めて達成し得べきものであると云つた。

然るに其の年には、一層暴進的な前進を爲さざるべからずとの叫びに動かされて、政治的騒動が發生し其の急速なる發展を見たのである。是れに就いて記述するに先ち回教徒の感情を害した一小事件に就いて一言して置かう。

メツカのシャリフと印度

其の年六月になつてメツカのグランド・シャリフが、土耳古のサルタンに對して叛旗を翻へしたことが印度に傳はつた。グラント・シャリフはヘザズの亞刺比亞人の酋長で回教開祖を出したコレイ

シユ族に屬して居る。非常に長い間、代々のサルタンもシャリフも仲よく過ごし、シャリフはサルタンより一般的保護及び多額の補助金を受けて、サルタンをカーリファット即ち開祖モハメットの正當なる繼承者として認めて來たのであるが、古い昔は土耳古のサルタンは、カーリファスとしての権利を主張せず、又ヘザズ族も其の權威を持つて居なかつたので、本來の亞刺比亞のカーリフスは一時消滅して居つたのであるが、一五七五年に再び土耳古王に依てカーリフスの尊稱が僭稱せられたのである。シャリフ叛亂の理由は彼が叛旗を翻へすと同時に發した宣言書に明かである。之に依れば土耳古の統一發展委員會の行動が、回教經典の原則を逸脱し土耳古王に對して傲慢なる所爲多く、回教徒に對して非人道的な殘虐行爲があつたと云ふのである。

英國政府がシャリフに同情を表したのは當然であつた。其の時土耳古と獨逸は聯合して英國の商船及び貿易を脅す目的で、攻撃の根據地をヘザズ及びヤーメンの海岸に設くことが分つた。聯合國が亞刺比亞に於ける回教の聖地の安全と神聖とを、顧慮しなければならなかつたのは勿論であるが、然し是等の土地は今や他の理由で危殆に瀕し、又ヘザズは土、獨兩軍から占領されるゝ危険に陥つた。

シャリフの叛亂は、印度の回教徒同盟の重立てる人々の甚だ遺憾に思つたことであつた。これが爲或許ヘザズの聖地が蹂躪されはしないかと危ぶみ、カルカッタの回教徒が叛乱に賛成したといふ新聞

電報を見て怒つたのである。印度回教徒は、シャリフは英政府に煽動され叛亂を起したのだと信じ居つた。外に現はない重大なる軍事上の考慮に就いては知る由もなかつたのである。彼等はシャリフが回教の聖地に獨立の主権を支持すること能はざるものと思惟し、六月二十七日大會を開いて『メッカのシャリフ及び其の同情者に依つて起された亞刺比亞人の叛亂は、回教徒の敵である』との決議案を可決し、又決議を以て印度の回教徒は如何なる階級の者でも亞刺比亞人の叛亂を喜び、それに隨伴する結果を驚愕せず、又嫌惡の感を懷かずとのカルカツタ電報を否認した。

是等の決議は廣く公にされたが、政府は關係者に對して、目下の情況の下で此の種の運動を爲すのは、畢竟英國の敵を利するのみであると説明し其の運動の中止を勧告した。されば此の運動は主として教育ある政治的に進歩せる回教徒の間に局限され、宗教的指導者の手に移らなかつたので、大衆一般には普及しなかつた。若し此の運動の防止が遅延したならば、恐らくは其の影響するところ頗る重大であつたらうと思はれる。

ベンゴールに於ける革命犯罪

此の年にベンゴールでは、革命運動費を調達する目的で犯された殺人強盗が非常に増加したので、政府は印度保安法に依つて甚だ多數の拘禁者を出さざる可らざるに至つた。其の結果遂に無政府主義的犯罪は決定的に彈壓された。

自治運動

次に自治運動に關聯した政治上の重要な出來事に就いて述べやうと思ふ。元來此の自治運動は二箇の假定を前提とし居る。即ち印度の政治家と人民との間には恰も愛蘭自治運動の場合に於けるが如く、密接なる聯結が既に成立し居るものと考へ、又印度の宗教及び階級の相違ある大衆の間も英政府さへ干渉しなければ自ら平和に相調和し得るものと考へてゐるのである。自治運動の主唱者が愛蘭自治運動の進展に影響されたのはあり得べきことである。

同年四月二十二日から二十四日まで三日間、全印度國民議會委員會がアラハバッドで開會された。其の秘密會で或る種の決議案を通過したが、之は一時的のもので回教徒同盟の委員と協議の上確定せらるべきものであつた。是等の會議には前國民議會の議長が議長となり、回教徒同盟の前首領及びベザント夫人其の他の著名の人々が出席した。ベザント夫人は此の會議後マド拉斯の接神學會本部を根據として、印度を深き睡眠より覺醒させるのだと稱して、或は演壇に或は文筆を以て盛に自治運動の宣傳に努力した。夫人の主張はかうである。

『人が熟睡せる時又は寧ろ特に眠い時は、終夜止むことなき太鼓の音を聞くを好まぬことを、余は十分に承知して居る。余は印度の太鼓である。印度の人々を深き眠より醒まし母國の爲に活動せんとするのが余の仕事である。而して人々は各方面で目を醒ましつゝある。特に若い人々は老人よりも自己の能力に就いて一層覺醒しつゝある。諸君は印度が曾て何であつたかを想起しなければならぬ。基督以前三千年の昔に於いて、印度は既に其の商業に於て其の貿易に於て、如何に偉大なりしかを思はなければならぬ……。

印度は他の國と異つて戦争侵略征服及び戦敗の如きを誇ることは出来ないであらう。印度は如何なる征服者と雖之を同化して、益印度の偉大なところを發揮したのである。英人は未だ印度に同化されて居ないが、二千年或は三千年の後には英人も同化されるであらう。英人の此處に來たのは一兩日前の如く、唯僅に百五十年の短日月である。五千年間の印度の偉大、印度の富貴及び印度の文化に關して歐洲歴史が、どんなに多くを承認してゐることであらう。諸君は印度の過去に就いて愧づべきものを持たず、又印度人として生れたることを愧づべき要は更にない。世界に斯かる光榮の過去を有する國家が現在何處に在るか。又斯の如き未來を期待し得る國家が何處にあるか。過去の價値は未來に對する建設の方針を教ゆるところに存する、過去の價値は又諸君が今日ゴクヘール氏の所謂劣等の雰囲氣を呼

吸しつゝあることを教へ、諸君が過去に於て何であつたかを回想させ、國民的誇を起させるのである。國民的誇なくしては國民として存在すること能はず、又國民的偉大を齎らすことも出來ない。故に余は諸君の過去を指示するのである。而して此の點が吾々の反対者をして一層怒らしむる所以となるのである』と。

ベザント夫人が新聞紙上に發表した他の論説は、人種的感情を激發させるものとして、マドラス政府は遂に新聞紙法に依つて、夫人の發表意見が改善されるやう保證金の提供を命じた。夫人はやがて保證金を沒收されたが、更に多額の金を供託して新聞の再發行を企つると共に、保證金沒收の命令に對して高等法院に控訴した。此の控訴も却下された。かれこれする内にチラツクが旗印を擧げた。

同年五月と六月にチラツクは、ベルガウム及びアーメドナガルで自治賛成の演説をやつたが、ポンペイ政府は此の演説を以て暗に英國統治に對する憎悪と侮蔑とを意味するものとなし、一年の期間を限り彼の行為に對する保證として、地方判事は彼に多額の金子を供託することを命じた。ところが間もなく其の命令はポンペイ高等法院で破毀された。其の理由とするとところは彼の演説は印度語で述べられたが、其の一般の調子は頗る穩健であつて刑罰に值しないと云ふのである。此處でチラツク流の演説を引用して置かう。

『國民の教化進み自己の問題を自ら片附ける方法を知ると、自分等の問題が外人に依つて處理されて居る場合に於いて、此の問題を自分自身で解決して見やうとするのは當然すぎる程の當然である。然るに印度の政治史では、上述の法則が約二十一年間も存在しなかつたのは甚だ興味ある事柄である。今假に諸君が或る國民を百年間教育したら、其の行政を其の國民に返還すべしといふ法律が存在する想像して見給へ。其の法律を實施することは果して可能であらうか。私は人民自らの力に依つて之を獲得しなければならぬものと思ふ。彼等はさうする権利があるのだ、故に印度にもかかる事柄に対する準備がなくてはならぬ。以前には斯様な準備は極小規模ではあつたが存在したのである。ところが現時は全く存在して居ない。則ち此處に吾人の行政に對する要求、悲哀、缺乏、並に不便の根源があるのである。斯の如き根源を辿つて研究を重ねた後、提案せられた治療法が即ち自治である。スマラデヤである。略言すれば、吾々自身の問題は吾々の手で片附けたいといふ要求が、則ちスマラデヤの要求である……。

昔は此の國にも吾々の王國があつた。行政官があつた。其の證據には英國の統治になる以前は少くとも秩序があつた。騒亂はどこにも見出されず又人が人を殺すやうなことはなかつた。斯様な秩序を有するからには、其の人々が政權を得るに不適當なりとはどうしても考へられぬ。現今科學は大に進歩し、

知識は増大し、経験は一箇所に累積した。故に吾々は前よりも一層多くの自由を得、且一層政權を得るに適當するものにならなければならぬ筈である。然るに之とは反対に、吾々は不適當だと言はれるのである。往昔に於ける事情はどうあらうとも、此の論斷は根本的に誤謬である。それは與へらるべきものでないと言つた方がよいではないか（喝采）。余の言はんとするところは吾々に「不適當」と云ふ言葉を當てがうなと云ふことである。少なくともそれは本當に與へらるべきものでないことを吾々は承知しなければならない。吾々はそれを獲得するのだ。然し何が故に吾々はそれを獲得しないのか。吾々が適當せずと云ふのは廻りくどく云はれるのだ。英人は彼等が印度に來たのは吾々を教ふる爲だと云ふが、成る程さうであらう。だが何時まで吾々を教ふるつもりなのか。（笑聲）一代か二代かそれとも三代か。それには終局があるのか。それとも、現今のやうに終局まで奴隸の如くに彼等の下に働けど云ふのか（喝采）須らく極限を置け。彼等は吾々に教に來たのだ。吾々が家の子供を教ふる爲教師を頼むときは期限を附して幾日内で教へて下さいと頼むではないか。十日以内で或は二十日以内で或は二十五日以内でといふ如くに』。

チラツクは尙語を續けて、印度人が政治に不適當であると英人の云ふのは、印度人を常に奴隸として置きたい爲であると言つた。かゝる熱狂的演説が概して辯護士、教育家及び學生等より成る都市の聴

衆に向つて爲されたのは注目を要する。且此の運動の注意すべき特質は青年を引き付けて加盟させることであった。數年前ベンゴールで斯の如き趣意を實行行動に移した爲受けた苦き經驗は、彼等の注意を引くに足りなかつた。

自治運動の宣傳は素晴しき勢で學生生徒の間に反響を起した。ペザント夫人は曩に一九一六年九月三日彼女の自治聯盟を設けたが、其の趣意書は同年十月十一日附の彼女の新聞「新印度」に載せてある。それにはパンチャブ以外の主なる州に支部五十箇所を設くこと、彼女の新聞及び冊子は皆印度語に翻譯すること、會員數は二千乃至三千名に達せること、九月十四日を『自治の日』と稱し各支部で熱烈に祝賀され、又マドラスでもペザント夫人の設立に係る青年印度協會のゴクヘール會館で大會を開いて大に此の日を祝賀したことなど見えてゐる。聯盟の會員は概ねマドラス及びポンベイの人々であつた。

政治的亢奮は英國風の教育を受けた者の内に益々熱度を加へた。而して印度保安法の適用を受けてペザント夫人はポンベイ管轄區内に入ることを公に禁止せられ、後中央諸州に入ることをも禁止されたが、夫人は其の活動を緩めなかつた。夫人等及び其の一派の目的は、印度に於ける其の當時の如き英國統治は、自由に對する害惡である、故に自治に對する鞏固にして有効なる要求は、猶豫なく組織しなければならぬと云ふ趣旨を、一般に廣むることであつた。

一九一六年十月の改革案覺書

自治聯盟の歴史に就いて尙進んで述ぶるに先ち、一九一六年十月帝國立法會議の民選印度人議員十九名が、最高政府に改革案の覺書を提出したことについて一言しなければならない。其の覺書は『印度人は印度の物質的資源の大進歩、知識的政治的眼界の擴大及び一八三三年のチャーター・アクト・オブ・インディアを以て始めた國家生活の、遅々ではあるが堅實なる進歩に對して英國に感謝すべき十分なる理由がある』と説き、一九〇九年の改革に依り行政に關與することとなつた印度人の數は甚だ局限されて居ることを述べ、又立法會議が單に諮詢機關に過ぎずして印度政府又は諸州政府に對して何等有効なる監督權を有して居ないと謂ひ、印度人は大に屈辱的な無資格のものに置かれて居るのに、英帝國の他の人々はかかる地位には居らない、是等の無資格は印度人を全く手も足も出ない状態に引き下がたのであるとし、武器取締法や英植民地に對する契約移民の制度の如き悲しむべき事實に論及し、歐洲戰爭中印度に對する忠誠は、印度をして從屬の地位より僚友の地位に上らしめ、且『印度人民が責に任じ得るが故に、其の意に適へる政府』を組織する資格が付いたと断言し、尙國民議會の方に付いて特種の改革を暗示し印度に議會政府を樹立するの可なることを實際的に述べて居る。

當時印度の政治家等は戦後英帝國の聯邦組織の形勢を指示して、印度が今にして斷乎たる態度を取

るに非ざれば、遂に印度は英國、否な寧ろ植民地を加へた英帝國聯邦の從屬物となり、白人等が常に揚言せる白人の優越と有色人種に對する鐵面皮なる政策とで壓迫せらるゝに至るべしと推論し、印度國民に非常な影響を與へて居つたのである。ところが帝國戰時會議に印度代表が參加したので、右の疑は冰解し去つた。

一九一六年の歲末に於ける政治諸集會

既に述べたる如く回教徒が正路を離れて迷路に入つた外は、印度政治家の英國の敵に對する態度は一九一六年中は堅實なものであつた。されど印度に於ける英政府の組織に對する態度は、不屈不撓の努力で爲される自治宣傳の影響を受けて益々安定を缺くに至つた。ペザント夫人は十二月ルクノウで開催される國民議會の大會の議長候補に立ち、非常に多數の投票を得たが、アンビカ・チャラン・マズムダルといふ、元は東ベンゴールの學校教員で今は辯護士で老練な議員であつた人に負かされた。當時政治的情勢は非常に活潑に成つて來たので、聯合州政府は議長並に歡迎委員會の秘書に書簡を送り、最近印度各地で行はれた甚だ面白からぬ性質の演説に就いて彼等の注意を喚起し、ルクノウに於てはかかる事件が發生せぬやう最善の努力を盡されたき旨を要求し、又萬一法律を蹂躪するが如き事あらば猶豫なく必要な手段を取るべき旨を明白に警告したのである。其の書簡は勿論非難攻撃を受けたで

あらうが、恐くは眞面目なる政治家等は之が爲一層力を得て、其の後の國民議會大會の特徴たる靜肅と平和とに大に貢献したことであらう。

十一月國民議會及び回教徒同盟の代表はカルカッタで會合し、自治プログラムを承認することに決した。回教徒の特種選舉法に就いては意見の一一致を見るに至らず、ルクノウにて更に考究することになつた。

此の年の政治上の重要な出來事としては、從前から計畫のあつたベンゴール人から二箇中隊を編成すると云ふことが、八月七日に發表されたことである。此の發表にはベンゴールの忠誠なる紳士は悉く大賛成であつて、其の中隊は後に發展して聯隊となつた。

此年十二月の最終の一週間は印度政治史に於て永久に記憶せられるであらう。それは國民議會の稳健派と空論的急進派とが再び合同することを宣言し、又國民議會及び回教徒同盟の重なる指導者等は相互の主要なる相違點に付調停妥協を重ねて、一致して自治賛成を宣言したからである。右兩團體の行動は秩序整然たるもので、其の決議案及び演説草稿等も慎重に考慮されてあつた。

一九一六年の國民議會

國民議會の歡迎委員長にはルクノウの辯護士がなつたが、彼は通告して曰く、兩團體の指導者は既

に改革案を作製し、之を印度聯邦と名附け、平和克復後英本国の議會及び英國民に對して之を強調し、印度の内政の統制權を吾々の手中に收めやうとして居るのだと、印度人が國を愛するのは印度に對する忠誠の最大保證である、何故ならば印度の最も執着してゐる願望を達成するや否やは、英國の統治が今後繼續するや否やに依つて決定されるからである。

議長マズムダルは非常に長い演説を試み、曾つて一九〇九年感謝の念を以て迎へられたモーレイ改革案を罵倒して『單に月光のみ』と云ひ、尙歴史を批判して東印度會社は『百年に亘る失敗政治の後に』軍隊の謀叛に逢つて顛覆し、印度の統治權は遂に會社から英國皇帝に移つたのだと述べた。

議長の演説に云ふ。『慈悲深き意思を以て徐々に施政の改善を行ひ、漸次民力の充實と民意の暢達とに努め、以て全土に平和と秩序とを恢復したのは實に此の英國統治である。又民度の向上につれて漸次極めて狹少の範圍ではあるけれども地方行政に人民を參與せしめ、且中央の行政にも印度人を加へ中央及び地方の會議に適當數の代表を入れて發言權を與へた。又鐵道電信を築設して交通通信の便を圖る等、印度施政に關して一種の行政の形式を創めたが、これは如何なる文明國と比しても、其の誠實と純潔との點に於いて劣らざると共に、其の政府が吾々に與ふる生命財産の安固に就いても總べての人が正當に誇り得るのであつた』と。

マズムダルは國民議會の議長の資格を以て、印度保安法の規定に依り政府の採れる手段、特に慎重なる證據調の後に、政府が革命的犯罪者なりと認めた人々を拘禁する爲採れる手段を評論したが、若し彼及び其の同志の者が、革命的犯罪を生む宣傳に對立反抗する民間の運動に眞面目に努力したならば、かかる拘禁の問題は決して起らなかつた筈だ。

彼は今や行政は無感覺無氣力の官僚政治と變じ、專制政治の固定し壓縮されたものとなつて了つたと云ひ、尙此の專制政治は、實際は、自ら漸次崩壊作用を續けて行つたのである、何となれば一八五八年ヴィクトリア女皇の勅語宣賜の時から一九〇九年モーレイ卿の改革に至るまで、英國議會が採用した手段は、何れも結局印度の專制政治の顛覆に力を與へないと見られないものはなかつた。則ち人民に與へた教育、地方自治の制度及び帝國の高等會議で認められた選舉主義は、何れも政府の舊式制度を顛覆するに與つて力があつたと説明した。彼はカーブン卿の創始した大學法に依る教育政策を非難し、印度保安法の運用を冷評した。是等總ての弊害に對する最高唯一の救濟策は、則ち代議政治又の名、自治、即ちスマラヂである。自治制は戰後に來らなければならぬ、何となれば自治制には準備時代を経ることが必要である。實際政治にありて成功を得るは失敗の經驗も必要である、民衆に就いて云へば國民議會は、常に民衆の向上發達を熱望して之が勧説に努力したが、惡弊あれば之を矯正し不正行はるれ

ば之を匡救すべき最高権威を持つ政府が、果して常に存在したであらうか。印度官吏制度調査委員會の報告は、何等の結果も無いであらう。蓋し官僚政治は如何なる場合でも、自由主義を探り入れることは出来ないものであるから、無政府主義は現時の經濟的政治的狀態を利用して深く其の根を張つた。それは全く政治を誤れるに因るもので、唯懷柔に依りてのみ是を除くことが出来る、壓迫は無効である。

マヅムダルは續けて曰ふ。印度は来るべき英帝國聯邦會議に代表を出さなければならぬ。其の會議で要求すべき事項中に就いて、最も重要なものを次に列舉しよう。

(一) 印度は屬領たる地位を脱し英帝國を構成する獨立の單位として、他の構成單位と同等の權利と義務とを有する自治領の地位に昇格すべきこと。

(二) 戰後の善後措置に關しては印度は帝國の他の植民地と同じく、聯邦會議に代表を送る公正なる權利を有すべきこと。

(三) 印度はデリー及びシラムより統治せらるべき倫敦より統治されではならぬ。印度事務大臣に屬する會議は之を廢止するか、又は十分なる印度人の代表者を参加せしむるやう改善せなければならぬ。印度事務次官二名の内一名は印度人とせなければならぬ、印度事務大臣の俸給は植民大臣の場合と同じく英國の豫算に移されなければならぬ、又印度事務大臣は屬領地に對する植民大臣

の權限より以上に、印度政府に對して權限を附與せられてはならぬ。印度は財政、立法及び行政の上に於て完全なる自治権を有せなければならぬ。

(四) 印度政府は改革案の最重要的目的物である、印度政府は總ての地方行政の源泉であつて、印度政府に進歩的性質を確實に有せしめざる限りは、如何に有効なる地方政府の改革と雖其の效果を期することが出來ない。斯くする爲には印度官吏は完全に帝國から分離し、如何なる公務に從事する場合でも帝國官吏となつてはならぬ。印度官吏の堪能なる知識と經驗とは、之を何れかの部局に於いて利用することは結構だけれども、政府の行政會議の議員又は閣員たることは許されない。

(五) 行政部は總督と閣員とで組織しなければならぬ。而して閣員の半數は必ず立法會議で其の議員中から選出せられた印度人でなくてはならぬ。

(六) 每年豫算は立法會議に提出するを要す。軍事費を除く外は全豫算は右會議の投票を待つて決すべきものである。

(七) 地方政府は完全に自治制にしなければならぬ、各州は最高政府の維持費として貢納金の義務ある外は全く各州自身の資源を自ら發展享有し得るものとす。

- (八) 地方行政は、最高政府の場合の如く知事と閣員とで組織すべきである。而して其の閣員の半数以上は其の立法會議の民間選出印度人議員に依りて選舉せられた印度人たるを要する。
- (九) 印度は國民軍を有しなければならぬ、國民軍には總ての人種が正當の保證の下に加入する権利があり、又能率及び訓練の維持上必要あるときは志願兵となることも出来る。將校の地位は陛下の印度人たる臣民にも與へらるべきである。

(三) 總ての地方團體は選舉せられたる議長を有すべきである。

マズムダルは此の要求を容れるのを、漫然延期するゝには同意しない意思を表示した。彼の演説は最後に聽衆中の青年に訴ふるところがあつた。青年は現に進行中の靜穩裡の革命に關與しなければならない。廣く浸潤せる不安の避け難い結果として、民衆が繋いでゐる希望の基礎とした政府の嚴肅なる誓言及び保證が輕々しく取扱はれるやうになるであらう云々。

モンタギュー・チエルムズフォード報告書第七章に、此の計畫に就いての主要原則に關する議論が掲載されて居る。

議長は其の演説中暗にチラック及びベザント夫人の所謂邊境にも觸れた。而して此の二人はスレンドラ・ナス・バネルジーの、英國皇帝陛下は恐らく、成るべく速に印度に自治を與ふことは英國の政

策の目的にして且希望する所なる旨を、宣明するを喜び給ふならんと云ふ動議に賛成したのであつた。國民議會も宜しく亦自治に向つて斷乎たる歩調を取り、マズムダルの列舉した改革案の實行を要求すべきである。

バネルジーはスラトの國民議會に於ては穩健派の首領であつた、彼の演説は一風變つてゐて素晴らしい人氣であつた。彼は斯んなことを言ふ。印度人の祖先は人類の靈的教師であつた、今や彼等の使命は阻止せられる、吾々は其の障礙物を取り除き以て歐洲の戰場を屍を以て埋めしむるに至つた。夫の粗雑なる物質主義と歪曲せる精神文化から全人類を救済しなければならぬ。然しながら此の高遠なる使命を果す爲には、吾人は十二分の準備を爲す必要がある。其の準備の内缺く可らざるものは自治である。吾人の仕事は政治でなくて道徳であり且宗教である。それ故に決して之を屈することは出来ぬ。然しながら勝利はあまり遠き處にあるのではない、希望に満てる山川は既に視界の内に入り來つたではないか。

チラックの現はるゝ處、停車場でも亦國民議會議院の玄關でも、民衆は大喝采と大歓呼とを以て迎へた。彼が受けた此の熱狂的な大歓迎は、明に彼が戰へる主義に對するものである。而して其の主義はバネルジーが提出した決議に現はれて居ると演説した。又ベザント夫人は印度人の生活は誠に堪

へ難き情況の下に在る。英國議會は、もすこし印度人に自由を與へねばならぬ。印度は英國を信じて疑はないが官僚政治には決して信を措いてゐないと述べた。

決議案は通過したので、議長は其の寫の一部を英國皇帝陛下に捧呈する旨を宣告した。

一九一六年の國民議會の重要な議事は略以上の如くである。此の會議は前年シナが議長として臨んだ當時の形勢に比すれば、素晴らしい躍進を遂げたのであつて、明にチラック及びベザント夫人について著しい勝利であつた。會議の結果に依れば穩健派も急進派も共に、絶對的政治の獨立を以て其の公然の理想として居り、政府は此の問題に就いて、從來に比し一層明瞭な決定的の形勢に直面したことがわかる。此の會議の議事中注目すべき一節は、若し急進派が穩健派の理想を採用したとすれば、國民議會の關係では急進派が穩健派を指導して、一九〇九年ゴクヘールが國民に發した警告と正反対の、所謂政治に關して新思想を抱く人々の辿れる道を歩ましむるものである。といふことである。一九〇七年十二月モーレイ卿のミントー卿に宛てた書簡に、國民議會は平穏どころではない、大に分裂したといふ報告が來たが、察するにそれは急進派が穩健派に打ち勝つたといふことを意味して居るから、此の場合國民議會の分裂以上に進むことはあるまいが、國民議會が將來急進派の機關になるだらうといふことを指示して居るものと思ふ、と言つたが、其の將來は今や來た、そして新しき分裂を齎した、否な

齎さなければならなくなつた。

國民議會はベザント夫人の自治聯盟と協同動作をやることに同意した。又長時間に亘る秘密打合會の後、國民議會と回教徒同盟とは、將來の立法議會に對する代表選出の比率に關して協調を遂げることが出來た。然しその協調には、何れの州にても兩團體の内何れかの三分の二以上が、或る議案又は政策を欲せざるときは、其の議案又は政策は兩團體共に之を放棄しなければならぬと云ふ條件が附いてゐた。地方團體に關する代表の比率に就いては、兩者間に遂に協調が成立しなかつた。同じ週にヒンズーサーバ即ち宗教的、自治的、社會的の問題を討究する爲の一般集會が開かれ、之に參會する者頗る多數であつたが、此の問題に關して印度教徒の意氣の昂らざることが強硬に非難された。

一九一六年の回教徒同盟大會

回教徒同盟大會の歡迎委員長もルクノウの辯護士がなつたが、此の人は印度人は皆斷乎たる決心を以て、英國が戰場に於て勝利を得るまで身命を擲げて英國を援助するを要する。又回教徒同盟は自治制の達成の爲他の團體と協同しなければならぬ。尙ほ等は少數であるけれども擁護せらるべきものであり、又擁護されるであらうといった。彼は行政上の罪悪及び缺陷に關して詳細な評論を避けたが、『是等の罪悪及び缺陷は貧乏の如く常に苦々と離れることが無かつた』と云つた。彼は又新聞紙法、保安

法及び或る犯人拘禁に就いても論述した。

ポンペイ市の辯護士で同盟の首領たるムハメット・アリ・シンナの演説は、當時の雄辯中の有數の一つであった。彼は吾人回教徒は印度教徒と同じく未來を注視して居るのである。吾人の現に決定したところは七千萬印度回教徒の力と熱とを以て之が實現を期さう、と言ひ感激の調子で歐洲の大戦並に大戦に依りて危殆に瀕せる結果を説き、戦後改造の必要及び印度問題解決の困難なことに就いて論する處があつた。彼は謂ふ。

『先づ第一に印度には、行政上歐洲の特質と基準とを有する英國統治と云ふ一大事實が存在する。而して其の英國統治たるや、實に立案・監督及び決定の絶對權を保有しつゝ、印度に於て數十年の間、破られる平和と秩序とを維持し、公平なる正義を持して施政に當り、歐洲風の教育を普及して印度の人心に西洋の思想及び理想を鼓吹し、以て民衆の知的並に道德的革新の生きたる一大運動とならしめたのである……第二に印度には有力なる統一的過程の存在といふ事實がある——これ實に印度に於ける西洋風の教育の最も力ある興味ある結果に外ならないのであるが——其の統一的過程は人種宗教の複雜錯綜せる中から、新印度即ち思想、目的及び豫見の統一が、新しき郷土愛と民族愛との叫びに順應して着々として出來上り、新しき精力と向上心とに燃え、自己の問題は自ら自身で處理するといふ天賦の自

治権を回復するが爲、日一日愈々熱心となつて行く新印度を創造しつゝあるのである。略言すれば吾々は、英國議會に對してのみ責任を負ふ英國官吏を以て組織する有力な官僚政治を有するのであつて、此の官僚政治は善意の專制として知られたる方法で、十分に自己の運命を識り平和裡に政治の自由を得んともがきつゝある民衆を支配して居るのである。一言にして言へば則ち是れが印度問題である。英國政治家の任務は此の問題に對する急速な平和的、永續的の解決を見出すにあるのである』と。

彼は國內の形勢をかう言つてゐる。我が印度大陸には三億一千五百萬の人口がある。其の人種は様々であり、文化も又多様であり、且宗教も雜多である。此の巨大なる人間の群が一の政治的環境内に投げ込まれて、今尚ほ知的道德的發展の種々の段階に居るのである。是等はすべて豫見、目的及び努力の相違を意味するものである。印度の民族主義者は其の前途に横はる困難の極めて大なることを明に承認して恐れない。されど是等の困難は既に新精神の中に發展しつゝある諸勢力に依つて消滅せしめられつゝある。

彼は演説を結んで言ふ。印度人は自治政治に自ら適して居ることを立證せんと決心した。印度教徒と回教徒との理解は印度聯合國の發生の徵候である、それ故國民議會の宣言した改革案を採用すべく、其の改革案を實行する爲には英國議會に建議案を提出すべきである、回教徒の政治上の目的は印度教

徒のものと全然一致した、而して印度に於て立案を公表し、一般の批評及輿論を聽かざる限り最高當局も如何なる決定をも爲すことは出來ぬ。回教徒は自分達のカリフ即ち教主を選舉するのを許さるべきである。回教の聖地が特別の考慮を受けると云ふ英政府の保證に對しては政府に感謝する。最近英國首相が愛蘭に關して言つたやうに、回教徒は其の子孫に自由と云ふ遺産を遺し得んが爲に、我々をして働き而して神を信じて居なくてはならぬ。と。

此等の會議の一般的傾向

回教徒同盟の採用した決議は國民議會を通過したものと相一致して居る。ベンゴールの印度教徒の煽動者として有名なビン・チャンドラ・バルが、保安法に就いて演説を依頼されて非常に熱心に歓迎されたのは注目すべきことであつた。彼はベンゴールには一人の無政府主義者も居らない。革命的愛國者はそれはあるだらう。革命的愛國主義は若し進化的愛國主義を壓迫しやうとさへしなければ、決して生れて來るものではないと言つた。

國民議會並に回教徒同盟の會議を通過した決議には、往々煽動的特質を含むものもあつたけれど、其の演説を聞いて居た聽衆の行動は一般に柔順で平靜であつたのは注目に値する。知事は各會議の一日の中の少時間臨席したが丁寧に待遇せられた。議事の進行は秩序整然として、議員は溫和なる顔付であ

り不愉快な彌次は少しも見當らない。回教徒同盟の會議には傍聴者は割合に少數であつた。そして彼等は各辯士の演説とが題目をも十分に理解が出來ぬらしかつた。ジンナが自身及び其の同僚は七千萬人の回教徒から選出された代表者であると言つたのは非常な誤であつて、實は彼等は七千萬人中の小部分から選ばれに過ぎない。各會議の初めにバンジャープの回教徒間の分裂が付きものであつて、それから中央諸州の回教徒の中にも分裂の徵候があつた。が、ルクノウの會議ではうまくやつた。彼等は國民議會との提携には確信を有し會議を行つたのである。然しながら彼等の行動には、同宗者の多くの者が賛意を表しなかつた。それは何事を政治家達だけが協定しやうとも、印度教徒と回教徒の間には必ず遠き將來まで、公平な仲裁者を必要とする所考へたからであつた。是れ全く普通の印度教徒或は回教徒の日常生活に於ては、宗教及び宗教的感覚性が昔と同じく今日と雖根強く働いて居るからである。學生等の同情と援助を得んが爲に、政治家等は豫ねて特別の努力を試みて居つたが、是等の努力是非常な成功を收め又登録有志の行動は立派であつた。國民議會を傍聴した印度婦人は澤山あつた。其の週間に大に注意を拂ふべき出来事は、印度民族主義者が英國議會に建議案を提出して、自治に對する彼等の要求を突進せしめやうとの決心を宣言したことであつた。此は勿論歐洲戰場に於ける印度兵の誠忠にして勇敢なる行動に依つて、自尊心が生じた結果であるのは疑ふ餘地がない。而して是等の會

議の一般的傾向は印度國內に民族主義の勢力を擴張するにあつた。

チラックはポンベイ市に歸る途中カンボールに於て、自治と題し大聽衆の前で講演をやつて、素晴らしい歓迎を受けた、かかる熱誠ある大歓迎は『チラック氏が從來國家に盡した犠牲』の爲であると主なる聽衆の一人は言つた。

第六章 印度統治の改革

一九一七年頃の一般の状況

歐洲大戦は既に二年以上も繼續して居り、他の諸國では流血の悲惨事もあり、又壓制と内亂と行はれて居つたけれども、印度に於ては政治家等が自治制の樹立の爲に全力を集中して居り、又ベザント夫人が所謂『印度人の堪へ難き生活状態』の改善の爲に熱辯を振つて居り又一方では自暴自棄的革命黨が不斷の努力を試みたけれども、重大なる騒動の如きのもなくて、始終平穏に過ごした。民衆は平穏に親譲りの職業に従事し、貴族は相變らず隱遁生活を營んで、それゝ満足して居つた。貿易商業等は、世界的の緊張時に避け難き動搖の影響を免れなかつたがために、一時困難に陥つたけれど、やがて市場は一般に恢復し、工業も段々と活躍しつゝあつた、のみならず天候順調で田園の人々は其の繁榮を喜んで居た。

大戦中印度政府は戦争の爲に、兵士及び労働者の徵募、物資の補給、鐵道材料及び軍需品の用意等、非常に骨を折つた。之と同時に一方に於いて印度人の福祉を増進し、其の繁榮を企圖することに大力を致したのである。即ち政府は印度の産業の改良發展に關し、種々の難問題に逢著し、之が解決に

苦心を重ねて居たのであつた。

抑も印度に於いては此の世紀の初から、産業發展の目的の爲、政府は須らく積極的手段を講せよといふ輿論が漸次高まつて來た。蓋し此の輿論の要求は、政治的社會的及び經濟的必要の現はれであつて、産業的活動の望ましきは幾多の理由が有るのである。英國風の教育を受けた印度青年等は、其の社會的地位に應じた傳統的職業即ち官吏、辯護士、醫者、教師等を望んで之に媚集して居る。從來商業的方面で活動の餘地の少いのは、大規模の商業的企業が印度人間には稀であつたからである。今後産業の興隆に従ひ、印度青年の活動の餘地を廣くする必要がある。又經濟的發展は一般國民生活向上の爲の必要條件である。印度に於いて産業の發展が熱烈に要望されたのは無理からぬことである。

印度は過去に於ても現在に在りても農業國である。都會に住むは全人口の9.5パーセントに過ぎない。世界戰前の英蘭及びウェールズで78.1パーセントの人が都會に住んだに比較すれば、雲泥の相違である。農業は印度産業の大宗であるが、其の收穫は熟練と知識とが足りないから極めて少い。未だ汽船汽車の無かつた當時の田舎では概ね自給自足であつた。各村落は自ら其の食物を作り其の單純な需要、例へば農具及び家具等は又自ら満たして居たのである。僅かな商業の中心地はいづれも國道、河岸、海岸などに位置を占めて居り、其處では主として外國に輸出する比較的高價な物品を賣買する市が開かれ

た。商人や工人は藩王の宮廷に集つて、其處で立派な紡織物、寶石及び木材、象牙、金屬などの工藝品がつくられた。時には非常に立派な工藝品もあつた。しかし交通は極めて不便であつたから此種の工業は主として日用品の製作に限られ、運賃及び途中の危險の爲遠方では非常に高價のものとなつた。蒸氣機關の發明は此の簡単な經濟組織に根本的に改革を起し、スエズ運河の開鑿、汽車汽船による交通の擴張は、外國製品の輸入を促すと共に他面輸出原料の生産を刺戟した。從つて印度工人の製品市場は衰微し、工人の職業の性質が段々變化して來た。印度が歐洲の例に倣つて工業に機械を應用し始めたのは非常に遅かつた。カルカッタのジューート製造業は歐洲人が始めたもので、事實上歐人の獨占であつた。印度に於ける最初の紡績工場はバルシ人の始めたもので、綿紡績及び綿織物工業はポンペイ管轄區内では印度人が常に権利の位置を占めて居た。が印度の經濟發展に關する特殊事情に就いては、政府にも人民にも何等系統的研究が無く、印度を經濟的に自給自足にしやうと云ふ計畫は少しも無かつた。一般に國產よりも廉い品が外國から購ひ得らるゝならば、それで満足するといふ狀態であつた。

工業調査會の成立

前述の如く印度人は、ポンペイに於いて紡績工場經營者として著しい發展を遂げたが、社會改良家た

りし故判事ラナードは一八九三年ブーナで開かれた産業會議に於いて、印度人は近代的に産業組織を改造し、國産の振興を奨励する必要を自覺し出したと云つた。産業の進歩に対する印度人の期待は度が過ぎた。現第二十世紀の初頭のスワデシ即ち國産愛用運動は、ベンガールの政治運動と聯繫して發生したものであるが、日本の經濟的發展を目撃して、印度人の野心は非常に強められたのである。之に依つて澤山の工場が各地で就中ベンガールに於いて計畫せられたが、いづれも小規模のもので、概して實業上の知識及び指導を缺き、且十分なる財的支援なかりし爲に殆ど皆失敗に歸した。是に對し政府は最初何等努力を試みず傍観するのみで、唯技術上の教育を施すこと、英人の工業經營の實例を示すこと、満足して居たが、然し印度が各種の工業原料に富み之が開發は急務にして、且之が爲には巨大なる資本と企業能力とを要すること明瞭となるに及び、政府の周到なる保護指導あるに非されば、假令ジユート工場、紡績工場又はタタ製鐵所等に依つて、印度に大規模の企業が起されたとしても、それに依つて短時日の間に歐洲の完備した設備を有する工場都市に比すべき町が興ることなかるべきことも、同時に明瞭となつた。斯くて印度人中の進歩した人々は商業及び工業の發展に對して國家の十分なる援助を要求するに至つた。

大戰物發と共に印度は單なる原料輸出國たるに止まらず、政治的にも經濟的にも極めて重要な地位

を占むることが大に強調された。工業改善の問題は一九一五年の立法會議に提案せられ、此の問題を調査する爲に委員會を設くことに決定した。印度人の委員中には關稅保護政策の調査をも熱望する者があり、且關稅保護政策は印度民族主義者の重要な主義のひとつであつたけれども、委員會の調査事項に加へられなかつた。此の委員會には印度の地質調査所長たりしサア・タマス・ホーランドが委員長となつた。此の人は退官後マンチニスター大學教授となつた人である。

右の委員會の経過を見ると甚だ興味がある。印度人は技術上の知識なく又事業經營の指導も少く、且資金調達困難もあるが故に、國產獎勵論者は技術上の教育を盛にすること、特種工業に就いて特別の便宜を與へられたきことに關し、政府の十分なる保護を欲した。特に株式の募集及び配當の保證等に付政府の財的援助を希望した。實業界の重なる人々は其の經驗に基き、種々の困難及び障害に關して陳述する所があつたので、委員會は得るところが大きかつた。然るに一方には委員會の設置は政府が印度の産業に對し、確固たる保護を與へるのを延期せんとする手段であるとか、或は英國の資本の爲に道を開けてやる手段であるとか、云ふやうな不平もあつた。而して委員會の審議事項から關稅問題を除外する爲には極めて強硬なる處置が採られたのであつた。

此の委員會の調査の重要な結果の一として軍需局がホーランドを局長として設けられた。軍需局

は食糧品及び穀物以外の總ての軍需品に對する政府の需要を統制し、且是の需要に應せしむるやう製造業を保護指導するのが職務であつて、印度の實業家及び政府の消費部の内の職員も之に參加したのであつた。元來印度の製造家は政府の現在及び將來の需要に就いては何も知らず。其の供給する物は政府の需要に當らないから、結局政府の需用品は公共團體又は私人商店並に英國から購入されたのであつた。此等は皆印度でもつと工夫すれば供給し得べかりしものであつたのである。然るに軍需局の設置に依り是等の缺點は總て排除せられ、政府の注文は軍需局の手を経て印度内の製造家に發せられる事になった。軍需局は各地方の管理者の助力を得て各工場の製造能力を調査し置き、政府の需要起る毎に之を各製造家に通知し且周到に指導して、其の工場に於いて現に使用中の機械又は設備を改良せしめ以て出来るだけ政府の需要に應じ得るやうに勉めしめたのである。平和克復の後軍需局を政府の需品局として存續せしめ、尙更に進んで之を產業局まで發達せしめ、此の機關をして工業に関する調査指導に當らしむると共に、其の製造に關しては十分なる保護を加ふることなし、以て此等の工場をして政府及び民間の工業品に對する注文を出来るだけ多く引き受けしめ、印度内で之を調へる仕組みとなしとしたとの希望があつた。

工業調査會の報告書は一九一八年に發行せられたが、恐らく此の報告書は印度工業の發展の基礎と

なり、職業階級の爲に就職の範囲を著しく擴大するであらう。

契約移民の廢止

政府は又當時政治家に依つて大に論議されて居た他の重要な問題、即ち契約移民廢止問題を調査し、英國直轄植民地へ印度労働者を契約移民する制度に代るべき非難のない制度の有無、若しありとせば如何なる制度なりやを考究しつゝあつた。從來契約移民の制度に基く弊害と、英國自治領に於ける印度人の自由入國禁止制度とは常に政治家の悩みの種であつた。實際何處の直轄植民地も未だ曾て印度より契約移民を入國せしめたこともなく、又自由なる印度移民を拒絶したこともない。而してナタール以外の自治領で未だ印度の労働者を契約移民としたことはない。印度政府はナタール植民地にて自由印度人に對して與ふる待遇が不満足であつた爲、數年前ナタールへ印度人を契約移民することを停止したのである。印度民族主義者が直轄植民地へ契約移民を出すのに反対するのは、一は自治領が印度の自由移民を排斥するからである。ハーディング卿は、現存の移民を送る契約は英國植民省と關係植民地との協議に依り、植民地に於ける労働許可の新條件が決定するまでは、之を履行すべきものであると言つたが、印度政治家中には之が迅速なる解決を政府に迫る者もあつた。而して印度政府も亦同情的精神を以て其の申出を考慮しつゝあつたが、遂に立法會議の二月の會議で一時的の解決が出

來たのである。

一九一七年二月の立法會議に於ける總督の聲明

此の二月の會議は極めて興味あり且重要なものであつた。事實に於いて此の會合は印度に、一時期を劃したもので、これから印度政府は民衆の政治的亢奮を鎮靜する爲、異常の努力を拂はなければならぬことになった。しかし政府の是等の努力も其の効果を奏せず多大の失望を以て迎へられ、今や問題は英國議會に依つて解決せらるゝより外なきに至つたのである。

會議は總督チエルムスフォード卿臨場の下に開かれ、卿は此の會議で斯く聲明した。當時恰も公表された一九一二年の勅命官吏制度調査委員會の報告書を精細に考究する。而して其の内的重要なる問題例へば多數の印度人を高級官吏に登用する問題の如きは、他の小問題の爲煩はされ其の解決を遅延するが如きことは決してない。又政府の構成分子を擴張し多數の印度人を參加せしむることの便宜、及び公務遂行に從來よりも一層廣き範圍で關與したき印度人の要求に就いては、英國政府も注意を怠らざる所である。改善進歩は慎重周到なる考慮の上で爲されねばならないが、印度人の現在の進歩的精神は恐らく同情ある共鳴を得るであらう。印度政府は昨秋此の問題に關して印度事務大臣まで上申するところあつたし、又議員十九名より提出された改革案覺書は國民議會に於ける決議案の通過に依

つて保證されたものと思はれる。然し英國政府は今戰爭に忙しく總督の上申に就て急速に考慮することは或は出來ないかも知れぬ。

印度戰時公債公募の豫告は、又印度の英國に對する奉仕の機會を與ふるものである。戰爭遂行の爲印度の藩王等が、英國に援助を惜しまないのは熱誠忠實の表はれであり、其の領土から盛なる寄贈品及び勤務の提供あるは感謝に堪へない。今や將に政府は印度防備軍を組織せんとしてゐるが、それは印度人をも加へたいと思つてゐる。又近く倫敦で開催さるべき特別戰時會議には印度人の代表として三名の委員を列席せしむことになつてゐる。云々。總督の此等の聲明は熱情を以て歡迎された。

二月二十一日軍司令官は防備軍條例を提出した、其の中には非軍事的な政治的階級の印度人が志願入隊し得る規定を含み、印度人議員の歡迎を受けた。

綿絲布輸入稅の引上げ

財務局長サア・ウキリアム・メイヤーが三月一日に發表した所に依れば、印度政府は一九一四年九月八日及び一九一五年二月二十四日印度人民間議員の提出し且通過した二箇の決議の結果として、印度は戰爭公債として最大限度まで應ずる意思あり、又一億磅の特別醵出金を爲し且斯くの如くにして生ずる債務に應ずる爲、印度の資源を増加すべき提案を發表する意思ある旨を、本國政府に報告したの

であるが、此の醸出金額は戦前の印度政府全收入の殆ど二倍に達するものであつて、此の醸出金を捻出する一の方法は綿布類の輸入税三分五厘を一般輸入税率の如く七分五厘に増加するに在らう。のことであつた。然しながら綿布消費税は元の通三分五厘の儘であつた。されば事實上ランカシアの紡績業保護の爲印度の紡績業の發達を圖らない、と云ふ二十年間の苦情は除かれたことになる。が故に、ランカシアの綿絲業者よりの猛烈なる抗議が起らざるを得なかつた。印度政府の行爲は當時印度事務大臣たりしオースチン・エンバーレンに依りて支持せられ、輿論に對し又は下院に於て有力に辯護され、結局此の取極めは當分存續せしむべきも、戦後全帝國の財政計畫に從ひ或は變更せらるべきものであると云ふことに決定した。此の問題につきランカシアの綿業者の反對論に對して爲したるエンバーレン氏の答辯は、該問題及び同様の問題が非常に公平な決定に基くものであることを示して居るから此處に引用して置く。

本問題に就いて印度人の強き感情を見くびつてはならぬ、諸君は若し本常に關稅を引き上げるのが必要であるならば、何故消費稅を引き上げないか、と言はるゝが、諸君は故ウォルヴァーハンブトン卿に依つて定められ、後デヨーデ・ハミルトン卿に依つて一部修正され今迄續いて居つた取極めに此の二十年間満足して居たのであるが、然し諸君が満足なりと思つた取極めは、實に印度に取つては公

然たる悲痛の回想であつた。二十年前ラムスダウン卿の云はれた言葉で當時ヘンリー・ファウラー卿が引用した言葉を余は敢て今日諸君に告げんとするのである。蓋し若し是等の言葉が二十年前に眞理でありしならば、今日に於いては十倍の力と眞理とを有するものであるからだ。それは『印度に於ける財政政策が利己的な考慮から出發してゐると云ふ印象を打消すことが今日程必要なことはない、尙又我が英國の二大政黨の何れの黨派かが眼前の利害の爲に、印度人民に對して^{「公正无私」}の態度、それを印度人民は我が英國に期待してゐる、を否認するが如き事を云ふは大なる誹謗である。而して此の言は常に眞理であることを余は希望するものである』と。言ふのである。

サーウヰリアム・メーヤーの綿布輸入稅引上の通告は熱誠に歓迎され、一億磅公債募集の宣言は何等たいした反対もなかつた。

總督は會議の終了に際して再び演説した。其の中で總督は民間議員に政府と協力して工業及び農業の發展を促進すべき組織的な努力を致さんことを望み、此の方面に於ける厚生利用の範囲の無限なること並に戰時公債に最大限まで應募することが緊要であることを高調した。尚總督は新に制定せられた防備軍條例を推賞し、又綿絲布に對する特別課稅に論及して、本課稅は戰後英帝國の財政組織が全體として案配せらるゝ場合に、再び考慮せらるゝことに本國政府に於て決定したのである。然しながら

ら其の場合英國政府の採擇するものは、恐らく其の批判者に印度の利益が強く保護せられて居ると云ふ信任を與ふるものに違ひないと述べた。

尚更に總督は最近の告示の結果として、戰時まで契約移民制度を認めてゐた唯一の植民地たるフギー島及び西印度諸島へも今後契約移民は之を廢止した、恐らくは將來再び許可することはあるまい。セイロン島及び馬來半島の自由移民は戰時緊急の爲制限されることを説き、又カルカツタ大學提出の教育問題調査委員會は来るべき十一月に開會すべしと告げ、最後に英國首相の印度の戰時財政援助を感謝する旨のメッセージを朗讀して其の演説を終へた。斯くして愉快な和氣藹々たる會議は終了した。

出版法論争

右の如く政府の政策は極めて妥協的であつたから、政治的晴雨計は安定せるものゝ如くに見えた。されど立法會議の議事は、一般に渾沌たる政界の様子を少しは反射して居た。即ち總督が民衆に對して熱心に訴へ求めた信任と協力とを、絶えず防害せんと試みる爲不斬に努力せる一團の人々があつた。三月五日總督は新聞紙法の取消を要求する團體の代表者と會見した。而して之に對して總督は、印度政府の常に受けてゐる批評が誹謗と誤解とに過ぎないことを遺憾なく説明したが、斯くの如き總督の言葉も不幸にして彼等の耳には入るべくもなかつた。

防備軍條例の下で印度兵を募集する條件は面白くないと云ふ者もあつたが、其の當座此の新機會を利用せんとする者は殆ど無かつた。新兵の募集數は六千人であつた、が條例發布後二ヶ月内に軍籍に入つたのは僅に三百人であつた。其處で政府は再び民衆に向つて其の條件の中に不満足の點があり之に就いて一般の非難あることは政府に於ても之を認め、且下任官の問題は考慮中である、又募集に應ずる者の待遇は一層改善することを言明した。それで條件は或る程度まで變更され募兵期間が延期された、が此の募兵に對する應募の成績は教育ある社會の方面には全然失敗であつた。

ベザント夫人に對する保安處分

暫くして國民議會及び回教徒同盟の賛成を得た自治運動が、ベザント夫人の指導のもとに繼續した。夫人が一般に向て訴へた自治運動の理由を説明する議論は、夫人の「新印度」紙上に公表された。夫れ等は種々の演説及び講演と共に一般政治及び新聞に對して重大な影響を與へたことは言ふまでもない。

六月マドラス政府より公文書が發表された。それに依ると印度保安法に依り知事に附與せられた職權能を行使して知事は、ベザント夫人及び其の幹部二名に對して、如何なる集會にも參加し又は列席することを禁止し、演説又は講演をなし並に文章及演説の筆記を公表することを禁止し、手紙は何れ

も官憲の検閲を経べきこと、及び或る一定の短期間後マドラス市及び其の附近を去り、一定の健康地帯の一つに居を定むべき命令を發したのである。

ベザント夫人は新聞紙上に手紙を送つて一般公衆に暇を告げ、『中世紀の上半の如きものゝ中に引きづり込められた』と自ら稱して居た。彼女の眞の罪と云ふのは印度の國民的自尊心を覺醒させたといふ點であつた。曰く

『印度の労働は外國の諸會社に需用せられ、印度の資本は戰時公債として擰取せられて居る。是等の事實は印度に專制政治を齎すとも、自由を持つて来るものではない。戰時公債の利子を拂ふ爲増徴する印度の稅金は非常に印度を苦しめるであらう。さうなつたら余が何故に戰後の自治制を得る爲努力してゐるかの理由がわかるであらう。自治制に依りてのみ、印度を潰滅より救ひ、自ら勞苦するも徒に他國を富ませる結果となるに過ぎざるが如き國民となることより、印度を救ふことができるのである』と。

ベザント夫人を保安處分に附した後、やがてバンチャフ、マドラスの知事は自治宣傳に起因する亢奮を鎮め期待を緩和する目的で演説を爲したが、此の演説が偶々夫人の友人及び其の追従者間に憤激を惹起した。知事の演説は壓迫の行先を示すものと解釋され、ベザント夫人に保安處分を加へたのは

其の第一步たることを表示したものであると云ふに在つた。

立法會議の民間の一議員が新聞記者と會見の際、『余はベザント夫人が其の事業の繼續し行くことを許されるであらうと思惟して居る。若し夫人が其の仕業の爲に斯くの如く難苦するとせば、必ずしも萬事夫人と同意見ならざりし數千の印度人を騙つて夫人の味方とならしめ、夫人の例に倣ふのを其の義務であると思惟せしむることになるであらう』と語つたが、同様の意見が澤山の新聞の評論に現はれた。マドラス政府の保安處分の撤回を求むる請願書が印度政府に提出されたが、其の請願が目的を達しなかつたので、マドラス管轄區及び其の他の地方の政治階級間に廣泛な動搖が起り、消極的抵抗すら提唱され論議されるに到つた。ベザント夫人の信條に本當に共鳴し且夫人が印度の利益の爲に多額の金を寄贈したのを知つて居る人々の間では、其の感情は誠に切實なるものがあつたが、集會に集まる多數の人々の中には恐らくベザント夫人及び夫人の行動に就いて殆ど何事も知らない人々も澤山あつたであらう。七月十五日發行のマドラス或る新聞紙は斯う書いてゐる。

『自治運動の密使が此方彼方を往来し種々な人々を呼び出して集會を催ほしたり方々へ打電したりすることは確だ。自治運動が其の價値を下げるのは斯かる虚偽の運動を爲すからである、……にも拘らず新聞の報道は大袈裟となり、時々此の問題を論評するのは誠に已むを得ないところである』と。

印度政府が民衆各階級に對して誠意ある協力を求めつゝあつた時に、ペザント夫人は相變らず其の事業に其の精力を傾注しつゝあつた。夫人が印度革命黨に就いて斯う書いた。これは感激に富める印度青年の血を非常に湧き立たせたのである。

『印度青年は其の先輩のあらゆる羈絆から必死の勢で離脱して陰謀を企て徒黨を組むに至り、之に與る者は益々多きを加へた。斯くして或者は死刑に處せられ、或者はアンダマン島の生地獄に送られ、又或者は此所の牢獄に幽閉されて居る。露西亞の青年男女は謀叛を圖り列車を襲撃し露帝を暗殺したのであるが、今や殉難者として尊敬せられ喝采せられ、尙ほ生き残れる者は自分等の力で解放するとの出來た露國に凱歌を奏して歸國して居るのである。印度でも現在の政策を變せざる限り斯かる結果に立至ることは殆ど疑いないと思はれるが、大英國首相がそんな結果の起るのを喜んでゐるやに見えるが、我が印度の學生は驚愕してゐる。さきに呪咀された名前は今は神聖なるものとして崇められ、彼等の苦難は今や勝利の榮冠を頂いてゐる。』

それから又夫人は一九一七年五月二日「新印度」紙上に、『大背信』と題する論説を掲げて、英國の印度に於ける罪悪を糾斷した。夫人の此の行為は國家を擧げて危機存亡の秋に於て國家に忠誠を盡す所以であらうか。然るにも拘らず政府が彼の女に課した保安處分は果してどんなものであつたらう

か 政府は彼女に健康地數箇所を提示しその中から彼女の住居地を選択せしめ。其の政治的活躍を阻止其の通信に制限を加へたるに過ぎなかつた。夫人が曩にマドラス政府の處分に依つて虐待されたと云ふやうなことは無かつた。

英帝國戰時會議に印度代表者の列席

ペザント夫人が禁錮になつた後、少時にして印度政府から英帝國戰時會議に派遣された一行則ちビカネル殿下、中央州知事サア・ジエームズ・メストン、及ベンガル行政會議議員サトエンドラ・シナの三氏が歸朝した。此の戰時會議こそ開闢以來印度藩王及び印度人議員が英帝國の権議に參加した最初であつた。

印度事務大臣印度政策を聲明す

然しながら自治同盟者間には絶えず運動が繼續され、方々の町で集會が開催されてゐたが、八月二日に至つて印度事務大臣が次のやうな二箇條の重大なる宣言を爲したので、政治的思想は新しき轉換を

示したのであつた。其の一はかうである。

『英國政府の對印度政策は常に印度政府と全然一致してゐる。則ち印度の行政の各部に多數の印度人を參加せしめ、且印度をして英帝國構成上缺くべからざる一部分たらしめ、漸次責任政府の樹立に至るべき目的を以て、自治制度の漸進的發展を遂げしむることである。而して出來る丈け速に此の方面に向つて實質的に段階を進むることは、英帝國政府の既に決心せるところであるが、其の準備行爲として英本國の當局者と印度の當局者とが、自由にして形式的ならざる意見の交換を爲し、此等の施設が如何なる段階を経て實行さるべきかを、考察することは最も重要なことである。此の故に英帝國政府は陛下の裁可を經て、余が印度總督の招請を受諾して印度に赴き總督及び印度政府と商議し、又總督と共に地方政府の見解を調査し且代表團體及び其の他の意見を聽くことに決定したのである。

余は一言を附加して置きたい。此の政策の進展は連續的段階を經るを要し、急激に一足飛びに達する一とは出來ぬ。印度人民の繁榮と進歩に就いて責任ある英國政府と印度政府とは、印度の進歩發展の時期と方法とを判定しなければならぬが、政府は其の義務遂行上新に奉公の機會を與へられ、且其の責任觀念に満腹の信任を置かる。印度人諸君の協力を得なければならぬ。

一般の論評は提案がやがて國會に提出されたとき十分にその機會があるであらう』と。

其の二は次の如くである。

『印度事務大臣は下院に於いて、今回英帝國政府が印度人の陸軍將校昇進の制限を撤去することに決定した旨を聲明した。而して直に印度陸軍に屬する九名の印度人を將校に昇進する手續が執られた。是等の印度人は何れも現時の歐洲戰爭に出て、印度政府が其の功績を認めて推舉した者である。其の辭令は倫敦「ガゼット」に發表されるべく、其の勤務は同時に印度陸軍附に決定公告される筈である。

『事務大臣と印度政府とは、將來印度人が將校となるべき資格の一般的條件に就いて、論議して居るのである、其の内に將校候補者の選擇及び重要勤務訓練に關する細目案を樹て、陸軍會議の議を經て決定する考である。』

右の聲明が、老練を以て聞えた印度政治家にして英國下院に議席を有して居つたダダバイ・ナオローチの死に、少し先立つて居たのは注目に値する。氏は如何なる人よりも多く斯かる印度政策の樹立の爲に努力し、遂に其の目的を達したのであつた。國民議會が屢々掲げる理想自治は實行可能として承認せられて、之が達成の爲に必要な手段は講ぜられることになつた。

一九一七年九月の立法會議

立法會議の九月例會で總督チャルムスフォード卿は演説したが、其の演説の中では政府の施設を

精細に叙述し、戰時に備ふる活動の顯著な成績を述べ、又政治上の目標に達する爲既に政府の試みたる努力にも論及し、且重なる政治家が政府と一致協力せんことを熱心に希望した。卿の演説の前に政府側議員が、ペザント夫人及び其の一味の者が戰争の終る迄、非立憲的な兇暴な手段で政治運動を行らないならば、印度政府はマドラス政府に對して保安處分の取消を懇請する積りであると聲明した。蓋し印度政府は、斯かる手段を探るならば、最近の英國政府の宣言もあり、且モンタギューの印度訪問も切迫して居るので、一般政界を鎮靜することを得て、以て彼が印度滞在中研究すべき難問題を、平靜に感情に走らないで考究することが出来るだらう、と云ふ希望に動かされたのであつた。實際印度政府はこれと同一の條件で、ペザント夫人一派と同じやうな居住制限等の處分を受けてゐる者を皆許す考であつた。

右の演説も宣言も一般政界は歓迎した。然しモンタギューの到着前、注目すべき事件が惹起して關係者一同に、印度には常に騒いでゐる政治社會の外に、別種な遙に大なる社會が存するのだと云ふことを深く印象づけたのである。此等の社會の必要とするものは幼稚ではあるが、時に重大な影響を與ふることになるかも知れぬのである。

アラーラー暴動

印度人が概して柔順で法律をよく守る人民だと觀察する人々は、又此の同じ印度人が昂奮すると非常に烈しく狂的に憤激することがあり、特に巧妙に彼等の感情が宗教の名に依つて刺戟された時は、全く理性を失ひ動物的暴力を揮ふ傾向があるのを知らない。又彼等は巧に接近すると、輕々しく信じ易い人間であるから、政府が最早敢へて彼等を制縛せぬと彼等が考へた時は、彼等は非常に激し易くなる。一九一七年の年末の情況は、斯くの如き印度人の特性を十分に見せつけるやうな事件が多かつた。即ち一地方に或る事件が勃發したと思ふと、不意に又他の地方にも亦事件が勃發するのである。之に對する唯一の應急策は、強固な決斷を以て當局者が或る黨派の勢力等には顧慮するところなく、兵力を以て遲滞なく之に臨むことであつた。アラーラー暴動の顛末は、印度政府が常に之に對する用意を怠らざる非常事變の好例であつて、之に依つて非常事變の觀念は明瞭に了解されると思ふ。

アラーラー暴動の勃發した地方は、カイムル山脈の北ガングース河の南で聯合州の東方に連するビハールの平原地方である。此の地方の西部はシャハバット地方に屬し、東部はバトナ及びガヤ地方に屬して居る、アラーラーはシャハバット地方の中心都市である。

此の地方は概して粘土質で水田多く、交通機關は不備であるし、溝、渠、堀などが縱横に通じて居

るので、此の地方の地理に明かならざる者は急速に活動することは出来ぬ。

住民は主に印度教徒であるが回教徒も亦少くない。印度教徒たる地主等は非常に保守的で、小作人に對する彼等の勢力を減殺するが如き農村政策、即ち農村立法を好まない。そして舊來の印度教の牛を尊ぶ教理が骨髓に浸み込んで居るから、牛を犠牲に供したり又は屠殺したりする人々に對しては、非常な嫌惡の情を持つて居た。彼のミュチニー叛亂中に土人が暴動を起したのは、ビハール地方のシヤハバッドだけであった。其の後久しく経て一八五七年に、クアール・シングと云ふジャグダスブームの豪族が、バトナと聯合州の東部地方に據つて英政府に反抗して戰端を開いたことがある。彼の手柄はシヤハバットでは今尙よく記憶されて居り、其の家族は今尙ほ其の土地に住つて居る。

一八九〇年代の初め頃、バトナ地方で牝牛の屠殺に對して重大な反対が起り、騒ぎが擴大して遂に叛亂となり、聯合州のベナレス・ゴラクプール地方にまで及んだ。是等の地方の住民は其の種屬から云つても又性質から云つても、隣地ビハール地方の住民によく似て居るのである。一八九三年の回教の祭日は、例の如くに山羊と牝牛とが犠牲として神に捧げられたのであるが、それを合圖に、かねて強制的に牝牛の屠殺禁止を目的に集つてゐた印度教徒の暴徒の一團が待つてゐた。そしてむしろ回教徒の方から印度教徒を非常に怒らせたのである。それが暴動にまでなつたのは疑もなく印度教徒の運動が粗雑

な組織で行はれるからである。例へば其の證據には、暴徒がビハールで陸軍兵站部で購入して置いた牛を襲撃したことでもわかる。暴動はやがて政府に依つて鎮壓され、聯合州も平靜に歸した。然るにビハールでは、一九一一年再び暴徒が勢を得、又モンヂール・バトナ兩地方に於ても種々なる騒動が勃發した。バトナ地方では無秩序の身分の低い階級の印度教徒が、集團して到るところで牝牛の屠殺を阻止し、又其の翌年にも同様の暴動を繰返した。その内には高い階級の印度教徒に依つて行はれた騒擾もあつた。かくして此等の騒亂地方には有力なる警察力が駐屯することになり、秩序維持に當つた。ところが一九一五年に警戒が緩和されたので、又騒亂が起つた。回教の祭日に當つて武装した印度教徒の大集團が、カンチャンブルと云ふ村に現はれ牝牛の屠殺を断乎として禁止する旨を宣明したので、地方官憲は已得ず回教徒を說いて其の犠牲を止め、其の牝牛を印度教徒に賣却させて僅に暴徒を解散せしめたのである。此の成功に味を占めた暴徒は翌日又他の村落を襲つた。斯の如く法律秩序を無視した行動が成功したことは、翌年又々暴動を起さしむる誘因となつた。暴徒團は集會を開いて其の組織を完全にして事を運ばんとし、一九一六年の回教の祭日前に武裝警察官の大部隊が、バトナ地方に繰り込んで警戒し回教徒の保護に當つてゐたのであるが、約五千の武装した印度教徒が亂雜なる隊形を作つて警察官に向つて襲撃して來たので、警察隊も止むなく發砲するに至り、暴徒側に死傷數名を出すに至つた。

右のものよりも一層猛烈な暴動が、他の警察署管内で起つた。四十箇村から集合した八千名の印度教徒は、武装警察隊の警戒せるチャジュブル村を包囲して、犠牲に供せんとして居た牝牛を掠奪して解散した。兵站部の牛も大部分は掠奪に逢つた。暴徒の約百五十は罪に問はれ处罚を受けた。ビハール地方では印度教徒と回教徒との感情が極めて険惡であつた。印度教徒は組織的襲撃にはよく慣れて、非常に成功を収めた。彼等は回教徒を恐怖させて、牝牛を屠殺することを止めさせるやうに強迫するだけならば、政府は公安を害しない限りは干渉しないと見て取つたからである。

一九一七年には官憲も出来るだけ警戒したが、シャハバットに暴動が起るやうな報告は更に無つた。同地は過去二十五年間に一回も居牛禁止暴動は起らなかつたのであつた。ところが遂に此の地に於ても暴動は發生した、而も從來の暴動に比較にならぬ程の大きな騒擾となつた。他の地方では一箇村に一箇所の暴動が起つて暴動が終ると、各自は解散して其の家に歸り平靜に歸るのであるが、一九一七年のシャハバット又はアラーの暴動は、其の規模の大なることバトナの暴動の如くであつて其の地の各所に同時に蜂起したのである。其の結果として起つた無秩序と混亂の状態は、ムチニー大叛亂の當時を想起せしめたのである。

最初の暴動はイブラヒンブル村で起つた。其處はビルの附近でアラーを南に二十五哩ばかり離れて

居り大なる市場と輕便鐵道の驛とがある。回教の祭日たる九月二十二日にアラーの官憲の手に暴動の報告が達したが、此の争は回教徒の官吏と印度教徒の辯護士で且地主たる人との斡旋で、兩者間に協定が出来て終結したかの如くに見えた。回教徒は山羊を犠牲とすることゝし、印度教徒は山羊を回教徒に貰るの外尙多少譲歩をすることに一致したのであつたが、此の協定を無視して二十八日の朝印度教徒の大集闘が、イブラヒンブル村及び牛の犠牲が尚ほ其の時に行はれつゝあつた附近の二箇村を襲撃した。暴徒は回教徒の所有する家畜や山羊を放逐し其の家を掠奪した。斯くの如く印度教徒は協定を破つたので、當局者はイブラヒンブル村の回教徒に牛を犠牲とすることを許可した。村の印度教徒は此の決定が公平を缺くとして大に攻撃した。斯くの如くにして二十九日に牛の犠牲は供せられたが、併しそれも印度教徒の感情を徒に昂奮させないやうに、秘密の裡に且用心して行はれたのであつた。

三十日の朝イブラヒンブル村は印度教徒の大集闘に依つて襲撃せられ、武装警察隊が現場に到着して之を追拂ふまでに既に大槻掠奪せられた。警察隊は止むを得ず發砲した場合も屢あつた。同日警察長官と監察官長とが警察隊の増援隊を率ゐて到着したので、村は一時平靜に歸したけれども尙流言蜚語甚しく形勢險惡であつて、回教徒は戰々覗々として安き心もなかつたが、二日の後に再び暴動物發して約四十哩四方は暴徒の手中に歸した。暴徒は回教徒の家や村落を襲撃して手の届く限り掠奪を恣に

した。遂に軍隊に救助を求める必要に迫られ、英印騎兵隊と英國歩兵隊とは被害村落の保護の爲出動するに至つた。其の後暫時暴動は繼續してアラーも危険に迫つた。大抵の場合は暴徒が近づいた際回教徒は直に逃亡するのであつたが、或る二箇村では其の數に於ては到底比較にならなかつたけれども、回教徒は頑強な抵抗を試み遂に敗北するまで幾度も敵を撃退したこともある。十月七日までにシャハバットで掠奪せられた村落は實に百二十九箇村に達した。而して暴動が止んだのは十分な軍隊が到着して暴動地に十三箇所の屯營を設けて、騎兵と自動車隊とで主要道路に沿ひて連絡を取つてから以後であつた。其の時ですら其の地方は尙暫くの間は混亂の状態であつた。暴動はガヤ地方にも波及し、十月八日から十三日までに三十箇村が掠奪に遇つた。

暴徒の勢力優勢な間の家を追はれた回教徒等の悲惨な有様は、此處に詳細書く必要はない。是等の状態は村落襲撃事件を裁判した裁判所の判決に現はれて居る。

六日間の後漸く地方官憲は其の地方の形勢を支配し得るやうになつた。地方官憲の指揮する警察力は全然不適切であつて、容易に派遣し得べき武装警察官隊は僅に弱勢なる一守備隊ほどであつた。遠方の軍隊は派遣に暇がかかるのと一小部隊宛しか送れぬ事情があるので餘りたよりにならぬ。土地の廣大、交通の不便は兵を動かすに極めて困難である。然るに暴徒側では水田の間の水に浸れる小路を

自由自在に動き廻はり軍隊が近づくと大抵逃げて了ひ、安全の距離の處で再び集團を作つて別の村落を襲ふのである。彼等は軍隊が現はるゝと直に解散して発砲されるのをのがれると云ふ風で、鎮壓に非常に骨が折れたのである。

バトナ及びガヤに於ける回教徒は始終恐慌の状態であつた。若し暴動が尚繼續して居つたならば、ビハール全體を混亂せしめ、聯合州の東部を甚しく荒廢したのは疑の餘地はなからう。

騒動は何れも非常な注意と熟練とを以て組織せられて居つた。暴動の原因だと言はれたイブラヒンブルに於ける宗教的の争は好都合に和解が出来、何處でも回教徒は印度教徒を怒らしむべき原因を與へなかつたので、暴動の原因が不明であつたが、後になつて印度教徒を煽動して一定の日時に一定の村落を襲撃しようと云ふ循環手紙が多數發見せられたので、暴徒は一定の案に依つて暴動して居つたことが明瞭となつた。異徒は其の行くべき範囲を豫め命令されて居つたのであつた。抵抗が烈しい時のみ殺人は行はれなかつた。官有財産に對する被害は交通機關破壊の爲に電信線を切断した場合の外何もない。暴動地方には郵便局、運河事務所及び官金の保管されて居つた處はあつたけれども、是等は少しも手を觸れなかつた。暴動組織者の目的は暴動は單に宗教的であつて反回教であることを、當局者に知らしむるに在るやうに思はれる。服罪した暴徒の言に依ると、其の案は極めて慎重に工夫された

ものであつた。彼等が皆續いて暴動に加入したのは、牛を保護せよと云ふ命令に皆が一致服従する威力を感じたのに因るので、此の命令は實に力強く印度教徒、特に高き階級の者に訴へるのである。暴動者は斯の如く回教徒に打撃を與へて置けば、必ず牛を犠牲とすることは止むであらうと信じたのは明瞭であつた。又他面には戦時の不安が彼等を迷はせて、英國の支配權が今や薄弱となり傾きかけたが故に、此の好機を逸してはならぬと云ふ觀念に動かされたものであつた。循環手紙を見ると其の内に獨逸及びベンガールから救援が屹度来ると書いてある。ビルの暴徒は『英國の統治は終れり』と叫びながら襲撃をやつた。而して最初は暴徒鎮定の爲に軍隊を利用することが出来ぬと信じて居り、軍隊が到着しても彈薬は持つて居ないとか、或は發砲することは禁止されて居るのかと言ひ合つて居つた。

是等の暴動の爲に不幸犠牲となつた者に對して行はれた殘忍な行動は、北印度の多くの回教寺院で催された憤激集會の題目であつた。而して回教徒の居る處は何處でも受難者救護の寄附金が集められた。上述の集會に參加する人々の多くは、從來は全然政治には冷淡からか或は爭論を恐れてからか、政治には沈黙を守つて居つた人々であつた。彼等は沈痛にして廣汎なる感情を吐露した、印度教徒と回教徒の二大社會の間の關係は、附近の聯合州の各地で恰も同時になつた回教と印度教との祭禮に際して、愈緊張し重き不安を感するに至つた。やがて重大な騒動が三箇所に勃發するに至つた。

印度事務大臣印度を訪ふ

モンタギューの印度訪問の目的は、將來各州に責任政府を建設せんとせば、如何なる順序方法を探るべきかを實地に就いて調査し、總督と協議するにあつた。英國の内閣は責任政府の樹立の如きは漸進的たるを要し、此の方向に向つての發展は徐々に順序段階を経て行はれるに非ざれば、其の效果を期し難きものと認めて居たのであるが、其の目的に向つて確乎たる進程を見る爲に躊躇すべからずと考慮して居つた。然らば此の確乎たる進程とは何であるかと云ふのが問題であるけれども、内閣の希望する處は實施後漸く八年に過ぎざるミント・モーレイ改革案を改造して一大躍進を計るにあつた。

モンダギュー一行は一九一七年の末印度に到着した。而して印度政府及び地方の長官とデリーで豫備會議を開いた後、一行はカルカッタ、マドラス及びボンベイを巡視した。一行には總督及び總督の行政參事會の本國側委員が隨行し、各地で主なる官民と打合せをやつた。一行の旅行の終りに於ても再び相談會が催された、それで印度事務大臣モンタギュー一行の英國へ歸つたのは、漸く一九一八年四月の末であつた。

印度事務大臣の旅行は一般的の注意を喚起し、印度に於ける民間歐洲人其の他の團體は其の利益を擁護する爲、各代表委員を選び請願書を起草提出せしめ、又多くの團體から陳情書を出した。地主、下

階級、デッカン地方の農民、基督教徒たる印度人、其の他の多くの階級は、將に來らんとする新時代に於いて彼等の特種利益が十分に擁護せられ、而して決して單に多數に依つてのみ決する無拘束の裁斷に委かすことのないやうにと熱心に要求した。

國民議會並に回教徒同盟は、一九一六年の會議に於て立案した條項を具體化して憲法と爲すことを切論した。一九一七年十二月右の兩團體はカルカッタに會議を開いた。ベザント夫人は國民議會の議長となつた。有力なる一印度新聞紙は此の議會は『ベザント夫人とチラツクの國民議會だ。チラツクよりも寧ろベザント夫人の活躍が著しかつた』と批評した。

國民議會及び回教徒の會議には出席者は極めて多數に上つたが、穩健派は優勢なる政治的の力を占めて満足して居り、回教徒は國教非認の團體を建設せんとして居た。

デリーの戰時會議

佛國戰場に於ける英軍の旗色の擧らざることが、印度に於て一般の注意を惹いてゐたが、一九一八年四月英國首相の訓令に基き、總督は印度の藩王及び英領印度内の主なる民間代表をデリーに招いて協議會を開いた。其の目的は聯合國の危急の秋に當り、人と金と物資との三方面から出来るだけの援助を聯合國に致さんとすることであつた。

此の目的を達するに必要なる手段方法を攻究する爲、小委員會が任命せられ且英國主權に對する忠誠の精神溢るゝばかりの演説もあつた。されど此の機會を利用して印度立法會議の議員にして自治同盟の會員たるカバルデは「相當な特定の期間内に印度に責任政府を建設すること」し、以て印度人民の希望に副ふべき議案を英國議會に直に提出することを、英國政府に勧請すべしとの決議案を提出した。又其の會議では總ての人種的差別の撤廢を直に實行することも議せられた。されど此の決議案は本會の目的とする處でないと總督は受理しなかつた。

數多き雄辯の内にてウルワール殿下及故アイアンサイドの演説は特に記憶さるべきものであつた。

地方の各中心地に於ても會議が開かれ、戰争に對するあらゆる種類の努力、殊に募兵に就いては非常な力を注いだ。聯合州及びバンデヤブでは募兵は素晴らしい成功であつた。然しながら之と同時に印度人の一部分には此の英國の難局を政治に利用せんとするものが明らかに増加して來た。六月十日ボンベイ地方の戰時會議の席上で知事ワイリンドン卿は、自治同盟に關係ある紳士でかかる危急存亡の時に際し、英國が國民に對して正に期待するが當然であるべき援助も何等與へざるのみならず、尙力を盡して時と場所とを擇ばず、國家の困難と苦痛とを増加せんと試みる者が多いと聲明した。

卿はチラック等の自治同盟の首領に意見を述べる事を許可しなかつた、彼等は自身も又其の同盟も共に英皇帝に忠誠なることを断言したけれども、卿は彼等の意見は權謀術數的であると思つたのである。其處で彼等共鳴者三人は席を蹴つて退場した。が會議は大喝采の内にポンベイ省は、英帝國が現在當面しつゝある危機に際し、引續き全力を盡して其の責務を遂行する決心を有する旨を、英國皇帝に傳達する權能を知事に附與する決議案を通過した。

六月十六日自治デーがマドラスで舉行された。其の日が何故に選ばれたかと云へばペザント夫人及び其の一派が禁錮に處せられた記念日であつたからだ。議長はサア・スマラマン・アイヤと謂ひ一時マドラス高等法院の判事たりしこもあり、後に米大統領クィルソンに、印度は鎖で束縛された從屬民族で、外國の支配者の爲に今や大統領の有名な戰時宣言に謂ふ理想に對する希望を、公然陳述することも出來ない程壓迫を受けて居るのだ、と云ふ書簡を送つて有名になつた人である。彼は『消極的抵抗』が自治に對する要求を貫徹するに最も有效なる立憲的方法なりと推賞した。彼は又運動が足りないと云つた。印度の要求するのは自治は何日から實施するかの約束である。ペザント夫人は其の會に列席して居たが、自治同盟の會員に對するポンベイ知事の言は侮辱であると抗議し、印度が英帝國に對する分擔は人と金とを與ふることである、印度人は自由を與へられて居ない、然るに何うして英人は印度

人に向つて自由の爲に戦へと要求し得るか、自由なき生活は憚れむべきものであると言つた。

是等の議事に就いて、忠誠なる市民として其の最善を盡さんとして居る公平な政治家は、非常に不快の念を感じたが、彼等は屢々除外され勝ちであつた。新聞紙の論調は時々斯かる穩健派の感情を示してゐたのである。一二の實例を引用して見やう。

『政治熱の盛な地方では、何處に行つても近頃舊來の指導者に反抗すべしと説かれてゐる。國民議會の若手連は是等老年の指導者を顛覆し之を棚の上に片付けて仕舞へば、印度の進歩の途上に横はる重な障礙物は取り除かれると思つてゐるらしい。吾人は青年指導者の成功を好まぬものではない。それ所ではない、彼等の成功が青年の心を純潔柔和にし又武士的とし、而して印度古來の文化の寶玉たる敬虔の情を失はぬやうな方法を以て、成し遂げられんことを切望すれば足りるのである。將來の新政策は其の政策が危機に瀕した場合でなければ必らず上述の希望を失つてはならない。』…サアヴァント・オヴ・インディヤ紙。

強硬な反對論がタイムズ・オヴ・インディア紙に現はれた。それはビー・デー・チラックの甥で元の自治同盟の會員であるエス・チラックの筆になるものであった。

『印度政治家の二分派、即ち急進派と穩健派との本質的相違の一は、前者は政府の公明を絶対に信任せ

ざるに後者は之に非常な希望を繋いでゐるのである。人は自身が他人を判断すると同一の判断を他より受くるものであり、他人を量る尺度は再び自身を量る尺度となるのだ、と云ふ言葉があるが、現下の全局面の内最も根本的な事實は、自治同盟に属する人々は、彼等の國の歐洲戰役に對する關係は死活的に重大であることを本當に知らないのである。彼等自身の國の防禦に付いて眞面目に用意しなければならぬ時期の既に到來したのに氣が附かないのである。それ故彼等は印度人民が聯合軍を援助する爲にする事は、總べて英國政府を喜ばずに過ぎないと云ふ幻想を抱いてゐるのである。故に彼等の問題は國人が政府に感謝されるか、それとも政府の爲に働いただけの價格を、豫め前金で受け取るかどうかと云ふことに歸するのである。斯くの如くに全局面の全然重大なる誤解に陥つてゐるのは、危機迫れる時に當つて、印度に取つてはまことに由々しき危險である。自治論者に關して知事が考へてゐるのは、唯これだけであつて其れ以外何にもないと余は思ふのである』と。

× × ×

『吾人は此の印度に在りて形勢の重大なことを十分に知らないのである。若し完全な知識を得たならば、下らぬ考を捨て總べての異同を去り、吾人の身命と資源とを何等の留保もなさず絶對無條件に、擧げて防禦者の統制に任じるであらう。若し黨派的の争より外に何事もなし得ない自治論者に依つて、

萬一の場合の憂慮を必要とするに至つたならば、彼等を目して國賊なりと呼ぶ者は實は政府に非ずして、同胞たる吾人であるのである。此の非常時に際しては、吾人の使命は甚だ明瞭である、即ち各自は自己中心の問題を忘れ、吾人の有する總べての力を總括して忠實に、勇敢に、政府の爲に盡すべきである、斯くの如き時代に處する態度の如何は眞に吾人が自治に適するや否や、若し適するとせば如何なる程度まで之に適するかを明にするのである。此の適否の大問題は、吾人自身の意見だけでは決せられぬ。況ほんや黨派の信條では尙更決せられぬ。戰勝を得んが爲に最後の一滴の血液までも流さんと決心せる英國民、並に正義と公平と自由の爲に英國の仲間として、此の戰争に參加して居る世界の文明國に依つて決定されるのである。自由を愛する英國及び世界の好意を確保せんが爲、吾人は須く現在吾人の心を支配してゐる政治的運動の混亂を超越しなければならぬ』と。

チラックは右の意見を以て、印度が自治を要求してゐないと云ふ風に誤解されぬやうに希望した。然しさうはいふものゝ、印度民衆の大多数は急進派の提案するやうな自治制を要望してゐないことだけは確實だ。彼は又

『波羅門は高潔で、政治に就いては急進派の提案するが如き過程を嫌ひ、國家及び皇帝に眞に忠誠を盡さんとしてゐるのであつたが、今日は彼等にとつて極めて困難なる時期である。波羅門以外の者は

唯一の觀念、唯一の目的、唯一の目標を有するのみである。即ちそれは安全と恒久と並に印度に於ける英國統治の繼續といふことである』と言つた。

ガ ン デ

當時の不健全な政治的傾向を一層罵倒した人があつた。それは後に非常に有名になつたガンデである。モハンダス・カラムチャンド・ガンデはボンベイ省のグゼラトで生れ、印度教の階級では商人階級に屬して居た。英國で辯護士の免状を受け、印度に歸つてボンベイ高等法院で法律事務を實習し、後郷里のバーバンダルの會社に聘せられて南亞ナタールに赴き、法律事務に從事した。

南亞滯在中、契約移民其の他の同地の印度人が、法律上の待遇が劣つてゐるので大に苦しんでゐるを見て、彼の同情は猛烈として起つて來た。そこで彼は强硬な抗議を提出した。一八九六年に一時印度に歸つたが再び南亞に赴き、南亞戰爭當時は印度野戰病院を組織するに力を致した。其の後彼はブレトリヤの最高法院の辯護士となり、印刷機械を買ひ新聞紙を發行せんとしてゐたのであつたが、一九〇六年トランスバール政府は、總ての亞細亞人に對し其の指紋を以て居住登録をなすべき義務を命ずる法を實施した。其の目的は不法移民を防壓する爲であつたが、ガンデ及び其の一派の人々は、此の法律を以て亞細亞人を侮蔑するものとして、頑強に反対し届出を拒んで消極的抵抗を試み、此の法律

の施行に抗争したのである。其の爲ガンデは二回短期の監獄入をやつた。此の抗争は暫く繼續し、教育ある印度人の強き同情を呼び起こした。一九一二年三月ゴクヘールはナタールに於ける契約移民の廢止を立法會議に提案し、其の決議案は政府の容るゝところとなつた。南亞聯邦完成後、英國政府は印度政府の提議に依つて居住登録法を撤廢せしめるやうに努力し、登録法は撤回されただけれども、其の代りに移民法が通過したのであつた。是にはガンデ及び其の一派は非常に不快な感情を抱いた。ガンデ及び其の一派の招聘に依り、政府の承認を経てゴクヘールが南亞を訪問した。が相變らず法律上差別待遇を撤廢する爲に運動が行はれ、非常に大なる努力を以て行はれた消極的抵抗と、ナタールの炭坑に於ける印度人労働者の同盟罷業とは、印度に於ける同國人の同情心を新たにした。此の事は總督ハーディング卿が公開の演説中にも言つて居る。結局此の問題の調査委員會が任命せられ、其の結果不當な税金其の他の苦情の種が除去されることが出來た。

ガンデは非常な聲望を荷つて印度に歸り、印度で種々の事件に關與するやうになつた。彼は最初ビハールの洋藍栽培者とその小作人との労働争議に關係して小作人を擁護し、政府の設けた小作人等の苦情を調査する委員會の委員として働いた。次に彼はボンベイのカイラ地方の納稅者の事件を調査した。納稅者の苦情は政府の要求が收入の少なるに拘はらずめり酷であるといふのであつた。

ガンヂの経歴は政治界で一種奇異の位置を彼に與へ、後に至りて殊に下層社會の人々の間に其の名聲が舉つた。彼が總べての人に向つて説く教は「サチグリハ」即ち眞理の把持、一般には消極的抵抗と言はれるもので、之を以て當れば總べての困難を征服することが出来ると云ふのである。彼はデリーの戰時會議に列席し、ボロダ王提出の忠誠決議案に就いて賛成演説をやつたこともある。

彼は甚に援助を惜しまなかつたカイラの人々に向つて、大に帝國を援助して以て自治に適する資格を獲得する努力を爲すべしと力説した。六月十日のウキリングドン卿の演説に抗議する爲に、ポンペイで開かれた自治派の集會に於て、ガンヂは教育ある人士は須く政府と無條件に協力すべしと勧告し、此の方法に依ることのみが、自治の到來を最も速ならしめ且確實ならしめるものであると說いた。

モンタギュー・チエルムスフオード改革案報告書の公表

前記の批評も勸告も急進派の態度に何等影響したところはなかつた。而して七月八日改革報告書が發表された時、其の案は直に急進派の政客及び其の新聞紙に依つて、不適當であり不満足であるとして非難された。されど穩健派は二三の點について修正を要求したが、全體としては該案を歓迎し、急進派が輕蔑嘲笑の態度を捨てざる限りは、該改革案を審議する爲に開かれる特別會議にも出席せず、自分等の會議を別に聞くことに決定した。此の話を進むる前に改革案について一言述べて置きたい、

改革案報告書は二編より成り、第一編は『資料』と題せられ、第二編は『提案』と題せられて居た。第一編は印度に於ける形勢を巧妙に表現したものである。されど興味は自ら第二編に集まる。

提案に最も重要な條項は、印度の大なる諸州（ビルマを除く）の政治組織に關する提案である。此等の州政府はダイアキーリー則ち左右兩翼より成立し、右翼は知事と皇帝の任命に係る二名の行政參事會員（一名は印度人、今一名は英人）より成り、左翼は州立法議會の選舉せられた議員の中から知事が任命する閣員より成る。彼等は議員の任期中其の職に在るものである。

知事と行政參事會員は大部又は重要部分の事項を擔任する。是等を移管事項と稱する。斯くて如き組織の政府は原則として一體と成つて事に當るも、知事は左右兩翼のいづれかを別々に招致して事に當らしむる權能を有するのである。

『保留』事項の決定及び其の決定事項の爲に州豫算を支出することは、知事及び行政顧問官の手に在り、『移管』事項の決定並に之に對して豫算支出の權は知事及び閣員の權限である。知事は閣員の提案に對し漫に同意を拒むことは出來ぬ。知事は任命に際し印度事務大臣から與へられた指示に基きて、行動すべきものであるが、知事は知事の同意が重大な結果を來すこと明なる場合には閣員の注意を促

し、其の決定に對し同意を拒否することが出来る。

保留事項と移管事項との區別は、特に委員會を設けて其の調査並に報告に當らしむべきも、其の區別の根本原則は、『地方的知識を必要とし又は社會奉仕を特に必要とする事項、印度人に密接なる利害の關係ある事項、重大な過誤を來すことあるべきも容易に之を是正し得べき事項、最も進歩發達の切要なる事項の如きは之を移管事項と爲すべし』と云ふのである。

州の立法府は大に擴大せられ、其の殆ど全部を選舉せられた議員となすべく、選舉は出來るだけ基礎を擴張する。何となれば此の計畫の立案者は其の努力の結果が『權力を官僚より寡頭政治に移す』ことを希望しないのである。選舉權並に種々の立法議會の組織については、今後特に其の目的を以て委員會を設け、其の調査勸告に基いて決定する筈である。

保留事項に關する議案は州内の安寧秩序を保持する爲、又は保留事項に關する知事の職務執行上缺くべからざる場合に限り知事之を提出することを得。立法議會では此の議案を大委員會に附託するを要する。其の大委員會の委員の大多数は知事之を指名することが出来る。大委員會を通過した議案は再び立法議會の審議に附するも、行政參事會の動議に依る場合の外は、之を否決し又は修正することを得ない。

州立法は總て知事及び總督の認可を要し、若し之を却下せんとせば皇帝の裁可を要する。又知事は州の法律に付皇帝の裁可を得る爲之を保留することが出来る。

毎年度豫算案も立法議會の議に附するを要す。若し議會が保留事項に關する提案の受理を拒む場合に於いては、知事の提案理由の説明に、州内の全部又は一部の安寧秩序保持の爲若くは保留事項に關する知事の職務遂行上缺くべからざるものなることを述べあるときは、知事は行政參事會の議を經て其の提案の全部又は一部を復活する權限を有する。知事が此の權限を行使しない限りは、豫算案は立法議會の決議を以て成立する。立法議會の常任委員は行政各部に配屬せられる。議會の決議（豫算案に對する場合は然らず）は單に勸告としての效果を有するのみである。

右に述べたる如く州政府組織の一半は保留事項、即ち地稅、警察、法律、秩序等に關する事項を獨立して處理するのである。是等の行政各部を支配する政策は、畢竟するに英國國會が協賛したるものゝ一つである。政府組織の他の一半は移管事項、即ち地方自治體、衛生、保健、國語教育等を獨立に處理するのであって、是等の行政各部に對する政策は立法議會の指示するものである。斯の如く政府の兩半部が、各其の決定並に其の結果に對して、其の責任の歸着を曖昧ならしむることなくして、實行出来るならば、此の兩半部間に互に協力せしむることは勿論望ましい事である。則ち知事、公共事業、

共通の金庫、會計検査等が、此の州政府の兩半部の聯絡を圖る效用を爲すのである。州政府の行政の全範圍は、印度政府の行政の全範圍とは全く區分せられて居る。後者は安寧秩序及び善良なる政治に對する其の責任の遂行上缺く可らざるものと認むる事項に關しては、絕對不可侵の權威を保留するものである。州政府内の民間の分子が追々と經驗を積むに從ひ、移管事項は漸次増加せられ遂に保留事項は一つも残らぬまでに移管さるべき、斯くして州政府内に於ける官吏の分子は全然必要とせざるに至り、完全なる責任政府に到達せられるのである。右の如き移管は州政府又は州立法議會よりの申告に依り五箇年毎に調査を遂げ之を許可されることになる。

印度政府にはダイアーキー即ち二重政治は之を廢止し、總督の行政參事會員たる印度人の數を増加せられる。

立法議會は之を改めて下院（立法衆議院）と上院（國事參議院）とする。前者は約百名の議員より成る民衆的團體とし、後者は五十名の議員より成り總督は當然之が議長となり副議長を任命する權限を有する。上院議員中二十五名以内は官吏たるを要し、又議長は二十九名を限り議員を任命することが出来る。下院の議長は總督之を任命する。緊急の場合に際しては最初に上院に議案を提出して通過せしめ、下院には唯之を報告するに止むことが出来る。通常なれば議案は先づ下院に提出し、若

し通過すればそれから後に上院に進むのである。若し上院で修正ありたるときは議案は兩院の聯合委員會の議に附さなければならぬ。但し總督が行政參事會の議を經て右の修正は安寧秩序善良なる政治及び健全なる財政とには缺く可らざるものなることを證したるときは、下院はかかる修正案を拒否し又は修正することが出來ぬ。兩院の決議は唯勅告としての效果があるのみである。新に印度藩王評議會が組織せられ、共通の利害問題では上院と相共に議することが出来る。

公務に關する諸規定中に存在した人種的差別は今度廢止せられる。英國內にて印度の公務に從事する者を採用する現在の制度の外に、更に印度内に於いても之を任命し得る制度を設けた。印度に於いて採用する者を増加し、總ての勤務に對して印度内採用の比率が定められることとなつた。

印度高等文官に對する比率は三十三パーセントと定め、爾後毎年一、五パーセント宛増加せしめ其の結局のところは、今後英國議會の任命する委員會が調査決定する。此の委員會は印度政府及び州政府の立憲的地位を調査研究する爲、新立法議會の第一回の會合後十箇年を経て任命せらるべき。更に十箇年を経過したるとき同様の委員會が設けられる見込である。

此の報告書の著者は『人間の豫想し得る將來の限度では、印度の文官には歐洲人が有力なる分子なることが必要である』と言つてゐる。若し印度民衆自治的ならしむべきものならば、英國官吏が引續

いて印度に在ることは缺くべからざるものである。

報告書の著者は團體選舉區別は、自治制度發達の重大なる妨礙物であるとして強く非難したが、回教徒が少數なる州に在りては回教徒に、又一般にシーカ教徒に對しては讓歩する處があつた、回教徒は曩に政府から言質を取つて居ると思つて居る。シーカ教徒は到る處少數であるが、軍隊では極めて調法がられてゐる。

上述の主要な提案の基礎を爲す原則は次の如きものである。

一 印度人を教育し發奮せしめて國民たらしむること。現在の小階級の者の抱ける理想は之を一般に採擇し、階級、人種、言語の差異を問はず一様に其の理想を高めしめ、一樣に之を支持せしめなくてはならぬ。其の理想は總てを牽きつけなければならぬ。民衆は古代から私事のみに没頭して居り、唯支配者が支配して保護するに足る實力があれば、甘んじて其の支配を受けると云ふのであるが、須く此の大衆を教育して議會政治の組織に其の各自の分擔を以て參與せしめなければならぬ。デッカン地方の農民から總督及び印度事務大臣に宛てた上申書には、小作人階級の普通人の唯一の目的は商業、農業、僕婢的労働等であると言つてゐるが、之に宗教上の縁日や時々の訴訟に出掛けることを加ふれば、彼等の希望の全部になるのである。改革案の起草者は印度人が斯かる狭き世界に満足して居る

のは、憐れむに堪へたところだから、之を刺激し發奮せしめて立派な英帝國の國民たらしめねばならぬと考へたのであつた。

二 目的とする到達點は、豫め準備した段階的な方法順序で達成されなければならぬ。五年毎に政府の保留事項の一部宛を、漸次移管して閣員の所管とすることの提案は差支ない。十年毎に英本國から委員會が印度の進歩の狀況を調査に來り、若し其の狀態が満足なれば尙一層進歩した提案をするに至るのは推察に難くないところである。

其の後五年毎に移管すると云ふ提案は放棄されたが、印度に於ける行政の各部門を一定の段階を経て漸次民衆の支配に移すといふことは、民衆にとりて甚だ有望な決定であり又全然斬新のものであつた。

三 種々の立法府に對して責任を負ふべき政府を樹立することは之を止め、極最初から明確に其の責任の範圍を定めた政府となすべきである。其の目的は今度始めて設けられる選舉人及び其の指導者に、眞正な責任觀念を與へるが爲であつて、此の目的を達するには責任の範圍は明確に定め、誤りなきやうにせなければならぬ。

第一、第二の原則の採用は、明に甚だ困難で且危險な企圖を含み、其の成否は豫め知るべくもな

い。第三の目的は云ふまでもなく望ましいものであるが、それには印度の秩序、進歩及び満足を、英國政府の力で確保することが必要だ。報告書中には印度各宗教の性質及び社會組織が、民主政府の設立に對し障礙を與ふことは何等言及して居らぬ。民族主義者等は此等の障碍が何等存在せざるかの如く論ずるも、實際は甚だ強固な形式となつて存在する。然しそれは甚だデリケートなもので政府の公表する報告書中で論議するには適しない。改革案が波羅門に顯著なる優勢を與へたことが、則ちマドラスの波羅門以外の者が分離團體選舉區を強請して居る所以であつて、彼等の團體が此の特權を熱望する唯一のものでは決してない。若し改革案が或る程度の團體代表制度を認めずして、代表政府の樹立を固執するとしたならば、實際の仕事にあたりては、印度の民衆の大團體に取つては極めて不満足不利益なものとなると云つてよからう。將來に於ては何とあらうとも現在に於いては大多數の民衆は、自分を何々階級に屬し又は何々宗派を奉じる團體の一員と見做す習慣である。であるから若し別の考へ方に彼等を導くべきであるならば急いでは宜しくはない。之が眞の救濟策は教育の廣泛なる普及であつて、決して突然の干渉では其の目的を達しない。

改革案報告書に對する批評

報告者は官民から此の報告に付理由を附した批評を募つた。又其の改革案は之を地方政府の審議に

附した。其の時まで地方政府は完成し報告を未だ見なかつたのである。其の結果地方政府の大多数は二重政治（ダイアーキー）の制度を批難し、五人の州知事は其の代案として二人の閣員に對して知事と二人の行政參事會（一人は印度人）を配して統一せる政府を作り、官吏が比較的多數を占めることにしたいと提案した。之によると閣員はダイアーキーの場合と區別した明確な責任を帶ぶることなく、總ての部門に亘つて連帶責任を負ふことになるのである。

モンダギュード案に對して募集した批評も、なかなか期限満了までに集らなかつたが、少し遅れて二箇の注目すべき意見書が現はれた。其の一はベンゴール穩健派の發表したる宣言書で、次のやうな文句が其の中にあつた。

『數日前までは印度に於ける政治的思想の二派が、妥協して聯合會議を開いて政府の改革案を考察し、之に對する意見を決定するに至るであらうと思はれた。改革案が發表された當時、或る方面では全然之を拒絶すべしと云ふ主張もあつたけれども、二三週を過ぎて後は此の主張は稍下火になり、精細に改革案を考察して批評を試みんとする一般の傾向が顯著に現はれて來た。然るに自治同盟の或る機關紙の論調に依り、或は其の一派が諸所で發表する宣言書に依り、或は各地方で開催した集會の議事録に依り、彼等の態度の著しく敵意あることが明瞭となつて來たのは遺憾の至りである。彼等の發する聲は

常に皆失望と不満足である。昨年八月英内閣の宣言で具體化された責任政府を最初から組織し、漸次之を擴大すべしといふ理想に對しても、彼等は十分に注意を拂つて居らない。彼等の要求する修正は實際は根本的に政府案を排斥するのと同様である。故に吾人は急進派の態度を以て尙政府案を排斥するものと言はざるを得ない。其の證據にはベザント夫人及び印度各地の色々の人の署名した宣言書、及び近頃のマドラスの特別地方會議を通過した決議を詳細に觀るがよい。自治同盟及び其の支部が如何にして各地の州國民議會委員及び全印度國民議會委員を薬籠中のものとしたかを目撃した人々は、ポンペイで催さるゝ特別國民議會が恐くは二三の修正だけで、マドラス會議の決議を繰り返すに止まるであらうといふことを疑はないであらう。

× × ×

本月上旬マドラスで開かれた特別州會議の議長の演説は、急進派が如何に該改革案を見て居るかと云ふ其の精神を明瞭に示して居る。ベザント夫人は、此の案の特質を示すのに、立案者も越ゆることの出來ない線即ち永久の奴隸制度に吾々を導くものである。これは唯革命に依つてのみ打破することが出来るものであると言つた。ヴァシラガヴァ・チャリアルは此の會議で案を評して、『圓卓政治家を好む怪物』であつて斯の如き謀計を支持せんとするのは、不公正でなければ唯馬鹿々々しい仕事だ

と言つた。

× × ×

『穩健派の見解は、表面に現はれるよりもずつと大多數の人が、之を支持して居ると信すべき理由が十分にある。然し彼等の見解の本質は他のものよりも默諾が多く論證的でない、若し假に政府の改革案に就いて一般投票を行ふとすれば、習慣的に政見を演説する者のみならず、その結果について賢明なる意見を作ることの出来る、此の國の多數の人々の中にも、大多數の人々が吾人の味方となるであらうと思はれる。それは兎に角として、既に述べた如く自治同盟及び其の支部の活動によりて、吾人は總ての會議組織では少數派たることは確實である。』

是等の理由に依つて穩健派は、皆改革案を討議する爲に開かれた特別會議に出席しない事に決定した。

第二の注目すべき宣言書は歐洲人協會の發表したものだ。

『將來選舉権を與へらるべき人々の全人口に對する比率、選舉人の教育の程度及び公共利益を判断する能力を決定すべき標準、並に選舉人の印度に於ける歐洲人の特種利益及び選舉権を附與する能はざる後進階級に對する態度、總て是等が或る點まで精確に定められるのでなければ、選舉人の代表者に

如何なる権限を委任してよいかを述べることは出来ぬのであるが、此の報告書の著者は全問題の解決をば今後任命るべき委員會に譲つて居る。斯かる事情であるから歐洲人協會の評議會では此の案の重要な點に或る保留を附せざるを得ざるに至つた。

× × × × ×

『歐洲人協會は其の報告書を閲讀してモンタギュー及びチャーチルムスフォード卿が印度に於ける民間歐洲人社會を輕視したるに一驚を喫した。報告書中到る處に時々裡に歐洲人官吏と印度人民とを、政治問題解決の相手方と認めて居るのに、歐洲人社會に關しては報告書の三四四節に於て主として常套的な敬意を拂つて考慮する旨を述べて居るに過ぎない。

『歐洲人協會は印度に於ける民間歐洲人の既得の代表權、即ち商業會議所、同業組合及び耕作者組合等を通じて得た代表權の外、更に一箇の團體として州立法府及び帝國立法府に十分な代表を送るべき權利ありとの強硬な意見を有して居る、右の如き特種團體の代表者は、其の選舉區より一般的な政治上の委任を受け得ないのは自然であつて、之れ即ち歐洲人に適當な社會代表を與ふべき強き理由である。それのみならず商業會議所其の他の特種團體からのみ代表を出すとせば法律、醫術、新聞及び其の他の職業に從事してゐる多數の歐洲人、又は前記の如き特種の團體の存在せざる場所に住む歐洲人は、何等代表を出すことが出來ないのである。

『回教徒並にパンチャブのシーカ教徒以外の印度人の社會代表に對して、該報告書が執れる敵意的態度は我歐洲人協會は正當なりとは思はぬ。少數派又は後進階級を、社會的關係に於て極端に頑迷であり且政權を得るに汲々たる一派の脚下に蹂躪させて置いては、決して國民性の發達は望まれない。假令然らずとするも、將來の不確實な幸福を以て此の過渡期に印度大衆の受くる苦痛を償ふ事は出來ぬ。種族、宗教、文化、傳統、天賦の性質等について民衆の各階級間に存する廣般な差別、及び此の差別の實際的認識が、すべての政治的發展の成功的條件である。民衆の多くの階級に代表を出すことを認めないと、代表政府を創設すると云ふのは自體矛盾して居る。社會代表は各州に於て必要の程度が等しくないかも知れぬ、又或る州に於ては永久に必要でないかも知れないが、兎に角初期の實驗時代には缺く可らざるものである。何んとなれば若し少數派及び後進階級が指名代表を拒まれたならば、如何にして報告書の著者が喚起せんと欲したる選舉權行使の能力を獲得することが出來やうか。……

歐洲人並に眞面目なる印度人の意見としては、若し政策の遂行が主として英人の手中に存するならば、其の政策の支配に參加する印度人の數を著しく増加するの案には賛成を表し、又政策の決定が主として英人の手中にあるならば、公職に印度人を急激に増加することも喜んで支持する。然しこそ等の變

化を同時に實行し、公職に於ける英印人の組合せは急激に變更し、尙此等の變更が彼此何等相關するところなくして決定して、誤なしとするのは政治家のやり方とは思はれぬ。云々（以上各項はロヴェットによる）

新統治法施行さる

モンタギュー・チエルムスフォード報告書は、一九一八年四月二十日印度シムラで其の作成を終り、同年七月之を一般に公表した。英國政府は報告書の推薦に基き、各種の選舉権を研究するもの、中央地方兩政府間の事務の分配及び地方政府に於ける行政參事會と閣員との事務の分掌を研究するもの、並に英國に於ける印度統治機關の改革を研究するものゝ三種の委員會を設けて、其の研究調査に當らしめた。此等の委員會は翌一九一九年六月それゝその報告書を完成し、一方モンタギューはモントギュール・チエルムスフォード報告書を法案の形式に作成して、同年六月二日之を下院に提出した。此の印度行政改革案に對して、英國で主として反対を唱へたのは、大戰前印度に居つた人達であつた。彼等は大戰後印度の情勢に急激な變化のあつたことを知らず、舊い知識で政府案に反対したのだ、と英國労働黨のグラハム・ボールは言つてゐる。それは兎に角法案は提出されると直に兩院合同委員會に附託されたので、合同委員會は之に關する各種の意見を徵すると共に、印度諸政黨の派遣した代表者の意見をも參照して、別に一報告書を完成し、之に依つてモンタギューの提出原案に修正を加へたる

上、兩院之を可決し、遂に一九一九年十二月二十三日皇帝の御裁可を経て公布されたのである。

新統治法は種々の點に於いて、面目を一新したものだが、殊に重要な特色は左の四項である。

一 中央政府と地方政府との所管事務及び財政をそれゝ明確に區別し、以て從來の中央集權政策を漸次地方分權政策に移らんとしたこと。

二 中央議會の上下兩院及び地方議會の選舉制度を改め、モーレイ改革法による間接選舉制を廢して直接選舉とし且民選議員の増加を圖つたこと。

三 各地方政府に於ける保健、教育、公共事業等の事務を、議會の多數から任命された閣員をして（知事の下に於いて）擔任せしめ、且此の事務は必ず地方議會の協賛を經て行ふことゝし、其の他の事項は知事が行政參事會に謀つて之を處理し議會及び閣員の權限外に置くことゝしたこと。即ち二重政治制度を創始したことである。

四 總督府及び印度省の行政參事會に印度人の會員を増加したこと。

右の第三項に就いて、グラハム・ボールは斯う言つてゐる。州知事に對する閣員（各部長）の進言は、云はゞ知事の参考までに意見を述べるくらいの程に過ぎない。閣員（各部長）の進言を採用する。と否とは、知事の自由である。重要問題に關する意見が採用されない場合に、辭職することがあ

るかも知れないが、然し辭職したところで、連帶責任を持つてゐる内閣ではないから、全部の閣員（各部長）が辭職することもあり得ない。法文の上から言つても、州の各部長（閣員）は連帶責任を持つて居ない。従つて州の移管事務を擔任する各部長を以て、内閣と見るのは間違つてゐる。

印度議會は上下兩院より成り、其の権限も大に擴大された。從前の立法會議は、一の諮詢機關たるに過ぎなかつたが、今回の印度議會は立派な立法機關となつたのである。チエルムスフオード卿曰く、專制政治を廢棄し政府と人民とが、眞に政治的に協同することに改めたものであつて、其の實質に於いて一の政治的革命であると。其の構成は次の如くである。

議員定數	選舉に依るもの	任命に依るもの	同上の内官吏たる議員
上院 六〇	三三	二七	二〇以内
下院 一四〇	一〇〇	四〇	二六

尙議會の権限には一定の制限があり、法律及び豫算に就いても、豫め總督の認可なくしては提出することの出來ないものがあり、議會に提出すべき法律案又は豫算案と雖も、議會が之を通過せざるときは、總督は之を通過したものと認定することが出来る事になつてゐる。

地方議會は、印度十五州の内八州にだけ置き、文化の進まない地方には之を置かないものである。い

づれも一院制度である。各州議會の構成は次の如くである。

	議員定數	選舉に依るもの	任命に依るもの	同上の内官吏たる議員
ボンベイ	一一一	八六	二五	二〇
マドラス	一二七	九八	二九	二三
ベンガール	一三九	一一三	二六	二〇
聯合州	一二三	一〇〇	三三	一八
バンジヤブ	九三	七一	三二	一六
ビハール及オリッサ	一〇三	七六	二七	一八
アッサム	五三	三九	一四	一〇
中央州	六八	五三	一五	九
ペルマ	一〇一	七八	二三	一五

但しビルマの地方議會は一九二二年から設けられたのである。

議員の選舉は剛體的選舉に依る。試みにベンガール州の一例を示せば、同州議會の選舉議員百十三名は次の如く按分されてゐる。

英領印度の民族運動

二二四

選舉團體名稱

選舉區數

選舉すべき議員數

非回教徒	四二	四六
歐洲人	三四	三九
英印混血人	一	五
地大商工業者	一	五
合計	九四	一一三

地方議會の權限も亦大體印度議會と同様の制限があり、知事の拒否權も略同様である。詳細は附録の印度統治法を參照されたい。要するに新統治法の精神は、其の前文に言へるが如く、印度人をして漸次地方自治の運用に習熟せしめ、機を見て一層完全なる地方自治及び責任政治を確立せしめんとするに在る。故にまづ十年を試政期間と見て、本法施行後十年を経過したとき、英國政府は委員を任命して、英領印度に於ける政治組織の作用、教育の發達及び代議制度の發達等に關する事項を調査し、

印度に責任政治の原則を創始するの可否及其の程度等に關し意見を報告せしむることになつてゐる。

新統治法に對して、印度人に於ける英米人の多くは概して時期尚早なりとし、モーレイの統治法實施以來十年ならざるに、早くも自治制度の擴張を行ふは餘りに無難なりとしてゐる。印度に於ける人文武官も概ね反対のやうである。

斯くして新統治法は實施せられ、其の第一回の總選舉は一九二〇年に行はれたが、ガンヂの率ゐる非協同派は一人の候補者も立てなかつたので、最初に選出された議員は、中央と地方とを通じて悉く自由黨（保守的）と協同派に屬するのみであつた。

新議會開院式

一九二一年二月デリーに於ける新議會の開院式には、英國皇太子が行啓ある筈になつてゐたが、非協同運動の形勢險惡なるに鑑みて急に模様替となり、コンノート公が代つて之に臨まれることになつた。不平分子は之にも満足せずコンノート公の通過されるところは必ず商店閉鎖を行つた。一月十二日公がマドラス州議會開院式に臨まれた時、ガンヂ一派は排斥の氣勢を高めんが爲に『コンノート殿下何者ぞ我等の悲境を慰するに足らず』と記した旗を真先に、一大行列を作つて議會に押し寄せ、電車從業員を指撃してストライキを決行せしめた。二月九日デリーの印度新議會開院式に臨まる際、ガ

ンヂ派は全市の商舗を閉鎖して弔意を表する計畫を樹てたが、幸に軍隊の警戒嚴重を極め、商舗閉鎖も實現せず何等不穏の行動に出る者は無かつた。開院式に於いては總督は開會の挨拶に於いて今や印度人民が歴史的時期に到著したことを告げ、新憲法は從前の政治組織とは全く別箇の新しいものであつて、真正な自治制度の觀念に出て居る、專制政治は今や全く拠棄されたのだと言つた。次いでコンノート公は、愛國心に富む忠誠な印度人は多年の間其の祖國に對するスマラジを夢みて居た。今や卿等は我が英帝國內にて初めスマラジの端緒を得たのであると言ひ、又新憲法は印度に特權を與ふると共に問題を提供したものである。民衆政治の成功の基礎は教育と政治的訓練に在るが故に、議會に於いても之が爲に十分の努力を拂ふことを望まれ、終に、

『余は上陸以來余の友人たりし人であり且友人たるべき人々の間に、何か非常なわだかまりがあるやうに感じた。アムリツア事件の爲に印度が暗くなつてゐるやうだ。皇帝陛下はバンジャープの悲惨事に深く御心を憫まされてゐられる。余も亦何人よりも深く之を悲しむものである。

余の經驗に依れば、誤解は常に其の責が兩方に在るものだ。余は印度の舊友として、在印の印度人及び英人に對して過去の間違や誤解は速に之を葬り去つて、恕すべきは速に之を恕し互に手を執つて共に今日より希望の實現に協同せんことを切望してやまない』。

と云ふ印象の深い演説があつた。

二月十五日の議會では、ポンベイ選出のジャムナダス・ドワルカダス提出の、バンジャープ事件に関する決議を、四時間に亘る討議の後可決した。其の決議は、印度と英國とは同等の協力者たり、且完全な人種上の平等を基調として、其の關係を維持すべきものなることを確言し、バンジャープ地方に戒嚴令を施行したのを遺憾とし、其は深く印度人の自尊心を傷けたるものと思惟すると云ひ、アムリツアに於ける英兵の襲撃に際し死傷せし印度人の家族に對し、歐洲人と同額の賠償金を交付すべしと要求したものであつた。

斯くてチエルムスフォード卿は其の任を去り、新に印度太守兼總督として此の年四月にレディング卿が印度に來つて其の任に就いた。

一九二二年一月の會議で、或る議員から、立法議會の選べる常設委員をして、外交軍事以外の印度政府の各部の政務に携はらしむべしとの決議案を提出し、政府側の強硬な反対を受けつゝ、遂に四〇對三〇の多數を以て通過した。地方議會には既に此の如き委員が設けられて居るから、中央議會のみがそれの出來ぬ筈はない、と云ふのである。斯くて立法府が漸次行政府管制の機能を擴大し行ふやうになりつゝある。印度立法院は獨り總督の權限縮小を欲するのみならず、進んで印度事務大臣の權限

を印度政府に移し、且英國議會の有する管制権を印度議會に移す希望を懷いてゐる。事苟も印度に関するものは皆印度議會の手中に收め、英國議會の世話になるまいと云ふのである。尙注目すべき事件は印度立法議會が、英領印度以外の他の英國植民地に於ける印度人の均等待遇要請の裏書をなすに至つたことである。一九二二年の春頃ケニヤ植民地問題で、議會で對等待遇の必要を叫び印度に在る歐人は感すべき點あるも、一たび植民地に至れば印度人に對する態度は著しく野蠻化し、人道に背反するの甚しきものありと論ずる者があつた。

第七章 ローラツト法と非協同運動

暴動調査委員會調査報告の公表

改革案發表後間もなく性質の異つた報告書が印度に於て發行せられた。

ベンゴール州政府が州内の革命的犯罪の抑壓に關して甚しく困難を嘗めたるに鑑み、印度政府は印度事務大臣の承認を得て、(一)印度に於ける革命運動に聯關した犯罪的陰謀の性質及び其の範囲を調査し並に(二)右の陰謀の處置に付感じた困難を調査考究し、而して若し斯かる陰謀の處置を効果あらしむる爲、政府に何等かの權限を與ふる必要ありとせば、其の立法に關する勧告を爲さしむる爲五人より成る委員會を任命したのである。

委員會の議長は英國高等法院ローラツト判事、委員にはポンベイ裁判所首席判事サア・ページル・スコット、マドラス高等法院判事カーナラスワルニ・サストリ、カルカッタ高等法院辯護士にしてベンゴール州立法會議議員たるビー・シー・ミツタ及び印度政府官吏サア・ヴエルネエ・ロヴェットとであつた。委員會はカルカッタ及びラホールで開かれ、多數の官民の證人を召喚し、種々難多に亘る裁判の記錄其の他の書類を精査し、四月印度政府に各委員一致の報告書を提出した。其の報告書には印度に於け

る革命的陰謀の根源と發達、並に各州に於ける革命運動の分派及び其の種々なる形相で相互連關せる状況を細大記述してある。委員會は又此の革命運動の處置に付感する困難を除却するに必要な立法的手段に關しても其の意見を述べてある。此の報告書は七月十九日に公表せられたが豫期した如く、急進派は罵詈と誹謗とを以て之を迎へ、穩健派は概して批評を差し控へた。

當時の一般的状況

全國は一般に是等の政治的事件に依りて少しあ動搖しなかつた。人々は皆降雨の異常な連續と物價の騰貴とを氣にして居つた。戰争始つて以來今日まで收穫は常に豐饒であつたが、一九一八年には季節風が不順で其の打撃は甚大であつた。

物價の騰貴は鹽を以て第一とし次には布、油等であつたが、漸次時の進むに従ひ苦痛は愈々増加するに至つた。政府改革案に付少々の知識を有する位の程度の人一人に對し、降雨が澁滯して居るので政府が何か手段を講じて、鹽、油及び布を彼の支出し得る範囲で買へるやうに、取計つて呉れるのを熱望するは數千人もあると云ふ状況であつた。

文官達は毎日重々しい絞切形の仕事と臨時の戦時事務とに追はれて居た。志願兵及び労働者の徵募と軍需品及び軍隊慰問品の蒐集等は熱誠に急速に運んだ。總ての人の注意は佛國の戦場に集中した。

戰争に參加した將校が、時々歸國して其の盛衰變化の模様を物語つた、八月バイオニア紙に發表された次の書簡は、其の月の事件（季節風が全くはづれた前である）が是等の觀察者の一人に如何なる印象を齎らしたかを語つて居るものである。

歐洲と印度——其の對照——（歐洲戦場より歸來したる人より）

『戰の悲惨と其の陰影とがあらゆる物を破つてゐる歐洲の暗黒と陰鬱の中より出て、此の驚くべき平和にして營養豊かな幸福の印度に着くのは、死より生に歸り来れるが如く感ずる。誠に印度に在りては此の未曾有の大戦が何等認め得らるゝ程の印象を現はして居るとは思はれぬ、各國民が運命を賭して大戦に熱中してゐる時に當り、印度では實行にうとき政治的論議に耽り、恰も此等の議論が萬病の萬能薬であるかの如く思つて居るのである。印度に住むは誠に幸なりと言ふべし。

『何と幸多き國ではないか。現時の歐洲と其の事情を對照せよ。自耳義は其の西北部の一部の一小區劃を除く外、全土悉く獨人の手に落ちて、昔から無限の價値ある遺産として吾人に傳はつた美はしき都市と名ある建物、再び建築することの出來ぬ是等の町と建物とは悉に破壊し盡されたのである。誠に是等の世界の珍重すべき財産を造つた偉大な精神と技術とは既に永久に亡び去つて歸り来らぬからである。是に代はるものは偉大な商業的精神であつて、これは世界人類間の友愛心の増進に盡すこ

とは甚だ多いけれども、夫の獨人に破壊された如き建物を造ることは出来ぬ。何となれば人の精神は不可思議にも變り来て、愛の爲の建築、神を崇める爲の建物、或は又人道を高める爲の建物の如きは現代の特質ではなくなつたからである。

× × ×

『歐洲では食物及び生活必需品は、需給調節の關係上一人の使用すべき分量を一律に決められて居る——生産的事業に從事した人を文明の敵を敗る爲に移した結果である。彼等獨逸人は其の祖先たるアツチラのハン族の如く、又曾て獨帝が支那に於ける義和團事件に際し遠征を命じた軍隊に與へたと同様の訓令を受けて來てゐるのだ。『殺戮し破壊せよ、決して遠慮するな婦人と小兒とは唯泣くに委せよ』といふのが其の訓令だ。

『今述べたやうな状況と現今印度の状況とを比較せよ、此の土地では仕事は萬事常の如くに進行して居る。成る程、物貨は中には高くなつたものもある。然し生命を繋ぐ上から皆が皆までは非なくてはならぬといふものでないから購はなくとも事は足りる。食物は澤山ある。假令戦前のやうに安價でないにしろ、誰れでも買ふことが出来る。それも食物券がなくとも手に入れられるのだ。然るに歐洲では是非共食物券がなくてはならぬ。此の土地では生産的事業は各方面で行はれてゐる。民衆の役

に立つ物貨の工場は、たゞ戰前の如き規模でないにしろ兎も角製造を續けて居る。而して各方面に安寧秩序が保たれてゐる。此の安寧秩序は英人が遅くはあるが確實な方法で總て吾人に保障し得るのであつて、最大多數に最大利益を與ふるものである』と。

民族主義者の活動

歐羅巴でも亞細亞でも重大なる結果が來るかも知れぬと危ぶまれてゐる。英帝國が國運を賭して戦つて居る間に、印度人の中でも比較的進歩してゐる民族主義者等は、唯彼等自身の追求するところにのみ没頭して居た。マドラスの有名なバッキンガム及びカーナチッタの兩製粉工場は政府の管理に移り重要な戦争材料の供給を助けてゐた。是等工場の會計であつたヒンニー商會の發したステートメントによると、一九一八年に著しくなつた労働者の不安は、南印度の不幸なる政治的形勢と或る一派の政治家の煽動に因る反歐感情とに歸するのだとし、『新印度』紙より四箇の適切な抜萃を引用して居る。即ち労働組合が組織せられたが、其の代表者達の主たる目的とするところは政治であつて、一九一八年に殆ど繼續的に集会をやつて居た。そして其の集会で労働者達は、労働者は背に物を荷ふ動物よりも尙虐待されて居ると說かれたのである。特に四月二十九日に開かれた集会では、マドラスの指導者等が労働者に密接の關係ある政治的、社會的及び經濟的問題を説明して聞かせた。一九一八年十二月三十一日を

以て終つた、右兩工場の下期の報告には、是等の集会の結果について次の如くに記載されて居る。『兩工場は下半期に於て全部で二十日間全く閉鎖された。襲撃を受けた工場は何れも軍事上重要な仕事をやつて居て、歐洲人の管理のものに限つて居ることは注目の値あることである。マドラスで用ひられた方法は、印度の他の地方で之を真似たり又は許容させてはならぬことと信ずる。若し政治上の變革が斯くの如き方法で追求せられるならば、製造工業に依りて國家の資源を開發して行くことは非常に妨害されるであらう。蓋し歐洲人と印度人とを問はず之に投資することに不安を感せしむるに至るからである。人種的憎悪の挑發は印度の諸事業には由々しき結果を齎すであらう。而して事茲に到れば、階級的憎悪と無政府の状態とは唯一歩の隔てあるのみである』と。

八月末國民議會並に回教徒同盟は何れも特別會議を開いた。會議はモンタギュー・チエルムスフォード改革案は、現在の状態に一段の進歩を來すものとは認めながらも、其の會議では改革案は全體として失望的であり、不満足であると宣言した。彼等の言ふところを約言すれば、彼等の特に掲げた要求を具體化せざりしが故に之を拒絶すべしと云ふにあつた。穩健派は右の會議には參加しなかつた。

帝國立法會議開かる

九月上旬帝國立法會議がシムラで開かれた。其の月の六日穩健派の首領スレンドラナス・バネルディ

ーが次の決議案を提議した。

『本會議は總督閣下並に印度事務大臣閣下に改革案に對する感謝の意を表し、且該案が印度に於ける責任政府の進歩的實現に對する眞正の努力にして、確然たる進歩なることを承認すると共に、本會議の民間議員の全部を以て委員會を組織し該改革案を審議し、且之に關して印度政府に對する勸告案を作成せしめんことを總督に提議する』と。

動議提出者は印度政府に關するものと、二重政治ダイアーキーの無くなつたことに就いては批評を加へたが、其の他は全部改革案を強く推奨し且其の國人に勸告して曰く、汝等に向て指し延ばされた親交と友情の手を快活に熱心に把握し、英國政治家と協同して神の御恩により我が國人の爲に保留された高遠な運命を開くべしと。

決議案は他の議員等の大に歓迎するところとなつたが、英國民間側のボンベイ商業會議所の代表者は、未だ彼の選舉區の人々の熟せる意見を持つて居らぬ旨を述べ、又カルカツ商業會議所の代表者故アイアンサイドは、該改革案は事實上歐洲民間社會を無視して居るものだと述べた。

印度民間の代表者の中には制限的滿足を表した者もあれば、又全然不満足を表した者もあつた。然し右の決議案に反対の者は結局二名だけであつた。其處で委員會は成立し勸告案をつくつた。それに

依ると改革案に不満足を表した議員が、少なからず委員會の審議の上に影響を及ぼして居ることがわかる。民間側議員は一般に友情的の態度であつて、將來は光明があるやうに思はれた。英國政府に対して追加戦時寄附金四千五百萬磅が申し込まれ、新聞紙法令に關する論争も何等猛烈なことはなく済んだ。而して民間議員より提出された決議案、即ち暴動調査委員會の報告書を審議し且處理することを中止し、犯罪搜査部の事業を官民より成る協同委員會に於いて徹底的に調査すると云ふ決議案は、二對四十二票を以て否決せられた。

右の問題に就いて其の後の集會で爲された種々の論争を見るに、動議提出者と共に演説した六名の民間議員は、皆暴動調査委員會の報告書の審議を中絶すべしといふ案には反対した、其の中の一議員は計畫中の改革案に對して該報告書は、一種の解毒剤として使用する爲英國に於て企圖されて居ることを思へば、此の提案は機宜を得て居ないと指摘し、單に機宜を得ざるのみならず計畫中の改革案が英國國會を通過する障礙となるのが闇の山であると言ひ足した。又一議員は——此の議員は其の結果に基く立法には手厳しい反対者となつたが——右の報告書を推奨した。それから三議員は其の立法的提案には特に意見を控へ、唯一人の議員が之を非難したに止まる。論争は各議員間に機嫌よく調和的に済んだ。

カルカッタの暴動

九月九日及び十日、恰も立法會議開會中であつたが、重大な暴動がカルカッタに勃發した。

政治に興味を有するカルカッタ在住の回教徒の一派は、前から州外の事件、特に戰爭並に戰爭の士兵古及び亞細亞に於ける回教徒に及ぼす影響に就いて動搖して居つた。其の上彼等の感情は新聞の無責任な記事に依つて亢奮され、又豫ねてアラム暴動の影響を受けて深く擾亂されて居つたのである。

其の後總ての都市の下層民は物價騰貴の爲に大に苦しむで居たのであつた。

七月下旬アフリカの回教徒が、巴里に行つたと云ふ馬鹿げた報道が一新聞紙に現はれた。虛報の元は英國から出たものであつたが、何等惡意があつたわけではなくて、それがカルカッタ新聞紙に轉載されたのであるが、話は誤り傳へられ開祖の廟に對して侮辱が加へられもとしてゐるといふ印象が、多くの回教徒の間に起つた。八月に催された多くの集會では猛烈な煽の如き言葉が使用せられ、多くの辯士は彼等の信仰に對する此の侮辱を復讐しなければならぬと怒號した。其の月の末頃には非常な憤激の調子で、九月八、九、十の三日間、回教擁護大會を開催するから回教徒は奮つて出席すべしといふ意味の宣傳ビラが各所に撒かれた。宣傳ビラには宗教的侮辱の出所を示し、攻撃と呪詛とを防禦する爲、必要な手段を講じなければならぬことを切論し、且回教徒の領袖等が印度各地より參集

する筈だと強調してあつた。

地方政府は回教徒の来るべき大會には、必ず熱烈火の如き辯舌が盛に行はるべく、其の結果現時の如き一般の感情の亢奮して居る際には、必ずや地方の治安を亂し由々しき結果に陥るであらうと信じてゐた。それ故大會の發起者に穩に大會を中止せよと要求したのであるが、要求は拒絶せられ其の上宣傳ビラが又々撒布せられ、而も其のビラには猛烈な言葉で書いてあるのみならず、アラー暴動に関する挑發的な例證を擧げてあつたので、政府は直に大會禁止の命令を發した。又印度各地より馳せ参じた回教徒の指導者等には、速に歸郷するやうに命じられたのであるが、其の内の重立ちたる人々數名は、歸郷前知事に招かれて知事から事情の説明を聽いた。其處で彼等は大會の歡迎委員を說得して大會を中止せしむるに大に努力した。ところが其の努力は結局政府の決定に就いて再考を求むることとなつて了ひ、且群衆は政廳に殺倒せんとし、之を抑制せんとした警察官に向つて投石を開始するに至つたので、遂に警察官は止むなく發砲した。英人代理警察部長は首を刺され、二三の織物商店は掠奪を受けた。遂に印度防備軍を出動せしめて九日夜は市街の監視に當らせた。十日の晝頃暴徒は其の數を増加して商店の掠奪を始め出したので、附近に駐屯せる小部隊の軍隊は止むなく之に發砲した。暴徒は工場の職工等に暴動の加勢を要求し、三大工場の工人等は労働に從事することを拒絶するに至り、職工長は残酷な襲撃に遇ひ重傷を負うた。二千人に達する暴徒はカルカッタ市中に練り込まんとした。其の暴徒の多數の者は怖しい棒を携へて居り、氣狂が先頭になつて身體を泥塗にして叫び躍りつゝ進んで行つたので、暴徒を市中に入れずには尙發砲しなければならなかつた。其の發砲に依つて暴動は鎮靜に歸したけれども處々に發砲の響はまだ止まなかつた。

印度では極めて輕微な理由で、不意に狂氣じみた憤激が勃發すると云ふもひとつの例證は、九月十八日聯合州サハランブル地方のカタルアル村に起つた宗教的暴動である。其處では回教徒の殺戮された者三十人、負傷した者十六人に達し、家屋の焼失されたもの無数であつた。是は牝牛の犠牲をやめさせやうとする印度教徒の爲であつた。

殺戮は挑發されたのではなかつた。暴徒は印度教徒の上層階級の者に指導され煽動されて居つた。高等法院で長い間かゝつて裁判した後に百七十五名を所罰した。内八名は死刑、百三十五名は無期流刑、残りは二年乃至七年の懲役。判事は印度教の區裁判所判事の意思の弱いのを強く非難した。

穆 健 派 の 會 議

改革案に對する批評は政府で蒐集し、重要なものは後日發行した議會のプリューブックに載せてある。十一月一日穆健派はポンベイで單獨の會議を開いた。議長は急進派の首領の片意地な態度を非難

し、又印度政府に關する提案は尙一層進歩的たるを要すとし、若し吾人の提案全部が承認されないならば、若し報告書中の提案が何とかして減殺されたとすれば、重大な不満が全般に瀰漫し、其の結果『騒擾を起すに至るのであらう。其の時の重大なる形勢は言語に盡し難いものとならう』と言つた。

會議ではダイアリーの制度を中央政府まで延長すべしと決議した。ところが總督は既に九月の立法會議の席上で、總督としても又印度政府としても報告書の提案以上に出でやうとする者は無いと、言明してあるのだから、其の決議は政府の願みるところとはならない筈だ。此の穩健派の會議には代表者約五百名集つた。通常の國民議會又は近頃の特別國民議會のときより遙に少ない。此の少數の原因は流行性寒冒の流行の爲だと言はれて居るが、恐くはさうであらう。同時に何か變事でも起るといかぬと云ふので、招待した者だけ入場させたからでもあらう。蓋し穩健派の首領が反對黨から烈しい批難を受けて、苦しい立場に居ることは疑のないところである。反對黨は學生、記者及び法曹界の若手等のやうに、屢政治の演説の聽衆の大部を占めてゐる連中を巧に味方にしてゐるのだから、穩健派の人氣の上がらないのも無理はない。けれども穩健派は資産あり位置あり教育ある階級を代表して居るのでおつて、是等の人々は何れも政界の爭闘と新聞の毒舌とを、嫌忌譁易して居ることを確信して居つた。誠にかかる種類の人々が此の危急の場合に臨んで、機會を握んで幾人でも第一線に立ち、

以て政界の針路を確實ならしむるならば、政局は大に實際のものとは異つたらうと思ふが、然し是等の人は唯傍観をして居たのみで積極的に活動しなかつた。

其の年は不幸にして季節風が順當を缺き、十月十一月には猛烈な流行性寒冒が全國中に蔓延し之に犯される者は澤山にあつた、然し休戦條約の締結及び聯合軍側の勝利は國を擧げて歓迎した。ヒカニルのマハラジャ及びサア・サチエンドラ・シナは平和會議に印度を代表して英國に派遣された。

一九一八年末の政治的諸集会

政治的昂奮は暫時鎮静した。されど十二月の會議で又勃發した。

是等の會議に於ては盛に熱辯が振はれた。例へば民族自決主義は之を印度に適用すべきである。國事犯者及び監禁者は之を釋放すべきである。壓制的立法は革命的犯罪を阻止の方策とならない、宜しく新聞紙法を撤回すべし。一九一七年八月二十日の宣言は用心深く冷淡である。モンタギュー・チエルムスフォード提案は國民議會及び回教徒同盟聯合の案よりは遙に不完全である。國民議會を通過した主要な決議に依れば、州に關しては直に完全な責任政府を承認されざるべからざる意見が表示されて居る、と言つたやうなものだ。此の本會議に出席した唯一の穩健派の重鎮サストリは、完全な州の自治を許可するまでに十五年間の期間を置くべしとの修正案を動議し、ベザント夫人の支持を得たけ

れども修正案は通過しなかつた。次に民間の歐洲人は礦山業又は製茶業を代表すると云ふ理由で、彼等に分離選舉區を設くことを許さずとの決議案が通過した。若し斯の如き代表を許すとせば、宜しく彼等の居住せる州の人口數に對する比例に應じて許すべきであると云ふのが意見だ。

第三の決議は内政に關する事項一切の最終的決定権は、印度國民の意思を發表するものとして最高立法會議に在るべきことを決した。

第四の決議は平和會議に於ける印度代表としてバル・ガンガダル・チラック、ガンヂ及びポンペイ特別國民議會の議長たりしサイキド・ハツサム・イマムを指名した。

今一つの決議は暴動調査委員會の提案を非難したものであつて、若し是等の案が受理されたとすれば『印度民衆の根本的権利に干涉する』ものであると述べた。此の決議の提案者はビビン・チャンドラー・バルと云ふ人で、委員會報告書の中に『雷名を戴してゐる』人であつた。決議案は全會一致で通過した。

閉會の辭に於て議長は印度教徒及び回教徒間の融和を熱望する旨を述べた。

此の議會には『小作人代表』が數名出席した。議事は穩健派の重なる新聞の通信員が云へる如く『暴動を起す程の熱心』が現はれて居た。記者は附け加へて曰く。

『眞面目、節制及び常識を彼等の内に探さうとしても駄目である。急劇なる急進主義への傾向が著しい……實際的政治家的手腕と云ふよりは短氣の理想主義に傾いて居る。冷靜に堅實なる思索をすると云ふよりは、徒に言葉尻を捕へて批難するに傾いて居る。然も尙悪いことには單に障壁が是等の缺點を有して居るのみならず、領袖等が一層ひどい缺陷を有し居ることである』と。

回教徒同盟の首領ファズル・ウル・ハクは英國政治家の注意を促して曰く、屬領の人民の忠誠心に重き負擔を強いるのは政治的に健全とは云はれぬ。英國統治の下に在りて印度の物質的繁榮は衰へた。英國の統治は印度の國富を増進もせず、又其の資源の擴大もせず唯行政系統の利用に依つて、總ての利用し得べき富を全部國外に搾り取つたのである。だから自治制が必要なのである。尙彼はカルカッタ暴動及び回教徒監禁事件に論及した。監禁事件といふのは二人の回教徒が大戰中アフガニスタン王を援助するやう回教徒を勧誘した科に因り、印度政府の命に依りそれ以來投獄せられてゐるのである。彼は彼等が其の信仰の示すところに服従すると共に、英國主權に對して忠誠なることを斷言し、次のやうに述べた。

『それ故、若し聯合側が此の機會を利用して土耳其と歐洲に於ける土耳其問題を、片付けてしまつても余は敢て驚かない。而して此處に吾人が十分に反省すべき材料が存するものである。年月の経過す

るにつれて、印度に於ける吾が回教徒の位置は益々危険に瀕しつゝあつて、吾人の最も深き思慮と注意とを要するのである。卓見を以てすれば、吾人は心志の誠實と柔順とを保ち只神の援助と指導とを憇顧しなければならぬ。就中、他の社會と闘争するといふ潛在精神を放棄すべく、吾人の苦痛困難に際しては彼等の援助を求めなければならぬ。吾人の友人の中には回教以外の者に對する頑迷狹量を以て勇敢を示すものとなし、其の寛容を以て卑怯なりとなす者が少くない。回教に忠實を盡すが爲には、吾人は結果の如何に拘はらず常に戰闘しなければならぬかの如くに考へて、非回教徒に對して敵對態度を取つて、特種の快味を覺ゆるが如き人々に遇つたことがある。總て斯の如きは道徳的に非難すべきのみならず、又政治的にも悲しむべき大誤謬である。吾人は日々史上未曾有の頑迷強力なる官僚政治を纏まなければならない位置に逐はれて行くのである。其の時には吾人の總ての力を竭すと共に、非回教徒たる我が同胞の總ての援助と協力とを必要とするのである。經驗の示す處に依れば、かかる援助と協力とは單に願へば得られるのである。吾人は宜しく賢明に我が同胞との同盟を結び、以て我が實力を強固にする必要がある、若し之に反して吾人が遂に暗愚にして互に殺戮的闘争に耽るならば、我が現に有する實力は忽ち薄弱となつて了ふであらう。吾が社會の將來は吾々の手中に掌握しなければならない。願くは神よ、吾人をして賢明に決定させ給へ』と。

回教徒同盟青年會では、土耳其帝が眞正の回教主として神地の支配を繼續するが望ましきこと、カタルブル暴動を非議すること、民族自決主義を支持することその他に關する決議案が通過した。將來帝國の政治的關係を決定するに付、公平と正義とに基きて帝國と回教徒の各國家との間に、完全なる妥協と永續の一一致を達成する爲、斷然たる手段を講じなくてはならなかつた。

全印度自治同盟はベザント夫人を議長として開會した。其の規則は改正せられ其の目的は國民議會を支持して之を強固ならしめ、印度に自治は必要なりとの敵化的宣傳を不斷に實行すると云ふにあつた。

十二月集會の結果

國民議會も回教徒同盟も明白に、各團體中の最も頑強な分子に把握されて居つた。ベザント夫人は『理想と感情より離れて云へば、印度は國防の安全に就いては一に英國に倚頼して居るのは明瞭の事實であつて、幾ら大聲に叫んでも之を變更することは出來ぬ』と、彼の女の新聞紙に指摘した。此の理由を以て責任政府の實現までには、段階的進歩が必要となつて來たのであつて、決して印度の總ての内部の事柄が自治即行に不適當だといふのではないのである。

斯の如き十二月集會に於ける演説及び決議は、明に都市の政治階級青年間に無限の害毒を與へ、益

人種的憎悪心と法外の期待とを煽り、爲に早晚重大なる情勢に導くものとなつたのであつた。

暴動法案の起源

一九一九年五月二十二日、印度事務大臣は英國下院で、印度に於ける最近の暴動は歐洲人九名、印度人四百名の命を奪つたのであるが、其の暴動の原因の一は印度民衆の一般的反対を惹起した暴動取締法である。該取締法は今は立派な法律となつて居るが、其の當時も今も必要な法律であつて之が公布を避け得なかつたのだといふことは、今尙信じて疑はぬと説明したことがある。

問題の此の法律と其の目的とに就いては、明瞭なる説明を要することは云ふまでもない。暴動調査委員會の報告書に關して前述したが、一九一八年九月の印度立法會議では其の報告書の考究を延期する理由を認めなかつた、と云ふのは當時次の會議前に戰争が終結するとは豫期して居らなかつたからだ。印度保安法は媾和條約成立後六箇月を経過すると其の效力を失ふことになつてゐたので、印度政府は休戦條約が締結されると同時に、印度保安法に代はるべき立法を出来るだけ實現することを希望したのである。それは主としてベンゴール州に於て其の必要を感じるるものである。

暴動調査委員會の調査の結果

暴動調査委員會の調査の結果に依ると、近年印度の總ての主なる州に於ける陰謀團體は、何れも活動あり且巧妙を極めてゐるが、其の數は比較的に少い。是等は暴力に訴へて英國の統治を顛覆しやうとする目的で、州内の平和を亂し犯罪を敢てしたものであつた。處々の革命陰謀が互に孤立し何等關係のない場合もあり、又相互に聯絡して居る場合もあつた。ポンベイでは陰謀は全く婆羅門のみであり、ベンゴールでは陰謀者は教育ある中流社會の青年であつた。彼等は長期に亘りて殺人強盗を犯したので、多數の容疑者が印度保安法の規定に依り拘禁された。其の結果漸くかかる犯罪はなくすることが出来た。彼等の宣傳の爲に州内に數多の殺人強盜が行はれ、ビハール州、聯合州並にマドラス州までに侵入するに至つたけれども、其處で根を張るに至らず、時々勃發的に犯罪と騒擾とが起るに過ぎなかつた。バンジャープでは外國から歸來した移民其の他が、一九一五年二月の國家危急の場合に、血なまぐさき叛乱を起さんと計畫を進めたが、印度保安法の施行に依つて辛うじて重大なる形勢とならずに済んだのであつた。實際、印度の如く廣大なる面積を有するに拘らず、道路も鐵道も極めて不備であり且人民は無智で瞞され易き國で、極めて分派の複雑な陰謀が盛に行はれるのでは、通常の法典にあるやうな法律で以て之に抗して行くことは出來ない。ベンゴールの陰謀者は其の州の膨大な人口に比すれば九牛の一毛に過ぎないけれども、教育ある青年を學校大學から之に誘ふことに努力を惜まなかつたので、素晴らしい成功を收め、學生の間に強固な勢力を扶殖したのである。彼等は多年革命的宣傳戰

を実行し又暴動の準備として武器の購入及び血腥き事業の経費に充てんが爲、掠奪強盗團を組織して暴動を振つた。恐怖時代を實現するやうになり、彼等の行動に對する證據を握ることが極めて困難となつた。彼等は常に交通不便な廣大なる低濕地方の小町村か又は大都會若くは其の郊外かに居住して、先づ第一に區畫反対運動を裝ひ、それから新聞紙が常に政府を攻撃するに乘じて其の仕事をやつたのであつた。彼等の犯罪の性質及び其の犯罪が行はれても罰を受けぬことを示す爲に、報告書からすこし引用して見やう。

『一九一五年東ベンゴールで行はれた三件の殺人事件に就いて述べやう。其の一は三月三日コミラのヂラ學校長のパブ・サラト・タマル・バスが下男と散歩中突然射撃を受け校長は死し、下男は腹を射たれ（負傷後死ぬ）又犯人を追跡した一人の回教徒は胸部に二發射され、尚ビストルの流彈が偶然一婦人に命中した。モーゼル短銃の空の薬包が五個現場で發見された。校長は一九〇八年ベンゴールで政黨と争つたことがあつた又其の災難の少し前に二人の學生が暴動宣傳の冊子を配布して居ることを地方判事に報告したことがあつた。政治的理由の外には何事も此の殺害に關係はなかつた』。

報告書には尙一警官が其の子供と共に、モーゼル短銃を以て武装せる四五人の青年に射殺された事件が記載されて居る。

一九一七年に於ける掠奪は特に記述するの要がある。それは五月七日午後九時頃カルカツア市グラバザールのアルメニアン街三十二番地の金細工屋に起つた事件である。一人の若いベンゴール人が店内に這入つて来て寶石を見せて呉れと頼んだ。それから又四人のベンゴール人が商店に這入つて来て突然ビストルを發射した。店主の兄弟二人は恰度其の時店頭に居合せて射殺され、此の外に番頭と下男とが二人とも負傷した。又其處に居合せた二人の婦人の一人は逃れ、一人は腰掛の下に隠れて助かつた。それから一人の回教徒も其處に居合せたがこれは逃げた。強盜は五千四百五十九留の寶石を持って逃げ去つた。待たせて置いた自動車に乗つて逃げた強盜もゐつた』。

上に掲げた事件はいづれも其の真犯人が一人も擧げられなかつたのである。まだ他に幾らも斯んな事件があつた。

革命黨員が教育あると否とを問はず、總べての階級の人々に吹き込んだ恐怖心は、革命調査委員會の報告を待たざるも事實がよく之を例證して居る。一九一六年十二月十一日當時ベンゴール州知事たりシカーミカヘル卿は次の如き演説を試みた。

『唯僅かに二三日前の事であつた、余は諸君の内の一人と話したことがある。其の人は勢力のある人であり且雄辯の人であつた。それから其の勢力と雄辯との使用法を心得て居る人であつた。而して余

と同様犯罪を憎悪する人であったと余は信する。其の人は余に語つて彼がベンガールの或る場所に赴きて、彼の欲するまゝに罪悪を非議せんとせば其の生命を賭してやるより外はないと言つた。余も亦彼に斯の如き事は輕々に企てはならぬ冒險であると告げたのであるが、危険を冒してまで彼に其の實行を依頼しなければならぬものでない』と。

知事は同じ演説で次のやうなことも語つた。

『印度保安法は吾人を救うた。同時に余は絶對的確信を以て斯う云ふのである。印度保安法はベンガールの教育ある青年を助けた。彼等自身の父も彼等を守らず、彼等の先生達も彼等を守らなかつた。それは彼等の父及び先生達が愚であつたからだ。又彼等の友人も彼等も自身を守り得なかつた。それは彼等が何れも危険に對して盲目であつたからだ。之を救うたのは實に印度保安法のお蔭である。』と判事ビーチクロフトとサア・チャンドラヴァルカールとは其の報告書に次の如くに述べて居る。彼等の報告書に就いては後に言及する積りであるが、それは暴動調査報告書が發行せられた後、程なく完成したものであつた。

『吾人の前に蒐集された記録は、革命の組織は秘密の陰謀であつて、これが州内を走る處に傳播し家庭に、學校に、大學に食ひ入り、其の仕事の秘密は殆ど科學的方法に化せしめたことを結論して呉れる。彼等は其の同志が若し秘密を漏洩せば、即刻生命を斷つと云ふ誓を立てしめて其の行動を絶對に秘密にして居る。これは彼等の規則の一である。而して此の規則に實効あらしめんが爲には如何な事でも試みられないものは無かつた。印度保安法の實施前は革命的犯罪人の裁判は公平には出來なかつた。それは自白して其犯を告げた者並に證人、警察官又は善良な市民でも、革命派に官憲に密告其の他革命的犯罪の探偵に警察を援助したと疑はれた者は、必ず暗殺されたからであつた。斯うして恐怖時代の有様となつて、正義と眞實とは報き止められ、通常の刑事事件でも公平無私公開の裁判が出来なくなつた。それは暗殺が恐いから犯人も自白して其犯を告げず、又證人も決して出廷して證據を述べないのであつた。

暴動調査委員會の提案

暴動調査委員會は努めて明瞭詳細に各州の事實を記述し、委員會の結論の基礎たる證據材料に就いても慎密に記述したので、報告書發表後各方面から轟々たる罵詈及び誹謗に接したけれども、其の事實に基ける結論は何等動搖する處がなかつた。

委員會の任務は印度保安法が廢止された場合に、斯かる陰謀を有効に處置すべき權限を、政府に與るべき立法に關する意見を述べることであつた。委員會は其の報告書の最後の二章に此の意見を記述し

た。其の一章は革命陰謀を處置する際に遭遇する困難を擧げ、通常の法律の運用を以てはベンガールに於ける革命的犯罪を、十分に絶滅し得なかつた所以を明にした。特定犯罪の犯人たること、及び強盗殺人犯たるを立證すべき兇器其の他の物件の所有者たることに就いて、法律上の確證を得ることは、國は廣大且複雑であり、人民は無智且卑怯であり、警察官は比較的僅少であり、且又英國では見られない程に精細に分り切つた事件にも證人の反對訊問をやつたりして、常に裁判に時日を空費する慣習があるので、到底困難であつた。加之廣汎な猛烈な恐怖主義が印度人民を脅してゐたのだから、一層むづかしかつた譯である。此の恐怖主義に就いて委員會は顯著な實例を多數擧げて居る。尙委員會は印度政府が一九〇八年に至るまで、革命的犯罪を處置するに當り感ずる困難を除却すべく、法律上の權限を強大にしやうと企圖したことが無かつたことを指摘した。陰謀は既に二年前から始まつてゐたのである。一九〇八年に定めた措置の適當ならざることが明かとなつて、一九一〇年の新聞紙法が通過したのであつた。其の間の二箇年間新聞紙は、盛に英國統治を非難攻撃して居り、狂暴殺伐小冊子は民間に盛に流布せられた。斯くての如くにして無政府主義が繁榮し、犯罪組織が自暴自棄の青少年を其の渦中に巻き込むだけの下地^{ゾダ}が十分に出來上つて居つたのであつた。

其の報告書の最後の章は或る種の立法を提案して居る。委員會は其の作成せる指揮案は、前述の如き

困難に遭遇した場合に應用が出来る旨を指摘して居る。是等の困難は當分の間は特種の一時的立法、例へば印度保安法其の他の命令に依つて牽制されて居つたが、戰爭の終了に伴ひ是等の法令が廢止されるので、自然前の困難は復活するかも知れない、或は全く復活しないかも知れぬ。

是等の問題に關して立派に豫言することは吾人其の柄でないと思ふ。勿論今回の歐洲大戰も何時は終了すると思って居なければならぬ。けれども印度の現状に對して戰争が如何な結果を齎すか、又將來如何なる結果的影響を及ぼすか、乃至結果的影響を及ぼすべき可能性ありやといふが如き問題は、今茲に吾人の言明し能はざるところである。又他面に於いて、印度保安法の適用に依り拘禁された人々は戰争終了の結果釋放されるべく、多くの危險な犯罪者の牢獄生活も漸次終末に近づきつゝあるのみならず、パンチャブ地方では特に多いのであるが其の他の地方でも除隊兵が澤山に居るから、夫れ等に向つて不満を煽動する者もいとは限らない。然しながら若し印度保安法の規定に従ひ採用した革命運動の對策が、革命運動復活の可能性を無視してもよい程に革命運動を破滅してしまつたことが明瞭ならば、吾人も之を反対に言ひたいのであるが事實は是れ吾人の見解に非ずして事實である。吾人が本報告の基礎となしたものである。

委員會は戰前即ち一九一一年には特種の豫防法を必要なりと認められて居り、一九一四年には法律

及び命令の力も尋常の筋道を通じたのでは、ベンガールの實状に拮抗し得ないことを認められてゐたことを指摘して居る。又革命犯罪に對して爲した政府の努力の全歴史を詳述してゐるが、それは畢竟革命派の行つた恐怖主義の勢力を甚だ不本意ながら認識することとなり、且不承不承ながら公開の正式裁判に依らずして人間の自由を奪うたことの歴史である。一八一八年の古い規則に依れば國事犯は之を追放又は監禁することを得る權限があるのだが、之すらも行使されなかつた。實際一九一四年の初め政府が多數の人を拘禁すべく考慮したのは、到る處に無政府の機關が發展擴大して居つたので、止むなくやつたのであつた。其の時すら戦争の開始までは何等の行動を探らす他の手段を考慮しつゝ居つたので、却つて革命的犯罪を漸次獎勵した結果となつた。そこで戦争が始まるや否や印度保安法と云ふ形式で、緊急果斷の對策を講せざるを得ざることになつたのである。

斯くの如く委員會の提案中に包含する思想は何かにつけて猛烈な議論の種子となつた。

委員會の提案は懲罰的及び豫防的手段に分れ、前者は犯罪者の罪過及び懲罰を確實ならしむ爲で、後者は陰謀の瀰漫と革命的犯罪の遂行とを制止する爲である。委員會は豫防手段に大に期待した。懲罰手段の中には、重要な現行法律に二三の修正を施す必要があつたが、其の修正は永久的の變更とする必要がある。非常緊急の場合に採るべき手段は、懲罰的及び豫防的の兩方面に亘つて委員會の提案

がある。又委員會の政府に附與すべしと提案した權限は、至急通知を以て直に効力を生ずるやうにしなくてはならぬから、豫め法令全書に記載して置くべきである。斯くすれば又道德的にも多少の効果があつて、再び無政府運動を始めやうとする者に對して、其の場合受くべき措置を豫め知らしむることが出来るであらう。危険が切迫するまで法律の制定を延期すれば、戰前數年間盛に行はれたやうな革命的行動の可能性に關して、再び無用の論議を繰り返さしむることとなる筈だ。緊急手段、換言すれば總督の告示に依り其の法律の適用を必要とする狀態なることを宣言し、以て其の適用を開始すべき手段は、豫め之を起草し公布して置く必要がある。此の手段に依り與へらるゝ權限は懲罰的であると共に豫防的であるが、どちらかと云へば豫防的の度が強い。出来るならば初めはなるべく溫和な方法に出ることが望ましいからである。

總督の告示は特定の州又は州の一部に限定適用すべきことを定むるのである。委員會が提議した重なる手段は、最高の位置の判事三名を以て暴動罪の裁判所を構成すること、但し陪審員又は陪席判事は一般の批評に左右され易く又恐嚇に對する遠慮もあつて、真正な職務の執行は不可能と認め之を附せざることにした。緊急の場合には地方政府に從來の印度保安法の適用に依り出來たやうな拘禁の權限を附與すること、但しこれには地方搜查監査委員會といふもので制限を設ける要がある。

拘禁は單なる行動の制限たることもあり、又一時的の自由の剝奪なる場合もある。それは革命運動者にも種々程度があつて、或は單に悪い仲間から遠ざけるを要する者もあれば、或は到底制御し難き無法者もある。

非常緊急権の行使は總督府行政參事會の議を経て、總督が事態緊急にて非常手段を必要とする旨を宣言することを要する、但し印度保安法の消滅前犯された犯罪に革命犯が包含せらるゝとき、及び同法消滅前に於いては全然考慮の餘地なかりし拘禁中の革命的犯暴犯の釋放を爲さるべからざるときは、右の手續を要せず行使され得る。最後に委員會は印度内に暴動を煽動挑發しつゝある團體が、印度の外に存在する證據を擧げて注意を促した。戰時中敵國の援助に依り是等の團體と印度革命派との間に、武力暴動が計畫されたことがあつた。戰後の印度内外の形勢を豫測することは不可能であるけれども、印度が平和であつても、外國から印度の秩序を亂さんが爲に入國する者のあることは豫想して居らなければならぬ。法律の規定はかかる變事に對しても、革命的犯罪を防壓する爲に設けられねばならぬ。若し一度何處の州にか新に革命犯が發生すれば、必ず他州に傳播すべく從つて緊急狀態の宣言を擴大するの必要に迫られるであらう。委員會は上述の非常緊急権に關する法令を一時的のものとすべきや、又は永久的のものとすべきやに就いても考慮したのであるが、結局これは政策の問題で

あつて委員會の意見を述べべき事項にあらずと決定した。

暴動法制定されんとす

一九一九年一月、印度政府は印度立法會議の二月例會に於いて、暴動調査委員會の推薦した立法を採用する意思ある旨を明にし、委員會の推薦を具體化した二箇の原案を示し永久に効力あらしめんとした。其の一は永久法に改正を加へんとするもの、他の一は之より遙に重要なもので非常緊急時に適用すべき規定を詳細に規定せんとするものであつた。暴動調査報告書の發行から一九一八年の末までの間に、ベンゴール政府が有名なカルカッタ高等法院判事たるビーチクロフト及び元ポンペイ高等法院判事で進歩的印度人間で著名なサア・ナライン・チャンドラヴァルカルの二人を委員とする委員會の報告書を受領したことを注意する必要がある。此の委員會は八百六名の拘禁者（内一〇〇名は一八一年發布の法律第三號の國事犯人、七〇二名は印度保安法の拘禁者、四名は印度入國取締法に觸れた拘禁者）を調査し報告する爲に任命されたものであつた。委員會は八月三十一日次の趣旨の報告書を提出した。

『吾人の研究調査の結果、一九一八年ローラット判事を首班とする暴動調査委員會の報告書に於ける結論の精確なるに深く感銘した。多くの團體が總て相連絡し相協合して共通の目的、即ち印度に於け

る陛下の政府を暴力を以て顛覆せんが爲の一箇の革命運動に形成されたのであつた。總べての箇々の事件は犯罪の人物及び行爲に就いて考へて見ても、全體の一部分として非常に密接に聯繫して居り、又箇々の事件は革命の一の繼續せる運動であつて、其の運動が根本的に絶滅せられない限りは、各部分はそれゝ生命を保つて居るものと見なければならぬ。

此の委員會は上述の如き多數の拘禁者の中から僅に六名を釋放すべきであると提議した。

一般の反対運動

一月の新法案の發表は、ローラット報告書及び其の提案に對する急進派の非難攻撃を擴大し且深刻にした。穩健派も亦其の提案に反対した。サア・ナライン・チャンドラヴァルカルすら、斯の如き種類の立法を必要としない。革命的運動は恐らく將に實現せんとしてゐる統治法改正の結果消滅するであらうと云つた。

印度立法會議開會の前後に當つて、公開の會合で演説する者及び新聞記者等は全國民に向つて、政府が斯様な法案を公布せんとするのは、暴政と壓制との驚くべき機關を建造せんとするものだと大に勸説した。マド拉斯で或る集會の席上、議長は今度政府は英國市民は何人も享有する基本権を吾人に否認するが如き立法を、然も印度人が戰争中多大の援助を與へて英國に對する其の忠誠を盡した證據

の新しき時に於て、之を提案をしたのであると言つた。又他の辯士は此の立法は犯罪を發明させる爲の計畫であると云ひ、他の辯士は政府は不滿足な統治法改革案が通過したとき、騒動が起るかも知れないで、豫め之を處理し得る様に其の準備として武装して置くのである。されど若し右の改革案が不滿足であれば一八五七年の暴動よりも一層激烈なものが起り来るであらうと言つた。

ボンベイ市で催された自治同盟の集會に於て、一辯士は提出された此の法案の條項は自由を剝奪する目的である、吾人は宜しく断乎たる手段を講じて是が法律となるを防壓しなければならぬと言つた。又カルカッタの大會で議長は、英國主權に反抗する革命派は一つもない、只專制政治に對する不満あるのみである。此の案は思考の自由すら奪はんとしてゐる。個人の自由権を悉く奪はんとしてゐるのであると演説し、又他の者は政府の行動をデリーを奪ひ市民を虐殺したナディル・シャアの行動に比し、ナディル・シャアの方は兎に角正直であつただけまだよい。然るに政府は其の暴政に於てすら正直ではないと言つた。又カルカッタの新聞紙は政府は「ジット」(敵意)に依つて眼がくらんで居るのだ『無暗矢酬』に人民を狂氣に追ひやるのだと非難した。

ラホールに於ける悲劇の序幕は、二月四日印度人協會に依つて催された抗議集會であつた。其の集會で演説をやつた人々は二箇月後に公然暴動を起して其の首領となつたのである。右の集會の演説者

の一人は印度立法會議のバンジャープの民間議員二名に對し、若しローラット法案を支持せば國家の敵と見做し必ず酬ゆる處あるべしと威嚇した。該法案を途方もない笑ひものにして大都市の無智な瞞され易い下級人民の間に流布せられた。印度政府が其の害毒の程度の甚しきを知つた時は甚だ時機が遅れて居つた。

立法會議に於けるローラット法案

印度立法會議は二月六日デリーで開會した。開會の辭として總督は該法案を採用する必要を次の如くに説明した。

『戰時中安寧秩序を維持せしめた天の重要な力は、やがて其の運用を停止するに至るべきを以て、適當なる代用物によりて之に代らしめなければならぬ。無政府主義を其の統禦と抑制より突如として解放することは到底爲し得ざるところである。既に文明諸國の各方面に現はれた總ての權威に對する反抗運動は、全く印度に觸れないで済むとは思はれぬ。而して外國には力強い不安が尚存してゐるのである。』

總督は尙、印度に於ける陛下の政府を維持せんが爲に、特別の手段が必要であるわけではない。唯一般市民の生命財産の安寧を期する爲に必要なのであるが故に、此の二法案をば『甚だ眞面目な注意

深き立法會議の考慮に』供したのであると云つた。

政府側議員たるサア・ウキリヤム・ヴィンセントが、第二法案即ち第一法案よりも重要な緊急権を附與せんとする法案を提案して、此の法案は暴動犯を目的とするものであつて、決して正當な政治運動を目的とするものでない、それは印度保安法程に廣汎なものでなく且暴動に対する以外には決して行使されないものだと説明した。尙彼は法案の條項に就いても説明を加へ且憂慮すべき理由なしに漫然企てられた立法ではない。政府は義務の觀念に依りて止むなくするに非ざれば決して人の自由を束縛するを欲しないと言つた。彼は該案を特別委員に附託することを動議し、政府が拮抗してゆくことを必要とする弊害を處置する上に、此の法案の効力を失しない限りは、どんな修正でも喜んで考慮する意思であると述べた。

二箇の修正案が動議せられた。動議提出者は該案は此の際特別委員に附託せず、やがて來らんとする統治法改革案の通過後、組織さるべき新議會に於いて考慮せしむる爲審議を延期すべしと要求した。然しながら動議提出者等は彼等の反対は案共れ自體にあることを明言し、若し強いて實施されるならば由々しき騒動を惹起するであらう。と言つた。

右の修正案は總ての印度人の民間議員に依つて支持せられた。若し該案が通過して法律となれば

『言ひ知れぬ悲惨事』を惹き起こすであらう、それは『憎悪すべく且恐怖すべき』ことであり、『法律及び正義の基本的原理に反する』ものである。政府が斯の如き種類の方策を強壓的に企圖する場合には、何等罪無き徒輩も安全であり得ない。邪惡を絶滅する爲餘りに高價を拂ふことになるかも知れない。政治上の平和は大切なものに相違ないが、間違った方法で追求されてはならぬ。故に政治的解放の満足な方法を提案するのは望ましいことである。斯かる提案があつてこそ初めて無政府主義に導かんとする一般の分団氣を治療することが出来るのである。かくの如くなれば無政府主義は法律の力を俟つまでもなく自滅し去るであらう、立法會議の民間議員は今まで新聞紙法とか、印度保安法とか壓制的法制に同意をし來つたのであるが、此の法案は承認し難い。其の理由は統治法改革案が實施され後に尙、革命陰謀が盛に活動すると云ふ事實が明かとなるに非ざれば、斯かる種類の手段には賛成なし難いのであつたと云つた。

該案は多くの官吏議員の支持を受けた。是等の議員は本當の効果は、政府は其の人民と其の忠良なる部下とを、血腥き暴動的犯罪より保護する爲適當の措置を講じなければならぬことであると言つた。明に危険は印度に迫りつゝある。危険は露西亞に於ける過激派の勝利に依つて毫も輕減されずには却つて増加された。革命運動の指導者は未だ地球上から消え去つたのではない。先頃のベンゴール立法會議に於ける議論に依りて見ても、革命運動の領袖は今尙存在して居るのみならず、機會さへあれば行動を開始しやうとして居ることが明かである。彼等の計畫は人種的憎惡の宣傳に對し、民間の人達が断然たる反対をしなかつたのに因つて増進されたのであつた。印度人の父兄は其の子弟が惡化し墮落するのを豫防する爲、國家をして有效なる手段を講ぜしむる権利があつたのである。又政府の忠良なる部下の生命及び家庭を保護する爲に、其の最善を盡すのは政府の義務であつた。此の事實は會議に於いても承認するところだ、而して今日の場合は『待て（仕方なしに）而して其の結果を見よ』といふ原則を適用すべき場合ではない。政府は眞實待つてもよろしい、然しそれは武装して萬一に對する用意をした上でなければならぬ。該案の結果に就いては途方もない大袈裟な事が今までに言へ傳へられて居る。されば該案の考慮を延引することは到底出來ない、何となれば印度保安法に代はるべき法律がなくてはならないのであるから、と説明した。印度の戰争に對する努力の賞與として可愛さうにも該案を費つたといふ議論に就いては、彼は若し秩序が維持されなかつたとすれば、此の戰争に印度が努力することは不可能であつたであらう。該案の目的物たる革命派は戰時中に英國を援助するどころか、敵と協力して陰謀を企て、聯合軍を破滅に導かん爲全力を傾注したではなかつたかと指摘した。

ベンゴール立法會議に於ける論争

修正案は印度人の民間議員全部の支持を受けたけれども遂に兩案共に破れた。此處でベンゴール立法會議に於ける近頃の論議に關して一言説明を試みたい。一九一九年一月二十一日同州立法會議の民間議員は、總ての拘禁者を即時釋放することを知事に勧告しやうと云ふ動議を提出した、此の論議中ナアヘンリー・ウキーラーは政府側として次の如くに云つた。

『吾人は如何なる障礙が課せられても、保安法の規定に基く手段に依りて、進んで行かなければならぬ十分の理由があることを、甚だ遺憾に思ふのである。革命的運動の領袖として知られた人々は尙公然現れて來てゐる。彼等は今専盛に青年等を彼等の目的に加入させて騒動を教唆するに努めて居る。暴動が暫時絶えたからと云つて、それが存在しないと思ふ者あらば夫れは大なる誤りである』と。決議案は遂に破れた。

印度政府の讓歩

政府は統治法改革案が實行されば、今日行はれて居る無政府主義的陰謀の危険を除去するに効果があるべしとの期待を以て、此の法案をば永久的のものとせずして一時的のものとして三年間限り効力を有することにしやうと企てた。此の法令の適用は革命的及び無政府主義的陰謀のみに限られることを一層明瞭にするが爲に、此の法律を『無政府主義的及び革命的犯罪に對抗』する法律案と命名し、又政府は此の法律案が作られた目的を無効にしない限り、民間議員の提出する如何なる修正をも考慮しやうと約束をした。其の約束は嚴密に實行せられ、該案は特別委員會の極めて注意深き思慮ある審査を經、詳細な點では理由ある修正を受けて本會議に戻された。斯く政府の行動は著しく妥協的であつたが、民間の印度人議員は頑強に飽くまで反対を續けたのである。

ガンヂの干渉

立法會議の形勢は右の如くであつたが、外部では急進派の領袖及び新聞記者達は猛烈なる煽動を努めた。彼等に不幸にもガンヂが加つた。ガンヂは澤山の同志の署名した誓約を新聞に送つて、縱令暴動法案が法律となつても、『斯様な法律及び今後任命される委員會が適當なりと考へて制定さるゝやうに其の他の法律を遵奉することは、禮儀正しく之を謝絶する』積りである。而して此の争に於ては『忠實に眞理に従ふべく、生命、身體或は財産に對して暴力を加ふるが如きは決してしない』と言つた。が然し穩健派としては是はあまり行き過ぎて居た。穩健派の大新聞は直に、其の誓約に含まるゝ原則は極めて危險であつて、遂には如何な結果となるかわからぬと指摘し、又三月十五日穩健派の領袖達はデリーで消極的抵抗に賛成しないといふ旨を發表した。然しがんぢ一派はそれでも暴動法案に對する態度を變更せず急進派の運動は依然として繼續した。

帝國立法會議に於ける最後の論争

話を立法會議に戻さう。

政府側議員は今度は永久法の一部となるべき小法案を提出することにした。それは永久法の改正の審議を延期せんが爲である。主要法案（緊急法案）に關する論争は三月十二日に始まり十八日に終つた。多くの修正案が提出せられ、演説も盛に行はれ、烈しき論議を経て法案は漸く通過して法律となつた。此等の演説中再び殆ど恐嚇的に騒擾を免れずとの豫言はれ、印度人民間議員全部は法案に反対した。彼等の反対論は二箇の基本的觀念から成立つてゐる。第一は個人の自由を束縛し裁判を経ずして拘禁せんとするもので、英國政府は本國にて敢て試みるを欲せざる事を我が印度に於て爲さんとするものであるといふのであつた。第二は警察官及び執行官には法案に依つて與へられる権限を託すするだけの信用が置けないと、いふのであつた。第一に對する辯明はかうである。英國は地域狹少にして交通機關は完備し、加ふるに住民は皆同種属の社會なるに反し、龐大なる印度大陸に居住する大群衆の人民は、其の使用する言語は複雑であり且其の大多數の者は今尙無智甚だ嘴され易いのであつて、兩者は大に其の趣を異にして居る。英國では陰謀者が強盜脅迫の團體を組織し、巧に官憲の眼を掠めて久しうに亘りて暴威を振ふといふやうなことは不可能であるが、ベンゴールでは斯の如き事が行はれ、他

州に於て活動を企てたのである。然し若し英國で斯かる種類の事が企てられ、證人が威嚇せられ警官が射殺せられて通常の法律が効力を有ふに至つたならば、目下會議に提出せられた法案の如き、否之より一層峻烈なるものが採用されるであらう。斯くの如く英國と印度とは事情を異にして居るに拘らず、印度事務大臣及び印度政府はかかる法案の提出に對しては、非常なる躊躇をしたのである。此の法案が考慮されたのは實に萬止むを得ざる必要に迫られたが故である。

第二の議論に就いてはかう言つた。前年ベンゴールで國事犯として禁錮或は拘留に處せられた八百名の内、最も優秀な才幹ある判事等の調査の結果、僅に六名が釋放せらるべきものと勧告されたと云ふ事實がある。此の法案の條項に依るに監禁の場合には、民間の人士が常に調査委員となることになつて居るのに觀ても、將來は特別の用心を以て誤謬を防がんとしてゐるのが明瞭である。ビーチクロフト・チャンドラ・アルカル報告書には、革命事件に於ける警官の用意周到なる仕事に就いて著しき例證を擧げて居る。該報告書の説明に依ると、革命的犯罪は其の行動が集合的且繼續的である。從つて警察官の仕事に不正の行はれる危険は、革命犯よりは却つて日常の犯罪の方が多い。州政府及び其の執行官吏に附與せられる職權は、最高政府が特別の告示を爲した場合に限り行使されるのであるから、最も慎重な用意を以て運用されるのであつて、然かも猛烈な敵意を含める批評を浴びる覺悟で、

極めて細心な態度を以て使用せられる筈だから、十分に安心して可なりだ。

討論の終結に際して政府側の議員は、消極的抵抗運動の實現せざらんことを熱心に希望した。政府がかかる運動に屈服するには其の權威を捨てることであつて到底できないことだ。ウキリヤム・ヴァンセントはガンヂの宣言を論難した穩健派領袖に感謝の意を表し、其の結論として曰く、

『閣下余は今や殆ど言ひ盡したと思ふが、一二言附加して置きたい。此の立法に於ける政府の良心は極めて明瞭である。吾人は正しき事を爲しつゝあるといふ根強き信念より働いて居るのである。吾人は眞に恐るべき危險であると信するものに對抗せんが爲に此の法律を提案したのである。吾人は此の法律に依つて、或は起ることあるべき不正を出來得るだけ防止せんが爲に、此の法律には多くの權利保護の規定を與へ置いたのである。本會議の多くの議員諸君は衷心に於て危險は何であるか、及び此の地方に於ける平和の住民に對し、其の危險が如何に恐るべきものであるかは御承知の事であると、余は信じて居る。が唯遺憾に思ふのは、此の法律の必要な所以を多くの名譽ある議員諸君に感應せしむることの出來なかつた點である。而して此の事は今が説明に於ける何かの缺點又は不十分に負ふのであるかも知れぬと感するが故に、尙更遺憾に思ふのである』と。

騒擾起る

暴動調査委員會報告書の示す如く、ベンガールに於ける革命團體を膨脹せしめ其の行動を容易ならしめた雰圍氣は、新聞紙其の他の刊行物が不斷に英國統治の專横を鳴らし、其の災なる所以を高調しつゝあつたので醸成されたものであつた。革命新聞「ユーガンタル」紙の狡猾な記者等は、既に十三年前に、革命運動に勢を添える爲には（彼等の言葉其の儘を使用すれば）『壓制者の性質を明瞭に描寫して之を一般人民に示さなければならぬ』と認めて居つた。而して暴力團體の領袖等は常に彼等の發行する出版物からは勿論、普通の新聞紙からも彼等の得らるゝ限りの資料を漁る事に、細心の注意を拂つて居つた。有名な革命のバンフレットに、或る大革命團體の外國部は新兵に教練が重要なが如く、革命には新聞紙の研究が重要であると主張すると説いて居る。

印度立法會議の内外に於ける暴動法案に對する論難罵詈は、又其の法案の適用範囲及び意義が廣く誤り傳へられたことと相俟つて、英政府の敵に素晴らしい機會を與へたのは疑を容れない。其の機會が利用せられた方法について、ラホールの暴徒を裁判した裁判所の判決文中に明確な説明を與へたものがあるから引用して見よう。

『若しローラット法案が法律となつたならば、濫用され勝ちのものだと信じて居た者は少々あつたかも知れないが、印度立法會議の演説及び新聞紙の宣傳に依つて此の法案に反対するに至つた者は、蓋し

随分座山の數に上つたことは疑ひない、然し都會人の大多數は新聞を讀まないから、何かの方法で彼等を教育するに非ざれば、該法案に對する反対は勿論其の存在すらも全く知らないで居たであらう……教育ある人々も多少はあるけれども、其の人々すら此の法案を讀んだり又は自分で考慮したりした者があるとは思へぬ。それ故に世上に流布された偽報又は誤報の全部又は一部を、訂正しやうと力むるやうな者は到底居らなかつた。成る程ラホールの或る集會でゴーカル・チャンドが二法案に對して法律上及び學術上の反対の理由を擧げたことはあつたが、其の會合に出たのは法律上の議論を聞く爲に行つたのではなかつたし、又實際其の議論を頭に入れて歸つた者もなかつた。一般に彼等の知つたことは、印度全體が反対して居るにも拘はらず、特に印度教徒の守護であり回教徒の先達であると信じて居るガンデと呼ぶ聖人の反対するにも拘はらず、外國政府が最も身分低き各個人の自由を脅かす極めて殘酷な法律を通過せんと努め、而して遂に之を通過させたと云ふことである。斯様であるが故に、總ての階級と總ての宗教とが相聯合して政府に衝るに非ざれば、將に切迫せんとする危険を避ける望は少しちない。此の説は群衆煽動家の巧妙なる技術で、其の調子を強められたのである。尚是等の煽動家は群衆に向つて、政府は吾人の忠誠と犠牲とに酬ゆるに暴政を以てしたのだと云ひ、政府を罵倒するに全力を傾注した……たとへ罪のないものでも悉く警察官の認定次第で逮捕せられ、裁判を行はずむべきものであつた。

して處罰せられるし、又三四人以上の集會は禁止せられるのみならず、婦人小兒すら甚だ不可思議な方法で苦しめられるのだといふことは、一般に信せられたのであつた。

斯くの如く用意周到な準備が行はれ、何處かで騒動が起りさうであつた間にガンデは弟子を指揮して三月三十日に一般商店を閉鎖し商業を中止すべきことを宣言し、其の後日取は四月六日に變更せられたが、三月三十日に最初の悲劇が起り、夫れから續々と引き續いて事件が持ち上つた。其の性質及び結果はミュニーニー叛亂以來印度に起つた事件の如何なるものに比較しても、印度にとつてより悲しまべきものであつた。

デリーの騒擾

帝國政府の首都をカルカッタよりデリーに移した結果はよいとは云へなかつた。即ち總督及び立法行政兩會議議員等は、世界的の半歐洲化した大都市を去つて、比較的小さい無智にして文化の遅れた變化の乏しい人達の中に、居住してなければならなかつた。カルカッタでは假令住民の一部分が不満を抱いて騒動を起すとも、他の部分は之に動かさることもなく平衡が常に保たれたが、デリーは荒唐無稽の説を以て容易に瞞される人々から成り立つ町であつた。デリーの市民は近頃の論争に注意を拂つて居り、其の後に起つた事件から印象を強められ深き注意を拂ふやうになつた。

立法會議が解散し印度政府の主腦者がデリーを去つたのは三月三十日で、恰も其の朝各商店は暴動法案の通過に對する反抗を表はす爲一齊に閉鎖し、開店した商人は閉店するやう強迫された。群衆は街路で車夫を説き付けて車を持ち歸らしめ、乗客を歩行させた。午後一時半頃になつて群衆は鐵道停車場の外側に集合し、中には構内に這入つて、驛夫が三等乗客に食物を運んで居るのを妨害せんと試み、驛夫に向つて「ハルタル」(仕事中止)を承認すべきことを告げ、驛夫が之を拒絶するや驛夫を襲撃した。襲撃者二人は直に逮捕せられたが、暴徒は之を取り戻さん爲驛構内に侵入したので、警察官と軍隊とで驛から暴徒を一掃した。英歩兵の一小部隊が兵營から驛に駆けつけ、石瓦を投げる暴徒を追ひ散らした。然しそを解散させるのは困難であつた。そこで遂に區裁判所判事及び警察官並に兵隊の指揮者であつた警察署長は斷乎たる手段を、此の上躊躇するは一層重大なる結果に導くのであると考へ、發砲を許した。二發の發砲で二人の暴徒が倒れ暴徒は四散したが、やがて盛に警察官及び英歩兵の小部隊に向つて投石を始めたので、再び發砲を餘儀なくされ其の結果八名は殺され十二三名が負傷した。三日の後虐殺を煽動するポスターが市内に掲げられてゐるのが發見せられ、商店は數日間閉鎖を續け、鐵道の運輸も亦妨害せられた。

アーメダバード、ボンベイ及びカルカツタの情勢

此の椿事は印度の他の各都市に於ける騷動の序幕を爲したものであつた。ガンヂはデリー訪問を爲さんとしたが、途中で逮捕せられボンベイに引き戻された。蓋し彼はボンベイ管轄区内に止まることを命ぜられてゐたのであつた。彼の逮捕の報一度傳はるや、彼の勢力が特に強く影響して居るアーメダバードに於ける工場の職工等の間に、盛な騷動が持ち上つた。是等の職工等より成る一揆は役所に火を放ち之を焼き拂ひ、電信線を絶ち、歐洲人を襲撃し、警部を殺した。其の附近では軍隊を乗せた軍用列車は脱線し、ヴィランガウムの町では印度人官吏が石油で焼かれた。ボンベイではガンヂ委員會は當分の間、印刷物を禁止する法律及び新聞紙の登記に關する法律は、服従しなくてよろしいと公告した。禁止せられた印刷物が販賣せられたが暴動は起らなかつた。カルカツタの暴動では警察官の死亡及び負傷があつた。然し是等は皆忽ち終了して、ベンゴール以外には騷動は起らなかつた。實にベンゴールは暴動立法の主なる原因であつて、若し此の州がなければかかる法律は立案さるゝに及ばなかつたであらう。

バンチャブの暴動

然るに非常に廣範な且慘憺たる出来事がバンチャブに起つた。バンチャブの人口の五割五分が回教徒、三割三分が印度教徒、一割一分がシーカ教徒である。其の内シーカ教徒が最も勇敢で大戰中に、人

口から云へば百分の一に足らないのに、印度帝國の全軍隊の六分の一以上もシーカ教徒から出てゐた。暴動調査委員會の報告書には、一九〇七年に知識階級の煽動者がバンチャップに暴動を挑發した方法を書いてゐる。其の年其處の知事は印度政府に報告して、二三の都市では盛に反英宣傳が公然と巧妙に行はれて居る。州の首都ラホールに於いて宣傳が猛烈に行はれ、其の結果一般の情勢は重大な不安を感じしめたと云ひ、尙領袖の内には暴力に依るか、又は人民全體の消極的抵抗に依るか、いづれかで英人を國外に又は權力より驅逐し去らんと企て、努めて濃厚なる人種的情惡を惹き起さしめ、以て政府の諸機關までも停止させるに至つたと言つた。

一九〇七年には地方政府の人々は殆ど何もしなかつたが、それは恰も蛇は殺さないで傷けたやうなものだ。一九〇九年にはラホールで夥しき暴動的印刷物が發行され、之に對する防衛手段を必要ならしめ、一九一三年には爆弾騒動が企てられ、又同年ラホールの回教徒新聞記者はカウンボールの宗教的一揆に關して反逆的煽動的の論説を掲げるに至つた。一九一四年には土耳其總領事がラホールに來り、土耳其赤十字社基本金として印度回教徒が贈つた寄附金に對する感謝の印として、土帝の命に依り絨縑を回教の寺院に寄贈し、二週間後には土耳其醫師が來た。

歐洲戰爭の初期、米國から歸來した移民のシーカ教徒が數多の暴行をやつた。そしてポンベイ管轄區に屬する印度教徒やベンガールの有名な革命派と協力して、バンチャップ其の他の諸州の都市で一齊に暴動を起こす計畫が企てられた。アムリツツア及びラホールは此の陰謀の策源地であつた。此の暴動が若しバンチャップ官憲の警戒と努力とで發見されず破られなかつたならば、一九一五年二月には云ふべからざる災難を印度に齎した筈であつた。暴動調査委員會の報告には、知事サア・ミカエル・オドニアが斷乎として其の陰謀を妨げ、地方の無政府無法律狀態に陥らんとしたのを教ひ、以て英國の危機存亡の秋に際し、恢復し難き損害を英國に與へなかつた顛末を詳細に書いて居る。それ以來バンチャップでは平穏無事で、其の州から英帝國の戰線に加つた軍人は著しい程澤山であつた。そこで州政府は十分に安全なりと考へて多數の拘禁者を釋放した。併し暴動調査委員會の調査の際、シーカ教徒の一官吏が證人として「革命思想を持つて印度に歸つて來た人は數千人もあるが、吾々が確な情報を得た者だけが拘禁され又は制縛されたのである。大半は全く自由の身だ」と言つたが確にさうであつたらう。バンチャップに住む多くの人々は思想と行動との間隔が少い。煽動的な雄辯を聞くと直に騒動に移るのである。一九一九年三月、恰も不幸にも彼等は不作になんで居た。物價は大に騰貴し、町々は經濟的不満に満されて居り、狂氣じみた回教徒の下層民間に、土耳其に不公平なる待遇が與へられたとの評判が盛に流布された。政府の敵に取つては、又一つ新理由が出來たとして機會は好都合であつた

のみならず、今度の大戦で英國は衰弱甚しく、既に力盡きたと廣く信じられたのである。其の後起つた暴動の指導者の二人は、大聲に英國統治は既に終れりと叫んだ。此の種の思想の流布を證明する證據は外にも深山ある。同年四月忠誠な一回教紳士が新聞に寄せた手紙に、當時の形勢をよく説明して居る。

『余は何も知らない無學な商人や隣人から絶えず色々の話をきいたり、報告を受けたりして非常なる苦痛と困却とを感じて居る。彼等の話や報告と云ふのは政府が近頃通過させた法案に依ると、人が市場や店頭で四人ばかり集つて話をして居るとか又は立つて居ると、警察官は之を逮捕する権限があるさうな。だから此の種の立法に反対する印として「ハルタル」(同盟休業)をやるのだと、所謂物識りの指導者が説き聞かせてゐると云ふのである。かゝる途方もない報告及び眞赤な欺瞞が實に巧妙に流布されて居るが、これは近頃法律として施行されたローラット法を指して居ることは明瞭である。無教育の人間は、どんなに政治に心掛けて居ても、ローラット法は四五人の人數が住つて居る家なら何處の家にでも侵入するとか、四五人の人數が市場又は店頭に集つて居ると、之を逮捕するの權限が警察官に在るといふやうな法律である、としか當分は分るまい。然らば此の種の欺瞞及び有害なる誤報については一體誰に責任があるのか、又何故に斯様な欺瞞誤報が斯くも自由に分別もなく爲されるのであるか。』

後者に對する答は簡単明瞭である。曰く、ガンヂが本月六日の日曜日には、總ての商店は店を閉ぢて總ての商取引は中止せよとのメッセージを出したからだ。惡運の神の皮肉な仕業で、此の忠誠な何も不足なき此の州(彼等の言を借りて言へば此の急進派の州)の代言人であると自惚れて居る是等の政治屋達は、ガンヂ流儀の示威運動を、其の命ぜられた日に實行しなければならぬ。若し實行しないとすれば、他の人々に對する自分の詐判が失墜するであらうと思つてゐるのだ、其處で彼等は定めの日に其の州内で同盟休業を行ふに決し、而して此の事を行ふ爲に、何も知らぬ無智の輩の間に此の種の有害な報告を流布して之を煽動するのである。然るに彼等自身は後方に隠れてかて目に止まるやうな前方へは決して出て來ない。此の州内の是等の政治家の内幾何の人がガンヂと誓を立たか、而して若し彼等が誓て居ないならば——恐らくは誓を立てて居ないであらう。何故なればガンヂの宣傳は政治的自由ある人民の歴史上實行した運動の内の最も辻褄の合はぬものであるから——何故に彼等はかかる虚偽の事實、無根の誤報を以て無智の商人や車夫馬丁の徒を誤り導くのであるか。又是等の人々を犠牲として、虛偽な外見のみの示威運動をやるのであるか。パンチャブの政治家にして若しもローラット法が、馬鹿な公衆に向つて言はれて居るが如きものでは決してないと信するならば——如何なる人士も正氣あらば余の言を否定する勇氣はあるまい、又左程に不公平な者もあるまいと余は固く信ずるの

である——然らば何故にガンダの騒動に都合よく流布されて居る此の有害なる風評に、斷然立つて反対し公々然と其の州の爲且自己の良心の爲、盡すことを義務だと思はないのであるか。

『此の州の政治に對してはそれだけ言つて置く。余は尙我國の平和及び秩序的の發展に重大なる關係を有する人達で、虚偽の活動者と同様に政治上の意見を述ぶる權利を有する人達に向つて、一言を費やしたい。何故に夫れ等の人々は腕を挙いて座視して居るのか。彼等をして義務の念に目醒めしむる場面を唯消極的に傍観して居るのであるか。誤解する勿れ、消極的抵抗は積極的抵抗であることを。而して之を非難するには、公然の革命を非難するのと同等の力を以てせねばならぬ。余はそれ故に此の國の總ての公の團體に向つて、此の機会に於て彼等の最高の義務たる仕事に直に着手し、英國の法律に直接反抗することを躊躇なく非議せんことを訴ふるものである。英國法律は之に從ふに依りて純眞の正義と自由とが得られるものである』と。

四月六日はガンダに依つて定められた日で、ラホールでは完全に營業が停止され、行列は禁止されたが、群集は追々と集まり、遂には統禦し難きまでにならんとする形勢であつた。廣告せられた集合は催され、多數の辯士は演説をやつた。官憲は注意深く形勢を監視して居たが、騒動は遂に起らなかつた。七日に至つて營業は開始され、九日には印度教徒の宗教的行列が行はれ、印度教徒と回教徒との

融合を主張する演説が行はれた。十日午後になつてアムリツア市の騒動及び歐洲人殺害の報が傳はり、ガンダ逮捕の事も亦傳つた。此處に於いて新に營業停止が始まり、商店が自ら好んでではないが閉鎖した。ピラ及びボスターは配付せられ、群集は一般的閉鎖を唱導した。夕方に至つて大群集の暴徒は、歐洲人居住區域に侵入せんとして電信局を破壊したが、銃火に依りて漸く追ひ散らされた。十日の朝、印度教徒の大會が有名な回教徒寺院で催された。是は全く前例なき事で後に至りて甚だしく回教徒の怒を招いた。大會解散後、群集は無秩序の放埒な暴徒と化して市街を練り歩いて、種々の叫聲を擧げた。十二日には又々發砲を以て解散させる程の暴徒が起つた。そして商店は尙閉鎖の状態を續け、全市に戒嚴令が布かれて初めて商店は開店するに至つた。

アムリツアの騒動はパンチャヤブに比すると尙烈しかつた。其の暴動の煽動者として二人の辯護士が十日朝地方政府の命令で追放に處せられた。此の事が傳はるや直に營業停止が宣言され、暴徒は集つて市内に入り電信局を破壊した。暴徒が歸來するのを漸く發砲で喰ひ止めた。暴徒の一部は鐵道の倉庫に至り歐洲人の番人を殺し、市中では國民銀行に到り監督の英人支店長を殺し、火を放ち掠奪をし、又他の銀行を襲ひ其の代理人を殺し、公會堂及び印度基督教會堂を焼き拂ひ、其の他の建築物を襲ひ、歐洲人を襲撃した。若し忠誠な印度人等が之を阻止しなかつたならば、暴徒は恐らく一層烈

しい害を働いたことであらう。彼等は電信線を切断し鐵道を破壊した、其の後市内は稍秩序を恢復したが、市外の田舎は甚だ騒がしかつた。十三日アムリツツアで戒厳令で禁止されたにも拘はらず、集會が催され大群衆が之に參加した。此の集會は銃火に依りて解散させられ、三百七十餘名の即死者及び之に數倍する負傷者を出した。是れ當時の軍指揮官ダイヤ將軍の命令に基く發砲であつて、婦人小児の無辜の者も多く難を蒙つた。有名なるパンチャブ事件とは之を言ふのである。附近のカスルでは十二日に當日及び其の前の前演説で煽動されて居た暴徒が、鐵道停車場に侵入し狼藉を極め驛に到着した列車を襲ひ、二名の准士官を殺害し、尙二人の武官と軍曹とを傷け、歐人の鐵道從業員夫妻及び乗客を襲撃し、郵便局裁判所を焼き拂つたが遂に警察官の發砲の爲に解散した。被告人を取調べた裁判所では、其の中で二人の被告が鐵道從業員及び其の妻子に對し慈悲を示したといつたが、此の事は會計検査員たりし、カーラル・アド・デインと云ふ印度紳士の干涉の爲であつた。

戒嚴令は十五日ラホール及びアムリツアで布告せられたが、附近の町及び村落には既に秩序が破壊されて居つたのであつた。到る處電信線は切断せられ鐵道線路は破壊された。二つの教會堂は焼き拂はれ、官有財產は襲撃を蒙り歐洲人は襲はれた。十七日には戒嚴令は四區に亘りて整然と行はるゝに至つた。後其の範囲が擴大せられ、そして追々と秩序が恢復した。四月十日より十七日に至るまで

鐵道及び電信系統は幾度も組織的襲撃の標的となつた。鐵道の同盟龍業が單獨に計畫せられ、軍隊輸送の二列車が脱線した。其の一の場合には死者もあつた。騒擾中に停車場の襲撃せられたもの甚だ多く全然破壊されたものもあつた。

騒擾の範囲及び性質

印度の地圖を一瞥すると此等の騒動で甚だしく被害のあつたのは、パンチャブ州だけであることがわかる。勿論他の州の二三の都市にも暴徒は起つたけれども、其の被害はたいした事はなかつた。此等の暴動の中で、最も重大であつたのはアーメダバッドに於けるものであつた。暴動法の條項について途方もない思想が、到る處に流布されて居たから全印度の町に、此の法律に反対する集會が盛に催された。が此等の集會も大部分は害もなく解散した、蓋し此等の集會は暴動を煽動する腹を持たぬ人達が主催者であつたからである。

ハンガリヤの騒動は其の性質がナレバナレバして勃發した暴動に而して居る。唯一層範囲が廣く、且烈しかつたのみだ。どの範圍まで此の暴動が細密の注意を以て計畫された結果であるかは、秩序破壊委員會の調査に俟たねば分らぬ。が新聞紙は露國過激派の惡意ある教唆であると言つて居る。然しそんなことを餘り深く探索しなくともよからう。只吾人の知るべきは實際に發火した時は既に燃え易い

材料が蒐集されて居つた事である。

暴動の範囲は印度全面積に比較すれば極めて狭少ではあるが、此の火災は重大なる性質のものであつて、若し速に之を消し止めなければどんな結果を惹き起すかわからぬものであつた。只極めて急速に戒嚴令を布いたことのみが、極度に重大な形勢に展開するのを救つたものと思はれる。事態斯くの如きに拘はらず、騒動はアフガニスタンよりの侵入を誘發して大なる悲劇を惹起した。

暴徒は主として鐵道沿線の都市及び村落の下層民と無賴漢とより成り立ち、尙學生も交つて居た。何れも皆政治的煽動者に動されたのであつた。此の危急の秋に當り、誠心誠意英人側に立つた印度人があつたらうかは重要な問題である。

英人の味方

パンチャブ政府は其の右力は援助を何れに求めたかと云へば、印度藩王と印度軍隊及び警察官に求め得たのであつた。是等の人達は大戰中現はした確固たる忠誠の評判を、此の際に於ても取て失墜することはなかつたのであつた。

地主等も亦概して官憲の味方をした。彼等の態度は一般に忠誠であつた。サア・ミカエル・オドイアの語を借りて曰へば、『シーケ紳士、シーケ兵士及びシーケ農民は身を以て襲撃せられた英國婦人を救ひ、或は危險に瀕した他の人々を安全なる場所に導き或は傷ける英兵をば救助したのである』。之と同様に活動した印度人も他にあつた。

ラホールの穩健派の政治家は騒動勃發後、全力を擧げて政府を援助したが暴動法の趣意と條項とについて前に永く流布されて居た有害な荒唐無稽の説を、辯解することは努力しなかつたやうだ。

穩健派の態度

此の悲しむべき事件の進展に關する重大な意義を考ふるに、一九一八年九月より一九一九年五月に至るまで、暴動立法及び夫れに續いて惹起した暴動に對する穩健派の態度は、簡単に批評する價値がある。

暴動調査委員會報告書が一九一八年九月初めて印度立法會議に提出された時、民間議員は全部一團となつて、十分な證據に基いてゐる事實の摘發として夫を受理し、公平な道理ある精神で委員會の推薦を審議する考へであつたらしかつた。彼等は當時政府が委員會の推薦に基いて行動することは、大戰に印度が參加したことを英國が感謝して居ない意味だとは少しも考へなかつた。極めて小部分の人々

が計畫し實行して居る有害危險な犯罪を、抑壓する爲有効適切なる手段を講ずるのは、幾萬人の忠誠勇敢な奉仕と、一般印度人の忠誠なる態度とを認識することが出來ない證據だとは、當時彼等の頭には浮んで來なかつたのであつた。此の假想的の聯想は、外部の壓迫と新聞の妄論とより生れ來つた最も不幸な考であつた。九月の論争の後、政府は即時此の案を法律とするのが、如何なる方面より見ても頗る望ましいものであると考ふべき十分の理由があつた。而して其の案を提出して全員一致の反対に遭遇した時と雖も、政府は實際上の屈從とならざる限り、出来るだけの讓歩に依つて反対者中の穩健派分子の支持を得ることが出来るであらうと、希望したのは無理もないことであつた。

之を爲さんがあつた。政府は責任上此の案を抛棄することは出来ない。若し政府が此の法案を棄てたとすれば、教育ある印度青年を破滅の勢力より救ふべき義務、又は何等咎むべき科なき人民及び忠誠なる官吏の生命と財産とを保護すべき義務を回避することとなるのである。又政府は最も烈しい無法な一部分の政見に脅迫されて、印度の將來を棄て、顧みないこととなるのである。立法會議に臨める穩健派の領袖等が、此の事を明確に認め得なかつたのは想像の出來ないことである。彼等はベンガールに於ける實狀はよく心得て居つた。而して又彼等は政府が進歩せる改革案の着手と努力とに依り、穩健派に對し協力一致を要求して居り、彼等も出来るだけの援助を政府に與へること

とが、絶對必要であることもよく心得て居つた。又彼等は革命的陰謀に拮抗する爲に、政治的援助を政府に與ふるを欲するは勿論のことと、チャルムスフォード卿及び其の顧問等が、其の革命的陰謀に對する闘争を開始する最初から、穩健派との一致協同を確實にする爲に大に努力して居つたといふことも穩健派は知つて居つた。高き姓階に屬する二人の印度教徒が（内一人は國民議會の議員である）暴動調査委員會の僅か五人の委員中の委員に任命せられた。其の委員會の報告は全く既知の事項を完全に説明したに過ぎない。绝望的の病氣には有効なる豫防藥と共に『政治的解放の満足なる方法』を採用することが必要である。之を要するに、穩健派の領袖等は決して量見違ひをして居たのではないのは疑ふ餘地はない、又人種的憎悪心に由りて盲目的になつて居たのでも明である。

彼等はガンダの行動は直に之を非難したけれども、他の點に於ては概して消極的であつた。暴動法案の趣意内容に關して、一般に流布されて居た虚偽の印象を訂正する爲に、彼等は何もしなかつたのみならず、彼等が其の法案に説き及ぼすや必ず之を罵詈した。暴動が勃發した時、彼等は之を批難したが、其の主力を政府が用ひた暴徒彈壓の手段を攻撃することに傾注した。即ち戒嚴令は撤回せざる可らず暴動法令は廢止せざるべからず、輿論に服従するの政策を直に採用せざるべからずと。一月以來彼等は世の風潮に屈從して丁ひ、印度が將來必ず遭遇すべき困難に對して勇敢に拮抗し、其の能力

に對する信賴を厚うするが如き活動をしなかつた。彼等がかかる方法をとりて進むに非れば、ベンゴール宣言中に述べられた如く、柔順にして教育あり且沈黙せるも大に重きをなす大衆を、實際的政治に參加せしめることは出來ないであらう。印度政界に於ては善にあれ惡にあれ何れにしても、唯堅忍不拔な先導者のみが勝利を得るのである。但し穩健派の一人がデリーの集會で、革命的犯罪の豫防に關し勇敢に陳述したことがあつた。前述のベンゴール立法會議の一月の論争に於て暴動調査委員たりしミッタは言つた。

『此等の殺人強盜は起つたが、印度保安法のもとに斷乎たる處置を探るに及んで、直に止んでしまつた。余は今茲で印度保安法の形を變へたものが、必要であるとか必要でないとかといふ問題を論じたくはない。本會議の特別の問題は、此等の人々を釋放すべきか否かを論議することである。若し此の國の普遍の法律が斯くの如き犯罪を取締るに不十分であるならば、若し印度保安法に定むる如き特別權限が社會の恥辱たる犯罪——愛國心ある印度人は誰れも之を遺憾とは思はぬ者はない——を真に撲滅したのであるならば、又若し印度保安法が大なる程度まで此等の犯罪を撲滅したと云ふならば、然らば責任ある公人が、如何にしてかゝる行爲の結果を無効ならしめ、斯かる斷乎たる處置を探らなかつた前の無政府の狀態に引き戻さんとするが如き案を出すことが出來やうか。吾人は我が人民及び吾等

自身に對し責任を負ふものであるといふ、尊敬すべき動議提出者の意見に余は全然同意するものである。余は唯其の責任の感が、吾人をして何等咎なき民衆が撃ち殺されるのを防ぎ、勉強して金を儲けた者が掠奪されないやうに保護するのが、吾人の義務なることを思はしむることである。夫れは恩赦又は慈悲の問題ではなくて、社會の必要な問題である。若し社會の必要が社會に取つて癌に過ぎないところの或種の人間を、特別の方法で取扱はなければならぬとするならば、左様な方法で彼等を取扱ふのは社會の爲に必要である。余は、若し吾人が吾人の責任を實現すべきであるならば、又若し統治法改革案が眞實に我が國の將來の繁榮に對して考へらるならば、此の動議提出者と同一の位置に居る紳士諸君が、余の説くところの義務の標準に達せられんことを切望して竭まないものである』と、

穩健派は印度議會でも之と同じ精神で行動し、此の法律が印度の忠誠な人民を侮辱するものだと云ふやうな色眼鏡的の言動はなかつた。されば過激派もアフガン侵入者も、印度は革命犯罪防止の新法律に全國一致で反対してゐるなどと偽ることは出來なかつた。印度政府は好意ある印度人の支持を受け得たので、政府を支持することに迷惑を感じたのは、例の自治運動に熱心な一派だけであつた。

(以上各項ロヴィエットに據る)

國民議會の非協同運動

パンジャブ事件の影響は重大であつた。其の頃、印度の物價は依然として高く、物資の不足感なるに加へて、流行病猖獗を極め、爲に民衆生活に極度の脅威を感じてゐた。剩へ所得税は増加されて來たから人心は益動搖した。而も印度人が演説に文章に不満を訴へんとすれば、當局はローラット法を以て言論集合の自由を抑壓したので、民心は日に日に悪化し行くのみであつた、斯かる折柄突發したのがパンジャブ事件である。斯うなつてはガンダの熱血は沸ざらざるを得ない。決然立つて反英運動を起すに至つたのである。

まづパンジャブ事件の真相を發表するの要ありとして、ガンダの牛耳を執る國民議會は一九二〇年三月二十五日事件の顛末書を公にして、パンジャブ官憲の非違を糾弾し、戒嚴令公布の不當をば痛烈に批難した。それから六月一日には國民議會執行委員會の組織を行ひ、印度總督に最後的通牒を送り、八月一日を期して、事件の責任者の處分を迫り、若し聞かれざるに於いては、印度人中官職共の他の肩書を有するものは悉く之を辭するに決したが、之に對する總督の態度は、國民議會派の人々に満足を與ふるに足らなかつたので、同九月カルカッタに於ける特別大會に決議案を提出して之を可決し、更に十二月ナグアルの大會で再確證を得たのである。此の決議は即ち印度國民議會が、始めて英國政府に對して非協同を宣言し、且スマラジを決行するの餘儀なきを公表したので、實に英國政府に

對する宣戰布告を見るべきもので、其の要旨はかうである。

一 土耳古問題に關し、英國首相が前言を食み、土耳其に對して苛酷の行爲を爲せるは、印度に於ける回教徒の面目を毀損するの甚しきもので、印度にある非回教徒はあらゆる合法的方法を以て回教徒の宗教的災厄を除去するのを、正に其の義務なりと信じてゐる。

二 パンジャブ事件に關し、印度政府並に英國政府が同地良民の保護を懈り、而も之を虐殺した將校を處分せず、却て之を賞讃したのみならず、同事件發生に責任を有するサア・オドニアの功を賞し、且英國上院に於ける討議に徴すれば同上院はパンジャブ住民の不幸に對して些の同情なく、又最近印度總督の言動は土耳其問題及びパンジャブ事件に就いて毫も悔悛の狀の認むべきものなし。

三 以上二箇の非違を匡すに非ざれば、到底印度に満足を與ふる能はず、而して將來印度人の榮譽を擁護し、再び右の如き非違を重ねるを防ぐ唯一の method は、自治の樹立を指して他に途なし、以上二項の決定を見るまで、次の如き非暴力非協同政策を執るべきこと。

- (イ) 政府の官職又は肩書を拋棄し、地方議會の議席を辭すること。
- (ロ) 政府の接見、引見其の他の公式非公式の儀式には一切出席せざること。

(ア) 政府の直轄又は補助を受くる學校より漸次生徒を退學せしめ、別に各州に印度人の學校を設立すること。

(イ) 英國法廷を漸次ボイコットし私人間の争議解決は私設和解裁判所を通じて之を行ふこと。

(ホ) 軍人文官及び勞働階級はメンボタミアの軍務に服することを拒絶すること。

(ヘ) 新議會の議員候補者は其の立候補を撤去し又選舉人は印度國民議會の勧告を蔑視する如き候補者に一切投票せざること。

(ト) 外國品のボイコットと共に各家庭に於いて紡績手車を奨励し古代印度の紡織業復活に努むること。

ナグブル大會では此の非協同決議の外尙注目すべき決議を通過した。それは印度國民議會の組織に一大革新を加へ、同會憲法第一條を修正して『印度國民議會はあらゆる合法的にして且平和的なる手段に訴へ印度人の自治達成を目的とする』と明記し、大に同會の門戸を開放し印度教徒たると回教徒たるとを問はず、穩健派たると急進派たるとの別なく、又普通階級特別階級の如何に拘らず、一切の差別を撤廢して何人も之に參與することを許し、茲に國民議會の新生面を展開したのである。

以上の決議に所謂自治とは何を意味するかは明瞭でないが、一九二二年一月九日の『ヤングインデ

ア』紙上にガンヂの書いたところに依ると、彼の意見は、スマラジとは完全な自治領制を意味し、其の憲法は印度國民議會の憲法の條項に依り、正當に選舉された代表をして制定に當らしめ、斯くて制定された憲法は英國政府の承認を経ずして有效とするのだといふのである。

尙此の大會で決議した事項の中には宣傳地方委員の設定、チラツク基金一千萬ルピーの募集、義勇團の組織、禁酒運動等があつた。此の義勇團は議會の會費徵集の任に當り、又排酒運動の方法として酒舗の周圍を警戒して客の之に近づくを防がしめた、ところが漸次義勇團員が暴威を振ふに至り、學生の登校を妨害し、商店の閉鎖を強要し、又農村で暴れ廻つたりした。遂には店舗を襲撃し放火殺人を犯し各地に示威的暴動が行はるゝに至り、一九二一年十一月十七日英國皇太子ポンベイ上陸の際の如き市内諸所に暴動が起り、死者五十三名、傷者四百名を出すに至つた程である。又各所に勞働爭議が勃發し、頻々たるストライキに政府と雇主とは一方ならず懲まされた。國有鐵道、マドラス、ポンベイの工場、アッサムの紅茶園の罷業など其の最も著しかつたものだ。

さる程に一九二一年十一月四日デリーに開かれた國民議會委員會では、愈對政府非服從運動の開始を決議し、十二月の國民議會大會で之を正式に確認することになつた。ガンヂの非服從運動には二つの方法がある。其の一は防禦的準備的のもので、受傷的抵抗、義勇團員の召集、酒舗の營業妨害、特殊

部落の撤廃、國產綿布の着用、紡績手車の使用、外國製品の排斥（主として木綿）である（官職の抛棄、學校、裁判所のボイコットは何時しかプログラムから除かれた）。其の二は攻撃的のもので、一定の地方住民の多數が之を希望するに非ざれば漫に行はぬ。即ち先づ一定の地方に於ける行政長官に対して、一週間を期し該地方の行政権を擧げて非協同派の手に渡すべしと交渉を初め、若し之を容れずんば其の地方住民に對し、全然政府の命令と法律とに服従することを拒み、納稅登録等の義務を履行せしめず、警察署及び裁判所とは之を非協同派の手に收め、官吏の制服徽章を沒收して了ふのである。故に此の攻撃的非服従は全く英國政府の權力を否認し之が破滅を圖るものである。

十二月アーメダバードで開かれた大會には、回教徒側から、暴力に訴へて速に英國の帝國主義を殲滅すべしとの動議を提出したが成立せず、其の代りガンヂをデクターに任じ（後任者指名權を與ふ）アーメダバード附近のバルドリ、ナデアド、アナンドの三指定地で、愈攻撃的非服従を開始するに決した。此の三地方はいづれもガンヂの郷里に近く、彼の平素の持論たる非暴力主義が普及されるるから、攻撃的運動が實行されるにしても、まさか暴力に訴ふる行動が演せられやうとは思はれなかつた。又事實に於ても運動開始の當時此の地方には國民議會の方から、進んで警備に當り努めて秩序を維持し、兇器を携帶するが如き不穏の行動を爲す者は無かつたから、地方官憲もなるべく抵抗派の捕するの手配を定めてゐたのである。

然るに幸か不幸がバルドリ地方の運動豫定の如くならざるに、折柄チヤウラ・チヤウリに於いて警察官が暴徒の襲撃を受け慘殺され警察署は焼かれるといふ暴動があり、此の上運動を繼續するは考慮を要すると云ふので、一九二二年二月十一日十二日の兩日國民議會の委員はバルドリに集合して遂に運動中止を決議し、同月二十五日デリーに於ける全印度會議委員會に於いても、暴力問題には議論百出せる結果、兎も角巴ドリ地方の抵抗運動中絶の決議を確認するに至つたが、但し個人的抵抗は之を妨げずとの留保を附せられた。是れ回教徒側の強硬な暴力主義と、ガンヂの非暴力主義との妥協であるが、全くガンヂの力に依るのであつて、若し彼れなかりせば兩派はデリー大會で當然分裂せざるを得ざる運命に在つたのである。

斯くの如く攻撃的非服従運動は、公式に中絶の決議を見たのであるが、ガンヂは其の後動亂煽動の

罪を以て、アーメダバッドに於いて審問に附せられ、三月十八日禁錮六年に處せられたのである。

回教徒の反英運動

印度に於ける回教徒が此の頃英國に對して甚しく反感を懷いてゐる原因は、勿論印度人として英國政府の抑壓を受くることに在るが、尙今一の重大な理由は、同じ信仰に生き、同じ大宗教の下に在る土耳古國民が久しく英國の爲に抑壓され、殊に一九一九年のセガル條約の締結に依つて、殆ど亡國的慘狀に陥つた事實を見せつけられたことである。土耳古國運の衰頽を見て同情の念禁するを得ず、之が恢復を欲して現はれたのが即ち反英運動であつて、此の運動の具體的に行はれたのは、一九一九年マホメット・アリー兄弟の活動に始まる。マホメット・アリー兄弟は嘗つて一九一五年反英運動を起して拘禁されたが、一九一九年赦されて出獄すると、一層猛烈に運動を開始し、デリーの牢獄を出ると間もなく回教徒大會を召集し、代表者を選定して、印度總督及び英國首相を訪はしめ、セガル條約に對する英國の態度を詰り、倘し英國にして依然土耳古の領土を還附せざるに於ては、回教徒は總て一致團結して英國に叛旗を翻すに至るべしと脅かしたのである。

其の後一九二一年七月八日には、カラチに全印度回教徒大會を開きて、ケマル・バシアとアンゴラ政

府の戰捷と成功とを祝し、速に土耳古帝國より外國の兵力を一掃せんことを藉り、此の際回教徒が引續き英國軍隊に加はり、又今後新に入隊し若しくは他に入隊を勧誘するが如きは、回教々理に背反するものなること、及英國政府にして直接たると間接たると將た又公然たると秘密だるとを問はず、アンゴラ政府に不利なる軍事行動を執る場合には、全印度回教徒は印度國民議會委員會の年會に於て、印度の獨立と共和政體樹立の宣言を發表すべきことを決議したが、マホメット・アリー等は此の大會決議の責任者と認められて、審問に附せられた結果、何れも有罪の宣告を受くるに至つた。

此の大會決議が發表されると、先づ第一に反響の起つたのはマラバル(印度西海岸)地方であつて、到る所に演説會が開催され、何れもカラチ大會決議を承認せるのみか、マホメット・アリー等が有罪の宣告を受けたと聞いて、同地方の人心は極度に昂奮し、七月二十四日の集會に於ては、聽衆は何れも斯教の爲ならば例へ水火をも辭せず、刀鎗鼎鑊怖るゝに足らずとなし、身と靈とを捧げて毫も悔いざるの決意を示し、二十九日には聖地(回教祖共の他の靈廟地)を歐洲人の手より奪回するまでは、印度回教徒は安んじて瞑目する能はずとの激越なる決議を通過し、義勇兵は續々踵を接して集合するに至り、事態は漸く穏かならぬ形勢を示した。

茲に於て同地方官憲の要請により、八月十四日リンスター第一聯隊の一部隊は現場に急派され、二

十一日軍隊と警官とは協力の上、テイルランガディなる回教寺院の搜索を行ふや、忽ち教徒の包囲襲撃する所となり、激戦の末ジョン斯顿大尉、警察部次長ロウラーは戦死し、鐵道線路は破壊されてマラブラン分遣隊は孤立無援となり、テイルランガディ分遣隊は萬死を冒し、辛うじて歸還するが如き状態であつて、叛徒の勢は頗る猖獗であつた。同二十四日にはマラブラン分遣隊の急を救ふ爲、カリカットより援兵を派遣したが、ブドカットルに於て叛軍に要撃せられ、死傷四百を出した。然るに叛軍は正面攻撃の利あらざるを知り、作戦計畫を變更して、盛んに道路橋梁を破壊し、以て軍隊の進出を禦ぎ、政府に款を通ずる住民を虐待し、脅迫、改宗強要、虐殺等日として行はれるは無かつたが、九月に入ると叛徒の數は彌々増加して約一萬に達し、尙續々増加の傾向を示して來たので、政府は更に軍隊を増派して之が鎮壓に努め、翌年二月二十五日漸く平定して戒嚴令の撤廻を見るに至つた。是れ即ちモブラー騒擾事件であつて、發生の直接原因は回教印度教兩教徒宗教の戰とも見られるが、實は回教徒の反英運動、否印度獨立運動に至大的關係を有するのである。併シカラチ大會の決議に於ての獨立宣言は同年十二月を以て發表する筈であつて、此の點から右の騒擾は時機尙早の憾みが無いでもない。此の騒擾事件の爲め印度教徒にして回教徒の爲め殺戮されたるもの五百、印度教徒の家屋中、侵害掠奪を蒙れるもの五千、叛徒の俘虜約五萬、戦闘死傷數は、叛徒三千政府軍百二十を算し、難避民の救助を受けたるもの約二萬に達したと云ふ。

マラバルのモブラー騒擾が、未だ全く鎮定し終らざる一九二一年十月二十六日、アーメダバードに於て全印度回教徒大會は、マホメット聯盟及び印度國民議會の大會と共に開催されたが、恰も此の時希臘軍は英國側の援護ありしにも拘らず、ケマル・バシアの爲に攻め立てられ、殆ど連戦連敗の有様であり、一方アフガニスタンは英國との條約の結果獨立國となつたので、會長ハキム・アジマル汗は一場の演説を試み、コーカシア、ペルシア、アフガニスタン、埃及並に復興せる土耳其とは、爰に結束して一大回教國を樹立するの氣運に向へりと呼び、土耳其のサルタンに對して忠誠の意を表するの決議をば、滿場總起立の裡に可決した。尙當日大會の議題委員は、全回教徒に對して、英帝國の羈絆を脱して、完全なる印度の獨立を獲得すべく協力を請ふとの決議を通過した旨の報告があり、次の本會議に之を上程したのであるが、斯る問題は政綱の變更であり、政綱の變更には議題委員會に於て三分の二以上の賛成を必要とするに、當日の委員會は三分の二に足らざる多數決であると云ふ理由で、獨立事項は遂に日程から除く事になつた。是れ全くガンドの非暴力説の主張が與つて力ありし爲である。

回教徒大會の次に、回教徒同盟大會が開かれた、會長ハズラツトモハニは其の席上に於て、最早や

我等は非暴力非協同など口にすべき時代でないから、戒厳令の布かれたる場合、義勇隊其の他適宣の方法を以て、一九二二年六月一日を期し、印度合衆國なる「共和國を樹立せんとす」と訴へた。尚回教徒大會に於て、獨立の決議案を提出せるアザド・ソブハニは、又も右決議案を同記大會にも提出したのであつた。

斯くの如く述教徒の反英運動は漸次猛烈の度を加へ來り、若しガンダの非暴力主義にして捷を制しなかつたならば、如何なる椿事の勃發するやも計り知れぬのであつた。(本項はブライアントに依る)

アカリ運動

アムリツツア事件後のパンチャブ地方は平穏なりしかと云ふに、決して然らず。同地方のシーカ教徒中にアカリ(久遠を信する意)と稱する慄悍な一派があつて、彼等は宗教的象徴として(一)長髪(二)短き股引(三)兩刃の短剣Kukri(四)鐵製の環(五)及び櫛を身に着け、頗る勇敢にして好戦的である。宗教的象徴として如何に異様の風體をしやうと、敢えて咎め立てする必要はないが、如何なる場合にも武器を携帶し、(時に短剣五六本を腰にすることがある)到る所で官憲と衝突する一事は、政府の方でも實は大に持て餘して居たのである。

アカリ運動の抑もの起りは、一九二〇年アムリツツアに於けるシーカ派の大本山を、シロマニガル

ドワラバルバンダク委員と稱するシーカ教改革派の團體が占領せんとして、アカリ團を利用したのが始めて、此の大本山は元來パンチャブ政府の保護の下にあつたが、一八五九年シーカの一派に屬する僧侶が其の實權を握ることになつた。其の後長い間本山の實權を握つて居る間に種々な不正事件が起つた爲、遂に一九二〇年前記改革派が蹶起し、アカリ團を利用して大本山乗取り騒ぎが起つたのだ。即ち一九二〇年二月二十日多勢のアカリ團はナンカナ・サヒブの寺院に押寄せるに、其の時構内に隠れてゐた僧侶派が發砲してアカリ團百五十名を射殺し、其の屍體に石油を注ぎて燒棄つるの慘劇を演じたので、アカリ團は承知せず、何時如何なる大騒動が持上らぬとも計られざる形となつたから、官憲は止むを得ずナンカナ・サヒブの僧侶等を告發して法律上の制裁を加ふると同時に、アムリツツアの大本山は改革派の管理に委ねることとした。

其の後各地の寺院はアカリ團の手に歸するに至つたが、又復端なくもグルカバ寺院の構内に於て僧侶派とアカリ派との大衝突が起つた。事の起りはアカリ派が右の寺院は自派の有なりとて、五名の者をして境内の樹木を伐り倒さしめると、僧侶等は之を家宅侵入窃盜罪に訴へたので、アカリ派五名は懲役に處せられた。所が改革派は之を聞いて更に五名のものを寺院に派遣したが、是れ亦官憲の捕ふる所となつた。すると改革派は尙も其の代人を派遣して又復捕縛されると云ふ状態で、遂に警官との

間に大衝突が起り、一九二二年九月改革派委員とアカリ團員の投獄されたるもの千五百人に達すると云ふ騒ぎであつた。そこで政府は十一月十七日シーカ寺院法を制定し、シーカ派寺院の管理は、政府、改革派及び立法議會三者の代表の手に委ねることとなつて、宗教的闘争は一先づ小康を得るに至つた。

所が是れまでは、純然たる宗教上の争ひ以外、別段の意味を有たなかつたアカリ團が、一九二二年頃から漸次政治上の運動に轉化して來た。それは政府が屢々アカリ團を壓迫したにも因るが、米國邊から歸國したシーカ派のものが、盛に革命熱を煽り立てたこと、及び駒形丸で加奈陀から送還されたシーカ移民の或者が、腹瘻せに反英運動を鼓吹せること、それにガンヂ派が旺んにアカリ團に宣傳をやつた爲、斯くは純宗教的運動が、政治的に發展するやうになつたのである。

アカリ派が政治的に運動を開始した動機は斯うである。ジュランダーに於けるシーカ兵第十四大隊に屬する二名の兵士が、制服は普通のものを着用して居たが、帽子の日除けに黒色のものを用ひ、非協同派の兵士は黒旗を用ひた。これはアカリ團が皆白衣を着けて居るからと、今一つは印度が英國の奴隸となつて居ることを悲しむ意味を表したものであるが、英國軍隊の規律を破つた大膽な非法行爲であるから、軍隊は斷乎として嚴罰に處した。然るに其の後又々同様の罪に間はれたものが六名あり、

尙二十名の戦隊者を出し、又パンチャビス第九大隊では、シーカ兵の一人が規則を犯して長剣を佩用したので投獄されたが、獄中斷食して抵抗を始め、他の兵士も之に同情して絶食ストライキを行ふと云ふ騒ぎが起つた。

之れと前後してパンチャブの中央地方では、アカリ團が到る所拔刀を提げて横行し、或は旅客を脅かし、或は無貨にて汽車に乗り、或は休暇歸郷中の軍人に對し、軍隊を去らざれば其の妻女を苦しむべしと脅迫し、或は裁判に闖入して裁判を妨害し、或は演説を試みて暴言を敢えてし、命令一下直に一舉地方政府を顛覆すべき準備なれりと豪語して憚らざる狀態であつた。

アカリ派は多く印度國民議會に屬し、中にダスの自治黨に加つて居るものもあるが、概ねガンヂ派の非暴力主義を歎ばず、何でも腕づくでも英國の權力を根こぎにせんと、只管其の機會を覗つて居るのであつた。就中最も猛烈なのはババル・アカリ・ジャタと稱する一團で、其の創立者は外國歸りの革命論者である。彼等は一九二一年一人の官吏が、大官連の殺害事件に關係したシーカ派の一人を捕縛するに方りて助力したと云ふので、之を殺害した。其の後一九二三年三月四名の官吏を殺し、其の他各地に於て同様の罪を犯した。六月に入り軍隊の出動によつて漸く鎮定を見るやうになつたが、一時は非常に世間を騒がしたものである。

次に起つたのがナブハ侵入事件である。一九二三年十月ナブハの太公がアカリ派に親善關係を有する云ふ理由で、英國政府から退位を強要されたと聞いて、アムリツツア大本山附近に居たアカリ團は大舉して、ジャイトの寺院に詣でて太公の復位を祈る爲め、ナブハに侵入せんとした。然るに政府はアカリ團の此の舉を以て、公安を害するものとなし、關係者を法律の明文に照らして處分し改革派委員に對しては一九〇八年の修正刑法の條項に照して不法徒黨と見做し、法の制裁を加ふることにした。然るに翌一九二四年二月九日、アカリ團は又復隊伍を組んでアムリツツアを發し、二十三日ジャイトに達したが、此の時地方軍隊は之を邀撃して數十名の重輕傷、二十一名の死者を出した。此の報が傳はると、地方の自治派大會も、又中央議會も此の問題を提げて政府の暴戾を攻立てたのである。今後と雖も此の種の事件が發生するであらうが、アカリ團の勢力の増大するに従つて政府は愈々之に惱まされ、若し軍隊の武力を以て之を驅逐するに於ては、自治派は以前にも増して政府の非人道を攻撃するであらう。何れにせよ、アカリ團の運動は厄介千萬なものと謂はねばならぬ。バンチャブ地方のシーカ派は數の上からは大したものではないが、性慄悍にして好んで亂を爲すので、今後印度國民議會の先棒に使はれて、英國官憲を惱ますことであらう。(本項はブライアントに依る)

第八章 印度統治法改正運動

國民議會の内紛——自治黨出現

國民議會ではガンヂ入獄後シードー・アーレル・ダスが議長となり、印度議會及び地方議會の議員選舉に參加するや否やに付二派に分れた。ガンヂ派の絕對非協同派に對して、ダス一派の參加派は此の際非協同一點張りの不利を主張し、宜しく與へられた機會を捉へ、寧ろ進んで參政權を利用して、印度立法府を乘取り、内部より英國の行政權を奪ふに如かず、と說いたが、多數の容るゝところとならず、ダスは遂に議長の職を辭し、同志を糾合して自治黨を組織することになった。然しダスは依然として國民議會の政綱を探り、參政の一項以外は、非暴力非協同主義を奉する點に於いて變るところは無かつた。

自治黨の主張も、矢張り『印度人の印度』を求むるのであるが、之を實現するには中央よりも、寧ろ先づ地方自治より始めねばならぬと云ふのである。つまり國民主義ではあるが、中央集權に反対なのである。而して印度は、印度に適する政治組織が必要であつて、現英國政府の定めた印度立法制度の如きは、假令それが改善されたとしても、要するに英國議會が、印度人に強いて押付けた制度であつた。

て印度人にとっては實際有難迷惑なものである。印度は、自ら印度に適する制度を創始せねばならぬ、と云ふのがダスの意見であった。然しダスは、如何なる手段方法に訴へても、今直に自治を實現せしむべしと云ふのではなく、少くとも印度の自治を行ふには軍隊の印度化が第一の必要條件であり、財政は鞏固な基礎の上に置かねば、眞の自治は言ふべくして行はれぬと云ふのである。

一九二二年十二月の印度國民議會大會はガヤで開かれ、ダス一派の參政派は一九二三年の總選舉に參加認許の提議をしたが、非協同派の頑強な反對を受けて成立しなかつた。そこで參政派は遂に印度國民議會自治黨を組織し、是非とも次期の總選舉に參加して、議席を占めやうと云ふので、一九二三年初めから八月頃まで、頗る猛烈な運動を續けて居たのであるが、恰度其の頃出獄したモハメット・アリ兄弟が之に入黨したので、一段の氣勢を擧ぐるに至つた。同年九月デリーの國民議會の臨時大會で再び自治黨から參政認許案を提出して其の通過に努め、遂に之を通過したのであった。

其の結果一九二三年末十一月から十二月にかけて行はれた總選舉では、國民議會派は、印度議會下院に、四十五の議席を占めることが出來た。其の他地方議會でも、中央州ベンゴール州等で同派が多數を占め、ポンベイ州及び聯合州でも相當の議席を得たのである。斯くて國民議會が立法府に參加して以來、立法府が如何に變つたかは更に項を改めて説くつもりである。此處には國民議會の活動

の話を續けよう。

一九二二年十二月ガヤの大會は、相變らず反英氣分に充たされ、なか／＼活氣ある場面を見せたその大會で次のやうな決議が通過した。

一 英國品排斥に關する調査委員の推薦を採擇し、最も容易にボイコットし得る品目等詳細な事項は別に委員を設けて調査せしめ、二月以内に國民議會委員に報告せしむること。

二 印度產綿布の使用と外國製綿布の排斥は之を續くること。

三 政府に對する抵抗に關して必要な行動は、實行委員の手に依りて適宜に行はしめ、先づ其の豫備手段として國民議會委員會は一九二三年四月までに、義勇兵五萬人チラツク自治基金二百五十萬ルピーを醸集すること。

四 ガンヂの非暴力主義は國產綿布使用と共に引續き政綱中に加ふるも、硬派の非協同者には自己防禦權を認むること。

此の大會では更に、其の運動範囲を擴張して、廣く世界各地に散在する印度人團體と聯絡し、所期の目的を貫徹することにした。當時反英運動に加つた各地の印度人團體は、亞細亞大陸以外に於いて南阿ヨハネスブルグの印度人協會、ナタルの印度國民議會委員會、ダルバーンの印度人協會及び印度人

聯盟、ケープタウン及びカヴァルの印度國民議會委員會等であつた。

一九二三年の大會は十二月二十八日から南印度のココナダで開かれた。議長にマホメット・アリが選ばれ、主なる決議として國產綿布業獎勵、外國製綿布排斥の續行等は、前大會と異なるところは無かつた。尙前述の如く從來の協同主義を修正し、今後中央及び地方の立法府に參加することを是認した。此の大會では又ケニヤ問題が論せられた。ケニヤは東部アフリカの英領直轄殖民地である。そこでは白人第一主義を振りかざして、白人渡來前から居住してゐる印度人を虐遇するので、均しく英帝國治下の臣民たる印度人に對して、あまりに甚しき差別待遇であつて、印度人の堪ゆるところに非ず、と云ふのである。此の問題は大に大會の血を沸かしたのであつた。又印度國民議會憲法を修正し、絕對獨立期成の條文を插入すべしとの意見もあつたが、マホメット・アリは更に尙一年間の構成的努力を費し、内部の根柢を鞏固ならしむべしと説き、其の動議は否決された。會議の空氣は大體に緊張味を缺き、一九二〇年二一年頃とは大分變化したやうだ。自治派非協同派の内部の紛争もあり、外では印度教回教の争も漸く紛糾せんとしてゐるからかも知れない。

ガンヂの出獄

一九二四年二月四日ボンベイ政府は中央政府の意を受けて、刑期尙四年を剩してゐるガンヂを釋放

した。ガンヂは一月盲腸垂炎に罹り病院で手術を受け靜養中であつたのだ。ボンベイ州其の他の前からガンヂの釋放請願運動が盛になつて居つたが、英國で労働黨内閣成立すると、やがてガンヂの釋放となつたのである。之が爲に印度の民心は非常に緩和した。英國新聞は概ね其の釋放を非難し印度政府が一時の技巧を弄したのだと、積んだ薪の中に火を投するものだと労働黨内閣の人氣取だとか言つて居つた。

ガンヂは出獄後、病後の衰弱を養うて居り、政治に關しては何事も語らず、三月を過ぎ四月を過ぎ、五月も末になつて、始めて自治黨の首領株と正式に會見し、彼の意見を發表した。全印度の政治界の空氣は、爲に一時緊張した。聲明書、談話、文書等に表はれたガンヂの意見は、簡單直裁で入獄前と何の變化もない。彼は云ふ。余の非協同の主義は少しも變らない。印度の自由の爲に共に働き、同じく囹圄に在りし兄弟と、其の途を異にして歩まねばならぬのは、余の衷心悲しむところである。非協同主義の失敗と成功とは、單に眼前の事相を以て判断すべきではない。余は不純な方法で成功するよりも、寧ろ純な方法で不成功する方を選ぶ。余の信念は或は誤れるかも知れない。或は余が刑期を二年に短縮されず、宣告通り六年の間獄中に在つた方が、印度の爲に幸福であったかも知れない。

唯余は眞理と信じ正義と信することは、其の誤れることを覺らざる限り之を枉ぐることは出來ぬので

ある。余は國民議會は勿論非協同主義で進むべきだと思つてゐる。従つて自治黨には賛成しない。けれども自治派の人々が、國の爲自己を犠牲にして働きつゝある尊敬すべき行爲を、妨げんとするものではない。唯それを助けることの出来ないのが遺憾だ。若し彼等が其の素志を遂ぐる能はずして、再び余等と同一の地位に立つならば、喜んで働く共にするであらう。と言つた。

之に對して、空理空想を以て實際政治の運動を妨ぐるものとして、『ガンヂよ、ヒマラヤの頂より地下に降り來れ』の聲が、到る處に起つた。自治黨もガンヂの聲明に答へ、其の黨の方針を發表する爲宣言を發した。其の要點は、我々は自由の爲一日も早く現状より脱せねばならない。之が爲には如何な手段でも執らねばならぬ。國會に入り州會に入るのは、其の理想を歩一步實現せしむる順序であり捷徑である。此の點に關しては我等の信念は變らない。我々はマハトマ（ガンヂ）の精神、國民議會の精神を、前記の方法で實現せんとするものである。此の一條を除き國民的教育を一日も早く樹立すること、手織木棉の服を全印度の家庭で製造するを獎勵する等のことは、悉くマハトマの意を承けて實行せんと期するのである。若し我等の政府反抗は、遂に其の職に在ること能はざるの時期なしとしないから、其の際はガンヂの麾下に歸つて、一體とならんことを希望してゐる。云々

ガンヂは、其の後自治派の行動を快しとせず、或は國民議會より之を除名せんとし、又は彼自ら其の直系派を率ゐて國民議會を退かんとしたが、いづれも成功しなかつた。偶十月二十五日總督レデン
グ卿が、革命團體に屬する者の捕縛審判に關する略式手續の法令を公布したので、自治派は之を以て民權蹂躪として大に世論の昂奮を煽つたが成功せざるのみならず、自治派の領袖株にも革命犯の嫌疑がかゝりさうになりし爲、ガンヂは自治派を助け、各團體は協同一致して政府に當る必要ありとの理由で、自治派と妥協することになり、遂に十二月二十六日ベルゴームで開かれた全印度國民議會の委員會は、ガンヂと自治派との左の如き協定を十九對百六十票の大多數で可決した。之に依つて非協同運動は公式に其の中止を確認されたのである。

- (一) 非協同運動を中止すること。
- (二) 自治派は國民議會派の分子として各種の立法機關に參與すること。
- (三) 每月二千ヤードの絲を寄附すること。

立法議會に於ける自治黨

前述の如く一九二三年末に行はれた第二回の總選舉に自治黨^{スワドーラム}が之に參加し、中央議會下院に於いて一躍四十五の議席を占めた。自治黨は獨立黨（主として回教徒）二十七名と聯合して、國民主義派を組織し、下院の過半數を擁して勢威を振ふことになつた。斯く有力となつた反政府黨は一九二四年二月

新議會の劈頭、ガンヂ赦免要請の決議案を提出することになつてゐたが、政府は機先を制して二月四日突然ガンヂを釋放して了つた。

そこで獨立黨の一議員は、總督に於いて印度地方の自治制と印度自治領制を樹立する爲、速に政府の委員會を設くる手段を取るべしと云ふ議案を提出した。ところが自治黨は、印度の新憲法制定は印度國民議會代表の手で行ふべし、とのガンヂの主張もあることゝて、右決議案に對する折衷案をモチラル・ネールから提出させた。其の要旨は、印度に完全なる責任政治を布く爲、印度憲法修正の手續を取り、速に圓卓會議を召集して、新憲法制定に着手すること、現在の中央立法府を解散し、新に選舉された印度立法府に新憲法草案を附議し、之を英國議會に回附して法律となさしめんことを總督に勧告す、と云ふのである。而して修正決議案提出者は説明演説中に、一九一九年の印度統治法は徹頭徹尾印度に適せざる所以を力説し、若し修正決議案にして通過せば、自治黨は進んで政府に援助を與ふべきも、之に反して否決されるれば、立憲的妨害政策を探るの外なきに至るべしと聲明した。之に對して政府側は勿論、穩健派も絶対反對を試みたが、採決の結果ネールの修正案は、七十六對四十八の多數で通過した。

此の圓卓會議召集に關しては二月二十六日英國議會の上院で、印度事務大臣オリヴァー卿は之が反對意見を演説した。拒絶の理由は印度議會の希望する圓卓會議に、他の自治領の如く印度が其の自治を得んことを目的としてゐるのであるが、此の問題は既に數年前に決して居り、唯時期の問題になつてゐる。今更改めて會議を開ぐの要なし、と云ふのであつた。

次に反政府黨は、三月十七日財政案を否決し、翌十八日總督が印度國防上必要なりとする経費支出に關する新財策も受付けず、又一八一八年のベンゴール治安法第三號の撤廢を六十八對四十四にて可決した。但し現行制度上政府の必要と認むる財政案は下院が否決すると、總督は下院を通過したるものと看做し、上院に向付して之を通過せしめ得るが故に、下院の否決は單に下院の意思表示に止まり、何等政府の運命を左右する力を有しない。國民議會派が現行制度を以て徹底的に不適當だとするのは之が爲である。

地方議會でも、自治黨が優勢を占めた中央州及びベンゴール州では、自治黨が事毎に政府に反対して州政府の閣員たるべき交渉を受くるも之に應せず、知事が規定に基き直接行政に當るに至つた。極端な例を擧ぐれば、一九二四年三月の中央州議會では、英帝國のいづれの地を問はず、凡て印度以外の地にて製造された物品は、一切中央州にて購買又は使用してはならぬ、と云ふ決議を通過し、ベンゴール州では同じ頃閣員の俸給全廢案を可決し、遂に何人も閣員たるものなきに至つた。

同年五月末印度議會の臨時會議が開かれ、印度製鋼業保護案が附議された。珍らしくも自治黨の賛成で、此の案は直に通過した。自治黨は更に常設委員たることを諾し、完全に非協同運動を中止したのである。斯くて自治黨も、漸次立憲的反対黨となるかに見えて、印度の將來に光明を與へたやうに思はれた。

同年九月の例會でも自治黨は政府案に賛成し、鐵道會計を一般會計から分離する案を通過せしめた。若し數月前であつたならば、自治黨も獨立黨も單に政府提出案なるが故に、反対したに違ひないが、今は民間歐人議員と協同して、慎重審議に當り實際的考究を加へて、政府案の成立を助けたのである。

自治黨と獨立回教黨との提携は、一九二五年二月の例會に於いて破れた。自治黨は豫算案を否認せんと欲したが、獨立黨が之に應じなかつたのである。前年秋季の例會の頃も兩派の提携は危機に瀕したが、獨立黨の首領ジンナ及び自治黨のネールの盡力で漸く此の年まで協調を保つことが出來たのである。各地に於ける印度教徒と回教徒との衝突が、兩者の感情を疎隔したのである。爾來自治黨は議會で多數を失ひ其の努力が效を奏しなくなつた。だが自治派の副首領たるバテルが此の年八月サア・フレデリック・ホワイトの後を襲うて下院議長に選舉されたので、益自治黨も穩健になつて來た。前議長ホワイトの言ふ如く、自治黨は下院に入つて始めて下院の真價を發見した。下院は新憲法的一大機關であつて、思つてゐたやうなごまし物ではない。特に下院が印度政府の行動に及ぼす勢力は、自治黨が想像して居たよりも遙に大なるものあることが、分つたからである。唯此の間に在つてバンヂット・モチラル・ネールのみは、頻りに反政府運動を鼓吹してゐたが、ベンゴール州でも中央州でも漸次自治派が政府の要職に就くやうになり、且回教徒は既に國民議會を去り、又ララ・ラヂ・バット・ライやバンヂット・マダン・モハン・マラガイヤの如き、有力な印度教の政客も脱退するに至つたので、國民議會は全く無力になつて了つたので、形勢は益平穏になつて行つた。是に於いてモチラル・ネールもガンヂと同じく、形勢を靜觀するより外はなくなつて了つた。

一九二六年春季の立法議會でネール一派は三月八日豫算審議に際し議席を退場して、非常な波瀾を起した。が世論は益彼等に與しなかつた。四月ラホールでネールは政治的不服從を鼓吹した。けれども民衆は之に従はず、ネール一派の行動は選舉の爲の手段のみと嘲つた。

一九二六年の秋季立法議會は八月シムラに開かれた。アルウイン卿總督として始めて會議に臨み、印度教と回教との紛争を悲しみ、政府は固き決心を以て、法律を遵守する善良な人民の権利を嚴正公平に保護すると共に、如何なる宗教に對しても公正平等の待遇を與ふるのが政府の義務である、と信ずる旨を説き、尙印度政治家に對しても、全力を擧げて一般民衆を國家の真正にして恒久の利益とする方面

へ誘導するに努められたきことを希望した。此の會議には貨幣法案が提出された。勅命委員會が考究の結果、印度貨幣のルピーの比價を英貨の一志六片に改めんとするものであつたが、急進派をはじめ民衆の反対が強く、殊にオール一派が强硬な反対運動を爲すやに傳へられ、遂に議決に到らずして次回まで延期された。當時の形勢から言へば、政府側は多數を擁してゐたのだから、押し切つて了ふことも出来た譯だが、一先づ政府側が寛大な態度に出たのである。回教徒員から、各種の宗教の祭禮禮拜及び祭式を規律すべき法律を制定すべし、と云ふ決議が提出せられ、非常な議論を惹起し、修正案も二種も出てたが、結局政府を代表してサア・アレキサンダー・マザマンが、政府は此の原案又は修正案を採用しても、現状を改善するに足らずと確信する旨を表明したので、總べて撤回されて了つた。

第三回の總選挙が一九二六年末に行はれた。例の印度統治法の規定に基く法令委員會が、一九二九年に設けられることになつてゐるから、今期の議員は其の任期中に、此の委員會に參加できるとの希望を以て、一般に非常な意氣込みで選挙に當つた。選挙に出た政黨は小黨分立で、自治黨（コングレス派と改稱した）、獨立黨（ハンデット・マダン・モハン・マラヴィヤを首領とする）責任協同黨、獨立回教黨、マハサバ派印度教黨、自由黨、正義黨など幾多の黨派があつた。選挙の結果に依れば自治黨は大敗し印度議會で二割四分の議席を失つた。マラヴィヤの率ゐる獨立黨が之に代つたのである。自

治黨は聯合州及びバンジャープ州では、前からの劣勢を漸く維持し、ベンゴール州では膨脹し得ず、ポンベイ州では大敗し、中央州では殆ど全滅した。唯マドラスでは多數を得なかつたが可なりの勝利であつた。然しそれも反対黨たる正義黨（非バラモン）が不人氣であつた反動で、自治黨に信望があつた爲ではない。要するに中央及び地方を通じて自治黨は其の霸權を失つた。民心は既に彼等から去つたのである。

印度教と回教との衝突

ガンヂは、國民運動の目的を達成するには何としても、印度教徒と回教徒とを提携せしめねばならぬことに、早くから著目して之に盡力したのである。回教徒の満足を購ふには、英國の土耳其に對する壓迫を除かねばならぬので、英國に對してヤヴル條約の非を鳴らし、土耳其を舊地位に恢復する運動を起したが、幸に土耳其も其の失へる地位を恢復した爲、回教徒も安んじて印度教徒と歩調を共にして反英運動に從ふことが出來たのである。

ところが其の後各地に於いて、官職分配のことから兩派の間に争が起り、ともすれば兩者の乖離を見んとする危機に迫つたので、一九二二年十二月ガヤの國民議會大會では、委員を擧げて所謂國民協定を作製し、兩派社會の宗教的自由を確立し、兩派の間に紛争の起れる場合に之が調停に當るべき施設

を案出したのである。が問題の核心たる官職分配に就いては、何等觸るゝ所なきは、頗る物足らなかつた。そこでダス及び其の一派は、別に印度教徒回教徒協定案を作製し、兩派の勢力に準じて比例的に配するやうにしたが、此の案は、回教徒に取りて有利なるは勿論であるが、比例的に勢力を定めるのであるから、印度教に特に不利益と云ふ譯でなく、確に公平な方法であるに拘らず、印度教徒は容易に之に應せず、自治黨も自由派も期せずして相一致し結束して反回教熱を昂め、ダス案に大反対をしたのである。

斯んな行き懸り上から、翌二三年十二月のココナダの國民議會の時にも、印度教徒と回教徒とは互に反目して、容易に緩和し得べしとも、見えなかつた。議長モハメット・アリも巧に、兩教徒の關係問題に觸れるのを避けて居り、大會では積極的解決を避け、結局國民協定案を委員再附託とし、ダス案は之を却下することに決した。但し此には回教徒の大反對があつた。

自治派(スカラシタ派)が議會に參加し、獨立回教黨(主として回教徒より成る)と聯合して政府に當ることになつたので、一九二四年の初は、一時印度教徒と回教徒との關係も好轉するかに見えたが、其の後回教徒が、公職の配分を自派に有利に導かんとする議案を出したりなぞしたので、再び險惡に陥りバンヂット・モチラル・ネールの熱心な勧説で漸く提携の分裂を免れることは出來たが、兩者の感情なからず融和せ

ず各地で宗教鬭争が行はれ、殊に甚しきはコハトの事變であつた。コハトの町から回教徒の爲に、印度教徒が全部追拂はれて了ひ、百五十人以上の死者を出したのである。全印度回教徒同盟が此の年に復活し、印度教のマハサバ會議に對抗することになつた。

一九二六年アリガールで開かれた全印度回教徒同盟の會議で、前ベンゴール政府の閣員たりしサア・アブヅル・ラヒムは演説して曰く、印度教徒が多數を賴んで尊横を恣にするやうな自治には、回教徒は斷じて賛成できぬ。印度教政治家の爲す所は、英國軍隊の庇護を受けつゝ、自治を要求すると稱しながら、實は彼等の曾つて知らざる困難と紛糾とを印度に招來したに過ぎない。彼等が資本家の統制から完全に解放さるゝに非されば、自治黨を以て眞の人民の政黨と稱することは出來ぬ。回教徒は宜しく印度教徒に對抗して、活動を試みなければならぬ。と。

全印度回教同盟の會議に先ち、ポンベイで印度教のマハザハの會議が催され、反回教氣分を煽つたのであつた。斯くの如く印度教回教の衝突を調和することは甚だ困難である。其の原因は最早今日では單なる宗教問題でなく、政治的經濟的の問題になつてゐるからだ。新統治法施行以來、回教徒は多數政治の常として、いつも不利な立場にのみ立つことを愛ひ、印度教徒にあらゆる方法を以て對抗せんと企つるやうな氣持になつたのである。其の氣分は地方の小政治問題に及び、特に教育の發達に伴

ひ回教徒中にも漸次印度教徒に對抗して、政治問題で争ふものが多くなつて來たから、益其の傾向が烈しくなつたのである。從つて一九一六年のルックノー協定も、一九二三年のベンゴール協定も、兩教徒の調和を來すどころか、却つて其の分裂を公認したやうな結果になつて了つた。又事實兩教徒の大多数の者はこんな協定の在ることを知らないのである。グラハム・ボールは新統治法が、議員選舉を宗教に依つて區別したから、兩教徒の惡感情は益悪化するのだ、と言つてゐる。

暴風雨は過ぎた

ガンヂの入獄と自治派の分立とは、非協同運動の受けた大打撃であつた。新に陳容を立て直して新計畫を椿へねばならない立場となつたが、其の領袖等は分れて一致せず、部下の者も餘り彼等に信用を置いてゐない。然し純粹のガンヂ運動は破れたとしても、反抗運動の精神は相變らず残つてゐて、英國政府に不信を表し、其の羈絆を脱せんとしてゐるのである。而して此の反抗精神は知識階級にも、市邑村落の間にも、普ねく浸み込んでゐる。軍隊には未だそれ程沁みてゐないが、其の兵士が、反抗氣分の漲つてゐる村落から徵募される以上、早晚軍隊へもそれが浸み込むものと見ねばならぬ。

印度人中の最善分子でも、最も強烈な反抗氣分を有し、又此の氣分は所謂穩健派の中にざへ見ゆるのである。唯此の連中とガンヂの反抗運動と異なる點は、彼等が甚しく革命手段を好まぬところに在る。尤も革命手段を嫌ふのは、經驗を積み識見の高い連中だけの話で、國中一般に之を嫌つてゐるのではない。一般は寧ろ穩健派の態度よりも、ガンヂの非協同運動の急激な遣口に同情を寄せてゐるのである。故に印度議會の下院議員や、地方議會の議員中に、讓歩的態度を取るものがあると云つても、之に依つて印度人一般の傾向を卜するのは間違である。妥協が世話なく出来るなどは、思ひもよらぬ話だ。

ガンヂの運動が成る程失敗した。然し英國の勢力又舊の如くならずと云ふ者は、印度中に瀰漫しているのである。特に回教徒やシーアク教徒はさう思つてゐる。從つて此の際下手な妥協的態度に出れば益誤解を深くして却て有害な結果を見る恐れがある。

英國も目下の場合印度の要求を容れて、譲歩する氣もあるまい。斯くて英國が一步も譲らぬとなつたら、其の結果はどうなるだらうか。先づ現在の印度の形勢から推せば、五年や十年は本當に恐るべき革命運動を組織することは出來まいと思はれる。急に革命運動は起らぬが、其の代り英國不信の感情は常に消え失せずして、時々發作的の反抗運動が起るのである。而して此の反抗運動は一回は一回より悪化してゆくのだ。暴民の騒動が起る、ボイコットが之に次ぐ。それから暗殺計畫が企てられる。之に對して無論抑壓手段が講せらるゝだらうが、今度は餘程此の抑壓を強くせねばなるまい。それと

云ふのは非協同運動の経験で、投獄されてもさう恐くない。又入獄は耻辱でないと見られるやうになつたからである。

要するに『暴風雨は既に過ぎ去つて、波も静まり難船の憂は無くなつた。唯之と同時に大暴風雨の時に持つてゐた高き希望も失はれたのである』。『昨は惡鬼の如く荒れ狂つた印度が今は佛陀の如く静寂になつたのである』。斯く平穏になつた原因は、反英運動を鼓吹する問題も既に陳腐となり、又印度政府の態度も改善せられ、一方に於いては反抗運動を統率する首領を失ひたるのみならず、非協同主義は事實に於いて行ひ得ざることが明瞭となつたからである。それに最近數年モンスターが極めて好い具合であつたことも其の原因の一として數へられる。印度では風雨適順の年が續けば、生活の基礎を脅かされることなく、大に民心の安定に役立つのである。(此の項主として一九二四年二月十六日マンチャニスター・ガアダーン紙に據る)

印度官吏制度調査委員會報告

一九二四年六月リーリー勅命委員會の報告書が發表された。此の委員會は、在印高等文官の地位保障と印度人採用の餘地等を調査報告せしむる爲、リーリー卿を首班とし英人五人、印度人四人を以て組織したものである。

一九一九年の新統治法に依れば、印度高等文官には益印度人を採用すべしと云ふ方針が確立されてゐる。印度人の採用を増加する原則と、其の頃印度省次官たりしシンハ卿が、印度に歸つてハビル及びオリッサの知事となり、又各地方の都長にも印度人が補せられるやうになつたこと等が、英人官吏不平の種となつた。第一印度人を長官に戴き其の下で働くのは不愉快である。しかも全印度の反英氣分は單に言論ばかりでなく騒亂暴動となることが多くなつた。地方に依つては非協同精神の徹底から、事務を執ることすら出来なくなつたところもある。其の上戦後の經濟状態は、生活費が非常に嵩んだ。身邊の危難地位の不安と收入の不足と相待つて、四千二百七十五人の在印英人官吏の不平が勃發し、檄を飛ばして結束を圖り、或は政府に陳情し或は職を辭して歸英する者漸く多くなつた。

元來印度の英人高等文官は、質のよい立派な人物揃で、印度政府と云ふ大建築物の鐵骨たるものは實に此等の官吏である。之を失へば印度は直に崩壊するとされてゐたものだ。英國としては何を差し措いても彼等の不安不平を除去せねばならなかつた。そこで前記の如き目的でリーリー委員會が成立したのである。

リーリー委員會の報告は重要な三點を含むで居る。第一は高等文官に印度人を採用する比率である。リーリー委員會は英人、印度人を半數宛にすべしと主張してゐる。但し印度人の増加は徐々に之を實現する

ものとし、約十五年間に五十パーセントに達せしめ、尙警察官吏に就いては此の年限を二十五年間に延長してゐる。林野行政に關しては各州の官吏七十五パーセントを印度人、二十五パーセントを歐洲人とするを可とし、技師として採用するには歐洲人、印度人各四十パーセントとし、二十パーセントは地方官吏たる印度人より昇進せしむべしとしてある。又外交に關しては、年々採用する人員の二十五パーセントを印度人とすべく、高級の電信電話等に關しては英國人二十五パーセント、印度人七十五パーセント、國有鐵道の高級蔵入徵收官吏も之と同様となすべしと主張してゐる。此等の意見は無論急進派を満足せしめることは出來ないが、穩健派は、委員會が統治の各方面に益多數の印度人を參與せしめんとする、新統治法の精神に添はんとした苦心を認めて、之を歓迎したのである。

第二は俸給及び恩給に關する問題である。これは複雑多岐で、簡単に要旨を述ぶることは出來ないが、其の重要なもの一二を擧ぐれば、教育方面に關係する者が五年以上勤続したときは一ルピー二志の割合で俸給を英國にて受取ることが出来る。英國官吏は在官中四回を限り、無賃で本國へ往復する権利を與へられ、其の妻子に對しても種々の特點を考慮された。恩給などに就いても、大に官吏の希望に近くなつてゐる。

第三は移管事項に關する地方當局の管掌問題である。現在は州議會から選出任命された長官(閣員)

は、事務を管掌する實權なくして、責任のみ負ふやうになつてゐる。此は全く憲法上の變則であつて、リー委員會は責任を負ふ者に管掌せしめやうとする意見だ。但し二つの條件附だ。其の一の條件は、現在移管事項に關する事務に從事してゐる議員の立場に何等の變更を加ふることなく、彼等が印度官吏としての現在及び將來の権利を保有せしめることである。其の二是裁判所の判決等に依つて施行すべき規定は、地方廳とリー委員會の推薦した方法で任用せられる官吏との間で定めることとすることである。

而して委員會は、此の中の重要な諸點は相互に關聯してゐるのであるから、此等は全部を一體として考慮し、なるべく速に遲滯なく實行すべきものである、と言つてゐる。

此の報告に對して印度人側は大反対である。曰く、此の報告は露骨な英國本位の利益を主張してゐる。英國側に必要なことは何でも即決實行せんとし、印度側に利益ある問題は、一時迷れの綱縫策のみだ。十五年後に英人と印度人と高等官を半分宛にせんと云ふが如き、唯氣休めの出鱈目に過ぎない。與へやうとすれば今日からでも出来る。與へまいとすれば百年後でも與へすに、理窟はどうでも附けられる。印度人を各方面の要路に入れるに云ふ方針は定めて、英人に利害關係の大なる地位を印度人に與へたことがない。例へば國有鐵道では、印度人を使用し始めてから未だ一人も支配人や客

車両車の主任にしたことが無いと。又曰く、英人官吏の印度に在る者は、今日まで世界の何處よりも高き給料を取つてゐる。それを尙増加することは絶対に反対する。俸給の増加は租税の増加を意味する世界一の貧乏國民、衣も食も住も最もみじめな印度人は、今まで他に類の無い重税を負擔して居る。而して教育も與へられず、疫病も撲滅できず、農事も改良されないので、英人の俸給を増す爲に、更に負擔を重くすることは到底忍び難いところだ。英人は唯數字の上から印度人の租税負擔を他國人に比して軽しと云ふ。今の労働黨内閣の首相マツカは其の著『印度の統治』中で、此の種の議論を戒めて、租税額の多寡は其の人民の負擔力から割り出さねばならぬ。印度人の極端な貧乏は負担重きに過ぐと云つてゐるのではないか。此の首相の内閣に於いて、此の報告を可決するが如きことあつては、吾人は黙して居られぬ。

又曰く印度人と英人との給料は、其の差があまり甚しい。吾人は同等の働きに對しては同等の報酬を要求する。尚アジア人は自治能力を缺くと云ふも、日本人でもアジア人ではないか。又實際の技術に於いても英人官吏に毫も遜色のない印度人の知事や議員はいくらもある。云々

英人側は云ふ。今日の印度ではまだ英人なしでは自治の準備すら出來ない。行政上の能力も大體に於いてまだ駄目だ。英國官吏は是非必要である。印度人官吏を多くすることも、量の問題でなく質のもそれは問題ではない云々と。

マ・ヂ・マン・報告

一九二四年二月の印度議會に、印度統治法改正を迫る爲圓卓會議を召集すべしとの決議案は可決されたことは、前述の通りである。此の主張に對して、印度政府の内務長官ヘーレーは、英國政府の承認を受けて聲明書を公にし、『印度政府に於いては、統治法中に存する不備又は運用上の缺陷如何を審査するに資なるものではないから、調査の結果同法の規定範圍内に於いて、進歩改善を實行すべきものがあれば、政府は英國政府に勧奨するに躊躇するものではない』と述べたが、四月此の聲明に基いて政府部内に一委員會を設けられた。然し此の委員會は全く印度政府部内の司法、學務、内務、財務各部當局より成り、單に印度統治法の規定範圍内で、如何にして改革を行ひ得べきかを調査せんとした専門的のものであつたから、印度人の主張を何等緩和するに足るものではなかつた。

然るに其の年五月サア・アレキサンダー・マヂマンを委員長とし、印度政府の官吏及び民間代表者を

委員とする委員會が設置せられ、次の二項を調査することになった。
一　印度統治法の運用よりして如何な困難が生じたか、又統治法には如何なる固有の缺點があるか、而して統治法の下に在る印度中央政府及び知事管下の州政府の政治には如何なる固有の缺點があり、且如何なる困難が生じたか。

二　統治法の構成、政策及び目的に抵觸せざる範圍内に於いて、前記の缺陷及び困難を匡救する途ありや、又匡救を爲すは望ましきことなりや。

委員會は八月から十月に亘り各地方政府、各政黨、政治團體の代表者、中央及び地方政府の官吏より意見を徵し、又は其等の代表者と會見した上其の意見を綴めて、翌年三月其の報告書を發表した。其の内容は主として微細な法文解釋又は技術的方面に亘るものゝみであつたから、從つて其の報告書中の勧奨事項の如きも、印度人の要望するところに副はざるものであつた。調査委員會の有力印度人四名は少數意見として、統治法に些々たる修正を加へた位では、決して満足な結果は得られないから、統治法構成の範圍内に制限されば、思ふやうに改革意見を提出することは出來ない。仍つて此處には唯一つ原則上最も重要な點だけ述べるに止める。それは今の州政府は統治法に依つて、二重政治になつてゐる。此の二重政治を廢止して、單一な責任政府を設けなくては、庶弊を匡正することは

到底出来ないと云ふ報告を提出した。

斯くの如くマデマン委員會の報告は、印度人の要求を充たすことが出來なかつたから、其の年秋季の立法議會には、下院に此の委員會の決定に反対する旨の決議案が提出され、且下院は飽くまで一九二四年二月十八日下院を通過した決議案の（圓卓會議を召集すべしとの）要求を支持するものなるを明にし、尙印度憲法制度に對して次の如き根本的改革を行ふべきことを、英國政府をして英國議會に於いて聲明せしめんことを印度總督に勧奨せんとした。改革決議案の要旨は次の如くである。

- 一　印度事務大臣の印度財政監督權を印度總督に委譲すること。
- 二　總督は印度議會に對して責任を負ふべく、其の責任に基き印度の歲出入を監督すべきこと。
- 三　印度會議は之を廢止し、印度事務大臣の地位及び職分は殖民大臣と同等たるべきこと。
- 四　印度軍は一定の短期間に於いて之を印度化すべく、且印度人は各兵科に採用せらるべきこと。
- 五　此の目的の爲に總督及び軍司令官は、下院に責任を有する閣員に依り補佐せらるべきこと。
- 六　中央及び地方議會は總べて民選議員のみを以て組織すべきこと。
- 七　中央政府の中央立法議に對する責任制を樹立すること。

- 八 各州の二重政治を廢し、單一なる自治責任制を以て之に代ふること。
九 一定の期間經過の上印度議會をして、印度憲法の修正権を有せしむること。
尙本院は總督に對し、左の事項に關して必要的措置を執らんことを要求する。
(イ) 下院と協議し、印度人、英人、英印混血人の適當なる代表者を召集して會議又は圓卓會議を起し、必要な審査を行つた上、上記の原則に基き詳細なる草案を作製すること。
(ロ) 前項の草案成りたるときは、先づ之を下院に提出して協賛を求め、然る後法律と爲さんが爲英國議會に之を提出すべきこと。

此の決議案は九月七日八日の兩日に亘り討議され、八日夜の採決の結果七十二對四十五の多數で成立するに至つた。

九月十二日に上院では、政府提出の『上院はマデマン委員會の多數意見を主義上採用すべし』と云ふ決議が通過した。之に對して議員セスナは下院通過の決議案と同様の決議案を提出して、大に争つたがセスナ案は少數で破れたのであつた。

其の後第三回の總選舉で、自治黨は大敗し議會内部から政府の施設を妨害せんとする政策は、自然實行困難となり、其の反動として外部に於いて種々なる示威會合や行動が行はれ、却つて急進的傾向

に導くのではないかと思はれるやうになつたのである。

印度統治法改正調査委員會の成立

一九一九年の印度統治法は、同法施行後十年の経過を俟つて特別委員會を組織して、其の實施の成績、印度人の教育發達、代表制度發達の程度其の他之に關聯する諸般の事項を調査せしめ、現行制度の改正に付意見を報告せしむべきことを定めてゐる。

然るに印度の情勢は前述の如く十年の期間満了を待つを許さず、英國識者の中にも速に此の問題の調査に着手するを可とする意見が多かつたので、英國政府も期限前に此の調査委員會を任命し印度の政治組織を研究せしむることに決定した。そこで一九二七年十一月八日英國議會の開會の當日ボールドウイン首相は印度統治法改正案を提出した。改正の要點は法定の期限前に於いても印度治統法改正調査委員を命じ得ることにするに在る。改正案は先づ上院に提出せられ、印度事務大臣バークンヘッド卿の説明があつて十五日之を可決し、下院ではボールドウイン首相自ら説明の任に當り、(一)始め政府は印度人も加へた委員會とする考が無いではなかつたが、何分印度人を加ふると委員數が多くなり調査の進行を阻害するのみならず、各派印度人間の意見を調和せしむることは甚だ困難と認めたので、寧ろ印度人を加へず一切英國の上下兩院議員で而も少數で組織することに決定した。(二)それから印度に經

驗ある議員を委員に加ふることは、今日までの慣行に依ると一度印度總督を勤めた者は再び他の任務を帶びて印度に赴かぬことになつてゐるので委員中に前印度總督を加へなかつた。(三)又二三名の大審院長其の他の上席判事を以て委員會を組織すべしとの提案もあつたが、これは印度統治法の精神に添はないものがあるので、結局委員長を合せて七名の上下兩院議員から成る純然たる英國議會の委員會となつたのである。而して委員は按分比例で各黨から任命することゝし、委員長には自由黨の名士を推し、以て中立不偏不黨の地位に置いたのであるが、委員會は調査報告が主なる任務であつて、最後の決定者は英國議會である。然し斯く言へばとて印度人の委員會は設けなくともよいと言ふのではない。印度人の意見には宜しく耳を傾ければならぬから、印度に於いても別に中央議會の委員會を設け、又地方議會にも之に類したものを設け以て英國議會の委員會と協力することにすべきである。尙此の外に印度人や在印英人や或は英印混血人の意見を聽く手段方法をも講ずる必要がある。されば今回新設する委員會は表面上混合委員會ではないが、事實上印度の委員會と併立することにすべきである。委員會の報告は印度政府と英國政府に於いて之を審査し、然る後英國政府から議會に提出する段取りになる。尤も英國政府は議會提出前、印度の各派に十分意見を述べしめる機會を與へ之が爲には議會に對し上下兩院共同委員會の設置を要求し、印度の中央議會の代表者を之に參加せしむることにしたいと思つて

る。云々と提案理由を説明した。

改正案は十一月二十三日下院を通過し皇帝の裁可を経て法律となつた。此の改正法律に基き委員會の委員たるべき者の候補者に付、兩院の承認を経て之を皇帝に奏上し、二十六日左の通任命され委員會は茲に成立したのである。

委員長	サア・ジョン・サイモン	(自由黨下院)
委員	バーナム子爵	(保守黨上院)
同	ストラスコーナ卿	(保守黨上院)
同	イー・シー・ガダガン	(保守黨下院)
同	スチーブン・ウォールシュ	(労働黨下院、十二月二十九日病氣の爲辭職したり)
同	チー・アル・レインフオックス大佐	(保守黨下院、現鑑相)
同	シー・アル・アツトリーリー少佐	(労働黨下院)
同	ガイ・ハートショーン	(労働黨下院、辭職したウォールシュの後任)

印度に於ける反響

印度統治法改正調査委員會の委員の顔觸が英國議會に公表されたのは十一月八日であるが、印度で

は右公表前則ち十一月四日アルウイン總督が、印度各派の重立つ政治家を招いて委員會設定に付いて諒解を求め、又地方知事に於いても總督の意を體して、同じく地方有力の政客を招いて委員會の性質等を説き、今後之に協力せんことを希望し、且十一月八日正式に此の委員會に協力せんことを印度人民に訴へたのである。

然し總督や知事が極力印度人の諒解を求めたにも拘らず、其の效果は現はれず、印度人は政派の別宗派の異同を問はず、殆ど一齊に新委員會の排斥を叫ぶに至つた。國民議會の議長ストリニ・ガザ・イエンガーは新委員會は印度人を侮辱するものなるが故に、印度は宜しく之を排斥すべしと公言し、自治派の領袖にして現任印度中央議會の議長たるアンザリも委員會の組織を不満とし、アルウイン總督に對して、印度大臣及び英國内閣に向け新委員會を改造し之に印度人を加へ回卓會議の實を擧ぐるやう進言せんことを要請し、新委員會を以て印度に臨むならば勢ひ印度人側は委員會と協同すること難かるべしと稱した。自由派の領袖で一九二三年の英帝國會議に印度の代表として列席したサア・テジ・バハドル・サブルは、余は委員會とは一切關係する所なく、よし後日委員會から意見を請はれても決して之に應じない決心であり、且自由派をして委員會と協同せしめざる手段に出づべしと公言したのみならず、其の他の有力なる自由派の領袖は、いづれも委員會に印度人を加へず英人本位にしたのに不満の

意を表し、印度は之に協同する理由なしと公言した。次に國民派のララ・ラジ・バット・ライは今回の委員會設定は印度が將來の印度憲法決定の権を有することを否定せるものであつて、一九一七年の英國政府の宣言は虛偽であり統治法の前文も亦一場の茶番狂言たるに過ぎないと言ひ、其の他も中立派も回教徒同盟も皆印度人を加へざりしことに就いて批難し、委員會の排斥を唱へたのである。尙ガンヂは英國政府の與へた異常の行動に報復するには、一般的權威あり表裏なきボイコットを以てすれば最も有效なる結果を得るであらうと言ひ、ベザント夫人も絶対に委員會を排斥し英國議會が委員會に印度人を排斥するならば、印度も亦其の委員會を排斥する權利があると言つた。

ブルドワン藩王は十一月一日の倫敦タイムスに寄書して、英國政府が新委員會に印度人を加へざるときは、將來委員會が實際調査に着手する場合重大な支障を來すべく、恐らくは委員會は印度人のボイコットを受くるであらうと英國政府に警告して置いたのだが、今や右の警告は十日を出でずして的中するに至つたのである。

斯くて印度では各政黨と各宗派が期せずして一致し、委員會を排斥すべしとの輿論が喚起され、英國政府當局を狼狽させたのである。十一月十六日カルカッタでは各政黨宗派の領袖主催の下に印度人大會を催し、サア・アブドル・ラヒムを座長に推し、『各宗派各政黨に屬するカルカッタ市民の本大會は、

印度統治法改正委員會に關する印度總督と英國首相の陳述を讀み、印度に其の國民的憲法制定の根本的權能を拒否し、以て印度の自尊心に故意に侮辱を加へたる行動に對し、舉國一致公憲の意を表することに一致し、該委員會に一切手を觸れず、凡ての公共團體に對し殊に立法議會に對して該委員會と一切の關係保持を拒絕せんことを望むとの決議を通過した。同日全印度回教徒同盟は宣言を發して、委員會の排斥を公にし、本宣言の署名者は如何なる事ありとも今後委員會の事業に協力せず。我等は英印混合委員會が設けられ、印度人と英人と對等の地位に置かれんことを望むと言ひ、會長ジンナ以下多數著名の人々が署名してゐる。其の後國民派から會長ジンナに對して委員會のボイコット同盟に加盟すべき旨の申込があつた。十九日ポンペイで市民大會が開かれ、サア・ジンシャー・ペティトを座長に推し、印度人は英國政府と協力を欲するも、我等印度人が英人と對等の地位に置かれざる以上、言ふべくして行はれないことだ。今回の委員會は明に印度人を劣等視せる證據にあらずして何ぞやと叫び、ポンペイ行政會議議員サア・チマンダル・セタルカジ（元ポンペイ高等法院判事）の提出に係る『今回の委員會の設置は、印度人が無能無力にして取るに足らざるを示したもので、我等は最早斯くの如き大なる侮辱を甘受する能はず』との決議を通過した。マドラスの國民議會派も委員會排斥の宣言を發表したが、其の署名の中にはベザント夫人、スクニヴザ・イエンガー、サア・テジ・バラド

ル・サブルの名も見えた。バンジャープ地方でも二十三日回教徒同盟委員並に國民議會委員が各委員會排斥の決議を通過し回教印度教兩派の一一致提携を說いたのである。

當時倫敦に滯在中であつた國民議會派のバンディト・モティラル・ネールは同議會議長及び書記長の委嘱に依り、英國下院議員にして労働黨大會議長たるデヨーデ・ランスペリーに書簡を送り、労働黨所屬の委員二名が、委員會を脫退し、一切の妥協を廢せんことを請うた。労働黨の中にもウエッヂウッド大佐の如く、英國議會の委員會案に絶対反対の者もあつたのである。同大佐は曰ふ。『斯かる委員會を印度に派遣することは今日の情勢では適當でない。益英國と印度との關係を不良ならしめ得その疎隔を大ならしむるものである。印度各方面で既に委員會に對するボイコットを宣言してゐるではないか。印度人は從來本委員會は英國人及び印度人を以て組織せられて、印度の自治に進むものと考へ、之に唯一の希望を賜してゐたのに、今や全然印度人の排斥せらるゝを見て、失望禁ぜざるものがあるので見なき者をして、虛心坦懐に公正妥當なる意見を提出せしめんことを期すと言つて居るけれども、白紙の者は印度人に同情を有せず且印度問題に興味を有する者でもないから不適當である』。けれども労働黨としては首領マクドナルドが法律改正案に賛成して居り、委員の承認案の議事に際してもマクドナル

ルドが賛成演説をした位で、問題にはならなかつた。マクドナルドの賛成演説に曰ふ『委員會に關する原案作製前、政府と代表的印度人との間に豫め協議を行ひ、其の協力を確保せざりしは甚だ遺憾である。印度に於いては英國の眞意に疑惑を抱いてゐるやうであるから、少し意見を述べて置く。まず委員會の組織を混合組織とすると幾多の支障を伴ひ、能率發揮が不可能となる處がある。本員が曾つてイズリントン委員會の一人となり二年間印度の制度調査に従つた経験から推してさう思ふ。印度に設けらるゝ委員會は、英國議會の委員會の下級に立つものでは面白くない。印度の委員も英國の委員も飽くまで對等に待遇し、印度委員會の委員も英國議會に於ける一の委員と目するやうにしたい。即ち證人や参考人の訊問に就いても其の權限を同様にしたい。我等は自由寛大な政策を施し、印度立法府の代表を待つに最も解放的に友好的に而も協同的にすべき誠意を政府當局に希望するのである』。

以上の外印度人民族主義派の言論機關がいづれも英國の不信を罵り、旺んに委員會排斥を叫んだことは言ふまでもあるまい。

サイモン委員會の第一回渡印

サイモン委員會一行七名は一九二八年一月英國を出發し、二月三日朝全印度の排斥裡にボンベイに到着した。ボムベイ市各團體は黒旗を掲げて埠頭に押し寄せ印度商店及び工場は休業してボイコットする一途あるのみと、稍煽動的記事が多かつた。

此等のボイコットはマドラスが最も激しく、群衆と警官隊と衝突して警官側は八名の負傷者を出し、更に群衆は街上の歐人及び其の自動車を襲撃し、遂に軍隊の出動に依つて鎮撫された。カルカッタでも、英國官憲が装甲車四臺も出動せしめて必死に警戒したに拘らず、印度學生の一團は州立大學長竇に警察署長の住宅を襲略し狼藉を働いたので、軍隊出動し學生團に數名の負傷者を出した程であつた。サイモンはデリーに到着後二月七日を以て、サイモンより印度總督に宛てたる書簡の形式で、一箇の聲明を公表した。それはサイモン委員會が調査報告を爲すべき手段方法に就いて述べたもので、それに依ると印度議會に上院下院の非官吏議員七名より成る委員會を設け、又地方議會にも同様の委員會を作り、サイモン委員會は全印度の問題に關しては中央委員會と、地方の問題に關しては地方委員會と協議會を開いて、其の際印度政府及び地方政府、各種團體並に個人から意見の陳述を聽き、調査

を遂ぐることにしたい。而して調査の報告はサイモン委員會に於いて之を爲す權能は有するものであるが、上記の協議會で希望があれば、右の各種意見を報告文の附録として委員會の報告と共に、英國皇帝に致し同時に之を公表することにしても差支ない、と云ふのである。此の聲明に對して印度議會内の國民議會派獨立派等は、主義に於いて從來と何等の變りないから、吾人は如何なる場合及び方法でもサイモン委員會と共に事業を爲すことが出來ない、といふボイコットの聲明を出した。

サイモン委員會の一行は二月三日ボンベイ到着以來、各派印度人の猛烈な反對裡に、デリー、カルカッタ、マドラス、ラホール等各地主要都市を八週間に亘り、巡歷調査したる後四月一日ボンベイ出发歸英の途に就いた。

まだサイモン委員會の一行がデリーを中心として調査に從事してゐる頃、恰も印度中央議會の例會が開かれ、その下院に於いては國民議會派の領袖ララ・ラヂバット・ライからサイモン委員會排斥決議案が提出され、二月十八日六票對六十二票の大多數で可決された。ライは、英國の印度事務大臣バーカンヘッド卿が『若し英國が印度から手を引くなれば印度は直に無政府狀態に陥るであらう』と放言したに對し、『果して然るか否かは試に解放して見るがよい、無政府狀態は固より恐るべきし、されど惡法の強制と銃剣の脅威とに依つて誅求される現下の狀態は更に恐るべきものである。英國は印度を手

放す意思なき爲種々口實を設けるけれども、我等は最早小利に釣られて心を異にするが如きことは断じてせぬ』と酬めた。

ところが上院ではサイモン委員會を援助し、サイモンの提唱に係る協議會に參加すべき印度代表を選出せんとする動議が三十四票對十三票で成立した。

印度諸團體の統治法改正意見

サイモン委員會一行の離印後、印度の各方面から統治法改正に關する意見の公表があつた。其の中最も重要なのは印度在住英人の利益を代表する印度歐人商業會議所聯合會並に歐羅巴協會のものと、印度の政宗宗教各諸團體を結合したオール・パーテイス・コンファレンスのものとある。此等の團體は印度の最も重大なる利益を代表するものであるから、其の意見はサイモン委員會の報告書に相當重大な影響を與ふるものと觀測されるのである。

今それらの意見を紹介する前に、サイモン委員會の一行に加つて印度各地を廻訪した、マンチエスター・ガーディアン紙記者の觀察を紹介する。『現行の政治組織は不備の點が多い。中央政府は一般人民と密接の交渉無く、政廳がカルカッタからデリーに移轉してから、多數印度人との關係は益密接圓満を缺き、加ふるに現行制度實施の結果更に一層甚しきを加ふるに至つた。現行制度では從來中央政府の所

管であつた衛生、農業、教育等、最も多く一般人民の生活に關係深き事項を州政府に移管した爲に、中央政府で現在管掌してゐるのは、國防、外交、鐵道、財政、通貨、信用等多數民衆に直接大なる利害關係なきものに限られてゐる。加之總督始め重要地位に在る者は悉く英國政府の任命に係るのであるから、動もすれば中央政府は一般印度人から英國本位のもので、印度の爲にならないものゝやうに思はれ勝である。中央立法議會の大部分は人民の公選に因るものであるが、矢張り一般人民とあまり交渉が無く、一般人民は寧ろ州議會の方に興味を有つてゐる。それは州政府が前記の如く民衆の日常生活に密接の關係ある政務を掌ると、又一には州議會の多數黨は或る事項（衛生、教育、農業）を限つて一部の長官となり議會に對して責任をとることになつてゐるからである。然し地方政府にも弱點があつて、之が匡正には現行の半自治制を止めて、眞の自治制度の完成を期するより外は無い。既に移管した衛生、教育、農業以外の保留事項則ち財政、地租徵收、司法、警察の事務をも多數黨に委ねしめ、多數黨をして完全に州政府を組織せしむればよい。斯くなれば自ら政黨も發達し實際政務に對する責任感も強くなるし、政府當局も政黨の信任を背景として安定し自ら政務も舉る等現在の政弊自ら改ると云ふものだ。これが印度各地に行はるゝ輿論である』。

印度歐人商業會議所聯合會からサイモン委員會に提出した覺書は、八月十二日一般に公表された。

それは、印度人は自治能力ありとの確證を擧げ得ざるも、又その能力なしとも断定する資料は無い。故に此の際宜しく印度人をして責任ある政務に當らしむるがよい。又現在の地方政府のダイアキーリー制は之を廢止し、保留事項をも總て地方議會に對して責任を執る内閣に移管すべきであると主張し、尙地方議會も二院制と爲すべきこと、警察行政に對し適當な保障を與ふること、種族宗教の差別に對し法律上の保護を定むべきこと、英國貿易に對する平等待遇を保障すべきこと等に就いても述べてゐるが、比較的に印度人に同情的態度を示してゐるものである。

歐羅巴協會からサイモン委員會に提出した覺書の要點はかうである。今直に中央政府及び中央議會の改革を行ふのは尚早である。寧ろ中央議會の下院に民間の官選議員の數を増加して中央政府の權力を鞏固にする必要がある。故に改革はまず州から始むべきだ。州では現在より更に一層の自治を容認し責任政府を樹立せしむる可とするが、是には相當の制限、例へば現在一院制たる州議會を二院制となし、又通過法案の認可權を印度總督に保留する等の規定を設けて其の運用を保障する。州議會の右の運用満足なりと認めらるゝ場合に、更に之を中央政府に擴張するを順序とする。而して州議會の選舉權は之を擴大する要なく種族別宗教別の選舉制は尙當分保存すべきである。印度人官吏を多數採用した結果能率低下したから、是以上英人官吏を減少することは避くべく、總督府行政部の多數は常に

英人たるを要する。現制では印度軍司令官が總督府軍務部長官を兼ねるが、此の制度を改め別に英人の専任の國防長官を總督府に置くを可とする。苟英領印度と藩王國との關係に就ては、共に全印度政府を形成するを究極の目的とするけれども、當分は先づ藩王國の聯邦を作らしむるを可とする。其の他英人及び英印混血人の権利を主張してゐるが、大體に於いて上述の歐人商業會議所の意見に近似してゐる。

印度人側の意見は項を改めて之を説かう。

ネールの憲法草案

一九二八年五月ボンベイで、サイモン委員會に對しボイコット政策を持つてゐた全印度國民會議を始め印度の各政黨及び宗教諸團體のオール・バアティズ・コンファレンスが開かれた。席上アンサリ博士を會長に推し、印度憲法草案の作成を議したが、結局バンデット・モチラル・ネール外六名の起草委員に附託することに決定した。ネールは起草委員長となつて八月之を脱稿し、會長に報告し且公表した。草案の骨子は、事實上政治の監督權を英國の議會から印度の民選議會に移し、印度をして完全なる自治領の域に達せしめむとするに在る。則ち印度總督及び各州長官は英國皇帝の任命に係り、それト印度議會又は州議會に對し拒否權を有するけれども、政治は總て議會から出る閣員（中央では總

理の外六名、地方では總理の外四名）をして當らしめ議會に對して責任を負はしむる制度となさんとするのである。尙草案には陸海軍の統帥權を總督の手中に置くべきこと、上下兩院より成る議會の創設、民權の確立、國防委員會の設置、選舉制度の改正、大審院の設置、藩王國との關係等の事項を詳述してある。

此の草案は同年八月二十八日から九月一日までラクノウで再開されたオール・バアティズ・コンファレンスで審議の結果可決された。回教徒及びシーカ族代表等は、草案中の少數民族より選出すべき議員數及びシンド地方をボンベイ州より分立せしむべき問題に關して異議を述べたが結局、少數民族代表問題に就いては、二十歳以上の者に選舉權を與ふること及び十年後更に此の問題を再審議することを條件とし、ネール草案に基きシンド地方では少數民族に對し議席を留保すべきも、其の他の地方では斯かる留保を爲さることで妥協成立し、又シンド問題に就いては更に調査の上同地の財政的獨立可能なるときは勿論、然らざるも多數の同地人民が自ら財政上の責務を負ふことを求め且之を表明するときは、他の州政府と同様の地方政府を樹つることにして、シンドの分立を認むることに妥協成立し、遂にネール憲法草案は現在印度人の政治的目標となすべきものとして、大多數を以て可決された。急進派から印度人の目標は自治領なるにあらずして完全なる獨立を期するに在りと云ふ異論の出たの

は勿論であつた。そこで草案可決と同時に、本會は、終局の目的は完全なる獨立に在りとする一派の行動の自由を制限しないと同時に、印度に建設せらるべき政府の組織は責任政府、則ち完全な權力を有する民選立法機關に對し責を負ふものたるべきこと、及び斯くの如き政府の組織は他の自治領政府より劣れるものに非ざるべきことを宣言する。ヒンズー語及びウルグー語を以て印度の國語とす。尙ネール案の成立を期する爲該草案全部に就き各派協定の修正以外には如何なる點でも之が補修を許さぬ、との附帯決議があつた。

其の後同年十二月末カルカッタで開かれた臨時各政黨の聯合大會としてのオール・パアティーズ・コンベンション席上印度憲法問題が論議され、大體はネール案を承認するに傾いてゐたが、諸團體はいづれも印度人の目標を獨立に置くや、又は自治領たるを以て満足すべきやに就いて問題としたのである。然し大體に於いて独立の第一歩は先づ自治領的地位から始めなければならぬと云ふ説が勝を占めた。ところが回教徒の大部分はネール案に於ける回教徒の保障不十分であるとし、又印度を聯邦組織と爲すべしとの意見もあつて、此の點では大會で妥協點を見出すことが出来なかつたのである。

印度國民議會大會では、英國が統治法の期限たる、一九二九年未までに印度を自治領と爲すべき承認を與へざるときは、再び往年の非協同運動及び租税不納同盟を結び政府に反抗すべしと云ふガンダ

の提議が可決せられた。

中立側の印度人基督教信者全印度大會でもネール案に賛成し、回教徒の主張する種族別比例代表に反対し、英人側はネール案を以て排英的として批難した。

印度總督の態度

一九二九年二月二日印度立法議會の開會に當り、印度總督はサイモン委員會に關する説明を爲した後、該委員の任命が印度に對する侮辱であるとの批難を排し、英國政府は右の委員會が調査上執らんとする方法に關しては、一切委員會の裁量に委ねる意思であると言ひ、右委員會が調査上執らんに之を他の機關に移すのであるが、其の際印度議會は其の代表者を選出して甚だ強力に之に關與し得るものであると説き、印度にして政治の革新を望まば先づ英國議會の理解を得ねばならぬが、今は其の好機であると論じて其の協力を望み、ボイコット運動の非なるを説き、印度の協力の有無に拘らず委員會の調査は進められ、其の報告は英國議會に提出せられ英國議會は之に基いて其の適當と認むる措置を探るものであるから、印度が其の運命を導くべき正路を此の際踏み誤ることなからんことを諒めたのである。

翌一九二九年一月二十八日の印度立法議會開會の際に於いて——印度總督は『印度統治法改正問題

の圓満なる解決は、英印兩國の和衷協力に俟たねばならぬに拘らず、最近印度國民議會大會で本年末までに印度が自治領たるを許されざる場合は、明年より非協同運動を再開すべしと決定したのは、偏狭に失し政治家の態度ではない。斯くの如きは英國議會に他人の決定に盲従することを強いるものであつて、議會としては其の責任上斯かる立場を甘受し得べきものでない。尙印度人中には政府は一九一七年モントギューの爲せる聲明を實行する誠意なきが如く疑惑する者あるも、同聲明は英國民の嚴肅なる誓約として今も尙残ることなく、英國民が此の誓約を履行せざるものと知らば余は總督として今日茲に立つを得ぬのである』と言明し、印度國民の自重を望んだ。

此時の立法議會の下院議員は一九二六年の總選舉で選出されたものであるから、規定に従へば一九二九年を以て任期満了する。従つて同年八九月頃下院を解散して總選舉を行ひ、一九三〇年勿々新議會を開く筈であるが、總督は、印度統治法改正委員會及び印度立法議會委員會の報告並に地方議會委員會報告の一部は明年まで發表すること覺束なく、従つて總選舉を普通の通行ふとせば、此等委員會の提案に付擱摩臆測行はれ、根據なき豫想が喧傳せらるゝは免れ難きことゝ思料せられる。斯くて人心の攪亂せらるゝことは、此の重大なる時機に際し其の責任を果すべき候補者及び選舉民いづれにとりても迷惑至極である、との理由に依り一九二九年五月二十三日下院の會期を延長する旨を發表した。但し延長

の期間は未定であると述べたが、一般の觀測では恐く統治法改正案の發表後、其の賛否を選舉民に問ふ形式で、一九三〇年四月解散を行ひ總選舉を行ふであらうと云ふことである。

右の會期延長に對し國民議會派が猛烈に反対した。同派は從來獨立を標榜し居り、現在は若し一九二九年迄に自治領の地位を與へられざれば、一九三〇年を期して非協同運動を起すべしとの態度を決定し居りながら、サイモン委員會の報告に對し其の賛否決定に參加するが如きことゝなるは、同派にとりて到底忍ぶべからざるところである。會期延長は専ら國民議會派の活動を阻止せんとする政府の陰謀の第一歩であつて、總督の職權濫用であると非難した。尤も下院に於ける形勢はジンナー派が國民議會派に左袒しないので、政府側を支持する者が多數であつた。

サイモン委員會第二回の渡印

一九二八年八月ネールの憲法草案發表され、回教徒並に少數民族方面からの非難攻撃烈しく論争が盛であった頃、英國に在るサイモン委員長から、印度總督に電報を寄せ、右委員會に協力すべき印度中央委員會の任命を懇願し來つたので、九月二十日上院はサア・シー・サンカラーン・ネール、サア・アーサー・フルーム、ラジャ・ナワブ・アリカーンの三名を右委員に任命した。下院では前會期で非協同の決議をしてあるので下院自ら委員を選出しなかつたが、印度總督は六名の下院議員を指名し、それぐ印

度中央委員會委員たるべき承諾を得たので、右上下兩院議員九名で中央委員會を成立せしめ、サア・シ・
ー・サン・カラン・ネールを委員長とした旨を、九月二十五日サイモン委員長に通知することが出來た。

之より先各州議會ではスマラジストの反対あつたけれども、九州中八州までは漸次サイモン委員會
に協力すべき州委員會の任命を了した。斯くの如く自治派獨立派を除き、漸次一般の形勢は穩健な協
同主義を以て、再び渡來すべきサイモン委員會を迎へんとするに至つたのである。

是に於いてサイモン委員會は一九二八年九月二十七日倫敦發渡印の途に就き、十月十二日印度に到
着した。委員會は各地を巡歴し熱心に調査に從事し、各州議會及び中央議會の協力を得て各方面から
大部の資料を蒐集することが出來たのである。

サイモンは一九二九年三月七日オータカマントで、左の如き注目すべき演説をした。

『サイモン委員會が印度の統治法を決定するものなるかの如く解するのは誤りである。此の委員會の
任務は英國議會に提出する爲、公平率直にして且同情的なる報告を作成することである。統治法改正
の如き重大な責任は英國議會に在る。是れ歴史の明白に教ふるところであつて之を否定せんとするは
愚も亦極れりと言はねばならぬ。英國政府が其の印度に對する義務を果さんとすれば、先づ此の尤大
なる國に於いては政治の運用に關する複雑困難な問題に付、公平にして同情ある詳細なる報告を得る

必要があるのであるが、英國議會の議員全部が自ら印度に渡來して、上記の如き調査報告に當ること
是不可能である。是れ則ちサイモン委員會が任命せられ、印度中央委員會の有力なる援助を得て、資料
蒐集に努むることとなつた所以である。斯かる資料に關する知識無くては、何人も將來の印度統治法
の構成に助力することが出來ぬ。然しながら新統治法を確定するのはサイモン委員會ではなくして、
委員會の調査し得たる各種の事項及び現在の印度の人心に流るゝ各種の思潮に關する報告書を提出し
た時になつて始めて、印度が其の將來の統治法立案に對し、正當且必要なる部分の大分なる貢獻を爲
す機會が来るべく、則ち該統治法は英印協力の下に構成せられるであらう。』

此の演説に對し急進派の新聞『フォウアオード』は、サイモンは英國の對印政策の變更を示すもの
と解せらるゝが如きことを述べて居らない、唯英國が信託を受けて居るので、印度が責任政府に適す
るか否かを判断するのは、英國議會専有の権力なることを繰返したのみである。彼の新統治法が英印
協同で構成せられると云ふ聲明は明に無意味の言葉である。若し英國議會が印度に對し新統治法決定
権を許すの意があるならば、愛蘭及びカナダの憲法制定の場合と全く同様な方法に依る筈であると論
じ、又國民議會派の首領ネールは立法議會で、サイモンの演説は考慮の價値なしと述べた。

サイモン委員會は上記の如く、自治派印度人の猛烈な反對裡に、愈印度に於ける調査任務を完了し

たのであるが、四月四日デリーに於ける各州委員會の聯合會の席上サイモンは一場の演説を試み、調査の結果に就き其の一端を洩したが、頗る用心して明かな印象を述べることを避けた。其の中で自治領カナダの憲法が或る點に於いて印度統治法の模範として役立ち得ることを仄めかし、但し印度各州の状態は未だ決して印度聯邦の基礎となり得る程度に達してゐないから、聯邦制度は印度には適しないかも知れない、唯各州の政治組織は彈力性あるものとし、自治に關する規定を漸次發達せしめ、相當期間内に完全なる自治に至らしめ得るやう、自動的規定を設くるのが適當であらうと云ふ趣旨を述べた。

然しながら印度に於ける委員會に對する空氣は依然陰惡であつて、四月八日サイモンが傍聴中の印度下院に於いて爆弾が投げられた騒ぎがあつた。恰も議長バテルが將に發言せんとした刹那、傍聴席から二名の印度人が議場の政府席に爆弾二箇を投じたので負傷者數名を出したのである。是れ明にサイモン委員會に對する反対の意思表示の爲の暴行である。

斯くてサイモン一行は調査を完了し四月上旬印度を發し同二十六日倫敦に歸つた。

外國布燒却運動

ガンヂは一九二二年入獄以來政治運動から隠退してゐたが、此の頃から再び政治運動に乗り出して來た。一九二八年十二月カルカッタで開かれたオール・パアティズ・コンベンションでも、主要な役目

を勤めたが、其の後ガンヂを中心とする國民議會實行委員會では、ガンヂ年來の主張たる自織布の獎勵外國布の排斥を以て、非常手段に依らずして政治上の目的を達する唯一の有效なる方法と認め、ガンヂの案を採用し其の運動の指揮者たることを託したので、ガンヂは排貨委員會長として實際運動に從事することになつた。一九二九年三月四日夜カルカッタ市内の公園でベンゴール州國民議會委員會は英國品の排斥外國布の焼却を豫告したが、ガンヂは自織布獎勵の爲には單に英國布のみならず一般外國布の排斥が、政治上の目的達成に有效な唯一の方法であると力説し、自ら實行委員として之を行ふべき義務を有し其の結果に付いては全責任を負ふと宣言した。演説後聽衆から外國布を集めて之を焼き立會官憲と群衆と衝突したので、ガンヂ、ロイ二人は其の責任者として逮捕され、結局形式的な處罰として一ルピーの科料に處せられた。

爾後國民議會派の手に依り、外國品殊に英國品の排斥が宣傳せられ、各地で集會後外國綿布の焼却が行はれるに至つた。此の運動は、既にカルカッタの大會で非協同、不納同盟の決議もあつた際でもあり、民心を刺戟したところ相當大なるものがあつた。

回教徒一致せず

七千萬の印度回教徒の印度統治法改正問題に對する態度は、相當重要視せらるべきであるが、不幸に

して回教徒政治家は各意見を異にして大同團結を見ることが出来ない。一九二九年十二月のオール・バアティズ・コンベンションで、ジンナー一派は國民議會派と提携し、大體に於いてネール案を支持したのであるが、一派の回教徒は之に懐らずして、別に大會を開きネール案を排斥し、聯邦組織を固執したのである。

其の後回教徒間に、サイモン委員會が調査報告書を作成せんとするのに、回教徒が現状の如く四分五裂し居つて、回教徒として一致した有力な意見書を提出し得ないのは、結局回教徒並に印度の利益を擁護する所以でないとの聲が大に起り、統治法改正問題に對する回教徒全體の政策態度を攻究する目的で、一九二九年三月末デリーに於いて回教徒同盟の大會を開くに至つた。同大會ではジンナーが聲明書案及び決議案を提出した。聲明書は近年就中ネール案決定に當り印度教徒が回教徒の要求に對し冷淡であつたことを詰り、回教徒は自派並に國家の利益の爲には自由行動を探るであらうと云ふのである。決議案は回教徒内各派の主張を綜合したもので、

一 州を基礎とした聯邦制度を採用すること。

一 總ての代議機關中に少數民族を適當に代表せしむること。

一 中央議會議員及び閣員の少くとも三分の一は回教徒より出すこと。

一 分離選舉區制度を存置すること。

等十四箇條の條件を定めたものであつたが、各派互に其の主張を固執して下らず、且個人的の勢力争ひも加つて事態益紛糾し到底融和の見込なく、結局喧騒裡に散會して了つた。斯くの如くジンナー等の熱心な努力があつたに拘らず、遂に回教徒全體が一致の歩調を採ることは殆ど不可能なることが、明になつたのである。但し一部の者は、此の不統一は回教徒中に階級的宗派的觀念に因はれない者の存することを示すのであつて、政治の健全なる發達を期し得られることを示すものだ、と觀測して居る者もあつた。

其の後六月二十六日、全印度回教徒同盟の實行委員はポンベイに相會し、ネール案の反対宣傳を行ひ、回教徒の見解を英國の輿論に訴ふる爲、サア・マホメット・シャフィイを英國に派遣し當時英國に在るアガ汗を輔けしむることに決定した。又一部の者は七月二十八日アラハバッドに於いてアンサリ博士斡旋の下に、全印度回教國民黨なるものを組織した。其の標榜するところは、一部回教徒の宣傳する超然主義を排し、回教徒間に國民主義を鼓吹し實際運動に參加せしむると共に、印度教徒との關係を改善せんとするのである。又八月三日にはラクノウでシャウカツト、アリー等ネール案排斥者が集つて氣勢を揚げた。

斯くの如く回教徒は相變らず統一なく、各派それぞれ宣傳を行ひ、頗る渾沌としてゐたのである。

印度獨立聯盟の創設

バンヂット・モチラル・ネールは一九二八年八月二十九日のオール・バアティズ・コンファレンズで、印度を自治領と爲すを以て十分ならずとし、印度人は完全なる獨立を以て其の直接の目的とせざるべからずと力説したのであつたが、多數の賛成を得るに至らず結局同會では中立の態度を執るに至つた。そこで彼等の同志は翌三十日印度獨立聯盟なるものを創設し、次のやうな決議を發布した。

オール・バアティズ・コンファレンズに參列した國民議會派の會員は、印度人の當面の目標とすべきは完全なる獨立であると確信するが故に、茲に印度獨立聯盟を組織するのである。本聯盟の目的は印度の獨立達成及び之が目的に向ひ宣傳を行ふことであつて、本聯盟の會員は同時に印度國民議會たるものである。

本聯盟の會員は自己又は他の者若しくは團體の爲に、宗教又は種族に基礎を置いた政治上、經濟上の權利を主張しないし、又印度に於ける宗教的種族の鬭争と認むべき目的の爲に活動し又は之を鼓吹することをしない。

宗教又は種族に基く政治上若しくは經濟上を權利擁護を目的とする機關の會員は本聯盟の會員たるものである。

を得ない。

本聯盟は宗教又は種族の鬭争に對し極力反対する。但し必要に應じては斯くの如き鬭争の爭議に關し和解調停を爲すかも知れない。

藩 王 國 問 題

印度統治法改正の問題宣傳せられた頃、印度藩王等は統治法改正の結果如何に依つては自己の利害に關するところ頗る大なるものがあるので、一九二九年二月十三日藩王會議に於いて決議を爲し、藩王は英國との間に締結した相互の義務に照し、英國との間の關係を第一の基調と爲すものでなければ、印度諸藩王と英領印度との間の公正な關係を、調整することを目的とする一切の提議に應ずることは出來ないと公表した。

ところが以前から藩王の地位研究の目的を以てバツトラー委員會が設置せられてあつたが、一九二九年になつて其の委員會の報告書が公表された、それには藩王の政治的地位は藩王と協議なくして變更すべきものでないと述べ、尤も英國が宗主國として有する治安維持及び外交に關する責任とを説き、英國と藩王國間の諸條約は右の責任並に慣習に鑑み、解釋することが必要であると論じてある。

統治法改正に關する各州委員會の報告書成る

サイモン委員會は英國に歸還後倫敦に於いて調査を繼續し居るが、印度の地方議會の委員會も漸次其の調査を終り報告書に提出した。其の報告書の殆ど全部が、現制の二重政治を廢して地方自治を行ふことを希望して居り、唯警察事務の管掌に就いて多少意見を異にしてゐるのみである。此の報告書申ボンベイ、ベンガール、マドラス、バンデヤブ、ビルマ各州のものが公表された。其の要點は左の如くである。

ポンベイ州の報告書は多數意見として、官吏議員及び任命の議員を廢止し、選舉權を擴張し、議員定數を増加すると共に、回教徒の爲の分離選舉區を存置すること、並に下層階級及び基督教徒の爲に議員の一定數を保留することを主張し、次に警察事務以外の他の事務全部を州内閣の管掌とし、警察事務は之を中央政府に掌り、之を移管するや否やは五箇年の後州議會にて決定すべしと爲し、議會を二院制と爲し大地主大商人よりも上院議員を選出すべく、政府は議會より選出せられ連帶責任を有する閣員のみにて組織し、現在の行政會議を廢止すること、知事の權限を縮小すべきこと及びシンドを獨立せしめざること等に就き説述してある。

ベンガール州のものは、中央地方の財政關係を整理し地方財政を安定せしむること、地方事務全部を内閣の責任に移し完全な地方自治を行ふこと、警察事務に就いては印度教徒回教徒及び歐人三名よ

り成る審議會を設け、其の輔佐に依り當該行政長官之を執行することゝし、若し審議會と行政長官と意見一致せざることは知事の決定に從ふこと、聯邦制度を採用し中央政府は立法及び行政に依り統一し得る有力なものとすること、知事を州の憲法上の首長とすること、州議會を二院とすること、回教徒の爲に分離選舉區を存置すること、行政は州議會に對して責任を負ふ内閣之に當り、閣員たる各部の行政長官は各宗派議員數に應じて選出すること等の意見を述べてある。

マドラス州の報告書は、地方自治を施行すること、中央政府では國防外交及び藩王國關係事項以外一切の政事に關し責任政治を樹立すること、英本國政府は印度の完全なる自治を聲明し之を完成する時期を明定し、且自動的に之を實現し得る規定を設くこと、軍隊の印度化を行ふこと、選舉權の範圍は現行のものを基礎とし急に擴張せざること、小選舉區たること、分離選舉區は實際手段としては不可なし之を變更するには關係宗派の同意を經べきこと等を主張してゐる。

バンジャープ州の多數報告は、中央政府に責任政治を樹立すると否とに拘らず、地方では二重政治を廢止し完全なる地方自治を許すこと、聯邦組織とすること、分離選舉區を存續し歐人及び英印混血人にも及ばすこと、特別選舉區は廢止すること、州議會は一院とし小選舉區制に依り直接投票制を採用すること、議員定數を増加すること、任命議員制は廢止すること、中央の上下兩院に回教徒の爲定員

の三分の一を保留すること、シンドを分離して改革を行ふこと等を提議してある。之に對し委員中の印度教徒二名シーア族代表一名は、右多數報告は全然宗派觀念に囚はれたものだとして反対意見を提出して居る。

ビルマ州の報告は、即時ビルマを英領印度より分離し、印度事務大臣の直接とし、自治の目標に進むと共に財政を改善することを強調し、選舉権は現在の儘とし、回教徒の爲分離選舉區を存置すること。行政は内閣の輔佐に依り知事之に當り、閣員中五人は官吏に非ざる者を選任し、議會に對し連帶責任を負はしむること、等を主張し、議會は當分一院制を適當とし官吏議員の存置を希望して居る。少數意見として委員二名は英領印度からの分離に反対してゐる。

統治法改正に関する中央委員會の報告

クリスマス前、恰も印度總督の爆弾事件や國民議會派の大會などで騒いで居る時、中央委員會の報告が公刊された。多數意見の重なるものは次の如くである。(解説第三参照)

- 一 シンドはポンベイ州より獨立せしむべくビルマは英領印度より分離すべからず。
- 二 印度の國防及外交に關するものを除き一切の事項は立法議會に對し責任を有する大臣の管理に移すべし。

三 印度總督の内閣員の半數は印度人たるべし。

- 四 歐人の爲に分離選舉區を設くべし。
- 五 公債募集の權限は印度政府之を有し同政府は自由にエゼントを使用することを得。
- 六 徵兵權は印度政府及地方政府にて有す。
- 七 國際聯盟の如き、國際機關の代表者任命は印度政府之を爲すべく印度事務大臣の任命と爲すべからず。
- 八 印度政府に移管せられる事項、監督の職務執行の爲印度事務大臣は二名の印度人たる次官の輔佐を受くべく次官の一人は英國議會の議員たるべし。
- 九 印度が自治領の地位を獲得するに至るまで英國議會に印度側の意見の代表せられることを要するを以て英國議會に印度人をも加ふべし。
- 一〇 新印度統治法中に將來更に憲法委員會又は其の他の機關に依る研究の必要なくして完全なる自治領の地位が達成せらるゝが如き規定を設くるを要す。

サイモン委員會に參加した比較的穩健なる意見はまづこんなものであつた。

印度總督の聲明

サイモン委員會の報告未だ成立せざるに先ち、英國政府より對印度の新政策の發表があるとの風評が頻りであつたが、一九二九年十月三十日夜印度事務省から、サイモンとマクドナルド首相との間に交換した書簡が公表された。然し是は新政策の公表と云ふ程のものでなく、單に印度政體變更案審議の手續に關するものに過ぎなかつた。其の要旨は次の如くである。

十月十六日附サア・ジョン・サイモンの書簡に曰く、

印度法令委員會は今や最後の事業にとりかゝつて居る。來年初め報告書を出したいと思つて居る。その事務進行上一應御意見を尋ね又私からも提議したいことがある。それは吾人の研究を進むるに從ひ、英領印度と印度藩王國との間に關係の重要なを感ずる。吾人は未だ報告書の内容を豫言することは出來ないが、英領印度の將來の憲法が如何様に定まるにせよ、上記二地域の關係を調節する方法を十分に審議する必要がある。

バットラー委員會の報告書は慎重に研究して見たが、同委員會の命ぜられた研究事項は、上記二地域の關係を十分研究することゝなつて居らない。又此の關係を調査することがサイモン委員會の研究範圍から除外されてゐては、わが委員會の意見も制限を受くる譯であつて十分に其の意見を述ぶることも出來ないと思はれる。それ故わが委員會にて研究を進むるに先ち、上記二地域の關係の調査も亦

わが委員會の研究の範囲内と解釋致したい。此の點に付政府の御承認を願ひたい。

次に吾人の報告及び其の後政府を作成せらるゝ提案が吾人の提議を容れた廣き範圍に亘るものとすれば、藩王國とも協議の必要あるのであるから、右提案審議の手續を改正する必要があると思はれる。吾人はわが委員會及び印度中央委員會が報告書の作製審議及び公表を了し其の事業を終りたる後、英國政府が後に議會に提出すべき法案に付、出来るだけ大なる合意を得る爲、或る種の會議を開き同會議に於いて英政府當局が英領印度代表者及び印度藩王國代表者と、（必ずしも常に兩者と同時に會見する必要はない）會見することが必要であると考へる。印度立法議會及び其の他の團體の代表者と商議する合同委員會（此は曩に必要と認めて一九二八年二月六日附印度總督宛書簡中に記載してある）は、依然法律案が議會に提出せられたとき執らるべき適當なる方法であるが、此の手續に先ち上記の如き會議が必要であると思ふ。云々

之に對して首相マクドナルドは十月二十五日附で回答して曰く、

貴下の書簡に提議された事項は重要な問題の、回答に先ち他の政黨の首領とも協議するを必要と認めて、其の手續を執り彼等の同意を得て茲に貴下に告ぐる次第である。則ち政府はサイモン委員會の研究事項の擴張に同意し、又貴委員會報告書の成立した後、執らるべき研究手續にも同意する。政

府は貴下と共に全般の問題を十分に研究するを重要と認めるのである云々、

印度に於ける情勢は前述の如くにして、而も一九二九年末までに英國が自治を許すの方針を決定せざる場合には、完全な獨立の方針を以て進み、之が爲消極的抵抗又は租税不納同盟を以て英國に當るべしと云ふ一派もあり物情騒然たるものがあつたのに、サイモン委員會の報告は一九三〇年初めにならなければ提出されないのであるから、英國政府も取り敢へずそれ以前に何等かの處置を執る必要に迫られてゐた。十月三十一日印度總督アルワイン卿は左の如く發表した。

『私は英國政府と永い間の交渉を経せて今英國から歸つた所である。私は此所を立つ前に、皇帝の印度に於ける代理人として、印度の感情、心配、及び希望を出来るだけ忠實に我國民に傳へる義務があると考へるといふことを、公に語つた。私は此の使命を果さんとするに當つて、豫期した通り、英國政府のみならずグレート・ブリテンのすべての人々及び黨派が、私の表明する義務を有する所のものを、凡て聞き而して理解せんとする、寛容なそして眞面目な努力を見出すことによつて助けられた。

今日は、人々を深く感動せしむる事件が起りつゝあり、そしてそれ故に、政治的感情が高潮し、政治的平穏の情態に於ては起り得べからざる誤解が人々の心中に確かな足場を得ることのあるべき、重大なる時機である。それにもかゝはらず私は現下のすべての不安なる傾向の背後に、すべての種族、

宗教、或は政治思想の區別の上に漲つて、根本に於ては皇帝に忠誠なる、そして意識的にせよ、然らざるにせよ、唯理解し而して理解されることを望んで居る所の、印度の輿論の大勢があるといふことを確信する。他方に於て私は、グレート・ブリテンに於ける輿論は、たゞ印度の諸問題に關して蘊々たり、或はそれ等の眞の意義に關して恐らく部分的にしか知つて居ないではあらうが、グレート・ブリテンは印度の將來に對して與へた約束を充分に果さねばならぬといふ決意は動かされないと確信する、「時」は兩國に對して重い、そして見方によつては特殊な責任を負はせた、何故ならば、グレート・ブリテンと印度との間の完全なる諒解の世界に對する影響は、たしかに非常に大なるべくして、吾々のそれを達成せんとする企ての成否の結果は、共に計り知るべからざるものがあるからである。

私の首相及び印度事務大臣との折衝に於て、主要なる論題が印度の時局であることは避け難かつた。二年前に於ける議會の委員の任命が如何なる範圍に於て、或は如何なる理由を以て印度の思想及び行動の大勢に影響したかといふと論議することは双方にとつて利益あることではない。實際的な人々は事實と情況をありのまゝに看取すべきで、夫等がかくあつて欲しいといふことであつてはならない。

サイモン委員會は、やはり印度中央委員會の助けによつて、目下報告作製中であつて、それが議會に提出される迄は、次いで提議さるべき如何なる憲法上の變更も、豫想することは不可能であり、そし

てたとへ可能であるにもせよ、それをなすことは英國政府の意見としては、明らかに適當である。此の點に關して英國の凡ての政黨は行動の完全なる自由を差控へなければならない。然し常に吾等の注意を抽き、そして英國政府が深く關心する事は、委員會が報告をなした時に、英領印度の憲法的進歩の廣汎な問題が、英領印度の輿論の權威を以て語ることを得る凡ての者の協力、以て、着手さるべき方法を發見することである。私が八ヶ月以前に、其の當時の政情に關して、議會に於て演説をなした際に用ひた言葉を、私は敢て繰返したい。私は言つた『一方に於て、此の問題に就て自由な、慎重な判断をなす議會の權限を否定することが不利益である如く、議會が印度政界の心からの贊同を擔ふべき解決に到達せんとする試みの重要さを輕視することは短見であらう』と。吾々が若し政治的行動の此の二つの主なる指導方針の何れかを逸するならば、吾々は確かに成功に到るべき道を踏み外すであらう。

然るに最近全く異なる角度から、他の一聯の考察があるが、それは私の恰度此の事が英國政府の希望であると言つたことによく適合する。

サイモン委員長は首相との通信——それは英國に於て發表されて居ると私は了解するが——の中で、彼等の調査が進捗するにつれて、彼及び彼の同僚は、印度將來の憲法の發達が探るべしと思はれる方向を考察するに當つて、或る將來の時期に於て、印度諸王國との間に發達すべき關係を念頭に置くの

重要さを痛感したといふことを指摘して居る。彼の判断に於ては、大印度の是等の二つの構成部分が調和さるべき方法が充分に検討されねばならぬといふことが主眼となつて居る。彼は尙、若し委員會の報告及び共に次いで政府によつて構成せらるべき提案が、此の廣範圍にわたるものとすれば、現に提案されて居る如き處置計畫を修正することが必要と思はれるといふ意見を表明した。彼は、統治法改正調査委員會及び印度中央委員會の報告が爲され考察され、發表された後に、然し議會の合同委員會の段取に達する前になさるべきことは、英國政府が後に議會に提出すべき最終に對する最大の可能な一致の限度を發見する目的を以て、英國政府が英領印度及び諸王國の代表者と會合すべき協議會を開くことであらうと提言して居る。議會の合同委員會を以て、印度立法議會及び、以前に考慮され、且サイモンの一九二八年二月六日附私宛の書簡の中に述べられて居る諸團體の代表者達と、商議することはやはり、議案が議會に提出された時に、それを検討するのに適當な處置である。然しながら委員會の意見としては、彼等が提言した様な協議會を先づ開かねばならぬといふのらしい。英國政府は是等の意見に全然同意だと私は了解する。何故ならば、彼等は、時機が到來したら、英領印度政治的發達の問題を、その成功的處置の爲に最都合よき條件の下に取扱ひ得ることを大に望んでは居るが、彼等は、委員會と同じく、英領印度と印度諸王國との關係の全問題を包括的に再査することの重要さを深

く感じて居るからである。眞に、是等の利益を彼等の見地から調和させることは、彼等が英國の政策の根柢をなす目的だと考へる所のものを、完全に達成する爲には肝要なことである——たとへそれを促進する爲に議會が採用を決する方法は如何なるものにせよ。

英國の政策の目標は一九一七年八月の宣言に於て、「英帝國構成部分として、印度に責任政府を漸進的に實現する目的を以て、自治機關の漸次的發達」の準備をなすことであると聲明されて居る。私が最近に指摘した通り、皇帝から私への指令の文面には、一九一九年の議會で樹てられた計畫が、それによつて印度が諸自治領間に當然の地位を獲得すべき手段たるべきことは、陛下の意思であり、喜びであると明記してある。英國の諸大臣は、印度がその時期に達すれば、帝國內に於て諸自治領と同等の一員としての地位を獲得すべきことは英國政府の欲する所であるといふことを一度ならず聲明して居る。然し、一九一九年の法律制定に就ての、英國政府の意思に對して與へらるべき解釋に關して、英國及び印度の双方に於て疑義が表明されて居るので、私は英國政府の爲に、彼等の判断によれば、一九一七年の宣言の中には、そこに意圖された様な印度の憲法的、發達の、當然の歸結は、自治領の地位への到達であるといふ意味が含まれて居るといふことを明言する權限が與へられて居る。

此の政策の完全な實現には、印度諸王國が彼等の地位を見出す機會を與へられることが重要であり、

そして、たとへ現在吾々は此の發達が如何なる形態を探るべきかを正確に豫言することは出来ないとはいへ、現在採られて居る行動は、英領印度に於けると諸王國に於けると問はず、全印度の或統一を期する人々が目ざして居る所の最後の目的の得達と矛盾するものではないといふことを保證する爲に、出來る限りのことがなるべきことは、凡ての視點から望ましいことである。

英國政府は是等兩個の目的——即ち、此の問題の英領印度に關する方面への最善の進路を發見するといふ、及び、第二に此の過程に於てそれを確保しつゝも、大印度の二つの部分の間の一層密接な關係に關する一層廣汎な問題は看過されない——は調査會の計畫の如き處置を探ることになつて最もよく達成されると思考する。夫れ故に、サイモン委員會及び印度中央委員會が彼等の報告を提出し、是等が發表され、そして英國政府が、印度政府との協議によつて、是等の案件を得らるゝ限りの材料の光のうちに考察することが可能なる曉には、政府は英領印度及び全印度の問題の協議及び討議の爲に、英領印度の諸政黨及び利益の代表者並に印度諸王國の代表者達を、必要に應じて別々に或は一緒に、招集することを動議するだらう。次いで、此の方法によつて、是等の重要な問題に就いて、一般の協賛を求むる廣汎なる手段を有する所の議會に、提案をなすを得るに到らんことを、政府の衷心希望する所である。

英國政府の行爲が、印度の輿論のすべての方面に感應を喚起し、その協力を得べきことを、如何に

私が信ずるかといふことは私が言ふ必要はない。そして印度の爲を思ふ凡ての人々は彼等が何所に居り、何人であらうとも、最近グレート・ブリテンと印度との關係を害した所の不信の蛛網を突破せんと欲して居る。現に提議されて居る行程は即ち、印度の國家に治癒と健康とを齎らす所のタツチを與へんとする眞の要求の結果であり、是等の高尚なる事柄を建設的政治手腕によつて所置することを、吾々が大に期待し得る所の手段である。』

明　の　反　響

印度に於ては、此の聲明は一般に好感を以て迎へられた。ポンペイでは十月三十一日の晩に各派の指導者の會議が開かれ、次の如きステートメントが發表された。

『吾々は、英國政府の爲に總督によつて爲された聲明を、注意深く考察した。吾々は、印度の憲法、的發達の當然の歸結は、自治領の地位への到達であるといふ聲明は満足であると思考する。吾々は印度の代表者達が、印度の自治領の地位への到達の爲に議會に提出されるべき提案に關して能ふ限り廣範囲の一致に到達し、それによつて印度政界の心からの協賛を得べき解決に到達する目的を以て、英國政府と會合する爲に招集される所の、手續の根本的改正を歓迎する。吾々は、英國政府との會合に招集される印度の代表者は、印度國民の信賴を擔ふ如きものであるべきを信ずる。』

此のステートメントの署名者中には、チャーチラル・セタルヴァード、ジンナー、ジャヤカル、サロジニ・ナイデュ夫人、ブルショヅタムダス・タクルダス等がある。

デーリーはモチラル・オールの招集により、各派指導者の一層大なる會議が開かれ、立法議會議長バーテル邸に於て十一月一日から二日にかけて討議が續けられた。席上ラマスマミ・アイアル、バハデュル・サブル等の穩健派は印度人の協力を望むといふ、英國の提案を無條件に承認することを主張し、モチラル・オール等の急進派は之に反対し、相當激論があつたらしいが、結局ガンヂ等の意見により、條件付で承認することに決し、十一月二日に次の如きステートメントを發表した。

『吾々は、世界各國間に於ける印度の將來の地位の問題に關する總督の宣言を、注意深き考慮を以て讀んだ。吾々は此の聲明の根柢をなす誠意及び英國政府が印度の輿論を融和せんとする意圖を珍重する。吾々は印度の要求に適當せる自治領憲法の計畫を發展せしめんとする英國政府の努力に吾等の協力を提供し得ることを望む。然し乍ら、此の國の主なる政治機關の信任を得、協力を確保する爲には、或る行爲がなされ、或る點が明らかにされることが必要と考へる。吾々は、提案された會議の成功の爲には、左のことは致命的であると考へる。第一に、靜穏なる空氣を誘致する爲に、一般に協調的政策が決定的に採用さるべきこと、第二に、政治犯罪人には一般に特赦が與へらるべきこと』

と、而して第三に、進歩的政治機關の代表權が有効に保證されるべく、而して國民議會は、夫等の中の最大のものとして優越せる代表權を持つべきこと。

自治領の地位に關して、英國政府の爲に總督がなした聲明中の章句の解釋に就て、或る疑義が表明されて居る。然し會議は、何時自治領の地位が建設さるべきかを討議する爲にあらずして、印度に對する自治領憲法の計畫を構成する爲に聞くのであると了解する。吾々は、總督の此の重要な聲明の趣旨と寓意をかくの如く解釋するに於て謬らざるを期する。新憲法が制定さるゝ迄、此の國の政府に一層自由精神が注入され、行政部と立法部との關係が、提議された會議の目的と「層調和」に持來られ、而して立憲的方法及び實行が一層尊重されることが必要であると吾々は考へる。公衆は今日からでも、新時代が到來したと感せしめられ、而して新憲法はその事實の表示器に外ならぬと感せしめらるべきことは絶対に必要であると吾々は考へる。最後に吾々は、會議の成功的爲めにはそれが出來るだけ早く召されることが肝要なる因子であると認める。」

此の聲明書には、ガンデ・モチラル・ネール、マダンモハン・マラガイア、ジアワハラル・ネール、モハマッド・アリ、アンサリ博士、テージ・バハデュル・サブル、スリニヴァサ・サストリ、アンニー・ペザント夫人、ムーンジー博士、ヴァラブハイ・バテル、サロジニ・ナイデュ夫人、セン・グブ

タ、サルデエル・シング等をはじめとして三十名の署名がある。

英國政界はアルウイン卿の聲明によつて大なるセンセーションを起した。

獨立労働黨は十一月一日夜全國評議會を開いて次の如き決議をなした。

『政府が、印度の自治要求の正當なるを再認したこと、及び「印度の憲法的發達の當然の歸結は自治領の地位への到達である」といふ聲明をなしたこと慶賀する』

『夫れは特に印度の諸政黨及び諸利益の代表者との會議に交つて此の問題を討議せんとする政府の明白なる意向を歓迎する』

『評議員は、印度に於ける輿論の紛亂せる状態に鑑み、政治犯罪に對して一般の特赦、メールート事件の起訴の拋棄を宣言し、不必要的延引が成功的結果を危くすることなからしめんが爲に、豫め會議召集の手續を急ぐことによつて、軋轢の原因を除き、討議に都合よき空氣を作る爲に凡ての努力がなさるべきことを勧告する』

此の聲明は英國議會でも問題となり一時政局急變するかと思はれたのである。十一月六日下院で、或る議員から工部大臣ランスペリが印度の友人に十月三十日祝電を送つたのは政府の政策を代表するものかと質問したに對し、スノーデンはあれは個人の資格で爲したのに過ぎないが、勿論政府の政策

と背馳するものではないと答へた。七日の下院では此の聲明問題で、ボーラードウイン、ロイドデヨウが相次いで大演説を試みた。

ボーラードウインは曰く、保守党がサイモン及び首相の書翰に對して内諾を與へたのは事實であるが、アルヴァイン總督の聲明書の内容に關して同意したことはない。デリームail等の紙上に、恰も余が食言したかの如く記載してあるは全く虛構である。歐人と印度人とは同じくアリアン人種の分派であるが、東西に分れて定住した結果、人生觀並に政治思想に關し非常な差異を生じ、一は活動的となり一は思索的となつた。印度に對し平和、正義及び法治の觀念を與ふるは英國政治家の傳統的精神である。之が爲には印度の事情に精通することが必要であるので、委員會を組織して調査研究を爲さしむることになつたのである。而してサイモン委員會が折角その調査の爲多大の努力を爲し居るに拘らず、其の報告書完成を待たずして、政府が斯くの如き重大なる聲明を爲したのは時宜に適せざるものである。印度に於いて何時責任政府が樹立せらるべきかは、何人も之を言明することを得ざるも、自治政府が確立せられた場合は、帝國に於ける印度の地位が他の自治領と同等なるべきは何人も疑はないところである。保守黨は現在の大問題に關し、印度に對する同情と援助とに付何人にも劣らざるものである。

ロイドデヨウデ曰く、今回の聲明書發表に付いて最も問題となるのは、英國の印度政策が變更されたかどうか、アルヴァイン總督の聲明は吾人が皆つて印度に與へた誓約以上のものであるかどうか等に關し、如何な印象を印度人に與へたかに在る。印度の如く雜多の人種言語宗教等を有する國情に於いては、誓約の實行は漸進的でなければならぬ。カナダ及び南アフリカ、責任政府を確立するに至つた歴史に従事するも、印度が自治領となるまでは幾多の先決條件がある。サイモン委員會が目下此等の問題を調査中なるに拘らず、今回の聲明に依り印度獨立運動の首領等は、獨立近きに在るかの如く認めて居るやうである。

サイモンも亦演説して曰く、わが委員會は成立以來、報告書が完成する迄は印度問題に關し意見を發表せざることにしてゐる。委員は過渡的報告に依り先入觀を與へらることはないが、今回の聲明に當り委員會の完全な獨立及び法律上の地位を保持する爲、之に關與しなかつたのである。わが委員會は政府の機關でなく、皇帝に依り任命された不獨立の一體である。吾人は此次の聲明に依り何等影響を受くることなく益此の問題解決の爲奮闘する考である。と釋明した。

印度事務大臣ウエッヂウッド・ベンは此等の攻撃に對して、『今回の聲明に付政府はサイモン委員會に未だ相談してない。從つて將來印度統治法を如何に改正するか又何時之を實行するか等の對印度政

策は、サイモン委員會及び印度中央委員會から其の調査の結果に就いて報告があり、同時に倫敦に圓卓會議を開催し慎重協議した上でないと、政府として之を審議すること能はざるものである』と辯明した。首領マクドナルドも、今次の聲明は吾人が皆て印度に與へた誓約に不忠實なるかの如き宣傳が盛であるから、印度の對英感情及び信用を良好にする爲、之を必要と認めたのである、と辯明した。

保守黨では、上院に於いて、十一月五日前印度總督リディング卿が政府に對して三箇條の質問をした。

印度總督アルクイン卿が今回發表した、適當の時期に印度に自治領の資格を與へんとする意味の聲明は、サイモン委員會に謀り、委員會の報告を得たるが如く發表されたのは如何なる理由に基くか。

一九一七年の宣言及び一九一九年の統治法の條項は今尙有效なりや、又右は印度が自治領となつた際でも適用されるか。

今回の聲明は政府が大體印度政府に何等かの變更を爲すこと又は印度の自治領の地位獲得の時期を明確に意味するものであるか。

之に對し樞府議長バーマー卿が政府を代表して、一九一七年の宣言及び一九一九年の印度統治法は其の儘全部效力を有してゐる、今回の印度總督の聲明は、要するに印度に於ける刻下の情勢に鑑み、英

國政府の對印度政策の到達點に言及し、政策の目的貫徹の方法を明瞭に表示し、以て印度國民の英國の政策に對する不信を一掃する目的に出でたるものに外ならない。而して印度に對して如何なる自治の形式を採用すべきかの問題はサイモン委員會の報告を受け、且政府が倫敦に召集を企畫しつゝある印度總會議で、慎重協議した上でなければ何とも言はれぬ、議會の問題とするは其のことである、と答へた。更に前印度事務大臣バーカンヘッド卿は、近き將來に於いて印度に、自治領に於けるが如き文武の制度が行はるべしとも思はれず、自治領の地位の聲明は尙早である、と論じたので、植民大臣バスフイールドが、右の聲明は決して事新しきものではない。自治領の地位の獲得が印度統治の理想なることは字句こそ異れ、一九一七年及び一九一九年の法律の精神であつて、他の自治領と同様な自由を與ふるは歷代内閣の政綱である。唯此の最終目的に達する方法及び時期等に關しては、サイモン委員會に諮問せられるけれども、自治領の地位其ものは前記法律にて確定してあることと、サイモン委員會の權限外である、と詳細説明した。一時政界に險惡な徵候を見えた問題もかくて安定し、颶風の中心は去つた。柏林の新聞は、反對黨が政府を倒し得たに拘らず、印度問題を政黨の政策的的に利用しなかつたのは、英國政黨の卓越せる訓練の結果であると讃嘆した。

國民議會派獨立を主張す

印度國民議會派では、獨立革命を主張するバンヂット・モチラル・ネール一派の勢力が漸次勢力を占め來り、一九二八年未のカルカッタの大會でも大勢を過激に導きし威があつたが、ガンデの妥協案で僅に分裂を免れたのである。然るに偶立法議會の會期延長問題が起り、是れ全く國民議會派の活動を阻止せんとする陰謀であるとして、同派は猛烈に反對し、同派の主張たるネール報告が假に當局に依り考慮せらるゝとするも、一九三〇年のサイモン委員會の報告提出後なることは明瞭であり、一九二九年内に自治領の地位を與へらることは到底見込なしとすれば、同派が立法議會に止まるることは全然無意味である、宜しく非協同は明年一月を俟たず即時實行すべしとの議論が有力となつて、遂に同派の實行委員會は議會排斥を決議し、同派所屬黨員は立法議會より脱退すべしと決議するに至つたのである。然るに同派の中にもダスの流を汲み、議會から脱退することに反対する意見も相當根強く、急進派とは到底離和し得ざるものがあり、各地の有力な支部から其の除外例を要求して來るものが多く、實行委員會の決議を强行することになると黨の分裂も亦免れ難き形勢となつたので、七月二十六日二十七日アラハバッドで開かれた全印度同派委員會ではガンデの妥協案に依り、其の決定を十二月のラホール大會まで延期することに決した。最も其の決議中に、必要に應じては明年一月一日から立法議會から完全に撤退することになるかも知れないから、之が準備を特に議員たる黨員に希望しあつた。斯くの如くガンデの努力で漸く黨の結束を圖ることが出來た。

其の後前記の如く印度總督の聲明があり、國民議會派も一致して之に賛成の旨を發表したのであつたが、英國議會に於ける政府の辯明を見るに及んで、形勢變化し十一月十二日アラハバッドで會合した全印度同派委員會では討議の末、英國政府今回の提議は、其の議會に於ける説明に依れば不満足極まるものである、若し本年内に印度に自治領の地位が與へられざるに於いては、全印度國民議會實行委員會は、明年直に實行すべき國民的爭鬭の準備を依然繼續するを要す、との決議を可決し、同派のポンベイ市委員會も十一月十六日倫敦會議に參加すべからずと決議した。斯くて印度の形勢は再び動搖を感ずるに至つた。十二月二十二日管内視察中であつたアルヴァイン總督歸途デリー附近で、其の搭乗列車が彈破された事件があつた。然し隨員の一人が輕傷を受けたのみで、總督は無事であつた。

十二月二十三日總督は新築の官邸で、國民議會派の領袖ガンデ、モチラル・ネール、バテル、ジンナー、サア・テジ・サブルの五名と會見し、印度自治問題に關する意見を聽取した。是は同派の一九二九年未までに自治領の地位が與へられねば、來年早々から英國の統治に對してあらゆる消極的反抗を開始する、と云ふ決議に關する善後策を發見する爲、總督から會見を求めたのである。結局兩者の意見一致せず會見は不結果に終つた。

二十七日カルカッタで開かれたラホール大會の準備委員會では、ガンディ提出のスワラジとは印度の完全な獨立を意味するものである、との決議案を採用した。二十九日ラホールでヤフハラル・ネール（モチラル・ネールの子）議長として各地代表三千を集めて大會が開かれた。各地から集つた三萬の群衆が熱狂してゐる一方ラホール郊外一帶の住民で憤慨を以て鳴るシーカ族が、ラホール市内に大示威行列を行つたので、獨立運動の氣勢が愈々高まつたのである。同日朝議長ヤフハラル・ネールは、三萬の群衆を前に、印度國旗を掲揚し、印度全土の結合を表象する國旗が一度掲げられた以上、全印度國民が悉く覺れるまでは断じて引下すことは出來ぬのである、と絶叫し一同は革命萬歳を連呼して之を迎へた。議長の開會の辭に曰く、

我等印度國民の要求するものは實權であつて、官服ではない。印度の經濟的社會的諸問題が解決される曉には、目下の部落間の確執の如きは忽ち消失するであらう。印度に自治領的地位を與へんとするが如きは、十指にも足らぬ極めて少數の印度人に、權力の幻影を與へて、印度大衆を抑壓し搾取するものである。我等の同胞が牢獄裡に呻吟しつゝある今日、而して我等が眞の自由を得る保障を得ざるものである。今日吾人は如何にして政府と一致協力することが出來やうか、印度に於ける英國の商事會社が莫大の配當金を得て黃金時代を現出してゐるに拘らず、我等印度人は穢汚な小屋に住み着るに衣なく裸體で

居る状態である。是れ印度に於ける英帝國の賜物を如實に示すものにあらずして何ぞや。全印度國民議會は宜しく協力一致の精神に基いて労働者の生活改善と、協調主義に基いて產業の支配権とを要求すべきである。全印度國民議會黨員たる議員全部が中央地方の立法議會を去り、立法府に對しボイコットを斷行し、以て總罷業、租稅不納、英貨及び外國製織物排斥に全力を注ぐべきである。云々
ガンダも亦委員會の席上自己提出の決議案附議に際して次の如く演説した。

印度總督は前週月曜日に、國民議會派代表五名と會見した際、印度に自治領の資格を附與するメール報告を、本年十二月三十一日までに承認できない旨を宣明したが、事茲に至つては我等は曩の聲明に従ひ、印度獨立を實行するより外に最早執るべき途がない。予の決議案は尙交渉の餘地を存するかの如く認めらるゝ向もあるが、予は自治領の地位問題を論議する爲、今後再び政府當局と圓卓會議を開くやうなことは全然ない。今後は飽くまで鬭争を繼續する。而して其の目的の達成された曉に聞かれるものは平和會議でなければならない。之に對して途は常に聞かれてゐる。印度は今や覺醒した、無抵抗主義の信條を奉じて邁進し、その勢力は決して舊日の比ではない。チャンドラ・ボース氏は予の決議案に對して、英國との全關係を斷絶すべしとの修正提議を爲されたが、予は此の點に關し、立法議會、地方團體、裁判所及び學校等は之をボイコットすべきであると思惟する

が、今之を即時断行せよと云ふのではない。又現政府に對抗すべき新政府の樹立を勧めるものでもない。何となれば予は漸を進むことを希望するものである。

ガンデの決議案とチャンドラ・ボースの英國との全關係を斷絶すべしとの決議案は、十時間に亘る激論の末百三十一票對八十九票の差でガンデ提出案が可決され、本會議に附せらることに決した。斯くて三十一日の本會議で票決に附した結果九百四十二票對七百九十二票の多數を以て之を可決した。是れガンデ等の無抵抗非協同の穩健派が勝を占めたことを示し、急進派は結局大會の支持を得なかつたのである。ガンデ提出の決議は左の如く、英國に對する徹底的消極抗争、印度の完全な獨立に對する決意を明にするものである。

一 去る十二月二十三日ニユーデリー附近の鐵橋に爆弾を装置し、アルウイン總督搭乗の列車を爆破して危害を加へんとした者ありしを遺憾とする。

二 昨年度全印度國民議會に於いて採擇したネール報告書は、自治領の地位を基として起草された印度憲法草案であり、且印度教徒と回教徒との間に敵意を醸した結果に鑑み、全印度國民議會は右報告書に対する責任を撤回する。

三 我等の標榜するスワラシの意味を完全な獨立と定義する。

四 全印度國民議會黨員全部に對し、中央並に地方の立法議會議員の職を辭し之をボイコットすることを要求する。

五 全印度國民議會實行委員會に對し必要と思惟する場合は、其の時と所とを問はず納稅拒否及非軍事的抗爭を開始するの權限を賦與する。

是と同時に二十六日を以て獨立デーと爲すべきことを決定した。第一回の獨立デーは一九三〇年一月二十六日であった。ポンベイ地方の國民議會本部で催された同日の紀念大會では盛に反英氣勢を擧げ『高く高く印度旗を掲げよ英國旗を引下ろせ、印度の革命萬歳』を高唱した。會衆は大會後も口に印度革命萬歳を絶叫し、手に印度旗を打ち振り、示威行列を行ひ市中を練り歩いた。アラハバッド・アイソール、デリー其の他各地でも多少騒ぎだ。シリガンタでは爆弾騒ぎがあつて學童四名負傷した等のこともあつた。

國民議會執行委員會は二月十五日アーメダバットで開かれ、十二月のラホール大會の決議に基き、ガンデに對英非軍事的反抗運動開始の權限を與へたので、三月二日夜ガンデは總督アルウイン卿に對して、左の如き最後的通牒を發した。これには八日の期限を附し、期限内に總督が要求の諸條件を實行せざる場合は、斷然對英非軍事的抗争運動を開始すべきを明言してあつた。

- 一 完全な禁酒法の實施。
- 二 地税を少くも五割減じ、其の課税を議會の附議事項とすること。
- 三 ^ミ 盡稅の廢止。
- 四 軍事費の五割減。
- 五 高級官吏の俸給の少くも五割減。
- 六 外國綿布に對する保護關稅の實施。
- 七 政治犯人全部の釋放。
- 八 インド人追放者の國內歸還の許可。
- 九 刑法中より煽動的集會に關する條項を削除すること。

同時にガンヂは聲明書を發して、吾人は三月十二日早朝を期し、アシュラムの男子を以て編成する義勇團の最初の一隊にて、不服從同盟運動の第一步を、踏み出す豫定である。官憲との間に、相當長期間の衝突があるだらうから、子供でも之に近寄らぬやうにせぬと、殺されるやうになるかも知れぬ」と言つた。スラット地方のジャラブールから、ガンヂ指揮の下に毎日徒步十哩の反英運動を行ふと云ふのである。若しガンヂが官憲に逮捕されたら、ヴァラ・バイ・バテルが之に代る順序とな

つて居るとの事であつたが、三月七日バテルは地方官憲無視の演説を行つたとの理由で三月間禁錮に處せられた。

ガンヂの最後的通牒に對して、アルウイン總督は、三月七日ガンヂ氏の採らんとする途は、明に法律を犯し社會の平和を危くするものと、思考せざるを得ないのを遺憾とすると、拒絕した。是は固より當然のことであつたが、然し之に依つて反英運動は一層熾烈になつて行くであらう。但し三月六日ボンベイで開かれた回教徒大會では、シャウカト・アリーが、不服從同盟運動反對の演説をしたとの報道もある。回教徒が之に參加せざるに於いては、一九二〇一二一年頃のやうなことにはならないかも知れない。それにしてもサイモン委員會の報告が公表されねば、どんな結果になるか、今の處全く疑問である。



英領印度の民族運動【終】

附 錄

一、一九一五年印度統治法の概略

(一) 印度事務大臣 (The Secretary of State in Council)

印度政府及びその歳入に關する事項は、總べて印度事務大臣に於いて管理し指揮し監督する。そして議會に對し其の責に任する。立法權はない。

印度會議 (The Council of India) は印度事務大臣に依り指名せられる十名乃至十四名の委員より成る。委員の任期は七年である。多數決の方法に依り豫算の支出其の他特定事項の認可を審議する。一九〇七年以來其の内二人は印度人である。

印度事務大臣、次官及び印度省職員の俸給は印度の歳入より之を支出するのである。

(二) 印 度 政 府

總督は皇帝に依つて任命せられ印度の防備治安の維持利益の保護に必要なるあらゆる手段を用ゐる全權を有する。總督の下に行政及立法の二會議あり、行政會議 (Executive Council) は皇帝の任命す

附 錄

三七五

る五人又は六人の議員から成り、尙特別議員として軍司令官をも加へてある。通常の議員の任期は五年である。行政會議は印度の行政に關し最高獨立の権力を有し且直接に行政各部を擔任する。行政會議の一人は印度人であつた。

立法會議は行政會議員全部と議員六十人とを合せて成立する。其の六十人の議員中三十五人は左の範圍内で總督が之を指名する。

官吏は二十八名を超ゆることを得ない。

一名は Punjab の回教徒の推薦するもの。

一名は Punjab の地主の推薦するもの。

一名は印度商業界の推薦するもの。

四名は特別事項の専門家又は小利益の代表者、

其の二十五人は選舉に依る。其の内

十一人は地方立法會議の非官吏議員が選舉する。

一人は Central Province の District of Local Board が選舉する。

六人は六箇の州の地主が選舉する。

五人は五箇の州の回教徒が選舉する。

二人は Calcutta 及び Bombay の商業會議所が選舉する。

而して議員の任期は三年、三年毎に總選舉を行ふ。

立法會議は豫算に關しても權限が有る。課稅借入金又は地方政府補助金の變更に付議員は動議を提出することが出來る。然し或る種の事項例へば關稅陸軍費等は討論より除外されるのである。當局者は此の論議を考量したる最後の豫算を作成して會議に提出する。此の豫算に對しては論議を許すも決議を爲し贅否を投票することは許されない。政府は立法會議の此等の決議等に依り拘束されない。換言すれば立法會議は行政の豫算又は法案に關して何等の監督權を有してゐないのである。尙立法會議の議員は公益事項に付論議を開始するの動議を提出することが出來、又一切の問題に付質問を爲すの權が有る。

立法會議は英國議會の法律の下に於いて一切の立法を爲すことが出来る。然し印度の公債又は收入英國臣民の宗教陸海軍力の訓練又は維持及外交に關する議案は豫め總督の承認を得るに非ざれば議員の提出を許さない。且總督は立法會の法案を拒否する權を有し、又英國皇帝も亦之を拒否することがある、加之緊急事變に際しては總督は立法會議の協賛を経ずして命令の形式に於いて或は自己の發案

に依り又或は地方政府の申請に依り法律を分布し施行する権能がある。但し此の命令は六箇月を限り効力を有するのである。

(III) 州 (Province)

印度は行政上十五州に分る。Madras, Bombay, Bengal, United Provinces of Agra and Oudh, Punjab, Burma, Bihar and Orissa, Central Province with Berar, Assam, North-west Frontier Province, Ajmer-Merwara, Coorg, Baluchistan, Delhi, Andamans & Nicobars Is. は是である。此の中 Madras, Bombay, Bengal は州知事を Governor と謂ひ其の下に行政會議がある。是は普通任用に依る官吏 (Indian Civil Service) 一人と印度人一人を以て組織し尙印度大臣は更に一人を増加するの権限を有する。此等議員は總べて皇帝の任命するものである。Governor も亦皇帝の任命する所であつて或る種の事項に就いては直接に印度大臣と交渉することを得るの特典を有する。

又 United Provinces of Agra and Oudh, Punjab, Burma 及 Bihar and Orissa の四州の知事は之を Lieutenant Governor と稱し總督が皇帝の認可を得て任命する所である。此等の知事の下にも行政會議を置くことを得る規定であるが實際此の規定に依り行政會議を有したのは Bihar and Orissa 一州のみであつた。而して其の議員は普通任用に依る官吏一人と印度人一人より成り總督が皇帝の認

可を得て之を任命するものである。

以上の七州以外の州の知事は之を Chief Commissioner と謂ひ總督が之を任命する。
立法會議 Madras, Bombay, Bengal, United Provinces of Agra and Oudh, Bihar and Orissa, Burma, Punjab, Central Province with Berar, Assam の九州には知事、行政會議の議員及び指名又は選舉されたる議員を以て組織する立法會議がある。此等の立法會議の組織の一例として Bombay の立法會議に就いて述べれば

議員總數	四十八名で、其の内
職務上當然議員たるもの	四 (内三名は行 政會議議員)
知事の指名するもの	一一三 (内官吏は十四人 (を越えるを得ず))
市郡の選舉するもの	八
回教徒の選舉するもの	四
地主の選舉するもの	三
Bombay 大學の選舉するもの	一
Bombay 市	一

Bombay 商業會議所

一

Karachi 商業會議所

一

紡績工場所有者協会

一

印度商業協會

一

である。他の立法會議も大體右と大同小異である。

(註) 此等の立法會議の組織は一九〇九年の Morley-Minto 改革に基いたものであるが、該改革は舊制に對し Madras 及び Bombay の立法會議の組織及び權限を改め議員の數を二倍以上とし特別に組織せられたる選舉人に依る選舉を施行し、議員に財政事項に關する討論及び動議を爲し又一般公益事項に關し動議を提出するの權を與へ其の質問權を擴張したものである。

(四) 郡 (Division) 區 (District)

州は通常之を郡に、郡は更に區に分割される。區は行政の單位として地方行政上重要な地位を有する。印度を通じて其の數二百五十を越え廣袤は平均四、四三〇方哩、人口は平均九三一〇〇〇を算する。區の首長は之を Collector and District-Magistrate 又は Deputy Commissioner と稱し行政權の外に始審としての裁判權がある。

二、印度統治法

印度政府に関する規定を完備せんとする法律 (一九一九年十二月二十三日)

帝國の構成部分としての英領印度に、責任政府を漸進的に實現せんとする見解を以て、印度の行政の各部門に一層多數の印度人を參與せしめ、且自治制度の漸次の發展に對して準備することは議會の宣言したる政策なるが故に、

而して此の政策を實效あらしむるには唯連續的段階に依つてのみ目的を達し得べく、且今や此の方に確乎たる歩武を進むるを有利とするが故に、

而して其の政策の進行の時期及方法は、印度民衆の福祉と進歩とに對し責任ある議會に依つてのみ決定し得るものなるが故に、

而して斯くの如き事項に關する議會の行動は、新に奉仕の機會を與へられたる人々の協同並に其の人々の責任觀念に對し信賴を置き得る範圍に依つて定らざるべからざるが故に、

印度各州に於ける自治制度の漸進的發展と同時に、地方的事件に關しては各州を出来るだけ印度中央政府の拘束を離れしめ獨立性を與ふるを有利とし、且斯くるも印度政府が其の責任を正當に行使

することと矛盾せざる故に、

茲に皇帝陛下は上院に議席を有する大僧正、僧正及貴族並に下院議員の勅告と同意とに依り陛下の大權に基き次の如く法律を制定せらる。

第一編 地 方 政 府

第一章

項及中央事項
地方事項

第一條 一九一五年の印度政府法（一九一六年の改正法に依り一部改正せられたもの、之を本法に於ては主法と稱す）に基きて定むる規則を以て左の事項に關し規定を設くることを得

- 一 政府の職權に關して中央事項地方事項と言ふ如く地方政府及地方議會の職權を總督及印度議會の職權より區別する目的を以てする事務の分類
- 二 地方政府に對する地方事項に關する權限の移讓及歲入其の他の金錢の配付
- 三 總督が其の權限に基いて行ふ中央事項に關する地方政府の代理權の行使（斯かる代理を適切と認むる場合に限る）及斯かる代理の財政的條件の決定
- 四 本法に基きて任命せらるゝ閣員の協力に依り其の權限を行ふ知事に對する地方事項中一部の事務の移讓（本法に於ては之を移管事項と稱す）及斯かる移管事項の行政の爲にする歲入又は金錢

の附付

第二條 前條に規定する一般的權限の外尙前條に掲ぐる目的の爲左の場合に規則を制定することを得

- 一 移讓、配付及移管の範圍及條件を定むる爲必要あるとき
 - 二 地方政府より總督府に支拂ふべき貢納金を確定し且此の貢納金の支拂を地方政府に配付せられたる歲入又は金錢の負擔すべき第一の債務と爲す爲規定を設くる必要あるとき
 - 三 各州に財務部を設け及其の部の權限を規定する必要あるとき
 - 四 地方政府に附與せられたる權限を地方政府に公職を奉ずる者に對して行使することを規律する爲必要あるとき
 - 五 或る事項が地方事項又は移管事項に關するものなりや否やの疑義を確定する爲並に移管事項及留保事項の双方に關する事項の取扱に關し規定を設くる必要あるとき
 - 六 附隨的又は補充的の規定を設くるを必要又は有益と認むるとき
- 但し此等の規則は主法に基きて定むる規則を廢止又は變更する一般的の權限に依る場合及印度事務大臣の認可を受けたる場合の外移管の取消又は中止を定むることを得ず

第三條 主法に依り總督に附與せられたる地方政府に對する管理、指揮及監督の權限は移管事項に關

しては該法に基きて制定せられたる規則に規定する目的の爲にのみ行使するを要す。但し具體的事件に於て斯かる権限行使の目的が掲記の目的に該當するや否やは總督の制定する所に依る

第四條 本法に於て中央事項及地方事項と稱するは規則に斯く掲記せられた事項を謂ふ

移管事項以外の地方事項は本法に於ては留保事項と稱す

地方政府の起債権

第一條 本法施行の結果地方政府は主法第三十章第一條の規定（地方政府に對し其の管内に於ける不動産又は動産に擔保其の他の方法に依り起債する能力を與ふる規定）に依り其の配付を受けたる歳入を擔保として起債し又は此等の目的の爲に適當なる保證を供する権限を有す

第二條 配付せられたる歳入を擔保として起債を爲し得べき場合に關しては主法の規定に基きて之を定むるを要す

第三條 印度事務大臣が印度會議に於いて過半數の決議を得て公債を起す権限を制限し又は公債募集の條件を定むるを得る規定（主法第三十章第一條）は配付せられたる歳入を擔保とする起債能力に關して今後其の效力を失ふ

州政府の組織更正の起債権

第三章

州政府の組織更正

第一條 ベンゴールのフォートウキリアム、フォートセントダヨウダ及ボンベイの管轄區並に合併州、バンチャブ、ビハール及オリッサ、中央州、アッサムに於ては何れも留保事項に關しては知事之を管掌し、移管事項に關しては（本法に別段の規定あるものを除く）本法に依り任命せらるゝ閣員に依り知事之を支配す

上記の管轄區及州は本法に於ては知事を置く州（Governor's Provinces）と稱し最初の二管轄區は本法に於て之をベンゴール州（Presidency）及マドラス州と稱す

第二條 主法第四十六章乃至第五十一章の規定は本法に依り修正せられ將來合併州、バンチャブ、ビハール及オリッサにもベンゴール、マドラス及ボンベー各州と同様に適用せらるべし但し前記各州の知事は總督と協議したる後任命せらるべきものとす

第四章

第一條 知事を置く州の知事は移管事項を處理する爲に行政參事會員又は他の官吏たらざる閣員を指名に依り任命することを得斯くて任命せられたる閣員は知事の信任中在職す

前項に依り任命せられたる閣員には其の州の行政參事會員と同額の俸給を支給す但し州議會の決議に依り之を減額することを得

附録

第二條 閣員は現に地方會議の民選議員たり又は六月以内に民選議員となることを要す然らざれば其の職を失ふ

第三條 移管事項に關しては知事は閣員の勸告に依り行政を施すを要するも知事は十分なる理由を認むる場合に於ては閣員の意見に同意せざることを得斯かる場合には知事は閣員に對し或る措置を命ずることを得但し非常事變の場合に於て閣員の爲移管事項を擔任する閣員を缺くときは主法に基き定むる規則に從ひ移管事項の一時的處理を爲すべきものとす

第四條 知事を置く州の知事は其の裁量に依り地方議會の官吏たらざる議員の中より議會書記官を任命することを得議會書記官は知事の信任中 在職し知事の定むる所に依り行政參事會員及閣員を輔佐するを職務とす

前項の議會書記官には立法議會の定むる俸給を支給す

議會書記官は六月以上に亘り立法議會の議員たる身分を失ふときは其の職を失ふ

州行政參事員たる資格

第一條 州の行政參事會員中二人は少くとも十二年間印度に於て官吏たりしの閱歷あるを要すとする主法第四十七章の規定中「二人」を「一人」に改む印度に駐在する英國陸軍司令官がカルカッタ、

第五章

知事の職務執行

マドラス若くはポンベイに駐在するときは其の駐在期間内に限り其の州の行政參事會の一員たりとする同章の規定は今後其の效力を失ふ

第二條 州の行政參事會員たるに必要とする資格に關し本條に依り修正せられたる主法第四十七章に基きて定むる規則に於て何等定むるところなき場合に於ては何時にも主法に基きて定むる規則に依りて之を定むることを得

第六章

第一條 知事を置く州の總ての命令其の他の處分は州政府之を制定し知事之を裁可して其の施行を命ずべきものとす但し移管事項に關する命令其の他の處分に就いては他の事項に關する命令其の他の處分と其の制定の方法を區別することを得

前項に依り知事の裁可して施行を命じたる命令及處分は其の制定の手續に缺陷ありとの理由にて訴訟上の問題となることなし

第二條 知事は行政參事會員及閣員の事務の執行上必要な規則を設くことを得此等の規則に從ひて爲したる命令又は處分は州政府の爲したる命令又は處分と同一の效力を有す

知事は地方政府の事務執行上必要あるときは行政參事會員と閣員との關係を規律する爲規則を定む

ることを得但し本條に舉げたる目的を以て定むる規則は主法に基きて定むる規則に抵觸することを得ず其の抵觸の限度に於て本條に依り定むる規則を無効とす

第七章

議事

第一條 知事を置く州に立法議會を置く立法議會は行政參事會員並に本法の規定に依り任命又は選舉せられたる議員を以て組織す

知事は立法議會の議員たることを得ざれども議會に於て演説する權利を有し且其の目的の爲に議員の出席を要求することを得

第二條 立法議會の議員の數は附表第一表に依る官吏たる議員は議員總數の二割を超ゆることを得ず且議員總數の少くとも七割は選舉せられたる議員たるを要す

但し

一 前項に定むる比率を變更せざる限り主法に基きて定むる規則を以て同法別表に掲ぐる場合に立法議會の議員定數を増加することを得

二 知事は立法議會に提出し又は提出せんとする議案に關し特別の智識又は經驗を有する者アツサム州に在りては一人、其の他の州に在りては二人以内を任命して議會に列せしむることを得任命を

受けたる者は該議案に關して其の任命期間内議會の議員としての總ての權利を有し且其の數は前項に掲ぐる議員定數の外とす

三 ベラール地方 (Assigned Districts of Berar) に於ける選舉の結果知事に於て中央州の立法議會議員に任命したる者は中央州の立法議會の選舉せられたる議員と看做す

第三條 地方立法議會の權限は議會に於ける關員に依り其の行使を制限せらるゝことなし

第四條 左に掲ぐる事項は前章の規定に反せざる限り主法に基きて定むる規則を以て之を規定することを得

一 地方立法議會の官選議員の任期並に議員が印度を離れたるに因り又は事故の爲議員の出席不可能となり若くは死亡、任官、辭職、其の他の事由に因り生じたる關員の補充方法

二 地方立法議會の議員任命の條件及方法

三 地方立法議會議員の選舉人の資格、選舉區の構成及選舉方法（團體其の他の選舉母體に依り選出せらるべき議員の數を含む）並に之に附帶又は附隨する事項

四 地方立法議會の議員たるべき在職資格、任命資格又は被選資格

五 選舉の效力に關する疑義及爭訟の最終的決定

六 規則施行の方法

但し前項に掲ぐる事項に付規則を定むる場合に於て同一事項に關し補充規定を定むる権限を地方政府に委任することを得

第五條 印度の藩王国の首長又は其の人民は地方立法議會の議員に任命せらるべきことを得

会期及任

第八章

第一條 地方立法議會の任期は其の最初の會期より三年とす
但し

- 一 知事は何時にも議會を解散することを得
- 二 前項の期間は知事特別の必要ありと認むるときは一年を超える期間之を延長することを得
會期の延長は知事理由を附して州の官報に掲示すべきものとす
- 三 議會の解散を命じたるときは知事は解散の日より六月以内に、印度事務大臣の許可を得たる場合に在りては九月以内に、次の會期の期日を指定するを要す

第二條 立法議會の會期及之を召集すべき場所は知事之を定む又告示其の他に依り議會を開會することを得

議長及副

第九章

第三條 地方立法議會の會議を統裁する者は之を休會することを得

第四條 地方立法議會の議事は議長以外の出席議員の過半數の決議に依り之を決し可否同數なるときは議長之を決す

議長

第一條 議會に議長を置く、議長は本法に依り構成せられたる議會の第一回の會期より四年の期間満了迄は知事之を任命し爾後は議會に於いて議員の中より之を選舉し知事の認可を受くるを要す四年の期間満了の際現に議會開會中なるときは其の會期の終了迄仍在職中の議長其の職務を繼續するを要す議長の最初の選舉は次の會期の冒頭に於て爲さるべきものとす

第二條 地方立法議會に副議長を置く、副議長は議長闕席の場合に會議を統裁す副議長は議會に於て議員の中より之を選舉し知事の認可を受くべきものとす

第三條 現在の任命せられたる議長は本法の規定に依る議長の最初の選舉の日迄在職す但し知事に自筆の辭表を提出して其の職を辭することを得又知事は其の解任を命ずることを得而して任命せられたる議長の在職期間の満了前に生ずる議員は残期間に限り同様の任命に依り補充するものとす

第四條 選舉せられたる議長及副議長は議員たる身分を失ふときは其の職を失ふ又知事に自筆の辭表

附 錄

を提出して其の職を辭することを得議會の決議に依り知事の認可を得て之を解職することを得
第五條 議長及副議長は任命議長に在りては知事、選舉議長若くは副議長に在りては地方議會の法律
の定むる俸給を受く

地方立法

第十章

第一條 各州の立法府は本法の規定に従ひ其の當時其の州を構成する地域の安寧を保持し善良なる政
治を行ふ爲必要なる法律を制定することを得

第二條 各州の立法府は次條の規定に従ひ本法の施行の前後を問はず地方立法府以外の英領印度の當
局に依り制定されたる法律を其の州に關して廢止し又は變更することを得

第三條 各州の立法府は豫め總督の認可を受くるに非ざれば左の事項に關し法律を制定し又は之を發
案することを得ず

一 新税の賦課及其の認許但し其の税が主法に基きて定むる規則に依り本項の適用なきものとして
表記せられたる税なる場合を除く

二 印度の公債、關稅又は印度政府の一般的目的の爲に總督の認許に依り課せられたる税にして其
の當時效力を有するものに影響すべき事項但し上述の如く表記せられたる税の賦課及變更は斯か
の當時效力を有するものに影響すべき事項但し上述の如く表記せられたる税の賦課及變更は斯か

る税又は關稅に影響あるものと看做さることなし

三 海軍陸軍又は空軍の軍規又は給養に影響ある事項

四 政府と藩王又は藩王國との關係に影響ある事項

五 中央事項を規律する事項

六 主法に基きて定むる規則に依り其の全部又は一部が印度議會に依る立法に屬するものとして定
められたる地方事項を規律する事項

七 其の當時效力を有する法律に依り明に總督の權限に留保せられたる事項に影響ある事項

八 本法施行前地方立法府以外の英領印度の當局に依り制定せられたる法律にして主法に基きて定
むる規則に依り事前の許可なくして地方立法府が之を廢止又は變更することを得ざるものと定め
たるものゝ變更又は廢止

九 本法施行後印度議會の制定したる法律にして其の法律の規定に依り事前の許可なくして地方立
法府が之を廢止又は變更することを得ざるものゝ變更又は廢止
但し地方議會の制定したる法律又は法律の規定にして本法に準じて總督の認可を得たるものは本
法に依り總督の事前の認可を受けざりしこのみの理由を以て無効と爲さず

第四條 各州の地方立法府は英國議會の法律に影響を來すべき法律を制定することを得ず

第十一章

第一條 地方議會の會議に於て處理せらるべき事項の分類に關する主法第八十章第一條及第三條の規定は州立法議會には今後適用せず州立法議會に於ける事務及手續に就ては本章の規定に従ひ定むることを要す

第二條 州の毎年度歳入歳出豫算は聲明書の形式を以て毎年議會に提出することを要す毎年の州の歳入其の他の金錢を充用せんとする地方政府の提案は承諾を求むる形式を以て議會の決議に附することを要す議會は承諾を求められたる提案に同意し若くは之を拒み又は承諾を求められたる費目の全部若くは一部を削除し若くは其の金額を削減することを得但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず

- 一 其の要求が留保事項に關するものにして且知事に於て其の費目が知事の職務遂行上緊要缺くべからざるものなることを證明したるときは地方政府は立法議會が其の承諾を拒み又は其の金額を減少したる場合と雖も其の要求は立法議會の承諾を経たるものとして之を處理する權限を有す
- 二 知事は非常事變に際し州内の安寧秩序を保持し又は行政各部を維持する爲必要と認むる歳出を認許する權限を有す

三 斯かる歳入其の他の金錢を或る目的に支出せんとする提案は知事の諭示に基く場合の外議會に移さることなし

第三條 前條の規定に拘らず左に掲ぐる費目に關する議案は立法議會に提出することを要せず

- 一 地方政府より總督府に送付すべき貢納金
- 二 公債の利子及減債基金勘定
- 三 其の限度が法律又は法律に基きて定むる規定に依り一定せる歳出
- 四 皇帝に依り若くは其の裁可を得て又は印度事務大臣に依り任命せられたる官吏の俸給及恩給
- 五 州立高等法院判事及同檢事總長の俸給

提案したる費が前項の費目に屬するものなりや否やに疑問あるときは知事之を決定す

第四條 議案が提出せられ若くは提出せられんとする場合又は議案に對し修正案が提出せられ若くは提出せられんとする場合に於て知事其の議案若くは其の條項又は修正案が其の州又は他州の全部若くは一部の安寧秩序に障礙ありと認むるとときは其の議案若くは其の條項又は修正案に關する議會の議事を停止又は中止せしむることを得又此の命令を執行する爲適當の措置を執ることを得

第五條 本章中前數條の規定を實施する爲必要あるとき、議會の職務の進行に關し定むる必要あると

き又は議長副議長闇席の場合に會議を統裁する者及會議に於ける秩序の維持に關しては主法に基きて定むる規則を以て之を定むることを得

定足數を構成するに要する議員の數並に規則に掲ぐる事項に關する質問の禁止又は整理及其の事項の討議に關し規定を設くるとき亦前項に同じ

第六條 議會に於ける事務の執行及手續は主法に基きて定むる規則を以て規定せられざる場合に限り議事規則に依る最初の議事規則は知事之を定むるも知事の認可を得て議會之を變更することを得前項の規定に依り定めたる議事規則が主法に基きて定むる命令の規定と抵觸するときは其の抵觸の限度に於て之を無効とす

第七條 議會に關する規則及議事規則に反せざる限り地方立法議會に於ける言論は自由とす何人も議會に於ける其の發言若くは決議又は議會の議事に關する公報に記載せられたる事項の理由を以て裁判上の責任を負ふことなし

第十二章

議案
又は
留保

第一條 地方議會を通過したる議案に對し知事之に同意し又は同意を拒むことなく議案の全部又は一部に付議會の再考を求むる爲知事の諭示せんとする修正案と共に之を議會に返付することを得又主

法に基きて定むる規則に規定ある場合に於て其の規定が必要とするときは總督の審議を請ふ爲議案を留保することを得

第二條 總督の審議を請ふ爲議案を留保したるときは左の各號の規定に依る

一 知事は議案留保の日より六月以内に何時にも總督の承認を經て議會に對し其の修正案を考慮せしむる爲之を議會に返付し再審議に附することを得

二 斯くして返付せられたる議案を之に關する知事の意見と共に議會の審議に附したる結果該議案が修正せられ又は修正せられずして再び確定したときは再び之を知事に提出す

三 總督の審議を請ふ爲留保せられたる議案は留保の日より六月の期間内に總督之を裁可したるとき直に之を正當に公布して法律と爲すべし知事其の議案を裁可したるとき亦同じ但し總督が六月の期間内に之を裁可せざるときは其の期間満了前知事該議案を議會の再審議に附する爲之を返付するか又は議會開會中ならざるときは知事が次の會期の冒頭に於て議案を返付すべき意思ある旨を公示するに非ざれば其の議案は自然消滅となり何等效力を有せざるものとす

第三條 總督は議案が其の審議を請ふ爲留保せられた場合を除くの外地方議會を通過したる法律に同意し又は其の同意を拒むことなく其の法律を皇帝の裁可を受くる爲留保することを宣言することを

得此の場合に於ては法律は皇帝の裁可を受け且總督之を公示するに非されば其の效力を有せず
議會を通じて議案を提出せざる處

第十三章

第一條 州立法議會が留保事項に関する議案を知事の諭示したる形式にて提出することを拒み又は之を通過せざる場合に於て知事該議案の通過が該留保事項に關する職務執行上緊要缺くべからざるものなることを證明するときは議會の同意なきに拘はらず議案は之を通過したものと看做され知事之に署名して最初に議會に提出し若くは提出せんとしたる形式又は知事の議會に對する諭示の形式を以て地方議會の法律と爲すことを得

第二條 前條の法律は知事之を制定したる旨を明示するを要し知事は其の正確なる謄本を總督に送付するを要す總督は皇帝の裁可を請ふ爲法律案を留保することを得皇帝の裁可を受け總督之を公示したるときは該法律は地方議會を通過し且正當に同意せられたる法律と同一の效力を有するものとす
總督非常事變に際し緊急の必要ありと認むるときは該法律を留保することなく直に之に同意を表示することを得此の場合に於ては該法律は前項の如き效力を有す但し總督は直に皇帝の裁可を請ふべし若し皇帝の裁可を得られざることは其の法律は爾後效力を失ふ

第三條 本章の規定に従ひ制定せられたる法律は制定後實施と同時に之を英國議會の兩院に提出する

を要す皇帝の裁可を得る爲提出することを要する法律は其の謄本を議院に提出したる後の最初の集會の日より八日を下らざる期間を経過したる後に非ざれば皇帝に提出せらるゝことなし

第十四章

州立法議會の議員として選舉せらるゝ資格なし地方議會の議員が選舉又は任命に依り印度に於て官職に就くときは議會に於ける議席を失ふ但し此の規定の適用に就いては閣員は之を官吏と看做さず又閣員に任命せらるゝは官職に就くものと看做さず

第十五章

第一條 總督は當該地方政府及地方議會の意見を聽き豫め印度事務大臣を經て皇帝の裁可を受け總督の告示を以て新に知事を置く州を置き又は其の州の一部を總督の任命する知事の管轄に屬せしむることを得此の場合に於て州 (Lieutenant-Governor 又は Chief-Commissioner を置く州を含む) に関する主法又は本法の規定の全部又は一部に必要又は適當と認むる修正を加へて新に置きたる州又は州の一部に適用することを得

第二條 總督は前條に規定する如き裁可を得て英領印度の一部の地域を後方地域と宣言し告示を以て其の地域に對しては主法及本法を其の告示を掲ぐる例外又は變更を以て適用することを定むること

を得總督告示を以て此の如く定めたるときは同一又は補充的の告示に依り該地域又は其の部分に印度議會の法律を適用せず又は總督の適當と認むる例外若くは變更を以て適用することを定むることを得又總督は知事が地方議會の法律に關して同様の命令を爲すことを許可することを得

定過的規

第十六章

第一條 本法制定着手後總督又は地方政府の爲したる命令又は行爲（本法實施に至らざるときは當然總督又は地方政府の權限内にあるべきものに限る）の效力は本法の規定又は之に基きて定むる規則に依り斯かる命令又は行爲が總督又は地方政府の權限内になしとの理由を以て訴訟上の問題となることなし

第二條 本法又は之に基きて定むる規則は主法第六十五章に規定する印度議會の權限に抵觸することを得ず印度議會又は地方議會の法律の效力は該法が各地方事項又は中央事項に抵觸するとの理由を以て訴訟上の問題となることなし知事が單獨に定むる法律の效力は留保事項に關係なしとの理由を以て訴訟上の問題となることなし

第三條 知事が行政參事會の議を経て又は閣員の同意を経て爲したる命令又は行爲の效力は其の命令又は行爲が移管事項に關係ありや否や又は閣員の擔任に屬せざる移管事項に關係するとの理由を以て訴訟上の問題となることなし

て訴訟上の問題となることなし

第二編 印度政府

印度議會

第十七章

本法の規定に従ひ印度議會は總督並に上院（the Council of State）及下院（the Legislative Assembly）の二院より成る

本法又は本法に基きて定むる規則に特別の規定なき限り議案は修正せず又は修正して兩院の同意を得るに非ざれば印度議會を通達したるものと看做されず

第十八章

第一條 上院は主法に基きて制定されたる規則に従ひ任命又は選舉せられたる六十人以内の議員を以て成立し内二十人以内を官吏議員とす

第二條 總督は上院議員の中より議長及總督の指定する場合に於て議院を統裁すべき者を任命する權限を有す

第三條 總督は上院に於て演説する權利を有し且其の目的の爲に議員の出席を要求することを得

第十九章

下院

附錄

第一條 下院は主法に基きて制定せられたる規則に従ひ任命又は選舉せられたる議員を以て成立す
 第二條 下院議員の定數は百四十人とす内四十人は選舉に依らざる議員とし百人は選舉議員とす選舉に依らざる議員の内二十六人を官吏議員とす

主法に基きて定むる規則を以て本條に定むる下院議員の定數を増加することを得又前項の比率を變更することを得但し少くとも下院議員の七分の五は選舉議員たることを要し其の殘員の三分の一は官吏に非ざる議員たることを要す

第三條 總督は下院に於て演説する権利を有し且其の目的の爲に議員の出席を要求することを得

及下院議長 第二十章

第一條 下院に議長を置く、議長は下院の第一回の會期より四年の期間満了迄は議員の中より總督之を任命し爾後は下院に於いて議員の中より之を選舉し總督の認可を受くるを要す

四年の期間満了の際現に下院開會中なるときは其の會期の終了迄仍在職中の議長其の職務を繼續するを要す議長の最初の選舉は次の會期の冒頭に於いて爲さるべきものとす

第二條 下院に副議長を置く、議長開席の場合に會議を統裁す副議長は下院に於いて議員の中より之を選舉し總督の認可を受くべきものとす

第三條 任命されたる議長は本條の規定に依る議長の選舉の日迄在職す但し總督に自筆の辭表を提出して其の職を辭することを得又總督は其の解任を命ずることを得而して任命されたる議長の在職期間満了前に生じたる閑員は残期間に限り同様の任命に依り補充するものとす

第四條 選舉議長及副議長は下院議員たる身分を失ふときは其の職を失ふ又總督に自筆の辭表を提出して其の職を辭することを得下院の決議に依り總督の認可を得て之を解職することを得

第五條 議長及副議長は任命せられたる者に在りては總督、選舉せられたる者に在りては印度議會の法律の定むる俸給を受く

第二十一章

第一條 上院の任期は其の最初の會期より五年、下院は三年とす
 但し

- 一 總督は何時にも議會の各院を解散することを得
- 二 前項の期間は總督特別の必要ありと認むときは之を延長することを得
- 三 議院の解散を命じたるときは總督は解散の日より六月以内に、印度事務大臣の許可を得たる場合に在りては九月以内に、其の議院の次の會期の期日を指定するを要す

附録

第二條 印度議會の各院の會期及之を召集すべき場所は總督之を定む又告示其の他の方法に依り其の會期を閉づることを得

第三條 印度議會の各院の會議を統裁する者は之を休會することを得

第四條 各院の議事は議長以外の出席議員の過半數の決議に依り之を決し可否同數なるときは議長之を決す

第五條 印度議會の各院の權限は議院に於ける閥員に依り其の行使を制限せらるゝことなし

第二十二章

第一條 官吏は印度議會の各院の議員として選舉せらるゝ資格なし各院の議員が印度に於て宣職に就くときは其の院に於ける議席を失ふ

第二條 印度議會の各院の選舉議員が更に他の議院の一員となるときは從前の議院に於ける議席を失ふ

第三條 同時に印度議會の兩院の議員に選舉せられたる者は其の何れかの議院に議席を占むる前其の議員たらんと欲する議院に其の旨を文書を以て届出づるを要す此の場合に於いては他の議院に於ける議席を失ふ

第二十三章

成に關す
兩院の構

第四條 總督府行政參事會員は印度議會の一院の議員として任命せられ且他の議院に出席して演説する権利を有す但し兩院の議員を兼ねることを得ず

第一條 左に掲ぐる事項は本法の規定に反せざる限り主法に基きて定むる規則を以て之を規定することを得

一 上院及下院の官選議員の任期並に議員が印度を離れたるに因り又は事故の爲職務に從事する」と能はざるに至り若くは死亡、任官、辭職、其の他の事由に因り生じたる閥員の補充方法

二 上院又は下院の議員任命の條件及方法

三 上院及下院の議員の選舉人の資格、選舉區の構成及選舉方法（團體其の他の選舉母體に依り選出せらるべき議員の數を含む）並に之に附帶又は附隨する事項

四 上院又は下院の議員たるべき在職資格、任命資格又は被選資格

五 選舉の效力に關する疑義又は爭訟の最終的決定

六 規則施行の方法

第二條 規定に反せざる限り印度に於ける藩王國の首長又は人民は上院又は下院の議員に任命せらる

英領印度の民族運動

第二十四章

兩院の事務及處理の事

第一條 印度議會の處理すべき事務の分類に關する主法第六十七章第二條及第三條は今後其の效力を失ふ

第二條 印度議會に於ける議事の進行及議院内に於ける秩序の維持並に議長及副議長閨席の場合に於いて下院の會議を統裁すべき者に關しては主法に基きて定むる規則を以て之を定むることを得定足數を構成するに要する議員の數並に規則に掲ぐる事項に關する質問の禁止又は整理及共の事項の討議に關し規定を設くるとき亦前項に同じ

第三條 一院を通過したる議案が其の通過後六月以内に他の院に依り修正せられず又は兩院の同意を得たる修正を以て通過せざるべきは總督は其の裁量に依り事件を兩院協議會に附することを得但しこ本章の規定に依り設くる議事規則に於いて兩院間に生じたる意見の相違を討議する爲任命されたる兩院議員の會合に關し規定を設けたる場合に限る

第四條 主法第六十八章に規定する總督の權限に拘はらず總督は印度議會を通過したる議案を各院の再議に附する爲之を返付することを得

第二十五章

第五條 本章に掲ぐる目的を以て定むる規則には本章の規定に完全なる效力を與ふる爲必要と認むる一般的及補充的の規定を加ふることを得

第六條 印度議會の各院に於ける事務の執行及手續は主法に基きて定むる規則を以て規定せられざる場合に限り議事規則に依る最初の議事規則は總督之を定むるも總督の認可を得て之に關係ある議院之を變更することを得

前項の規定に依り定められたる議事規則が主法に基きて定むる規則に牴觸するときは其の牴觸の限度に於て之を無効とす

第七條 議院に關する規則及議事規則に反せざる限り印度議會の兩院に於ける言論は自由とす何人も各院に於ける其の發言若くは決議又は各院の議事に關する公報に記載せられたる事項の理由を以て裁判上の責任を負ふことなし

第二十六章

印度豫算

第一條 總督の毎年の歲入歲出豫算は毎年議會の兩院に對し聲明書の形式を以て提出することを要す
第二條 賽入又は金錢を或る目的に充用せんとする提案は總督の諭示に基く外之を爲すことを得ず
第三條 左に掲ぐる項目に關し歲入又は金錢を充用せんとする總督の提案は下院の決議を経るを要せ

す歲入歳出豫算聲明書を審議する場合に於いても總督が別段の命令を爲さざる限り各院は此等の費用を討議することを得ず

- 一 公債の利子及減債基金勘定
 - 二 其の限度が法律に基きて定む。規定に依り一定せる歲出
 - 三 皇帝に依り若くは其の裁可を得て又は印度事務大臣に依り任命せられたる官吏の俸給及恩給
 - 四 前號に該當せざる知事及司法事務官の俸給
 - 五 總督が宗教、政治及國防に關するものとして定めたる費目
- 第四條 歲入又は金錢を充用せんとする提案が前條の項目に關係するものなりや否やに關し疑義ある場合に於いては總督之を決定す
- 第五條 前數條の項目に掲げられざる費目に關して歲入又は金錢を充用せんとする總督の提案は承諾を求むる形式を以て下院の決議を經ることを要す
- 第六條 下院は前條の要求に同意し若くは其の同意を拒み又は其の要求に係る額を削減することを得
- 第七條 下院に於いて決議せられたる要求は之を總督に提出すべし下院の否決したる要求が總督の職務執行上緊要缺くべからずと認むるときは總督は其の旨を聲明し下院が承諾を拒み又は其の要求額

を削減したるに拘はらず下院の同意ありたるものと看做することを得

第八條 非常緊急の場合に於いては本章の規定に拘らず總督は英領印度の全部又は一部の安寧秩序を維持する爲必要と認むる経費の支出を認許する權限を有す

第二十六章

議會を通
理議案の處

- 第一條 印度議會の一院が總督の諭示したる形式に於いて議案の審議を拒み又は之を通過せしめざる場合に於いて該議案の通過が英領印度の全部又は一部の安寧秩序を保持し又は公共の利益を増進する爲緊要缺くべからざるものなることを總督證明するときは
 - 一 既に他の一院を通過したる議案は兩院の同意を得ざるに拘らず總督之に署名して最初に提出せられ又は提出せられんとしたる議案の形式を以て又は總督の諭示の形式を以て直に印度議會の法律と爲すことを得
 - 二 一院をも通過せざる議案は更に之を他の一院に提出し總督の諭示の形式を以て該院の同意を得たるとき總督之に署名し法律と爲すことを得若し該院の同意を得られざるときは總督之に署名し直に法律と爲すことを得
- 第二條 前條の法律は總督之を制定したる旨を明示するを要し實施と同時に之を英國議會の兩院に提

出するを要す此の法律は皇帝の裁可ありたると其の效力を發生す但し此の法律の謄本を議院に提出したる後の最初の集會の日より八日を下らざる期間を経過したる後に非ざれば皇帝の裁可を請ふことを得ず皇帝の裁可を受け總督之を告示したるときは該法律は印度議會を通過し且正當に議決せられたる法律と同一の效力を有するものとす

非常事變に際し緊急の必要ありと認むるときは總督は前項の規定に拘らず前條の法律を直に實施することを命ずることを得此の場合に於いては其の法律は前項の效力を有す但し總督は直に皇帝の裁可を請ふ爲前項の手續を爲すべし若し皇帝の裁可を得られざるときは其の法律は爾後效力を失ふ

印度議會の立法権

第二十七章

第一條 主法第六十七章第二條に規定するものゝ外左に掲ぐる事項は豫め總督の認可を受くるに非ざれば印度議會の各院又は委員會に之を提出することを得ず

一 主法に基きて定むる規則に依り印度議會の立法に屬するものと定められざる地方事項の全部又は一部に關する事項

二 地方議會の法律を廢止し又は變更する事項

三 總督の制定したる法律又は命令を廢止し又は變更する事項

行政參事會の構成

第二條 印度議會の一院に於いて議案が提出せられ若くは提出せられんとし又は議案に對する修正案が提出せられ若くは提出せられんとする場合に於いて總督其の議案若くは其の條項又は修正案が英領印度の全部又は一部の安寧秩序に障礙ありと認むるときは其の議案若くは其の條項又は修正案に關する其の院の議事を停止又は中止せしむることを得又此の命令を執行する爲適當の措置を執ることを得

第二十八章

第一條 總督府行政參事會員の數を制限する主法第三十六章の規定は今後其の效力を失ふ

第二條 參事會員の資格に關する主法第三十六章の規定中「其の任命の時に於て」を削り「スコットランド」の下に「又は高等法院の辯護士」を加へ「五年」を「十年」に改む

第三條 總督府行政參事會員たるに必要な資格に關し主法第三十六章（本條に依り修正せられる）に規定なき場合に於いては主法に基きて定むる規則中に其の規定を設くることを得

第四條 知事を置く州に於て總督府行政參事會會議が召集せられたるときは其の期間内に限り知事を以て總督府行政參事會の特別議員たるものとする主法第三十七章第二條の規定は今後其の效力を失ふ

官會附書記 行政參事 第二十九章

第一條 總督は其の裁量を以て下院議員の中より行政參事會附書記官を任命することを得此の書記官は總督の信任中 在職し 總督府行政參事會員を輔佐するを職務とす

第二條 前條の規定に依り任命せられたる書記官には印度議會の定むる俸給を支給す

第三條 書記官は六月以上に亘り下院議員たる身分を失ふときは其の職を失ふ

第三編 印度事務大臣

印度省の 費

印度事務大臣の俸給、次官の俸給其の他其の省の費用は主法の規定に拘らず印度の歳入の中より之を支出せずして英國議會の規定する金錢を以て支出することを得但し印度事務大臣の俸給は英國議會の規定する金錢の中より之を支出することを要す

第三十一章

印度會議 (the Council of India) の構成並に其の議員の資格、在職期間及報酬に關する主法第三章中左の如く修正す

一 第一條の規定中議員の最小數「十」を「八」に、最大數「十四」を「十二」に改む但し此の法

律の通過の際構成せらるゝ會議は此の改正規定に依つて影響を受くることなし新に議員を任命し又は再任するときは改正規定の最高限を超ゆることを得ず

二 第三條の規定中「九」を「三分の一」に、「英領印度」を「印度」に改む

三 第四條の規定中議員の在職期間「七年」を「五年」に改む但し此の法律の通過の際會議の議員たる者の任期は此の改正規定に依つて影響を受くることなし

四 第八條の規定を左の如く改む

印度會議の議員には千二百磅の年俸を支給す但し議員にして任命の當時印度に居住せる者は此の規定に依る俸給の外年六百磅の居住手當を受くるものとす此の俸給及手當は印度の歳入より又は帝國議會の規定する金錢の中より支出することを得

五 印度に於て官職に在る者が恩給又は年金を受くる資格を生ずる期間の満了前に印度會議の議員に任命せられたるときは法律規則の規定如何に拘はらず議員としての在職は印度に居住する期間に限り之を印度に於て官職に在りたるものと看做し其の恩給又は年金を受くる資格に必要な期間の計算を爲すものとす

第三十二章

第一條 印度會議の會議の定足數を規定する主法第六章の規定は今後其の效力を失ひ、印度事務大臣の發する命令を以て定足數を定むることを得

第二條 印度會議の會議に關する主法第八章の規定中「過」を「月」に改む

第三條 主法第十章中「印度會議又は其の委員會の總ての事務を處理すべきものとす」を「印度事務大臣又は印度會議の事務を處理すべく其の指揮に依り爲したる命令又は行爲は本法の規定に反せざる限り印度事務大臣の爲したる命令又は行爲として其の效力を有す」に改む

第三十三章 印度事務大臣と總督の權限

印度事務大臣は主法の規定に拘らず主法に依り印度事務大臣に附與せられたる監督、指揮及統制の權限の行使を規律又は制限する規則を設け其の他本法の目的を達するに必要又は適切なりと認むる措置を爲すことを得

移管事項以外の事項に關し本章の規定に基き規則を設けむとするときは豫め其の草案を英國議會の兩院に提出し兩院が決議に依り修正若くは補訂を加へずして又は兩院の同意したる修正又は補訂を加へて之を承認することを要す兩院の承認ありたるときは印度事務大臣は承認せられたる形式にて規則を定むることを得此の規則は完全なる效力を有す

本章の規定に基き移管事項に關して定むる規則は制定と同時に直に之を英國議會の兩院に提出することを要す規則が議會の兩院に提出せられたる後の最初の集會の日より三十日以内に兩院の一が其の規則の廢止せらるべきことを皇帝に上奏したるときは皇帝は爾後其の規則を取消すことを得但し其の取消は其の規則に従ひ既に爲したる行爲の效力に影響を及ぼさず

第三十四章

印度事務大臣と總督との通信
英國駐在代表と總督との通信

主法第五章の規定中英國より印度に送らる命令、通牒及英國に於いて定むる命令に關する部分並に

同法第十一章乃至第十四章の規定は今後其の效力を失ふ印度に命令通牒を送る手續及一般に印度事務

大臣と總督又は地方政府との間の通信に對する手續は印度事務大臣の定むる規則に依る

第三十五章

皇帝は勅令を以て英國に於ける High Commissioner for India の任命並に High Commissioner 及其の補助者の俸給、恩給、權限、職務及就職の條件に關し規定を設くことを得主法に基きて又は協約の締結に關して從前印度事務大臣の行使したる權限を High Commissioner に委任する規定は勅令を以て之を設くことを得 High Commissioner が總督又は地方政府の代表として行動すべき條件を定むるとき亦同じ

附 錄

第四編 印度に於ける官吏制度

第三十六章

第一條 主法及之に基きて定むる規則に違背せざる限り印度に於いて官職に從事する者は皇帝の信任中を職し其の職務の範囲内に於いて當該官廳の必要とする方法に於て勤務せしめらるべし而して官吏は其の任命せられたる官廳よりも下級の官廳に依つて被免せらるゝことなし印度事務大臣は被免者を其の職に復職せしむることを得但し印度事務大臣が規則を以て反對の規定を設けたる場合は此の限りに在らず

印度事務大臣に依り任命せられたる官吏が知事を置く州に於て上官の命令に依り不法を加へられたりと思考し其の上官に爲したる適法の申請に基きて自ら其の権利ありと認むる救濟を受けざるときは他に救済を求むる権利あると否とに拘らず知事の判定を請ふ爲出訴することを得此の場合に於いては知事は其の訴を審理し其の正當にして公平なりと認むる措置を講ずるを要す

第二條 印度事務大臣は印度に於ける文官の分類、補充の方法、勤務の條件、俸給及服務紀律を定むる爲規則を設くことを得

前項の規則は範圍及事項を定め之に關する規則を制定する權限を印度議會若くは地方議會に附與す

ることを得

但し本法制定前印度事務大臣に依り印度に於ける文官に任命せられたる者は其の現存し又は今後生ずる権利は總て之を保有し又は斯かる権利の喪失に對して印度事務大臣の正當にして公平と認むる賠償を受くるものとす

第三條 印度事務大臣に依り任命せられたる印度文官の恩給權並に其の範囲及條件は本法施行の際效力を有する規則に従ひ規律せらるゝものとす此の規則は印度事務大臣之を變更又は補訂することを得べく其の效力は變更又は補訂したるものに依る

但し此の變更又は補訂は其の日前に任命せられたる者の恩給の不利益に影響することなし

本章の規定又は之に基きて定むる規則は一八七四年の東印度年金基金法に定むる恩給に關する規定に依り權利を有し又は權利を有するに至りたる者の權利に影響を及ぼすことなし

第四條 本法施行の際現に其の效力を有する規則其の他の規定にして印度文官に關するものは其の印度事務大臣に依り制定せられたると又は其の他の官廳に依り制定せられたると問はず總べて正當なる權限に基き適法に制定せられ且確定せるものなることを疑義を避くる爲玆に宣言す但し斯かる規則又は規定は本章に基きて定むる規則又は法律に依り廢止變更又は補訂せらるゝことあるべし

印度文官の任命

第一條 印度會議に於て過半數の同意を得て印度事務大臣の制定したる規則に依り主法第九十七章の規定に拘らず印度事務大臣は印度に原籍を有する者を印度の文官に任命することを得

本章に基きて定むる規則は英國議會の兩院に提出されたる後三十日間を経るに非ざれば其の效力を發生せず

第二條 一九一五年の印度文官法（大戰中及其の後二年間を限り試験を経ずして印度文官を任命し得る権限を附與する一時的の規定）中「二年」を「三年」に改む

公職委員会

第一條 印度に公職委員會を置き議長一人及委員四人以内を以て之を組織す議長は印度事務大臣之を任命す議長及委員の任期は五年とし再任することを得議長及委員は在職期間滿了前印度事務大臣の命に依るの外解職せらるゝことなし其の任命資格並に議長委員の職務に對し俸給及恩給を支給する場合に在りては其の俸給及恩給は印度事務大臣の定むる規則に依る

第二條 公職委員會は印度に於ける公職の補充及統制に關し印度事務大臣の定むる規則に従ひ附與せられたる職權を行ふものとす

財政監督

第三十九章

第一條 印度會計検査院長は印度事務大臣に依り任命せられ皇帝の信任中就職す印度事務大臣は規則を以て其の俸給、權限、職務及任用の條件並に一時的間員又は其の職務を離れたる場合の職務の執行に關し規定を設くることを得

第二條 印度事務大臣の定むる規則に違背せざる限り如何なる職務も公職に加へられ又は之より除外されることなし又如何なる地位に附屬する報酬も規則に指定する財政當局（其の地位が地方政府の統制の下に在るときは地方政府、然らざるときは印度政府）と協議したる後に非ざれば之を變更せらることなし

第四十章

本編の規定に基きて定むる規則は印度會議に於て過半數の同意を以てするの外に之を設くことを得

第五編 法令委員會

第四十一章

第一條 本法の通過後十年の經過を俟つて印度事務大臣は英國議會の兩院の同意を得て本章に規定す

附録

る目的の委員たるべき者の姓名を皇帝に上奏し其の裁可を請ふべきものとす。

第二條 前條に依り裁可ありたる者は英領印度に於ける政治の組織の作用、教育の發達及代議制度の發展實に之に關聯する事項を調査する目的の委員たるものとす。委員は責任政治の原則を創設するの可否及其の程度並に其の當時現在する責任政治の程度を擴張、變更又は制限を適當するや否や及其の程度（地方議會に第二院を設くるの可否に關する問題を含む）に關し報告すべきものとす。

第三條 委員は皇帝より同委員に附託する英領印度及州に關係する事項をも調査し報告すべきものとす。

第六編 雜 則

第四十二章

總督府行政參事會の一員又は地方政府の一員は其の任命の當時商業又は職業に關係し又は從事し居りたるときは主法第一百二十四章の規定に拘はらず其の在職期間中總督の書面に依る許可を受け（閣員の場合に在りては州知事の許可を受け）總督の規定する一般的條件又は制限に従ひ其の商業又は職業に關係し又は從事することを得然し其の在職期間中は其の商業又は職業の統制又は管理に參與することを得ず。

第四十三章

主法に於ては皇帝の裁可又は不裁可は印度事務大臣を通じて表示せらるべき場合に於ては特別の後は皇帝に依り表示せらるべきものとす。

第四十四章

第一條 或る事項が主法に基きて定むる規則に依り規定せられ又は規律せらるべき場合に於ては特別の規定なき限り其の規則は印度事務大臣の許可を得て總督之を定むべきものとす而して此の規則は印度議會又は地方議會に依り廢止又は變更せらるべきことなるべし。

第二條 本法又は主法に基きて定むる規則は異なる州に對しては異なる規定を設くることを得

第三條 本章第一條の適用を受くべき規則は其の制定後直に英國議會の兩院に提出せらるべきことを要す。議院に其の規則の提出せられたる後の最初の集會の日より三十日以内に其の議院より其の規則の全部又は一部を廢止すべきことを皇帝に上奏するときは皇帝は其の規則の全部又は一部を廢止することを得但し其の廢止は其の廢止前其の規則に基きて爲したる行爲の效力に影響を及ぼすことなし。但し印度事務大臣は本章の適用を受くべき規則を草案にて英國議會の兩院に提出すべきことを命ずることを得此の場合に於いては兩院が議決に依り修正若くは補訂を爲さずして又兩院の同意したる

修正若くは補訂を加へて草案を承認するに非ざれば規則を制定することを得ず此の承認ありたるときは之に依り規則は其の承認ありたる形式に於て成立す斯くて制定せられたる規則は完全なる效力を有し更に議會の提出することを要せず

主法の修

第四十五章

第一條 本法の附表第二表の第一部及第二部に表示せられたる修正にして本法の規定を主法に聯繫せしむるもの及本法の規定に基き又は之より生ずる今後の修正は主法中に之を設くことを要す解釋上の疑義は此の修正ありたる主法の規定に依り之を決することを要す附表第二表の第三部に列記せられたる主法の規定は不用若くは必要となり又は詳細の點に於いて修正を要する規定なるが故に之を廢止し又は變更し同表第二欄に定むる方法に依り之を處置することを要す

第二條 一九一六年の印度統治法修正に關する法律に依り又は一九一五年の印度統治法に修正又は補訂を加へたる本章及本法附表第二表に依り指定せらるゝ規定及字句は一九一六年の印度統治法修正に關する法律又は同表に依り定められたる箇所に於て一九一五年の印度統治法の部分と成るべきものとす一九一五年の印度統治法並に本法及其の他の總ての法律は本法の制定後は前記の規定又は字句が斯く定められたる箇所に於いて一九一五年の印度統治法中に制定せられたるものとして、若し

他の規定又は字句に代るべきものなる場合に在りては其の規定又は字句の代りに制定せられたるものとして解釋せらることを要す

一九一五年の印度統治法の謄本は一九一六年の印度統治法修正に關する法律並に本章及本法附表第二表の定むる修正（其の改正、補訂又は削除を問はず）を加へて議會書記官之を作成し且證明するを要す此の謄本は議會の公文書と共に之を寄託することを要す

印刷局に於いては前項に依り證明せられたる謄本に依り本法通過後印刷せらるべき一九一五年の印度統治法の總ての謄本を印刷すべきものとす斯くて修正せられたる一九一五年の印度統治法は之を印度統治法と稱す

一九一六年の印度統治法修正に關する法律の第八章第三條は之を廢止す

第四十六章

本法に於て official 又は non-official と稱するは人に關して用ひられたる場合に在りては各印度の文官又は武官の職に在る者又は其の職に在らざる者を謂ふ
但し主法に基きて定むる規則は其の規則中に掲ぐる職務に從事する者を主法又は本法の適用に就いては之を official として取扱はざることを規定することを得

第四十七章

第一條 本法は一九一九年の印度統治法と稱し當分の内限り其の效力を有する法律に依り修正せられたる主法を印度統治法と稱することを得

第二條 本法施行の期日は印度事務大臣の承認を得て總督之を定む

但し本法中の異なる規定又は異なる地方に對しては異なる施行期日を定むることを得

行政參事會又は立法議會に關する本法の規定が施行せらるゝ際現に在職する總ての參事會員及議員は其の施行期日に於いて其の職を失ふ但し他の規定に依り其の資格を有するときは本法に依り修正せられたる主法の規定に従ひ再び任命、指名又は選舉せらることを得

第三條 英國議會の法律若くは英領印度の當局の制定したる法律の規定又は其の規定に基きて定めたる規則、規程若くは命令、特許狀其の他の書類の主法に依り廢止せられたる規定に對する關係は如何なる場合に於いても本法に依り修正せられたる當該の主法又は其の規定に従ひ之を解釋すべきものとす

第四條 英國議會の法律若くは英領印度の當局の制定したる法律又は其の規定に基きて定めたる規則、規程、命令たると特許狀其の他の書類たるとを問はず印度に於いて其の效力を有するものゝ印要と認むる措置を爲すことを得

度立法當局に對する關係は如何なる場合に於いても本法に依り修正せられたる主法の定むる當該當局に對して之を解釋すべきものとす

第五條 本法制定後印度議會其の他の立法議會の最初の設立又は其の他の本法の規定の施行に關し困難起きたる場合に於いては印度事務大臣又は總督は命令を以て事情に従ひ其の困難を除去する爲必要と認むる措置を爲すことを得

(附表は省略す)

三、印度中央委員會報告綱要

(一九二九年十二月十四日附提出)

○シンド及ビルマ問題

- 一 シンドはポンペイ州より獨立せしめ、一州を設置す
- 二 ビルマは英領印度より分離すべからず

○地方行政

- 三 ベンゴールに於ける法律命令を除くの外、保事項及移管事項の區別を廢止し、特に中央事項と規定せられたるもの以外は總て地方事項とす

- 四 閣員はマドラスに於いては八人、聯合州に於いては六人、ポンペイ、ベンゴール、バンジャブ、ビルマに於いては五人、ビハール及オリッサ、アッサムに於いては四人、中央州に於いては三人とす

- 五 閣員は連帶責任とす

- 六 知事は先づ首相を任命し其の推薦に基き他の閣員を任命すべし

- 七 首相は閣議を統裁し、ベンゴールに於ける法律命令に關するもの以外は、閣員をして行政各部の

長官たらしむべし

- 八 地方政府に於ける事務の執行に關する規則は内閣之を起草して知事の承認を受くべし

- 九 知事は閣員たるべからず

- 一〇 ベンゴールに於ける法律命令の主管長官の職は知事の任命する（官吏たるを要せず）閣員の責任に屬せしむ斯かる閣員は任命と同時に立法議會の官選議員たる資格を取得す

- 一一 立法議會に於いて不信任決議の提出せらるゝ場合は、豫め適當なる豫告を與ふるを要す、議會に於いて三分の二以上の多數を以て右決議が通過せざる限り閣員は辭任するを要せず

- 一二 閣員及議長の俸給は地方議會の法律を以て確定するを要す

- 一三 知事は普通の憲法上の職權に依りてのみ閣員を解任することを得

- 一四 州内の平和安寧を維持する目的の爲には知事は政府の名を以て必要なる命令を發する非常緊急の權を有す。此の命令は内閣にも適用せらる

- 一五 知事は何時にも區判事又は區警察署長の轉任を命じ又は之を制止することを得

- 一六 英領印度に於ける英國臣民の宗教又は宗教儀式、中央事項又は他州の利害に關係ある事項に關し知事が内閣と其の意見を異にするときは總督の裁定を請ふて之を決定するものとす

○地方立法

- 一七 現在の選舉権は速に倍加すべし
一八 立法議會は其の第二回の任期の終に於いて選舉権を變更することを得。但し此の目的にて開かれた特別の會議に於いて三分の二以上の同意を得ることを要す
一九 一般選舉権の一層迅速なる擴張を見ざる場合は、一九四一年までに總人口の三分の一、一九五一年までに三分の二、一九六一年までに總人口に對し選舉権を與ふることを要す

二〇 ピルマに於ける選舉権の擴張に關しては地方議會の慎重なる調査を經て決すべし

二一 州立法議會の議員數を増加すべし

二二 官吏議員を全廢すべし

二三 知事は特別議案を説明せしむる爲二人以内の専門家を指名して立法議會に列せしむることを得

二四 官吏に非ざる者を指名する制度は全廢すべし

二五 各州に於ける歐人、マドラスに於ける英印混血人及下層階級、ピルマに於けるカレンス族及印度人の場合を除き其の他の團體的選舉區制度は廢止すべし

二六 合同選舉區に於ける他の小數者の爲に議席を保留すべし。議席を保留せられたる團體の所屬員

が一般選舉區に於いて議席を爭ふことは自由とす

二七 回教徒の少數なる州に於いては、合同選舉區内の回教徒に對し、人口數又は有權者の數（回教徒の有利とするものを擇ばしむ）に比例して議席を保留すべし、加之其の保留された議席以上の議席を一般選舉區に於いて争ふことを許すべし。

二八 バンジャープに於ける印度教徒及シーカ教徒、其の他の州のシーカ教徒の數が其の代表を出すに足る場合に於いては此等の者の爲に人口數又は有權者の數（いづれか其の有利とする者を擇ばしむ）に比例して議席を保留すべし、議席を保留せられたる者は一般選舉區に於いて他の議席を争ふことを得

二九 ベンガールに於いては印度教徒及回教徒の分離選舉區を置かず又議席を保留せず兩團體は共同選舉區に於いて争ふべし

三〇 マドラスに於いては下層階級の爲に分離選舉區を設くべし

三一 ボンベイ州に於いては下層階級の爲に共同選舉區内に、其の人口數又は有權者の數（いづれか其の有利とするものに依る）に比例する議席を保留すべし。一般選舉區に於いて更に議席を争ふことは自由とす

三二 アッサムに在りてはスルマ渓谷に於ける後進及下層の階級の爲眞にアッサム渓谷に於ける未開種族及後進、下層階級の爲に合同選舉區の議席を保留すべし。

三三、其の他の州に在りては下層階級の爲に合同選舉區内の議席を保留すると共に此等の者が一般選舉區に於ける議席を争ふことを許すべし。

三四 マドラス及アッサムに於いては後進階級の爲に議席を配當すべし之が爲特に選舉せしむるか又は指名に依るかは地方政府の定むる所に依る。

三五 聯合州に於いては五箇の議席を合同選舉區内にて後進階級の爲に保留すべし。

三六 ビハール及オリッサに於いては合同選舉區内にて土著人、後進種族及山嶽種族の爲議席を保留すべし。

三七 基督教印度人の爲に合同選舉區に於いては議席を保留すべし。

三八 歐人は、從前の如く各州に於いて分離選舉區を有すべし但し中央州に於いては歐人と英印混血人とは混合選舉區を設くべし。

三九 ポンベイ州中央州及マドラス州の一部を除きたる他の地方に於いては英印混血人の爲合同選舉區に於いて議席を保留すべし。

四〇 ビルマ立法議會に於ける印度人の代表は現在と同一基礎とす、但し其の數は議員總數の増加に比例して増加さるべきものとす。

四一 マドラス州及ポンベイ州のマラッタスに於ける婆羅門以外の者に對する議席の留保は之を廢止す。

四二 各州に於ける商工業者の爲特別選舉區を設けて議席を配當すべし。

四三 マドラス、アッサム並にビハール及オリッサに於ける Planters の爲に特別選舉區を設けて議席を與ふべし。

四四 ビハール及びオリッサ並に中央州に於ける鐵業家の爲に特別選舉區を設けて議席を與ふべし。

四五 ポンベイに於いては一般選舉區に於ける留保に依り其の他の州に於いては分離選舉區を設けて労働者の爲に議席を割當つべし。

四六 地主の爲に特別選舉區を設けて議席を留保すべし。

四七 大學の代表は現在と同様なるべし但しアラハバッド、アグラ及びラクノウの三大學に對して更に一箇の議席を增加すべし。

四八 大學の選舉權は上院議員の選出に限る。ダッカ大學の場合に在りては大學裁判所に對する選舉

権に限る

- 四九 各州立法議會に於いて議員總數の百分の五は婦人の爲に留保せらるべき、其の選舉は合同選舉區又は分離選舉區に依り若し選舉不可能なるに於いては指名に依るべし
- 五〇 州立法議會の任期を四年に延長すべし
- 五一 各州の立法権は知事及立法議會（並に聯合州に在りては上院）にて之を有す
- 五二 地方立法議會は總ての地方事項に關し州内の平和及行政の爲必要なる法規を制定する権を有すべしと雖豫め總督の許可なくして新憲法施行前印度中央立法議會にて制定したる地方事項に關する法律を廢止し又は變更するを得ず
- 五三 議會は内閣の勅告あるに非ざれば如何なる目的の爲にも州の歳入又は其の他の金錢を充用する提議を爲すことを得ず
- 五四 豫め内閣の許可あるに非ざれば地方議會の議員は、州の歳入に影響を及ぼし又は州歳入の負擔となるべき議案を提出することを得ず
- 五五 知事は地方議會を通過したる議案に同意し又は之を拒否する権を有す
- 五六 委員會の勅告に従ひ中央政府が民衆化せらるゝ場合に於いては總督は其の決定に留保せられたる議案に同意する権限を有し又其の議案を受領したる日より十二箇月以内に限り之を不許可する権限を有す
- 五七 知事は非常事變の場合に於いて州内の安寧秩序を保持する爲必要なる経費を支出することを得
- 五八 聯合州以外に於いては上院を必要と認む、聯合州にては十年間試験的に上院を設くべし
- 五九 聯合州の上院議員選舉権は現在のカウンシル・オブ・ステートと同様なるべし上院に於ける下層階級の代表は下院に於ける下層階級議員が選舉すべし
- 六〇 上院議員に就いても回教徒の爲に人口數又は有權者數（いづれか其の有利なるものを擇ばしむ）に比例する議席を合同選舉區内にて留保すべし一般選舉區に於いて回教徒が更に議席を争ふことも自由とすべし
- 六一 上院は立法権に關しては下院と同一の権を有す但し金錢に關係ある議案は先づ下院に提出することを要す
- 六二 豫算及支出は下院のみ之を票決し閣員は之に關して下院に對して責を負ふべし
- 六三 兩院の議決異なるときは知事は兩院の要求に依り又は依らずして共同委員會を召集し之を附議せしむ

○其の他の問題

- 六四 現在の地方事項及中央事項の分類は特別委員の再審査に附すべし。
- 六五 印度中央政府が一層民衆的なる基礎に立ち開員に事務を移管するに至るまで總ての地方収入は地方政府の處分に委すべし然れども地方政府は公平なる裁判所にて決定するが如き貢納金を中央政府に納むる義務を免るを得ず。
- 六六 高等法院に關し現在州政府が有する権限は將來中央政府に於いて行使すべし。
- 六七 印度統治法第一百一章に規定せる印度文官に對し高等法院の議席の三分の一を留保する制度は廢止すべし。
- 六八 高等法院判事の三分の一は十年以上勤続せる辯護士たるを要し、三分の一は辯護士たらざる代言人たるべし。高等法院の首席判事は常に辯護士^{パラスター}たるを要す。
- 六九 マドラス及ポンベイ以外の州に於いては新地方政府はオール・インヂア・サアヴィスの制度を保存し又は之を地方化するは自由とす。若し此の制度を地方化するに決したるときは各團體より適當なる代表者を加ふる爲正當なる注意を拂ふことを要す。
- 七〇 ポンベイにてはオール・インヂア・サアヴィス制度を地方化せざるべからず。現在の職員が享する總ての特權は彼等に保留せしむべし。
- 七一 マドラスにては二箇のセキユリチー・サアヴィスに就き現在の如きオール・インヂア・サアヴィスを保存すべきも其の他は總て地方化すべし。
- 七二 知事の同意（代決を許さず）なくして、官吏の俸給年金譲責陳情等に關する法令を官吏の不利益に變更するを許さず。オール・インヂア・サアヴィスに屬する官吏又は印度事務大臣の任命に係る官吏は此等の法令に關し當該官廳に訴ふることを得。
- 七三 マドラス及ポンベイの政府は地方軍隊並に義勇兵を設置維持することを得。
- 七四 太守及軍司令官は地方軍隊を查閲し其の改善及維持に關し命令を發することを得と雖之が減勢を來すべき命令を發することを得ず。
- 七五 地方政府は直に行政司法の兩權分離の爲必要なる措置を講ずべし。
- 七六 北西國境州に於いてはモーレイ・ミントー改革程度の改革を行ふべし。
- 七七 總督の地方政府に對する監督指揮權は特に列記したる場合に限り行使し得べく、若し總督が地方政府に關與する權限ありや否やに關し總督府と地方政府と意見を異にするときは特別裁判所の裁決を俟つて決定すべし。

- 七八 地方政府が州内の安寧秩序を破壊し又は之を維持する能力を失ひたるときは、總督は地方政府に代りて行政を施すことを得べし、但し財政的破産の場合を除く。總督は地方政府をして其の正當債務を支拂はしむる爲必要的なる手段を執ることを得べし。
- 七九 總督は州内の安寧秩序を保持する爲必要あるときは地方政府を指揮する権限を有すべし。
- 八〇 總督は印度事務大臣の承認を得て、地方議會の停會を命ずることを得べし。
- 八一 總督は印度事務大臣の承認を得て州を其の直轄の下に置くことを得べし。
- 八二 印度の國防、外交以外の事項は、總て議會に對して責任を負ふ閣員の管理に移すべし。
- 八三 豫め總督の認可あるに非ざれば議會は左記事項に關係ある議案を議することを得ず。
- (イ) 公債、印度歲入並に印度歲入の負擔すべき債務
- (ア) (イ) 印度に於ける英國臣民の宗教、宗教的儀式並に習慣
- (イ) 英國の陸軍、海軍、空軍の訓練及維持
- (イ) 政府と外國君主及外國との關係
- 左に掲ぐる議案に就いても亦前項に同じ
- (イ) 印度立法議會が其の立法権に屬するものと宣言せざる地方問題又は地方問題の一部を規律せん

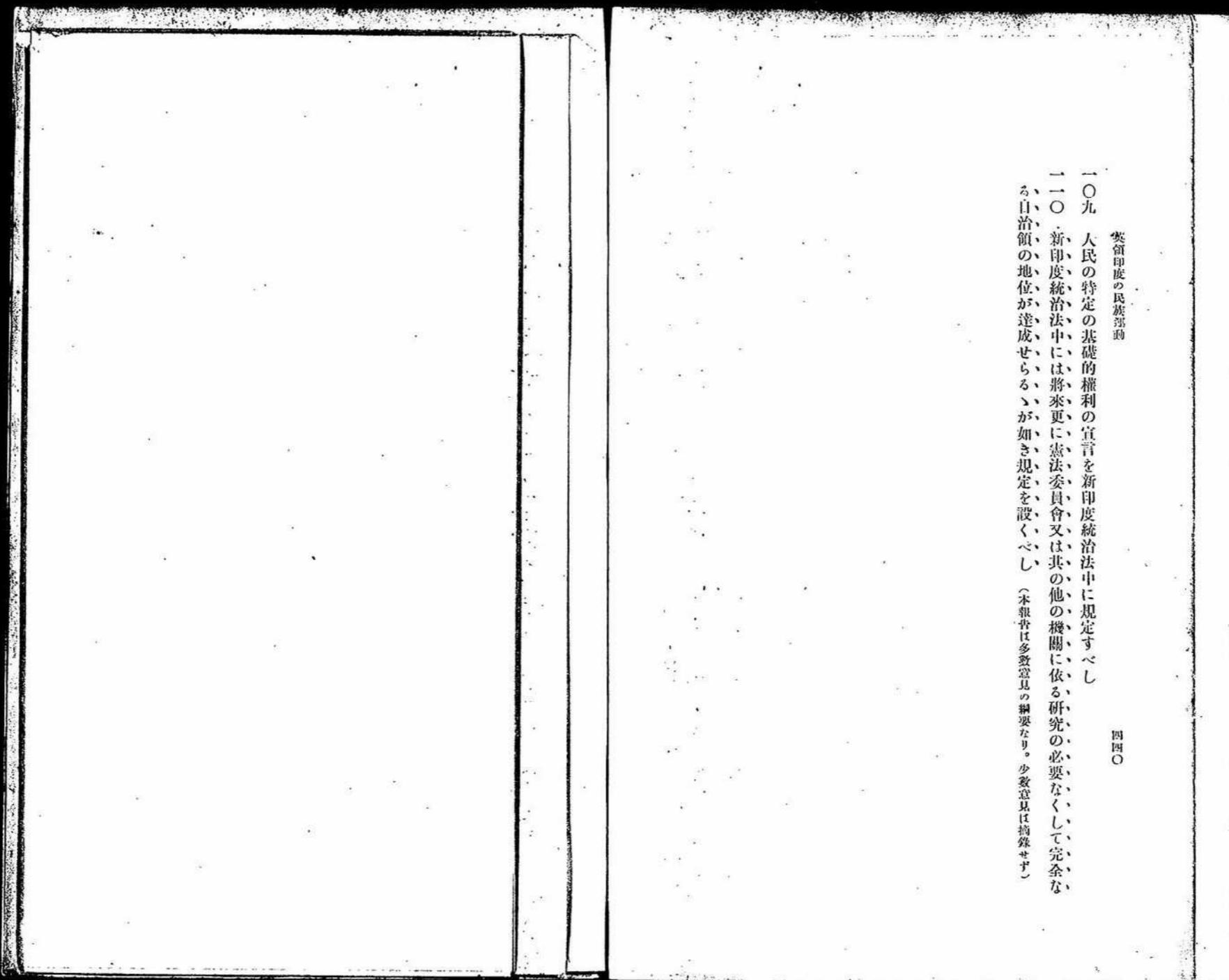
とするもの

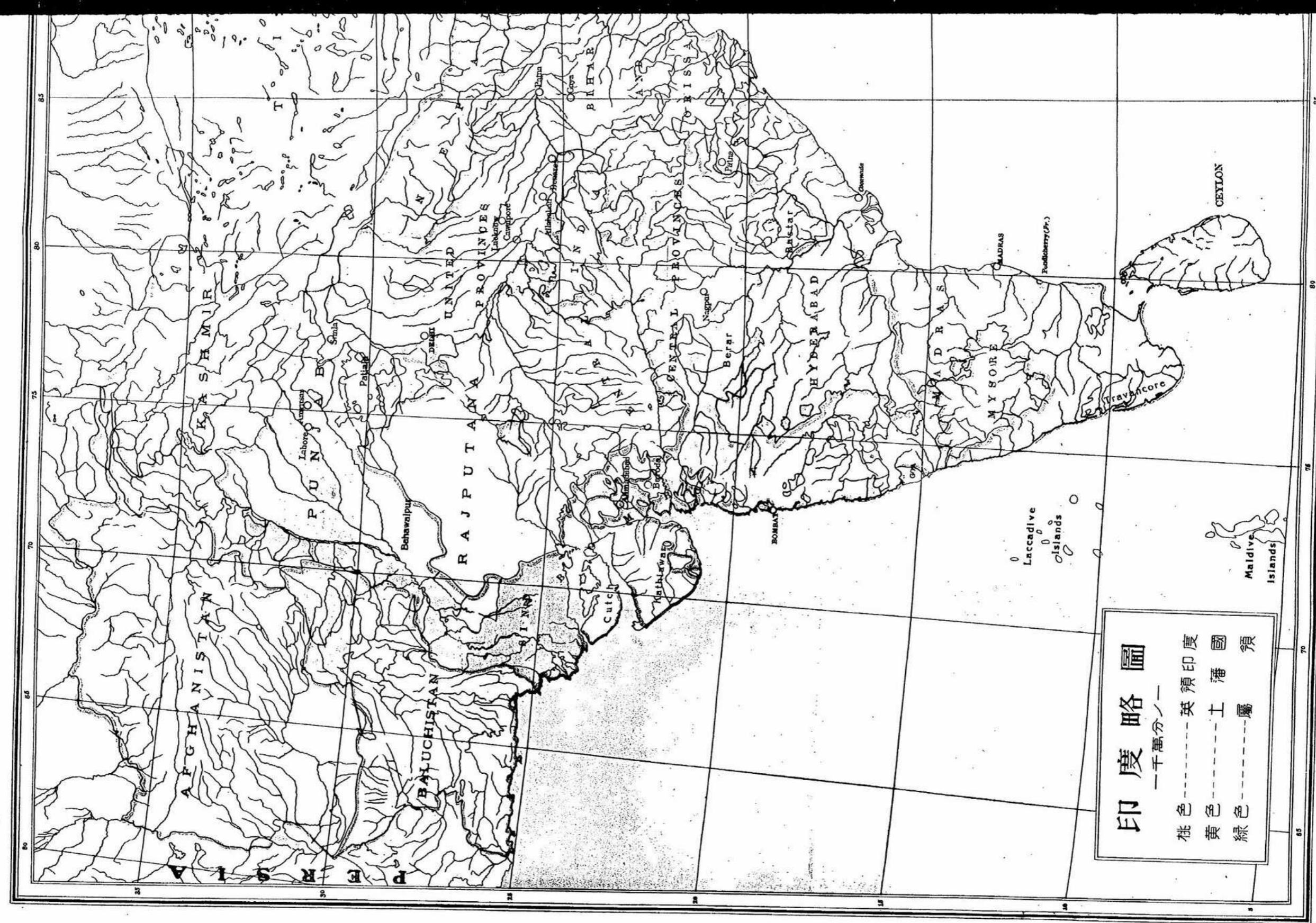
- (ア) (イ) 地方政府の制定に係る法規を廢止又は變更せんとするもの
- (ア) (イ) 總督の發する法令を廢止し又は變更せんとするもの
- 八四 總督、府内閣は二人以内の行政參事會員及六人以内の閣員を以て組織すべし。
- 八五 行政參事會員及閣員の任命は總督自身の考慮に依つて爲さるべし。
- 八六 總督、府内閣の半數は印度人たるべし。
- 八七 行政參事會員又は閣員の一人は上院議員たるべく他の者は總て下院に議席を有する者たるべし若し既に議會に議席を有せざるときは任命と同時に官選議員たるものとすべし。
- 八八 行政參事會員及閣員は兩院に於いて演説することを得べきも、要決權は唯自己の屬する議院に限る
- 八九 下院は議員三百名を以て組織すべし。
- 九〇 總督は普通議員の外十名以内の専門家を指名して下院議員たらしむることを得べし。
- 九一 歐人は分離選舉區制に依るべし。
- 九二 歐人以外の團體、労働者及婦人の代表は合同選舉區制に依り選出せらるべし。

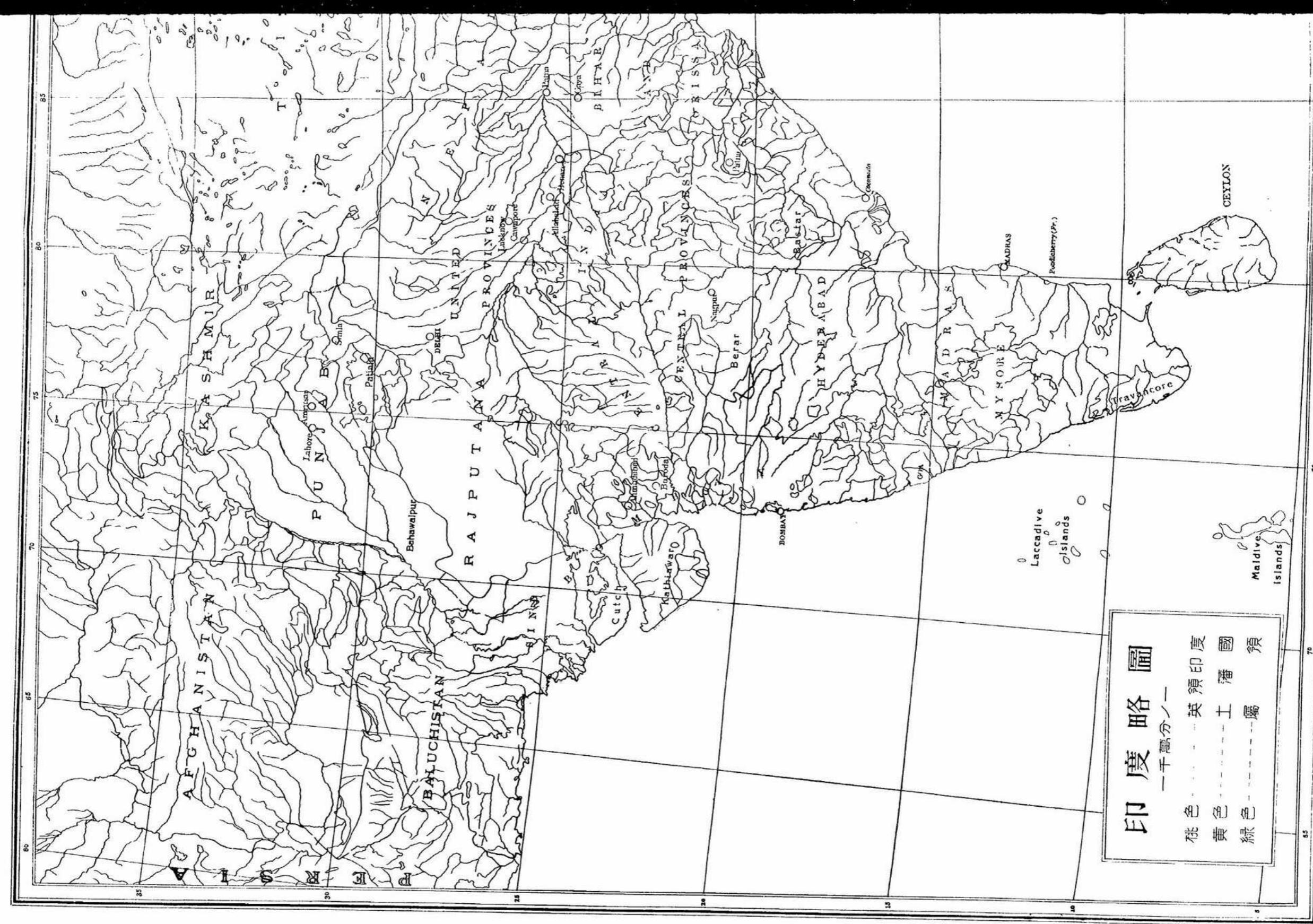
- 九三 下層階級、シーカ教徒、英印混血人、印度基督教徒、労働者及婦人の場合に於いて合同選舉區制に依る選舉が到底困難なるときは間接選舉を要求することを得べし
- 九四 地主並に印度人及歐人商業者は特別選舉區を有すべし
- 九五 下院議長は下院議員の中より其の院に於いて選任すべし
- 九六 下院議員の任期は五年に延長すべし
- 九七 上院の議員定數を六十人より百人に増加すべし
- 九八 上院の議席は現在の割合に比例して之を各種の團體及利益代表の間に配當すべし現存の選舉議員と任命議員の比率は之を維持すべし
- 印度省及印度事務大臣
- 九九 公債を起す権限は印度政府之を保有し之が爲必要あるときは自由にエゼントを使用することを得べし
- 一〇〇 徵兵權は印度中央政府又は地方政府必要に應じて之を行使することを得べし
- 一〇一 國際聯盟の如き國際機關の代表は印度總督之を任命する權を有すべく印度事務大臣に有せしむべからず

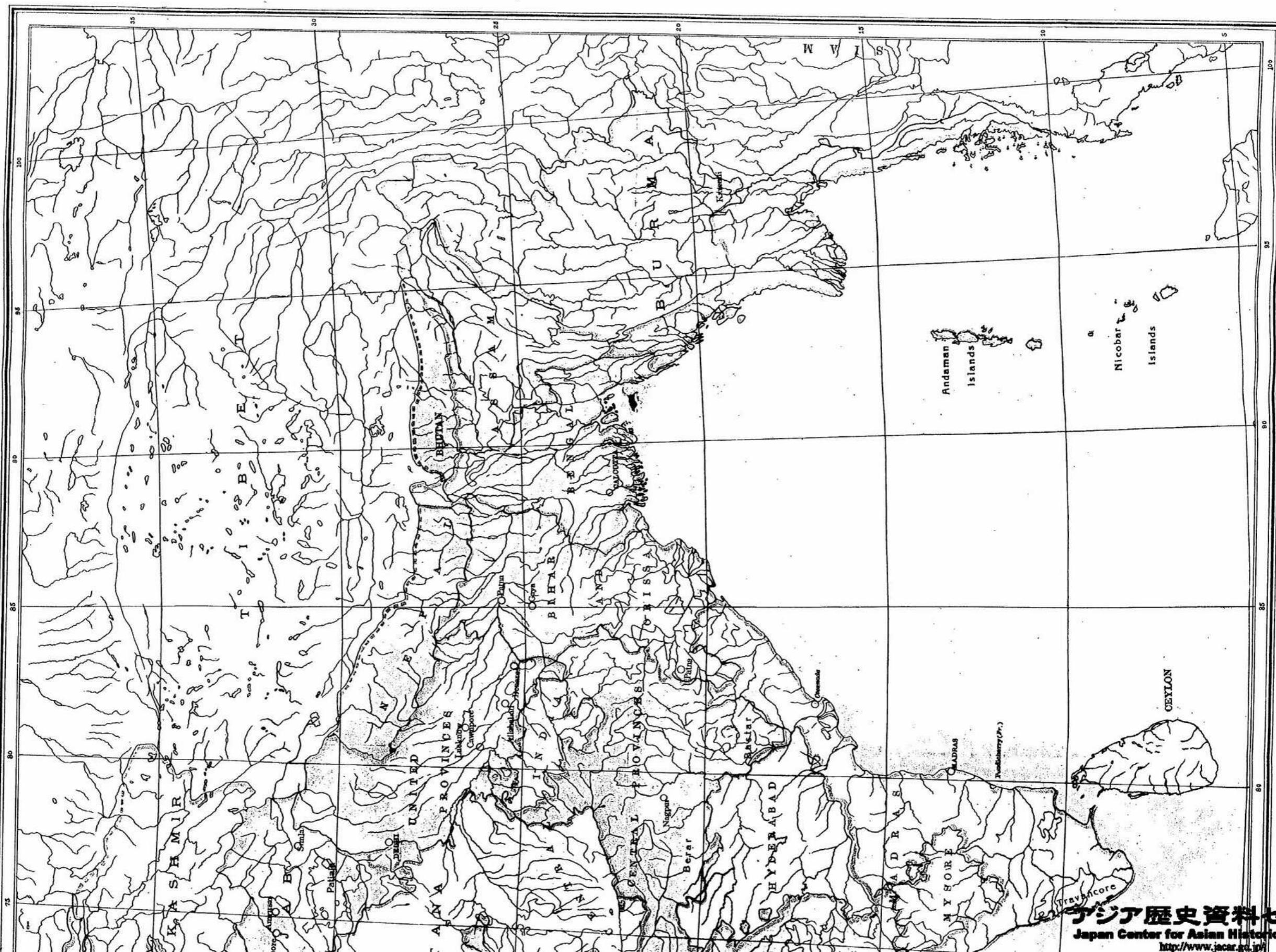
- 一〇二 州に於いて總ての事項を議會に對し實に任する閣員の管理に移したるに伴ひ印度統治法第十九章に規定する印度事務大臣の干涉權を制限する規定は總ての地方事項に之を擴張適用せらるべし
- 一〇三 中央政府に於いても議會に對して責任を負ふ閣員に移管したる事項に就いては前記の規定を適用すべきものとす
- 一〇四 印度事務大臣の參事會は廢止すべし若し之を保存する場合に於いては之を改造し其の會員の半數は中央議會より選出したる印度人たらしむべし
- 一〇五 印度政府に移管せられざる事項に關する指揮監督を行ふ爲印度事務大臣は二人の印度人たる次官の輔佐を受くべく其の一人は英國議會に於いて議席を有せしむべし
- 一〇六 印度が自治領の地位を得るに至るまで英國議會に印度人側の意見が代表せられざるべからず依つて印度人を英國議會に加ふべき條項を設くべし
- 一〇七 直に印度に陸軍大學を設置すべし而して其の他の點に關してはスキーイン委員會の勸告を實行すべし
- 一〇八 大審院を印度に設置すべし

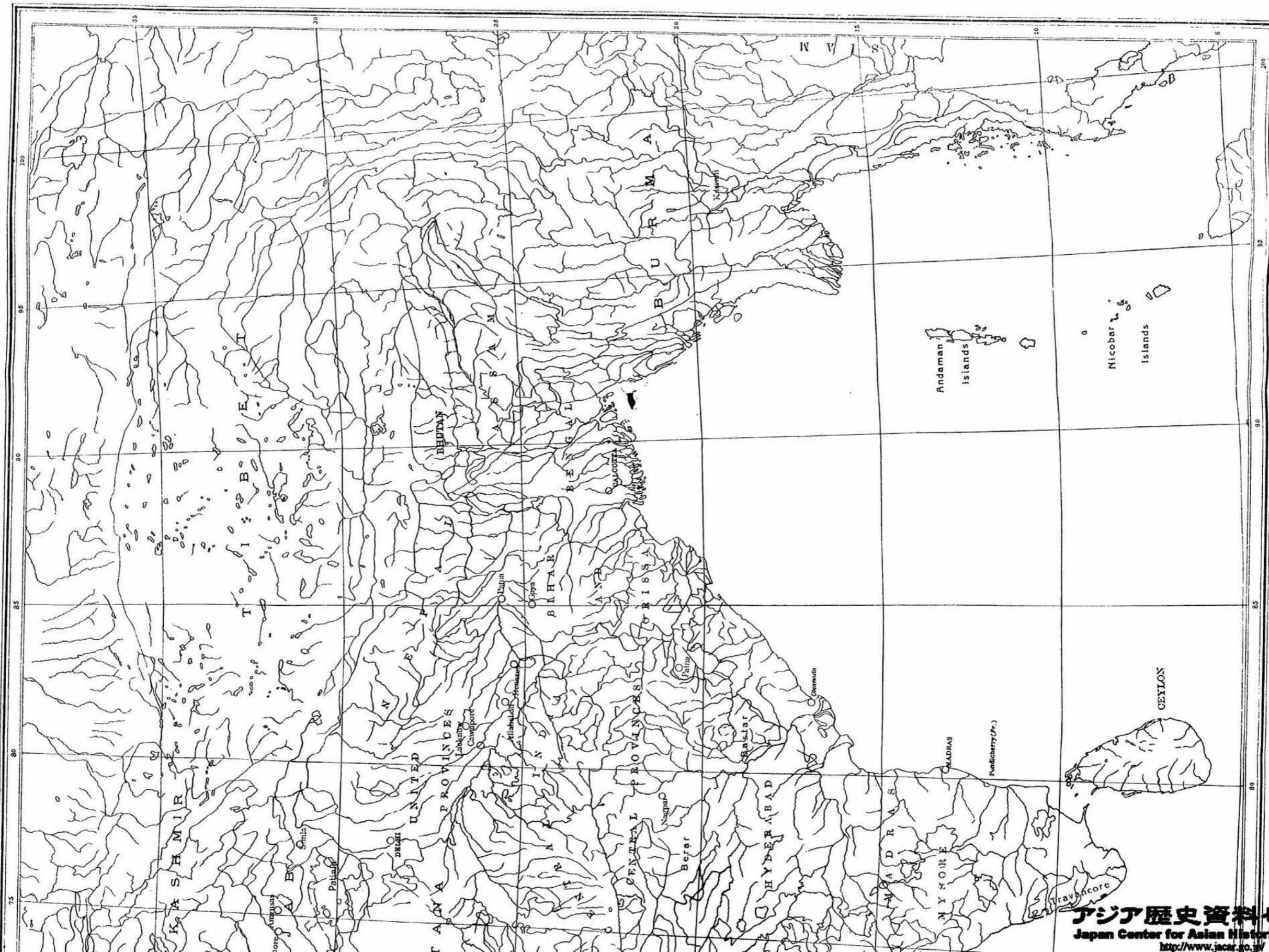
- 一〇九 人民の特定の基礎的権利の宣言を新印度統治法中に規定すべし
一一〇 新印度統治法中には將來更に憲法委員會又は其の他の機關に依る研究の必要なくして完全なる自治領の地位が達成せらるべき如き規定を設くべし（本報書は多數意見の綱要なり。少數意見は摘錄せん）











朝鮮總督府

昭和五年三月廿八日 印刷

昭和五年三月三十日 発行

印刷所 朝鮮印刷株式會社

京城府蓬萊町三ノ六二

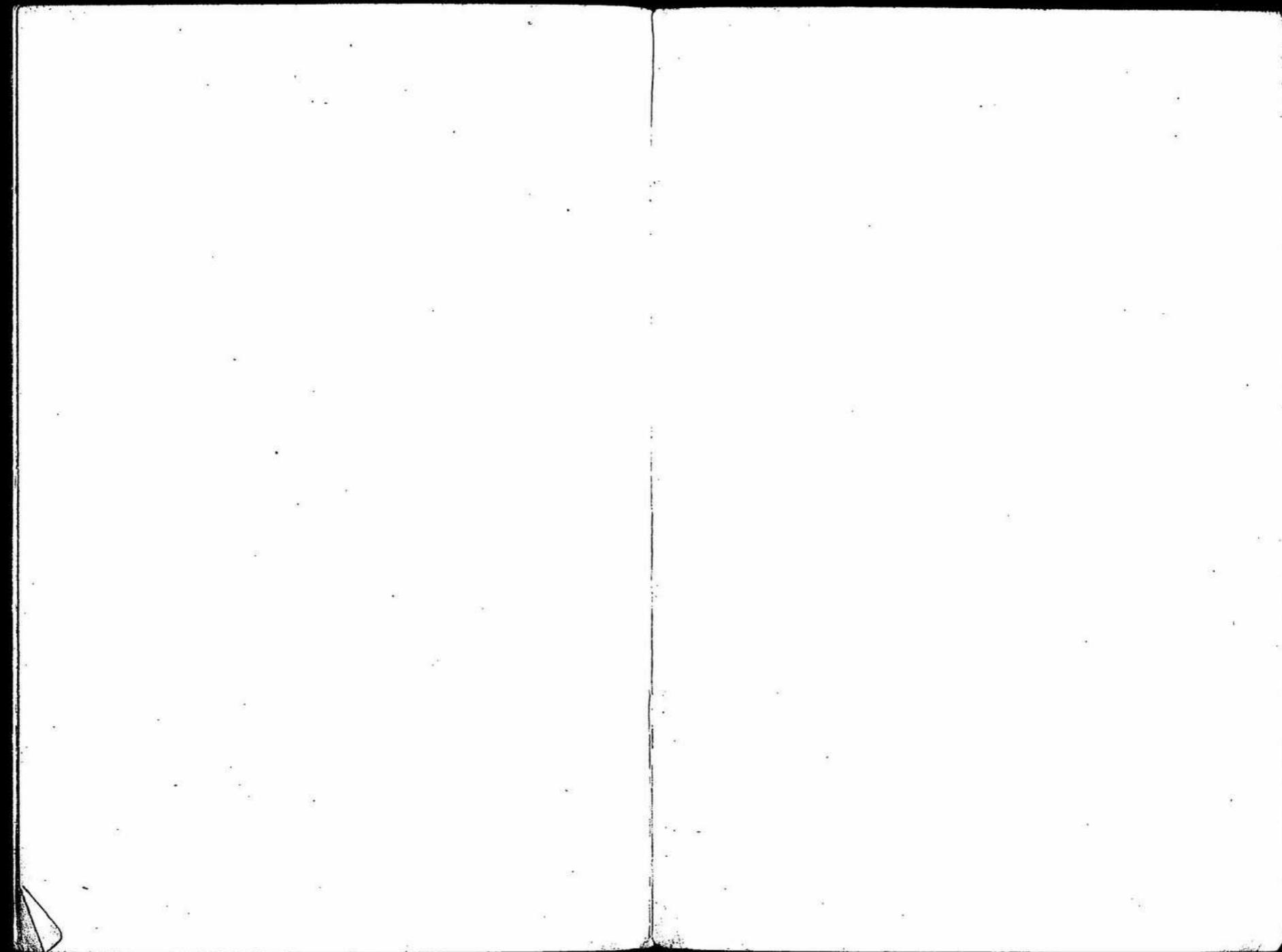
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

祕

調査資料第三十三輯

英領印度の民族運動 繽編其の一

朝鮮總督府

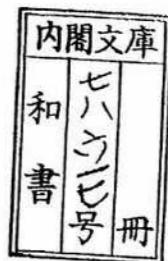


305
11

調査資料第三十三輯

英領印度の民族運動 繽編其の一

朝鮮總督府



昨年の三月第二次反英抗争の手段として鹽專賣法破りが開始されてから本年の三月アルウイン總督とガンヂとの間に平和協定が成立するまで印度の一年間はまことに多事を極めたのであつた。本書は前編に引續き此の一年間に於ける印度の國民運動の経過の概略を記述したものである。

尙今秋倫敦に開かれる第二次圓卓會議以後の経過は更に次編に之を收録する豫定である。

昭和六年六月

朝鮮總督官房文書課